

市政概要

令和8年度(2026年度)版

和歌山市議会事務局

和歌山市民憲章

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、平和で豊かなまちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

- 1 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
- 2 互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。
- 3 きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。
- 4 仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。
- 5 教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

和歌山市歌

佐藤春夫 作詞
山田耕筰 作曲

一、これ南海の鎮めぞと

南龍公が志

潜めし城は旧りにしを

城下の意気ぞ新なる

星移り物変わるとも
常若の市和歌山市

二、見よ紀の川の川口に

民衆起ちて封建の

夢吹き払い新時代の

都市に産業興りたり

星移り物変わるとも
常若の市和歌山市

三、豈煤煙を誇らんや

風光ゆかしこの辺り

鶴鳴き渡る和歌の浦

高野の山も近くして

星移り物変わるとも
常若の市和歌山市

ま え が き

本概要は、議員の参考資料及び市
政調査説明補助資料として編集しま
した。

市 政 概 要

總 括	1
議 会	2
市長公室	3
總 務 局	4
危機管理局	5
財 政 局	6
市民環境局	7
健 康 局	8
福 祉 局	9
産業交流局	10
都市建設局	11
企 業 局	12
消 防 局	13
教育委員会	14
監査委員	15
選挙管理委員会	16
人事委員会	17
農業委員会	18
外郭団体	19
参 考	20

目 次

1 総 括

1	市 制 施 行	21
2	和歌山市き章	21
3	市 民 憲 章	21
4	市 の 木 と 花	21
5	面積・人口・世帯数及び有権者数	21
6	和歌山市の偉人・先人	22
7	姉 妹 都 市	25
8	友 好 都 市	26
9	都 市 宣 言 等	26
10	町 村 合 併	30
11	国勢調査人口・世帯の推移	30
12	年 齢（5歳階級）別人口	31

2 議 会

1	議 員 名 簿	35
2	歴代正副議長	37
3	会派・党派別構成	39
4	当選回数別議員数	39
5	常任委員会・特別委員会等	40
6	本会議の状況	42
7	報酬及び費用弁償	44
8	図書資料室蔵書分類	44
9	受理請願及び陳情・要望書	45
10	議員提出事件	45
11	行政視察の受入れ状況	45
12	事務局機構図	46

3 市 長 公 室

1	歴 代 三 役	49
2	広 報 関 係	50
3	広 聴 関 係	51
4	シティプロモーション関係	51

4 総 務 局

1	法制関係事務	55
2	情報公開及び個人情報保護	55
3	職 員	56
4	報酬及び費用弁償	59
5	旅 費	60
6	職 員 研 修	61
7	恩 給 関 係	62
8	健康管理関係	62
9	行 財 政 改 革	62
10	行 政 評 価	62
11	行 政 事 務	62
12	附 属 機 関	63
13	情報化推進事務	65
14	行政情報化事務	65
15	社会保障・税番号制度関係事務	66
16	情報セキュリティポリシーに係る事務	66
17	情報システム評価事務	66

5 危 機 管 理 局

1	総合防災関係	69
2	地域安全関係	72
3	交通対策関係	72
4	交通事故発生状況	72

6 財 政 局

1	令和8年度予算総括表	75
2	令和8年度予算の概要	76
3	公営企業会計	120
4	一般会計予算資料	123
5	財 政 指 標	126
6	決 算	126
7	基 金	127
8	財産管理事務	128
9	市庁舎の概要	129
10	令和6年度決算市税収入成績表	132
11	令和8年度市税予算額	134

12	市 税 の 一 覧	135
----	-----------------	-----

7 市 民 環 境 局

1	市民憲章に関する事務	141
2	非核平和都市宣言等事業	141
3	自衛官募集事業	141
4	消費者行政推進事業	141
5	計 量 事 業	142
6	市民相談事業	143
7	自 治 会	144
8	美 化 啓 発	144
9	市民協働と地域連携推進事務	145
10	戸 籍 ・ 住 民	145
11	男女共生推進事業	146
12	人権施策推進事業	147
13	塵芥処理事業	148
14	し尿処理事業	150
15	環境保全事業	151
16	環境対策事業	152

8 健 康 局

1	後期高齢者医療制度	159
2	老人医療費助成制度	163
3	介護保険制度	163
4	国 民 年 金	174
5	国民健康保険	179
6	保健所及び保健センター	182
7	夜間・休日応急診療センター	191
8	市内医療施設数	191
9	斎 場	192
10	今 福 霊 園	193
11	衛 生 研 究 所	193

9 福 祉 局

1	保育所・認定こども園	199
2	社会福祉施設	202
3	生活保護状況	205
4	民生委員・児童委員	205

5	ケースワーカー	206
6	生活困窮者自立支援制度	206
7	和歌山市あいあいセンター	206
8	和歌山市ふれ愛センター	208
9	母子父子寡婦福祉資金の概要	209
10	児 童 福 祉	210
11	障害者（児）福祉	213
12	高齢者福祉制度	217

10 産 業 交 流 局

1	商 業	223
2	工 業	223
3	企業立地促進奨励金制度	225
4	中小企業支援	227
5	産業政策関係事業	229
6	雇用関係事業	230
7	労働福祉関係事業	231
8	勤労者総合センター	232
9	観 光	233
10	国際交流関係	239
11	文 化 振 興	240
12	和歌山市文化表彰	241
13	文 化 財 保 護	242
14	有吉佐和子記念館	243
15	和歌山城ホール	244
16	和歌の浦アート・キューブ	245
17	市 立 博 物 館	246
18	体 育 館	247
19	つつじが丘総合公園	248
20	市民温水プール	249
21	市民スポーツ広場	249
22	農 林 水 産	250
23	中央卸売市場	255

11 都 市 建 設 局

1	契 約 関 係	263
2	地 籍 調 査	264
3	県土木事業施行に伴う本市の負担率及び負担額	265

4	都市計画道路状況	266
5	橋梁維持修繕関係	267
6	道路新設改良事業関係	268
7	地方道整備事業関係	268
8	和歌山市道認定要綱	272
9	道路台帳状況	274
10	道路舗装状況	274
11	橋 梁	274
12	和歌山市営駅前広場駐車場利用状況	275
13	境界明示・占用関係	275
14	道路施設の所々修繕関係	275
15	委託業務関係	275
16	道路等の修繕工事関係	276
17	交通安全施設の設置及び補修	276
18	河川管理関係	276
19	河川整備関係	277
20	準用河川関係	277
21	住 宅	278
22	公 共 建 築	280
23	用途地域一覧表	281
24	開 発 指 導	282
25	都市計画関係、許可・届出・証明等	283
26	交通政策推進事務	283
27	中心市街地活性化	284
28	市街地再開発事業等	285
29	駐 車 場 事 業	286
30	自転車等対策関係	287
31	土地区画整理事業	288
32	住 居 表 示	290
33	公 園	291
34	建 築 指 導	292

12 企 業 局

1	上 水 道	299
2	工 業 用 水 道	305
3	公 共 下 水 道	309
4	集落排水事業	313

13 消 防 局

1	和歌山市消防局・消防署	321
2	和歌山市消防団	324
3	予 防 業 務	325
4	警 防 業 務	328
5	消防相互応援協定	331
6	指 令 業 務	332

14 教 育 委 員 会

1	幼稚園・各学校数並びに園児児童生徒数及び教員数	337
2	中学校卒業者の進路状況	338
3	市立和歌山高等学校の進路状況	338
4	小・中・義務教育学校屋内運動場及びプール	338
5	学校施設新改築状況	339
6	給 食	340
7	コミュニティセンター	342
8	公 民 館	343
9	教育文化センター	343
10	放課後児童健全育成事業	344
11	教 育 研 究 所	344
12	少年センター	346
13	子ども支援センター	347
14	こども科学館	349
15	市 民 図 書 館	350
16	和歌山市立青少年国際交流センター	353

15 監 査 委 員

1	令和7年度における監査等の実績	357
---	-----------------------	-----

16 選挙管理委員会

1	投票区別選挙人名簿登録者数	361
2	選挙人名簿登録者数の推移	362
3	各選挙における開票状況	363

17 人 事 委 員 会

1	委員会開催状況	367
2	職員の給与等に関する報告及び勧告	367

3	条例案に対する人事委員会の意見	367
4	公平審査事務	368
5	規則、訓令の制定改廃状況	368
6	職員採用試験事務	368

18 農 業 委 員 会

1	委 員 数	373
2	組 織	373
3	許可申請・届出取扱状況	373
4	賃 借 料 情 報	373
5	農業者年金加入状況	374
6	農用地利用集積計画	375

19 外 郭 団 体

(公財)和歌山市文化スポーツ振興財団	379
(公社)和歌山市シルバー人材センター	381
(公財)和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター	382

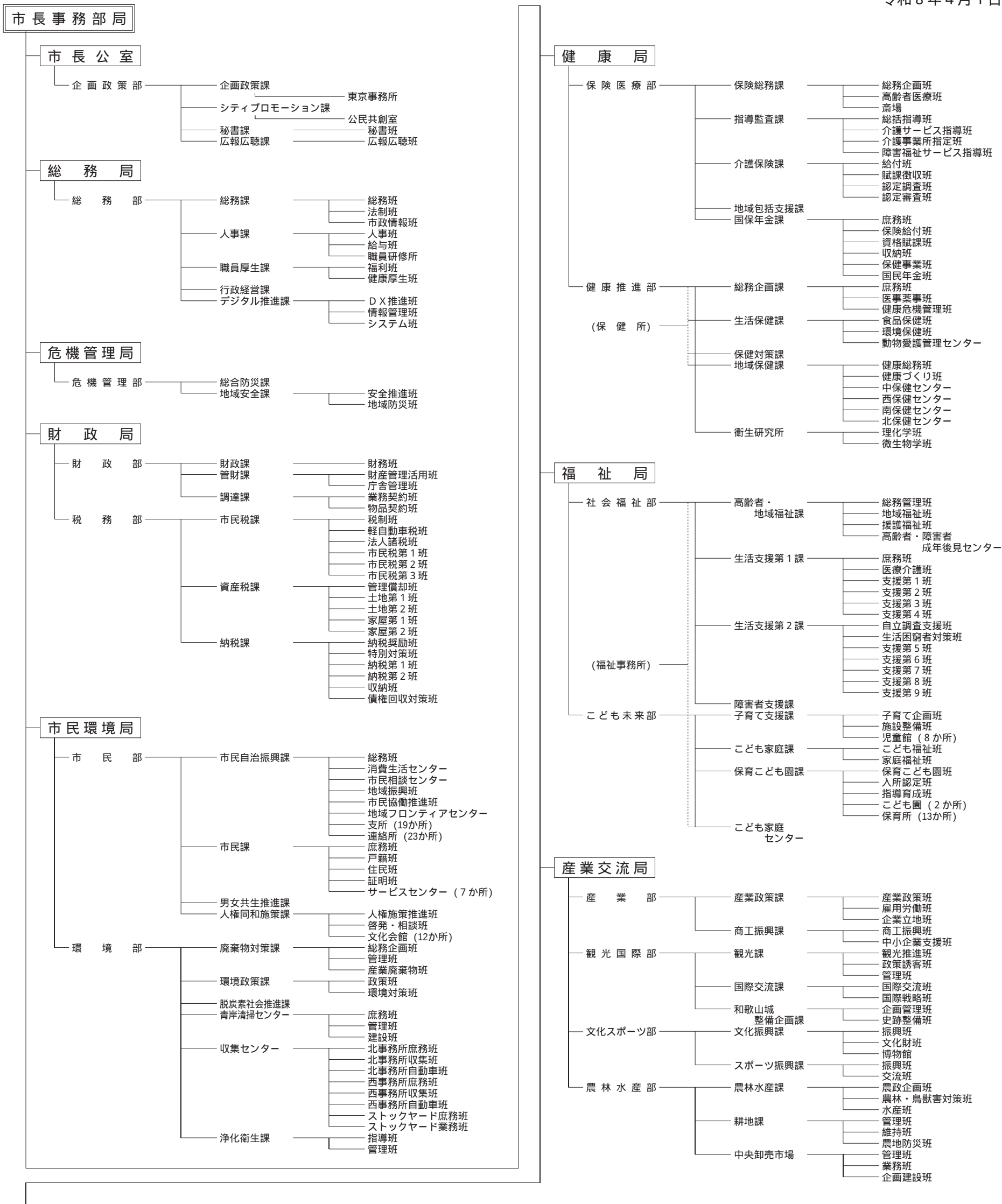
20 参 考

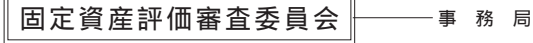
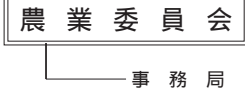
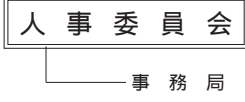
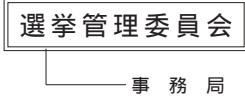
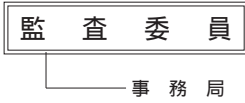
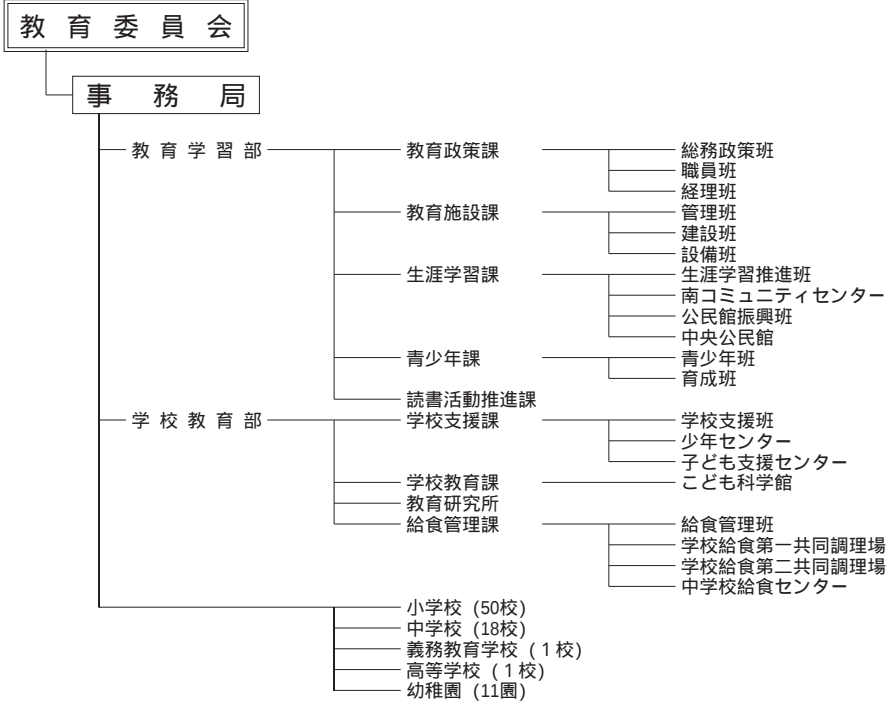
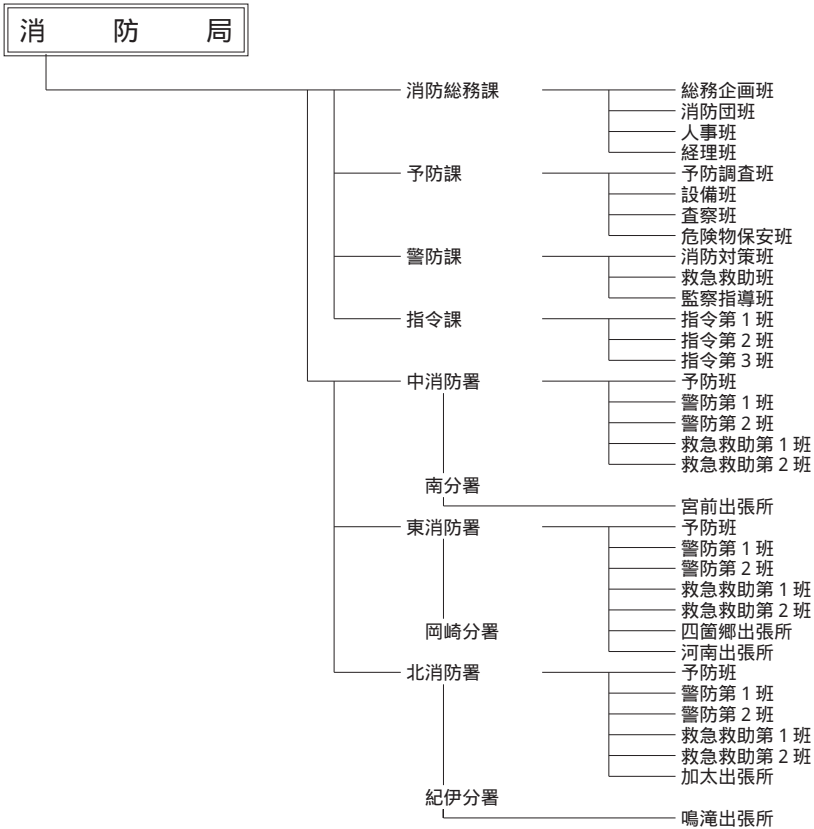
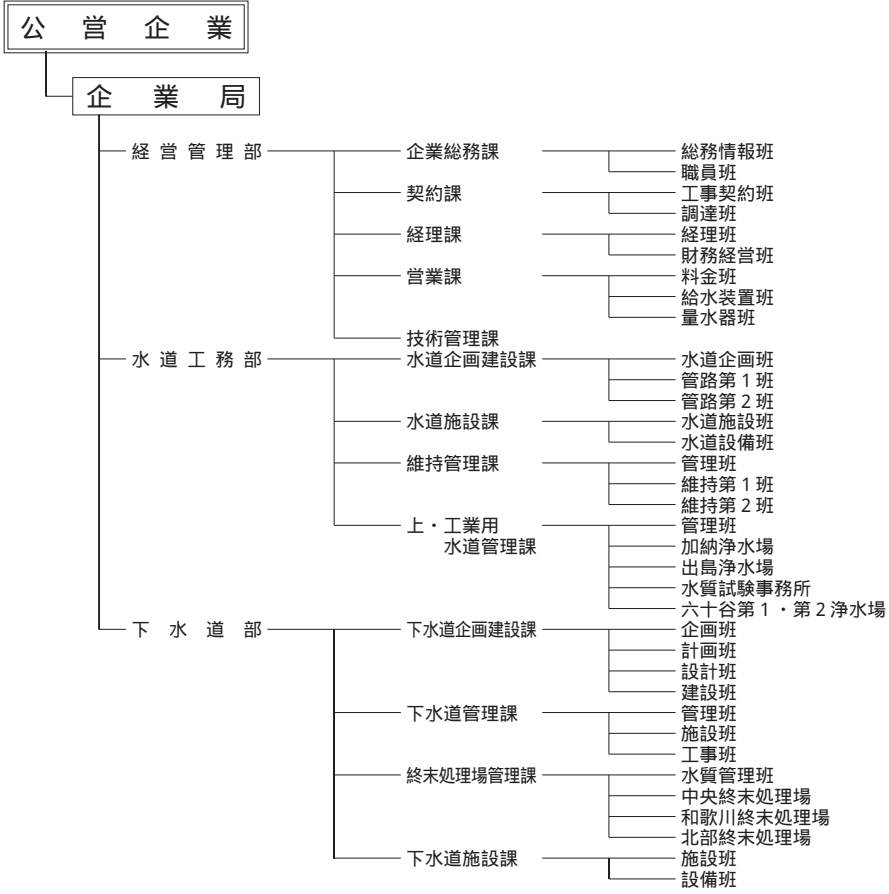
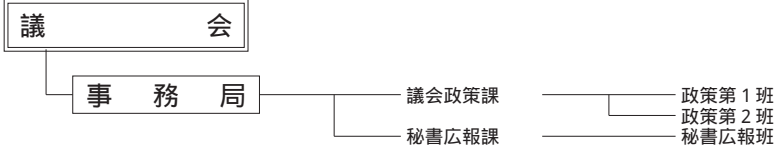
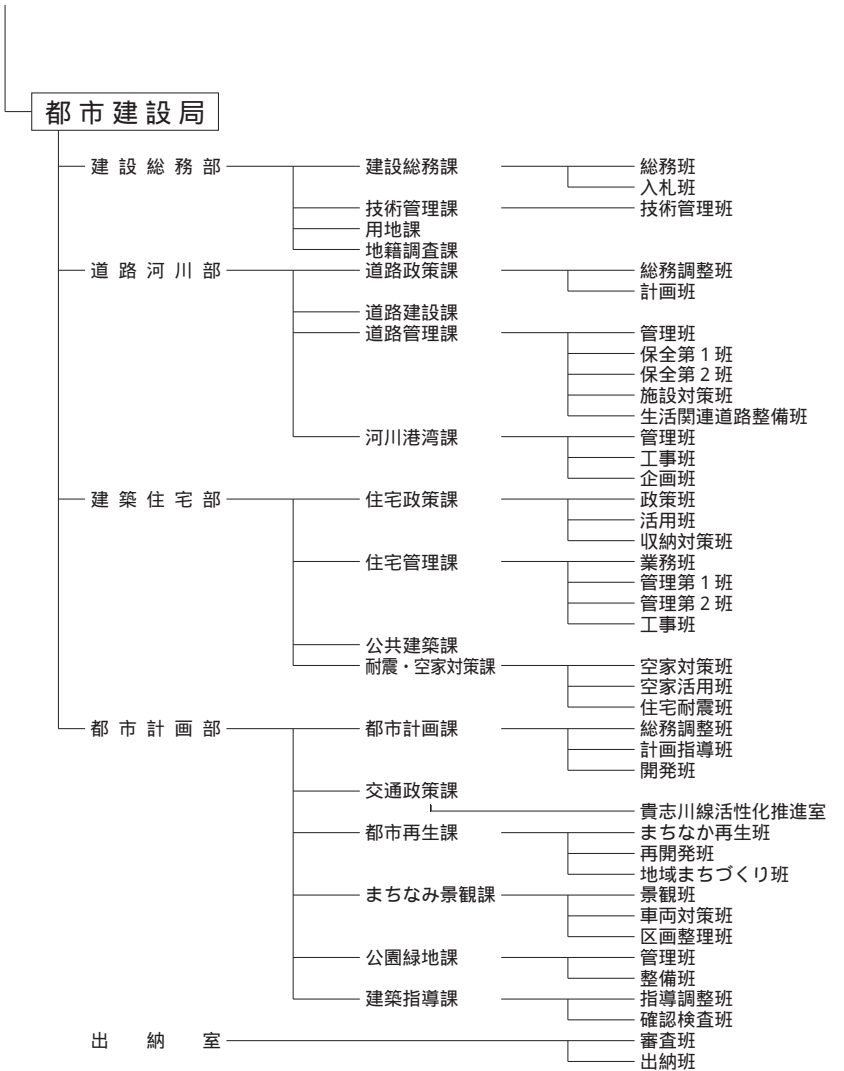
公有水面埋立状況	385
和歌山市の年表	387
市の施設一覧	404

総括

和歌山市行政機構図

令和8年4月1日





1 総 括

本市は和歌山県の北西端に位置する「県都」で、市域は東西約29km、南北約17.5km、面積208.85km²を有しており、北は大阪府阪南市及び泉南郡、東は紀の川市及び岩出市、南は海南市に接し、西は大阪湾の出入口にあたる紀淡海峡を挟んで淡路島、徳島県と相對しています。

地形は中央部を東西に流れる紀の川とその堆積物によってできた紀の川沖積平野、北部の和泉山地、南部の丘陵地帯で形成されており、気候は温暖な瀬戸内海気候に属しています。

本市は、大阪湾の海上交通と紀の川の河川交通の結節点に位置するため、古来、人・もの・情報が行き交う交流拠点として栄えてきました。

中世になるまで地域全体を支配する者は現れず、雑賀衆と呼ばれる裕福な土豪集団が割拠していましたが、天正13年（1585年）に豊臣秀吉により平定され、吹上の峰に「和歌山城」が築城されました。

その後、元和5年（1619年）に徳川家康の第10男徳川頼宣が入城し、以後、徳川御三家紀州藩55万5千石の城下町として繁栄し、江戸後期には推計人口で約9万人を擁する全国有数の大都市として栄えました。

明治22年（1889年）4月に市制が施行され、地場産業である繊維、捺染、皮革、化学、木工などが発展するとともに、「ぶらくり丁」に代表される商店街が市民の消費を支えてきました。

昭和20年7月の和歌山大空襲により、当時の市街地の約7割が被害を受け、本市は壊滅的な状態になりましたが、市民の総力を結集した努力の結果、都市の復興再建が急ピッチで行われるとともに、昭和34年までには隣接14町村を合併して、現在の「和歌山市」となりました。

戦後、本市の産業は鉄鋼、化学などの重化学工業が先導的な役割を担い、飛躍的に発展してきましたが、昭和50年代以降の産業構造の変化に十分な対応ができず、本市製造業の事業所数が減少するなど、産業の低迷が見られました。

近年、本市では技術力や開発力に優れた企業の成長や輸出企業の業績改善に加え、観光分野においても外国人観光客の増加が顕著です。さらに、第二阪和国道や京奈和自動車道の整備が進み、企業の競争環境の改善が見込まれるなど、本市を取り巻く社会経済環境は大きな変革期を迎えています。

このような状況の中、「訪れてみたい」「住んでみたい」「住んでよかった」と思ってもらえるよう、本市の優れた地域資源を活用しながら、活力ある個性豊かで魅力的なまちづくりを進めています。

1 市 制 施 行

明治22年4月1日（当時面積5.517km² 51,603人）

2 和歌山市き章

明治42年制定



和歌山市は三方山に囲まれ、西は紀伊水道をへだてて、淡路島、四国が見える風光明媚な温暖の地である。

その和歌山市の力強い発展をき章が表している。

山の形の印は、和歌山市は三方山に囲まれているので、その地形を表し、白い矢印は和歌山市発展の勢いを表す（三方の山を貫く市民の力）。

○はワカヤマのカ（カタカナ文字）を図案化したもの。和は和歌山の和を表している。

3 市 民 憲 章

昭和40年2月に和歌山市地区公民館連絡協議会から市民憲章制定要望書が提出され、同年10月に市民憲章制定準備委員会が発足。委員60人の中から選ばれた12人の起草委員が草案作成にあたり、世論調査、アンケートの実施を行い、昭和41年2月、準備委員会に最終草案を提出し承認を得る。

昭和41年9月定例市議会に提案、同議会において10月12日に議決され、同年11月3日「文化の日」に制定される。（市民憲章は表紙裏面に掲載）

4 市 の 木 と 花

緑化審議会が市民から募集して昭和49年2月5日制定

市の木 くすの木 樹木の中でも最も寿命が長いとされ、常緑広葉樹で枝張りが広く、樹姿の雄大さと成長力の強さは、市勢発展を象徴する。

市の花 つ つ じ 市に古くから自生し、万葉に詠まれ色もとりどりにして鮮美であり、市民から親しまれ愛されている。

5 面積・人口・世帯数及び有権者数

(1) 市 域 面 積 208.84km²（令和8年4月1日現在）

(2) 令和2年10月1日国勢調査

人 口 356,729人（男 167,947人 女 188,782人） 1 km²当たり人口密度 1,708人

世 帯 数 157,666世帯

(3) 令和2年国勢調査就業人口構成

総 数 158,633人 (うち分類不能6,023人)

第1次産業 2,679人 (1.8%)

第2次産業 35,959人 (23.6%)

第3次産業 113,972人 (74.7%)

割合については、分類不能を除き、小数第2位を四捨五入しています。

(4) 令和8年4月1日現在

人 口 339,350人 (男 159,745人 女 179,605人) 1km²当たり人口密度 1,625人

世 帯 数 159,365世帯 (令和2年国勢調査の結果を基準に算出しています。)

(5) 有権者数 (令和8年6月1日現在) 296,413人 (男 138,921人 女 157,492人)

6 和歌山市の偉人・先人

松 下 幸之助 明治27年 (1894年) ~ 平成元年 (1989年) 昭和35年 和歌山市名誉市民

明治27年11月、和歌山県名草郡和佐村千旦ノ木 (現和歌山市禰宜) に生まれる。学歴も資力もないところから独力で、現パナソニックグループを世界的企業に築き上げ「経営の神様」と呼ばれた。和歌山城の再建や市立松下体育館、松下公園、紅松庵の建設など本市のため物心両面に多大な援助を行った。

昭和13年に紺綬褒章、同31年に藍綬褒章、40年には勲二等旭日重光章、さらに56年には勲一等旭日大綬章を授与される。平成元年4月27日に逝去され、生前の功績により正三位に叙せられた。

古 武 彌四郎 明治12年 (1879年) ~ 昭和43年 (1968年) 昭和35年 和歌山市名誉市民

明治12年7月、岡山県邑久郡に生まれる。大阪府立医学校を卒業した後にドイツに留学。昭和20年本市に医学専門学校 (現・和歌山県立医科大学) が創立されるにあたり、初代校長として迎えられ、医学専門学校から医科大学への昇格や学校設備の拡充に努める。その功績を称え、同35年に和歌山県立医科大学名誉教授の称号を贈られる。

昭和36年には文化功労者、同39年にはアミノ酸の中間代謝の研究に対して第2回生存者叙勲を授与される。昭和43年5月30日に逝去され、生前の功績により正三位に叙せられた。

川 端 龍 子 明治18年 (1885年) ~ 昭和41年 (1966年) 昭和41年 和歌山市名誉市民

明治18年6月、和歌山市本町に生まれる。同28年一家で上京し浅草、日本橋に住む。同36年東京府立第三中学校在学中に読売新聞社が募集した「明治30年画史」に入選、以来、画家として進むことを決める。昭和4年会場芸術、大作主義を主張して「青龍社」を創立、洋画の手法を日本画に活かした画風で新風を吹きこむ。

昭和34年には文化勲章を受章、同38年龍子記念館を開設。昭和41年4月に81歳で逝去された。

高 垣 善 一 明治31年 (1898年) ~ 昭和41年 (1966年) 昭和41年 和歌山市名誉市民

明治31年2月、和歌山県有田郡田殿村に生まれる。昭和8年和歌山市議会議員に当選、同13年副議長、17年議長などを歴任。昭和22年4月初代公選市長となる。全国でも稀な5選市長として在職中の昭和41年5月31日に急逝された。生涯の大半を地方政治に捧げ、特に戦災復興に

尽くした功績は大きい。

生前の功績により正五位勲三等に叙せられた。

宇治田 省 三 大正 6 年 (1917年) ~ 平成元年 (1989年) 昭和61年 和歌山市名誉市民

大正 6 年 1 月、和歌山市湊に生まれる。昭和26年 4 月和歌山市議会議員に当選、同34年和歌山県議会議員、41年市長に就任、以来 5 期20年にわたり市政の発展に尽力し、近代都市和歌山の基盤を築く。その間、近畿市長会会長、全国市長会副会長、全国史跡整備市町村協議会会長等の要職を歴任される。

昭和48年藍綬褒章、同62年勲二等瑞宝章を受章。平成元年 6 月11日に逝去され、生前の功績により従四位に叙せられた。

陸 奥 宗 光 天保15年 (1844年) ~ 明治30年 (1897年)

幕末・明治の激動期の政治家。

天保15年 (1844年) 紀州藩重臣伊達千広の第 6 子として、現和歌山市吹上 3 丁目に生まれる。

脱藩して海援隊に入り、坂本龍馬の右腕として活躍。明治初年の和歌山藩藩政改革にも参加、不平等条約における領事裁判権の廃止などを実現させた。

南 方 熊 楠 慶応 3 年 (1867年) ~ 昭和16年 (1941年)

和歌山が生んだ世界的な博物学者。

慶応 3 年 (1867年) 和歌山城下橋丁で金物商弥兵衛の次男として生まれる。

自然生態系の保護と神社の地域社会における多面的役割を主張して、神社を統合整理しようとする国の政策である神社合祀に反対した。

國 部 ヤスエ 明治23年 (1890年) ~ 昭和54年 (1979年)

日本赤十字和歌山病院看護婦長。

明治23年に那賀郡北野上村 (現海南市) に、國部芳松の長女として生まれる。

昭和20年 7 月 9 日の和歌山大空襲に際しては、同病院が全焼する中1,200人近い患者・職員を無事避難させた。同26年国際赤十字委員会から看護婦最高の荣誉であるフローレンス・ナイチンゲール記章を受章。

嶋 清 一 大正 9 年 (1920年) ~ 昭和20年 (1945年)

高校野球界伝説の名投手。

大正 9 年に和歌山市小野町の米穀商嶋権次郎の長男として生まれる。

昭和14年夏の第25回全国中等学校優勝野球大会 (現全国高等学校野球選手権大会) では、全 5 試合完封、準決勝・決勝でノーヒット・ノーランの偉業を打ち立て、海草中学 (現向陽高校) を優勝に導いた。

有 吉 佐和子 昭和 6 年 (1931年) ~ 昭和59年 (1984年)

『紀ノ川』を代表作のひとつとする和歌山市出身の作家。

昭和 6 年に和歌山市真砂丁 (現吹上 1 丁目) に有吉眞次の長女として生まれる。

『紀ノ川』の他にも『有田川』、『華岡青洲の妻』、『助左衛門四代記』など多くの作品で紀州を舞台に風土や紀州人の気骨を表現している。

山 葉 寅 楠 嘉永 4 年 (1851年) ~ 大正 5 年 (1916年)

「ヤマハ株式会社」の創業者。嘉永 4 年 (1851年) 4 月、紀州藩士山葉孝之助の三男として

和歌山城下に生まれる。明治17年（1884年）浜松に移り住み、国産オルガンの製作に成功し、同30年日本楽器製造株式会社を設立する。大正5年（1916年）8月8日に65歳で逝去。

由良 浅次郎 明治11年（1878年）～ 昭和39年（1964年）

明治11年（1878年）1月、和歌山市本町九丁目に紀州ネル染色創業者「日高屋」由良儀兵衛の五男として生まれる。染料の主原料「アニリン」の国内初の製品化に成功し、和歌山の染料工業は急速な発展を遂げた。昭和39年（1964年）3月14日86歳にて逝去。

高橋 克己 明治25年（1892年）～ 大正14年（1925年）

明治25年（1892年）3月、海部郡木本村（現和歌山市木ノ本）に生まれる。世界ではじめてビタミンAの分離抽出に成功。栄養剤「理研ビタミン」の名称で製品化し、当時の日本人の栄養状態を劇的に改善した。病に倒れ、大正14年2月8日、32歳でこの世を去る。

ヘンリー 杉本 明治33年（1900年）～ 平成2年（1990年）

明治33年（1900年）3月、海草郡湊村（現和歌山市湊）に生まれる。19歳で渡米。日系人強制収容所で日々の暮らしを描いた絵画は歴史的記録として注目を浴び、和歌山市には、大壁画と36点の絵画、18点のスケッチが寄贈された。1990年、ニューヨークにて90歳で逝去。

石 桁 眞禮生 大正4年（1915年）～ 平成8年（1996年）

大正4年（1915年）11月、和歌山市鷺町に生まれる。劇的声楽曲としての独自の歌曲の世界を確立し、昭和43年（1968年）から58年の間母校東京芸術大学音楽学部教授を、同49年（1974年）から53年には同大学音楽学部長を務める。平成8年（1996年）8月22日、80歳にて逝去。

川合 小梅 文化元年（1804年）～ 明治22年（1889年）

『小梅日記』の著者・画家。文化元年（1804年）12月、和歌山城下で生まれる。江戸時代後期から明治時代まで長期にわたり書き続けた日記は、当時の世相や日常生活を記載した史料として高く評価されている。明治22年（1889年）11月2日、86歳にて逝去。

山田 猪三郎 文久3年（1863年）～ 大正2年（1913年）

航空先覚者。文久3年（1863年）12月、和歌山城下の七軒丁（現和歌山市堀止西1丁目）で生まれる。飛行船の研究・製作に取り組み、国産飛行船による初の往復飛行を成功させるなど、日本の航空界に大きな影響を及ぼした。大正2年（1913年）4月8日、49歳にて逝去。

杉村 楚人冠 明治5年（1872年）～ 昭和20年（1945年）

ジャーナリスト。明治5年（1872年）、和歌山市谷町で生まれる。東京朝日新聞社に入社し、堪能な英語をかわれロンドンに派遣された時の随行記が好評を博す。欧米の新聞制度を取り入れ、日本のジャーナリズム発展に大きな足跡を残す。昭和20年（1945年）10月3日、73歳にて逝去。

下村 観山 明治6年（1873年）～ 昭和5年（1930年）

日本画家。明治6年（1873年）4月、和歌山市中ノ店南ノ丁で生まれる。「日本美術院」の創設に参加、質の高い作品を数多く生み出し、後進の日本画家の育成に努め日本画壇を牽引した。昭和5年（1930年）5月10日、57歳にて逝去。

野村 吉三郎 明治10年（1877年）～ 昭和39年（1964年）

政治家。明治10年（1877年）12月、和歌山市西釘貫丁で生まれる。豊富な海外経験と卓越した外交手腕を生かし、太平洋戦争開戦直前の悪化した日米関係改善のため特命全権大使として

アメリカにわたり、戦争回避のための交渉に最後まで全力で取り組んだ。昭和39年（1964年）5月8日、86歳にて逝去。

西 本 幸 雄 大正9年（1920年）～ 平成23年（2011年）

プロ野球選手・監督。大正9年（1920年）4月、海草郡宮村吉田（現和歌山市吉田）で生まれる。大毎オリオンズ・阪急ブレーブス・近鉄バファローズの監督としてチームを指導し、リーグ優勝8回を果たしたプロ野球界を代表する指導者。平成23年（2011年）11月25日、91歳にて逝去。

津 本 陽 昭和4年（1929年）～ 平成30年（2018年）

和歌山を舞台にした『深重の海』で第79回直木賞を受賞した和歌山市出身の作家。

昭和4年（1929年）3月、和歌山市和歌浦に生まれる。歴史小説、剣豪小説に新境地を開き、南方熊楠や松下幸之助など郷土の偉人・先人を題材とした作品も多数執筆し、『叛骨 陸奥宗光の生涯』は最後の単行本となった。

7 姉 妹 都 市

(1) バイカースフィールド市（アメリカ合衆国 カリフォルニア州）

昭和36年7月14日 提携議決（提携日 昭和36年7月14日）

バイカースフィールド市はカリフォルニア州の南部（ロサンゼルス市の北西約180キロメートル）にあるサンホアキン・バレーのカーンの郡庁所在地で、人口の52.9%がヒスパニック系である多種多様な都市として知られている。

アメリカ全体の農産物の生産量上位5地域に含まれているカーン郡に入っていることや、1899年から石油の生産が行われていることなどの影響で、強い経済力を誇っている。国道99号線と州間高速道路5号線という主要な高速道路の近くにあり、交通の流通拠点として機能している。また、風力発電と太陽光発電を活用しており、再生可能エネルギーの先駆けとして評価されている。

キャッチフレーズである「The Sound of Something Better」（他よりいい音）は「バイカースフィールド・サウンド」という特有なカントリー・ミュージックが由来で、バック・オーウェンスやマール・ハガードといった著名な音楽家が曲を残している。

(2) リッチモンド市（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州）

昭和48年3月31日 提携議決（提携日 昭和48年3月31日）

リッチモンド市は、ブリティッシュコロンビア州バンクーバー市の南方に位置し、アジア・北米間の貿易のゲートウェイとなっている。北米における最もアジアに近い港、バンクーバー国際空港、北米の主要な流通拠点とつながる鉄道路線が整備されている。フレーザー川の河口に浮かぶ島々からなり、人口は約21万人、面積は129.6平方キロメートルを占める。

1880年代以降は漁業が盛んで、歴史的にも日本から移住してきた多くの人々がスティーブストン村に定住し漁業に従事していた。現在、リッチモンド市は多様かつ多文化的な住民を抱え、150以上の異なる民族の出身者が暮らしている。移民が多く、市民の60%以上がカナダ以外の国で生まれている。

リッチモンド市には14,000を超える企業があり、12.5万人以上の地元雇用を生み出している。

製造業、農業、観光業、航空業、物流とハイテク産業など、様々な分野で強みを発揮しており、地域全体にとって雇用創出の中心地となっている。

(3) 済州市（大韓民国 済州特別自治道）

昭和62年10月5日 提携議決（提携日 昭和62年11月12日）

済州市は韓国の最南端（北緯33度24分、東経126度32分）の済州島にあり、島が一つの道（県にあたる）になっており、済州道の道都である。済州市内には、道庁、地方裁判所、地方検察庁、道教育委員会、警察などの重要行政機関があり、政治、経済、産業、教育、文化等の重要な役割を持つ都市である。

1955年に市政が施行されてから、観光行政の充実を図り、東洋のハワイとも言われ、年間1,300万人の観光客が訪れる風光明媚な国際観光都市として発展している。気候は海洋性で、東シナ海海上にあり、古くは1300年～1400年前、日本と中国との交流で、中継地（港）としての役割を果たした経緯があり、日本とも歴史的に深いつながりを持っている。主な産業は、農業、漁業と観光で、2006年7月1日に済州道が特別自治道になったことによる行政機構の再編により、北済州郡と統合した新たな済州市となった。

8 友好都市

○ 済南市（中華人民共和国 山東省）

昭和57年12月20日 提携議決（提携日 昭和58年1月14日）

済南市は、北は黄河に臨み、南は泰山に接し、北京～上海線、青島～済南線の両鉄道の交差点にあり、省内の輸送面での重要な位置を占めている。

済南の歴史は古く、2600年余りに城郭が建てられたのが始まりで、漢の時代に済南と名付けられ、以降、山東省の政治、経済、文化の中心地として栄えてきた。

市は10つの行政区と2つの県を管轄しており、人口約951.5万人、面積は10,244.45平方キロメートル、市内にはたくさんの泉があり、山紫水明の地として観光の名所にもなっている。

年間平均気温は摂氏15.4度で、比較的温和であり、降水量は平均600ミリメートル～700ミリメートルで、ほとんどが夏季に集中している。

石炭、鉄、カリウム、石灰石、花崗岩、耐火粘土などの地下資源が豊富で、冶金、機械、化学工業、原油加工業が発達している。

また、肥沃な山東平野と豊富な地下水により農業も発達しており、主な農産物は小麦、トウモロコシ、米、大豆、落花生、綿花などである。近年、経済開放政策により、済南市は中国（山東）自由貿易試験区の設立が認可され、外資導入を積極的に進める対外開放の新たな窓口として、さらなる経済発展を促進している。

9 都市宣言等

(1) 世界連邦都市宣言（昭和34年10月24日議決）

和歌山市は、世界連邦建設の趣旨に賛同し、人類の福祉を希求する全世界の人々と相携えて世

界の恒久的平和の実現に努力せんことを期する。

右宣言する。

(2) 交通安全都市宣言（昭和37年4月3日議決）

近時、経済の進展にともなう都市交通の輻輳はいよいよ激甚となり、交通事故による死傷者の異常な増加は大きな社会問題となっている。わが和歌山市の交通事情も極めて深刻であり人命に対する脅威はますますつのるばかりである。かかる交通渦の脅威を防除し、市民生活の安全を確保するため、全市民運動をくりひろげ安全意識の昂揚をはかるとともに交通環境の改善を推し進め市民一丸となって、より健康で明るい住みよい文化都市建設の理想を達成すべく、ここに和歌山市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

(3) 国土美化宣言（昭和40年4月2日議決）

和歌山市民は、郷土を美しくするようお互いに戒め合い、協力して公衆道徳を高め、全国的に盛り上がりつつある国土美化運動の先頭に立つことを決意して、ここに宣言する。

(4) 公害追放都市宣言（昭和46年3月19日議決）

わが和歌山市は公害対策基本法にのっとり、すべての公害を防除し、より健康で明るい住みよい町づくりに全力を尽くすことを決議し、ここに公害追放都市たることを宣言する。

(5) 和歌山市非核平和都市宣言（昭和62年12月22日議決）

青い空、清らかな水、豊かな緑を保ち、明るく平和な生活を守ることは、平和を愛する和歌山市民の願いである。

今、世界は核軍備が依然として続けられ、人類の生存そのものが脅かされている。

私たちは、世界で唯一の核被爆国民として、再び広島・長崎の惨禍を繰り返してはならないと全世界の人々に訴えるものである。

私たちは、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念のもとに、非核三原則を将来ともに遵守し、あらゆる国のすべての核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴え、この人類共通の大義に向かって不断の努力を続ける「非核平和都市」とすることを宣言する。

(6) 和歌山市暴力追放都市宣言（昭和63年12月23日議決）

年の瀬を目前に控え、あわただしさを増す市中において、暴力団による連続発砲事件の起こったことは、平穏な市民生活を脅かし、多くの市民を不安に陥れ、まことに憂慮すべき事態となった。

暴力は、生存権を力づくで破壊しようとするものであり、人権を尊重する近代民主主義社会とは、とうてい相入れないものである。

一方、過去からのたび重なる暴力団の抗争・発砲事件は暴力追放の市民運動の機運を高めている。

私たちは、和歌山市民であることに誇りを持ち、暴力のない平和で豊かな町づくりを希望し、子供たちの健やかな成長を願っている。

そのためにも、今後、かかるような暴力団による抗争・発砲事件等の起こることのないように、市長は最大の努力を尽くすとともに、市長・議会・市民一体となった暴力追放の運動を進めることをここに宣言する。

(7) 労働時間短縮を求める和歌山市ゆとり宣言（平成2年12月21日議決）

すべての国民が生活にゆとりをもち、充実した自由な時間とうるおいのある生活をおくることができるようにすることは、人間性豊かな社会の建設にとってきわめて重要である。

しかし、わが国の労働時間の現状は、欧米諸国と比較して年間200時間から500時間も長く、生活の豊かさを実感できない大きな要因となっていると考える。

和歌山市議会は、ここに「ゆとり宣言」を行い、豊かな市民生活を実現し、ゆとりあるライフスタイルの定着を促進するため、週休2日制の普及促進、連続休暇の定着等、実情に即した労働時間の短縮に向けて努力する。

(8) 和歌山市生涯学習都市宣言（平成3年7月18日議決）

恵まれた自然環境、輝かしい歴史と文化は、私たち和歌山市民の誇りです。

めまぐるしく変転する世界情勢の中で、地域社会の一員として何ができるかを常に考え、自己研鑽の重要性がいまほど問われている時代はありません。

私たちは、市民憲章の実践を心がけ、今日の繁栄を築き上げられた先人の努力を礎に、一人一人が生涯にわたり学び続け、ゆとりと潤いある、快適で住みよい21世紀の町づくりをめざし、ここに和歌山市を「生涯学習都市」とすることを宣言します。

(9) 環境保全宣言（平成5年10月1日議決）

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は命あるものすべての母体であり、生存基盤となっている。

しかし、近年、大気汚染、オゾン層の破壊、酸性雨、地球温暖化現象など、地球規模の環境問題が顕著化し、すべての生命の生存基盤さえ危うくしかねない事態が多発している。

われわれは、この機を看過することなく、これまでの資源、エネルギー多消費型社会のありようを見直し、自然がもたらす恵みと、貴重な資源を大切に守り育て、もって良好な環境の形成を図り、これを確実に次世代に継承していかなければならない。

よって、ここに環境保全宣言を行い、市民、事業所、自治体、すべてが一体となり、生活環境の保全と環境にやさしい街づくり、快適な地域づくりを積極的に推進する。

(10) 花と緑の海都WAKAYAMA宣言（平成12年7月4日議決）

わたしたちは、生命と文化をはぐくむ海と緑に恵まれた美しい環境の中に住みたいと願う。

和歌山市は、風光明媚な和歌浦湾、紀淡海峡をはじめ紀の川平野に広がる豊かな緑に囲まれ、先人たちは、万葉の時代からこの恵まれた環境の中で高い文化と歴史をはぐくんできた。

わたしたちは、この和歌山市に住むことを誇りとし、都市づくりのすべてにわたって自然との調和を求めつつ、この海と緑を生かした個性と魅力あふれる和歌山市づくりを推進し、これを次代に引き継ぎたいと思う。

このため、すべての市民が力を合わせ、この豊かな自然環境を守り育て、さらに花と緑につつまれた美しい庭園都市を創造し、海を舞台に世界と交流する都市づくりを進めることを決意して、ここに、わたしたちの郷土を「花と緑の海都WAKAYAMA」とすることを宣言する。

(11) 和歌山市生き生き健康都市宣言（平成26年12月16日議決）

海・山・川に囲まれた和歌山市。この自然の恵み豊かな環境の中で、心身ともに健康で、教養ある食生活を営み、毎日楽しく体を動かしながら、健康寿命をより長くしていくこと、すなわち「生き生き」過ごすことが私たちの願いです。

私たちは自らの健康を自らつくることを基本に、お互いに支えあいながら、健康づくりをすすめる都市となることを宣言します。

私たちは

- 一、自らの健康をみつめ、笑顔と運動で生き活きと過ごします。
- 一、地産地消の進んだ食卓を楽しみます。
- 一、日々楽しく体を動かし、規則正しい生活を送ります。
- 一、休養をうまくとり、心穏やかな生活を送ります。

10 町 村 合 併

合併年月日	面 積 (km ²)		当時の合併 町 村 人 口	区 域
	合併町村分	計		
大正10.11.1	1.25	9.796	4,869	海草郡湊村の一部
昭和2.4.1	4.85	14.616	17,881	海草郡雑賀村
" 2.11.1	4.25	18.866	10,339	海草郡宮村
" 8.6.1	14.96	33.826	42,826	海草郡鳴神村・四箇郷村・中之島村・ 岡町村・雑賀崎村・和歌浦町・宮前村
" 15.4.1	18.71	52.536	15,937	海草郡湊村・野崎村・三田村・紀三井寺町
" 17.7.1	22.376	74.912	11,393	海草郡松江村・木本村・貴志村・楠見村
" 30.1.1	11.078	85.99	6,536	海草郡西和佐村・岡崎村
" 31.9.1	44.99	130.98	20,898	海草郡西脇町・東山東村・西山東村・ 和佐村・安原村
" 33.4.1	31.53	162.51	11,006	海草郡有功村・直川村・川永村・ 那賀郡小倉村
" 33.7.1	16.06	178.57	6,166	海草郡加太町
" 34.1.1	12.88	191.45	2,350	海草郡山口村
" 34.4.1	12.73	204.18	4,696	海草郡紀伊村

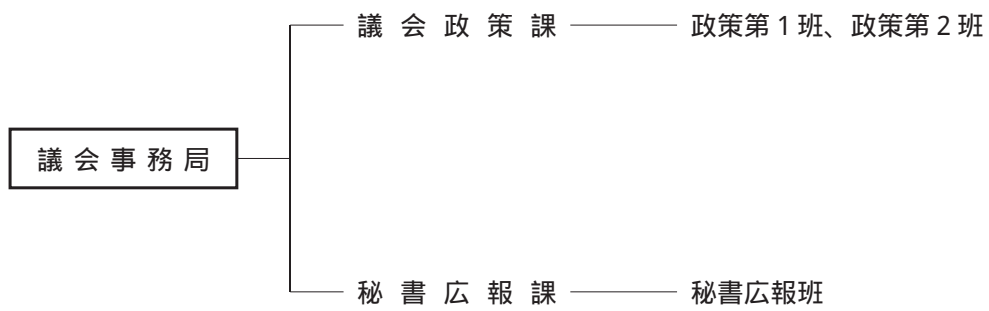
11 国勢調査人口・世帯の推移

回	区分	世 帯 数	人 口			市 域 面 積 (km ²)	人 口 密 度 (人 / km ²)
	年次		男	女	計		
1	大正9年	19,383	41,005	42,495	83,500	6.47	12,905.7
2	" 14	21,517	48,094	47,528	95,622	6.47	14,779.3
3	昭和5	26,528	59,428	58,016	117,444	17.67	6,646.5
4	" 10	38,943	88,986	90,746	179,732	32.61	5,513.3
5	" 15	44,088	94,413	100,790	195,203	51.32	3,803.6
6	" 22	43,453	81,976	89,824	171,800	73.72	2,330.4
7	" 25	46,055	91,391	99,946	191,337	72.29	2,646.8
8	" 30	51,519	105,911	114,110	220,021	82.74	2,659.2
9	" 35	70,571	138,190	146,965	285,155	203.18	1,403.5
10	" 40	86,499	162,505	166,152	328,657	203.72	1,613.3
11	" 45	103,411	180,305	184,962	365,267	204.29	1,788.0
12	" 50	116,333	190,851	198,866	389,717	205.62	1,895.3
13	" 55	126,196	194,568	206,234	400,802	205.67	1,948.8
14	" 60	128,362	192,907	208,445	401,352	206.34	1,945.1
15	平成2	132,843	188,886	207,667	396,553	206.50	1,921.1
16	" 7	139,875	187,664	206,221	393,885	207.65	1,896.9
17	" 12	143,651	183,279	203,272	386,551	209.20	1,847.8
18	" 17	145,339	176,825	198,766	375,591	209.23	1,795.1
19	" 22	152,569	174,104	196,260	370,364	209.23	1,770.1
20	" 27	153,089	171,215	192,939	364,154	208.84	1,743.7
21	令和2	157,666	167,947	188,782	356,729	208.85	1,708.1

12 年齢（5歳階級）別人口

年 齢	平成 17 年				平成 22 年				平成 27 年				令和 2 年			
	人 口			構 成 比 (%)	人 口			構 成 比 (%)	人 口			構 成 比 (%)	人 口			構 成 比 (%)
	男	女	総数		男	女	総数		男	女	総数		男	女	総数	
0 ～ 4	7,978	7,581	15,559	4.1	7,295	6,959	14,254	3.8	7,151	6,861	14,012	3.8	6,615	6,350	12,965	3.6
5 ～ 9	8,856	8,557	17,413	4.6	7,902	7,446	15,348	4.1	7,501	7,202	14,703	4.0	7,372	7,058	14,430	4.0
10 ～ 14	9,198	8,476	17,674	4.7	8,643	8,494	17,137	4.6	8,105	7,699	15,804	4.3	7,614	7,331	14,945	4.2
15 ～ 19	9,647	9,309	18,956	5.0	8,671	8,118	16,789	4.5	8,414	8,459	16,873	4.6	7,927	7,519	15,446	4.3
20 ～ 24	9,103	9,483	18,586	4.9	8,413	8,436	16,849	4.5	8,033	7,830	15,863	4.4	7,670	7,698	15,368	4.3
25 ～ 29	10,244	10,838	21,082	5.6	8,974	9,551	18,525	5.0	8,863	8,959	17,822	4.9	8,109	7,772	15,881	4.5
30 ～ 34	13,041	13,881	26,922	7.2	10,400	10,730	21,130	5.7	9,303	9,810	19,113	5.2	8,852	8,983	17,835	5.0
35 ～ 39	11,507	12,921	24,428	6.5	13,140	13,768	26,908	7.3	10,656	10,924	21,580	5.9	9,457	9,893	19,350	5.4
40 ～ 44	10,946	12,541	23,487	6.3	11,534	12,799	24,333	6.6	13,401	13,960	27,361	7.5	10,829	10,999	21,828	6.1
45 ～ 49	10,809	11,496	22,305	5.9	10,784	12,235	23,019	6.2	11,560	12,882	24,442	6.7	13,403	14,060	27,463	7.7
50 ～ 54	11,989	13,064	25,053	6.7	10,527	11,244	21,771	5.9	10,855	12,217	23,072	6.3	11,479	12,850	24,329	6.8
55 ～ 59	15,166	16,795	31,961	8.5	11,611	12,836	24,447	6.6	10,426	11,203	21,629	5.9	10,764	12,224	22,988	6.4
60 ～ 64	13,646	15,016	28,662	7.6	14,524	16,413	30,937	8.4	11,348	12,650	23,998	6.6	10,208	11,026	21,234	6.0
65 ～ 69	11,447	12,769	24,216	6.4	12,695	14,430	27,125	7.3	13,743	15,940	29,683	8.2	10,794	12,303	23,097	6.5
70 ～ 74	9,489	12,050	21,539	5.7	10,234	12,207	22,441	6.1	11,611	13,838	25,449	7.0	12,692	15,384	28,076	7.9
75 ～ 79	7,277	9,910	17,187	4.6	7,894	11,116	19,010	5.1	8,755	11,338	20,093	5.5	9,987	13,043	23,030	6.5
80才以上	6,089	13,807	19,896	5.3	8,344	17,210	25,554	6.9	10,337	20,392	30,729	8.4	12,483	23,264	35,747	10.0
年齢不詳	393	272	665	0.2	2,519	2,268	4,787	1.3	1,153	775	1,928	0.5	1,692	1,025	2,717	0.8
合 計	176,825	198,766	375,591	100.0	174,104	196,260	370,364	100.0	171,215	192,939	364,154	100.0	167,947	188,782	356,729	100.0

議 会



2 議 会

令和 8 年 7 月末現在の会派別議員数は、創和クラブ (12人)、公明党議員団 (8人)、民主クラブ (5人)、和歌山興志クラブ (3人)、日本共産党和歌山市会議員団 (3人)、日本維新の会 (2人)、無所属 (2人) となっている。

(令和 7 年 6 月定例会)

給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書案を可決した。

(令和 7 年 9 月定例会)

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを可決した。

地方財政の充実・強化に関する意見書案、介護・障害福祉サービス等報酬の早急な引上げ等を求める意見書案をそれぞれ可決した。

また、閉会中には、各常任委員会において令和 6 年度各会計決算の審査を行った。

(令和 7 年 12 月定例会)

令和 6 年度各公営企業会計決算及び令和 6 年度一般会計・各特別会計歳入歳出決算の 17 件を認定した。

中国駐大阪総領事による不適切な発言を非難し、謝罪を求める決議案、「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書案をそれぞれ可決した。

(令和 8 年 2 月定例会)

一般会計予算 1,657 億 6,894 万 5,000 円をはじめ、各特別会計予算、各公営企業会計予算を合わせた 3,101 億 4,647 万 8,000 円の令和 8 年度予算案を可決した。

また、地方自治法第 180 条による市長専決処分事項の指定の一部改正について、皇室の伝統を尊重した安定的皇位継承に関する国会論議の一層の促進を求める意見書案、カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書案をそれぞれ可決した。

1 議 員 名 簿

議 長 中 谷 謙 二

副議長 中 村 元 彦

印 委員長

○印 副委員長 (8 . 6 . 16現在)

議席 番号	氏 名	住 所	委 員 会	会 派
1	永 野 裕 久	和歌山市吹屋町 5 丁目	総 務	無 所 属 (国民民主クラブ)
2	中 庄 谷 孝 次 郎	〃 松江中 3 丁目	○総 務	日 本 維 新 の 会
3	坂 口 多 美 子	〃 伝法橋南ノ丁	厚 生	日本共産党和歌山市 市 会 議 員 団
4	山 路 恭 世	〃 東高松 1 丁目	○経 済 文 教	民 主 ク ラ ブ
5	清 末 博 善	〃 木ノ本	○建 設 企 業	民 主 ク ラ ブ
6				
7	堀 登 美 子	和歌山市今福 2 丁目	○厚 生	公 明 党 議 員 団
8	木 野 十 三	〃 畑屋敷兵庫ノ丁	経 済 文 教	公 明 党 議 員 団
9	堀 良 子	〃 弘西	総 務	公 明 党 議 員 団
10	辻 本 太 一	〃 野崎	厚 生	創 和 ク ラ ブ
11	林 元 光 広	〃 小松原 5 丁目	経 済 文 教	創 和 ク ラ ブ
12	志 賀 弘 明	〃 松江北 1 丁目	総 務	創 和 ク ラ ブ
13				
14	山 本 宏 一	和歌山市田中町 5 丁目	建 設 企 業	創 和 ク ラ ブ
15	山 野 麻 衣 子	〃 下町	建 設 企 業	日 本 維 新 の 会
16	南 畑 幸 代	〃 善明寺	経 済 文 教	日本共産党和歌山市 市 会 議 員 団
17	山 中 敏 生	〃 出口新端ノ丁	経 済 文 教	民 主 ク ラ ブ
18	川 端 康 史	〃 内原	厚 生	民 主 ク ラ ブ
19	赤 松 良 寛	〃 中之島	経 済 文 教	和歌山興志クラブ
20	西 風 章 世	〃 砂山南 4 丁目	経 済 文 教	公 明 党 議 員 団
21	園 内 浩 樹	〃 梅原	総 務	公 明 党 議 員 団

議席 番号	氏 名	住 所	委 員 会	会 派
22	藪 浩 昭	和歌山市有本	建 設 企 業	公 明 党 議 員 団
23	中 村 元 彦	〃 中島	建 設 企 業	創 和 ク ラ ブ
24	中 谷 謙 二	〃 六十谷		創 和 ク ラ ブ
25	丹 羽 直 子	〃 松ヶ丘1丁目	経 済 文 教	創 和 ク ラ ブ
26	芝 本 和 己	〃 島橋南ノ丁	総 務	創 和 ク ラ ブ
27	井 上 直 樹	〃 和歌浦東3丁目	厚 生	無 所 属 (自由民主クラブ)
28	森 下 佐 知 子	〃 鳴神	総 務	日本共産党和歌山 市 会 議 員 団
29	山 本 忠 相	〃 東長町9丁目	総 務	民 主 ク ラ ブ
30	吉 本 昌 純	〃 吉原	厚 生	和歌山興志クラブ
31	尾 崎 方 哉	〃 湊御殿2丁目	建 設 企 業	和歌山興志クラブ
32	奥 山 昭 博	〃 西庄	建 設 企 業	公 明 党 議 員 団
33	松 本 哲 郎	〃 鳴神	厚 生	公 明 党 議 員 団
34	戸 田 正 人	〃 加納	総 務	創 和 ク ラ ブ
35	古 川 祐 典	〃 秋月	厚 生	創 和 ク ラ ブ
36				
37	北 野 均	和歌山市内原	経 済 文 教	創 和 ク ラ ブ
38	遠 藤 富 士 雄	〃 鳴神	建 設 企 業	創 和 ク ラ ブ

2 歴代正副議長

代	歴代議長			歴代副議長		
	氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
1	森 懋	明22.4	明42.3			
2	岩谷 民蔵	明42.4	大2.3			
3	北島 七兵衛	大2.4	大6.3			
4	神前 純一郎	大6.4	大9.1			
5	加藤 清	大9.1	大10.3			
6	鳥居 楠之助	大10.4	大14.3			
7	加藤 清	大14.4	昭4.4			
8	西田 郁平	昭4.5	昭6.3	山本 正操	昭4.5.7	昭6.3
9	広田 米三郎	昭6.3	昭6.10	志波 清太郎	昭6.3.14	昭8.4
10	山本 正操	昭6.12	昭8.4			
11	有川 定一	昭8.5	昭10.7	秋月 集一	昭8.5.6	昭11.1
12	八幡 政吉	昭10.7	昭11.1			
13	中 尊量	昭11.2.12	昭13.2	住江 松之助	昭11.2.12	昭13.2
14	住江 松之助	昭13.2	昭15.2	高垣 善一	昭13.2	昭15.2
15	尾高 丈之助	昭15.2	昭17.2	水落 清一郎	昭15.2.12	昭16.10.6
				林 英造	昭16.11.18	昭17.2.12
				福田 紀市	昭17.2.12	昭18.2.15
16	高垣 善一	昭17.2	昭22.4	岩橋 濟	昭18.2.15	昭21 (議員辞職)
				澳津 勝	昭21.2.13	昭22.4
17	宮本 竹次郎	昭22.5.21	昭23.6.29	有地利 男	昭22.5.21	昭24.6.11
18	鎌田 常太郎	昭23.6.29	昭24.6.11			
19	秋月 豹児	昭24.6.11	昭26.4.29	和田 種吉	昭24.6.11	昭26.4.29
20	有地利 男	昭26.5.18	昭26.11.9	宮本 芳信	昭26.5.18	昭27.9.16
21	和田 種吉	昭26.11.9	昭27.9.16			
22	尾高 丈之助	昭27.9.16	昭28.9.29	山本 梅十郎	昭27.9.16	昭28.9.29
23	山本 梅十郎	昭28.9.29	昭29.10.18	中 芝 順	昭28.9.29	昭29.10.18
24	川口 要輔	昭29.10.18	昭30.5.1	嶋 正直	昭29.10.18	昭30.5.1
25	筒井 貞三	昭30.5.25	昭31.10.23	宮本 芳信	昭30.5.25	昭31.8.31
26	奥野 亮一	昭31.10.23	昭32.7.20	加山 増一	昭31.10.23	昭32.7.20
27	加山 増一	昭32.7.20	昭34.5.1	高木 確	昭32.7.20	昭34.5.1
28	宮本 芳信	昭34.5.23	昭35.7.1	有地利 男	昭34.5.23	昭35.7.4
29	嶋 正直	昭35.7.4	昭36.7.7	高木 確	昭35.7.4	昭36.7.7
30	有地利 男	昭36.7.7	昭37.7.28	中谷 悟	昭36.7.7	昭37.7.28
31	嶋 正直	昭37.7.28	昭37.10.23	井畑 大助	昭37.7.28	昭37.10.23
32	〃	昭37.10.23	昭38.5.1	〃	昭37.10.23	昭38.5.1
33	九鬼 嘉蔵	昭38.6.12	昭39.7.30	岡本 基	昭38.6.12	昭39.7.30
34	〃	昭39.7.30	昭40.6.28	泉 俊雄	昭39.7.30	昭40.6.28
35	松本 正	昭40.6.28	昭41.6.21	佐伯 圭造	昭40.6.28	昭41.6.27
36	井畑 大助	昭41.6.27	昭42.5.1	吉本 隆	昭41.6.27	昭42.5.1
37	中谷 悟	昭42.5.20	昭44.6.17	門脇 好一	昭42.5.20	昭44.6.17
38	泉 俊雄	昭44.6.17	昭46.5.1	高岡 義治	昭44.6.17	昭45.10.8
				林 信男	昭45.10.8	昭46.5.1
39	九鬼 嘉蔵	昭46.5.21	昭47.7.5	和中 百一	昭46.5.21	昭47.7.5

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	氏 名	就任年月日	退任年月日
40	高 岡 義 治	昭47.7.5	昭48.6.26	西 殿 香 連	昭47.7.5	昭47.12.11
				浅 井 正 勝	昭47.12.15	昭48.6.26
41	門 脇 好 一	昭48.6.26	昭49.7.10	揚 村 不可止	昭48.6.26	昭49.7.10
42	佐 伯 圭 造	昭49.7.10	昭50.5.1	浅 井 正 勝	昭49.7.10	昭50.5.1
43	浅 井 正 勝	昭50.5.19	昭51.9.18	平 野 幸 一	昭50.5.19	昭51.10.1
44	泉 俊 雄	昭51.9.18	昭52.7.1	沖 勲	昭51.10.1	昭52.7.1
45	森 本 和 夫	昭52.7.1	昭53.7.10	越 渡 一 一	昭52.7.1	昭53.7.10
46	木 村 博 一	昭53.7.10	昭54.5.1	伊 藤 隆 通	昭53.7.10	昭54.5.1
47	越 渡 一 一	昭54.5.25	昭55.7.12	川 口 茂	昭54.5.25	昭55.7.12
48	井 畑 大 助	昭55.7.12	昭56.7.3	河 嶋 耕 三	昭55.7.13	昭56.7.6
49	浅 井 正 勝	昭56.7.3	昭57.7.19	片 山 政 男	昭56.7.6	昭57.7.19
50	奥 野 亮 一	昭57.7.19	昭58.5.1	宇 須 友 三	昭57.7.19	昭58.5.1
51	西 殿 香 連	昭58.5.30	昭59.7.6	伊 藤 松 雄	昭58.5.30	昭59.7.6
52	伊 藤 松 雄	昭59.7.6	昭60.7.3	堰 本 功	昭59.7.6	昭60.7.3
53	堰 本 功	昭60.7.3	昭61.7.8	武 田 典 也	昭60.7.3	昭61.7.8
54	河 嶋 耕 三	昭61.7.8	昭62.5.1	奥 田 善 晴	昭61.7.8	昭62.5.1
55	岡 本 基	昭62.5.27	昭63.7.14	小 川 武	昭62.5.27	昭63.7.14
56	小 川 武	昭63.7.14	平元.7.7	和 田 秀 教	昭63.7.14	平元.7.7
57	武 田 典 也	平元.7.7	平2.7.11	山 崎 昇	平元.7.7	平2.7.11
58	奥 田 善 晴	平2.7.11	平3.5.1	石 田 日出子	平2.7.11	平3.5.1
59	和 田 秀 教	平3.5.23	平4.6.30	岩 城 茂	平3.5.23	平4.6.26
60	西 殿 香 連	平4.6.30	平5.6.23	石 谷 保 和	平4.6.30	平5.6.23
61	石 谷 保 和	平5.6.23	平6.6.27	吉 田 光 孝	平5.6.23	平6.6.27
62	岩 城 茂	平6.6.27	平7.5.1	高 垣 弼	平6.6.27	平7.5.1
63	高 垣 弼	平7.5.22	平8.6.14	柳 野 純 夫	平7.5.22	平8.6.14
64	吉 田 光 孝	平8.6.14	平9.6.10	浦 哲 志	平8.6.14	平9.6.10
65	柳 野 純 夫	平9.6.10	平10.6.16	森 田 昌 伸	平9.6.10	平10.6.16
66	浜 野 喜 幸	平10.6.16	平11.5.1	山 田 好 雄	平10.6.16	平11.5.1
67	井 口 弘	平11.5.24	平12.6.15	波 田 一 也	平11.5.24	平12.6.15
68	浦 哲 志	平12.6.15	平13.6.14	佐 伯 誠 章	平12.6.15	平13.6.14
69	森 田 昌 伸	平13.6.14	平14.6.14	新 川 美知子	平13.6.14	平14.6.14
70	波 田 一 也	平14.6.14	平15.5.1	浅 井 武 彦	平14.6.14	平15.5.1
71	佐 伯 誠 章	平15.5.23	平16.6.14	東 内 敏 幸	平15.5.23	平16.6.14
72	浅 井 武 彦	平16.6.14	平17.6.28	北 野 均	平16.6.14	平17.6.28
73	寺 井 富 士	平17.6.28	平18.6.13	メ 木 佳 明	平17.6.28	平18.6.13
74	貴 志 啓 一	平18.6.13	平19.5.1	遠 藤 富士雄	平18.6.13	平19.5.1
75	北 野 均	平19.5.23	平20.6.12	宇治田 清 治	平19.5.23	平20.6.12
76	遠 藤 富士雄	平20.6.12	平21.6.18	寒 川 篤	平20.6.12	平21.6.18
77	宇治田 清 治	平21.6.18	平22.6.11	中 嶋 佳 代	平21.6.18	平23.5.1
78	山 本 宏 一	平22.6.11	平23.5.1			
79	和 田 秀 教	平23.5.23	平25.6.12	中 村 協 二	平23.5.23	平24.6.12
				野 嶋 広 子	平24.6.12	平25.6.12
80	山 田 好 雄	平25.6.12	平26.6.11	古 川 祐 典	平25.6.12	平26.6.11
81	寒 川 篤	平26.6.11	平27.5.1	尾 崎 方 哉	平26.6.11	平27.5.1
82	尾 崎 方 哉	平27.5.27	平28.6.14	松 井 紀 博	平27.5.27	平28.6.14
83	野 嶋 広 子	平28.6.14	平29.6.13	戸 田 正 人	平28.6.14	平29.6.13
84	古 川 祐 典	平29.6.13	平30.6.12	井 上 直 樹	平29.6.13	平30.6.12

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	氏 名	就任年月日	退任年月日
85	松 井 紀 博	平30.6.12	令元.5.1	芝 本 和 己	平30.6.12	令元.5.1
86	井 上 直 樹	令元.5.24	令3.6.4	松 本 哲 郎	令元.5.24	令2.6.12
87	吉 本 昌 純	令3.6.4	令4.3.9	奥 山 昭 博	令2.6.12	令3.6.4
88	戸 田 正 人	令4.3.9	令5.5.1	藪 浩 昭	令3.6.4	令4.6.9
89	戸 田 正 人	令5.5.26	令6.6.11	中 塚 隆	令4.6.9	令5.5.1
90	丹 羽 直 子	令6.6.11	令7.6.12	丹 羽 直 子	令5.5.26	令6.6.11
91	芝 本 和 己	令7.6.12	令8.6.11	園 内 浩 樹	令6.6.11	令7.6.12
92	中 谷 謙 二	令8.6.11	現 在	西 風 章 世	令7.6.12	令8.6.11
				中 村 元 彦	令8.6.11	現 在

3 会派・党派別構成

(8.6.16現在)

会派名	党派名	自由民主党	公明党	日本共産党	国民民主党	日本維新の会	立憲民主党	参政党	無所属	計
創 和 ク ラ ブ		5人						1人	6人	12人
公 明 党 議 員 団			8人							8人
民 主 ク ラ ブ							2人		3人	5人
和歌山興志クラブ									3人	3人
日本共産党和歌山市会議員団				3人						3人
日 本 維 新 の 会						2人				2人
無 所 属		1人			1人					2人
計		6人	8人	3人	1人	2人	2人	1人	12人	35人

4 当選回数別議員数

(8.6.16現在)

当選回数	1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回
議 員 数	7 (2)	5 (1)	3 (2)	4 (2)	4	7	2 (1)	2	1 (1)

() 内は女性議員

5 常任委員会・特別委員会等

(1) 定数及び委員会

(8 . 6 . 11現在)

現	員	35人	
常 任 委 員 会	総 務	9 人	市長公室、総務局、危機管理局、財政局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員の所管に関する事項及び他の委員会の所管に属しない事項
	厚 生	8 人	市民環境局、健康局、福祉局の所管に関する事項
	経 済 文 教	9 人	産業交流局、農業委員会、教育委員会の所管に関する事項
	建 設 企 業	8 人	都市建設局、消防局、企業局の所管に関する事項
議 会 運 営 委 員 会		10人	議事運営等について
全 員 協 議 会		全議員	市政に関する事項の協議
広 報 委 員 会		10人	議会の広報に関する協議

(2) 開 催 状 況

(令和7年度中)

委 員 会 名	開 催 数 (回)	実 時 間 (時間 分)	備 考 (時間 分)
総 務 委 員 会	17	25 : 34	閉会中 3 回 (7 : 12)
厚 生 委 員 会	17	18 : 27	閉会中 3 回 (3 : 58)
経 済 文 教 委 員 会	17	27 : 49	閉会中 3 回 (6 : 12)
建 設 企 業 委 員 会	18	14 : 40	閉会中 4 回 (3 : 03)
議 会 運 営 委 員 会	15	3 : 05	閉会中 6 回 (1 : 18)
全 員 協 議 会	1	0 : 27	閉会中 1 回 (0 : 27)
広 報 委 員 会	16	6 : 02	閉会中 6 回 (2 : 46)

(3) 委 員 名 簿

(常任委員会)

委員長 ○ 副委員長 (8 . 6 . 11現在)

総 務 委 員 会	厚 生 委 員 会	経 済 文 教 委 員 会	建 設 企 業 委 員 会
堀 良 子	川 端 康 史	赤 松 良 寛	山 野 麻 衣 子
○ 中庄谷 孝次郎	○ 堀 登美子	○ 山 路 恭 世	○ 清 末 博 善
永 野 裕 久	坂 口 多 美 子	木 野 十 三	山 本 宏 一
志 賀 弘 明	辻 本 太 一	林 元 光 広	藪 浩 昭
園 内 浩 樹	井 上 直 樹	南 畑 幸 代	中 村 元 彦
芝 本 和 己	吉 本 昌 純	山 中 敏 生	尾 崎 方 哉
森 下 佐 知 子	松 本 哲 郎	西 風 章 世	奥 山 昭 博
山 本 忠 相	古 川 祐 典	丹 羽 直 子	遠 藤 富 士 雄
戸 田 正 人		北 野 均	

(令和7年6月16日選 任) (令和7年6月16日選 任) (令和7年6月16日選 任) (令和7年6月16日選 任)
 (令和8年6月4日変 更) (令和8年6月5日変 更) (令和8年6月11日変 更)
 (令和8年6月11日補充選任)

(議会運営委員会・広報委員会) (8 . 6 . 11現在)

議 会 運 営 委 員 会	広 報 委 員 会
北 野 均	林 元 光 広
○ 藪 浩 昭	○ 木 野 十 三
清 末 博 善	中庄谷 孝次郎
堀 良 子	坂 口 多 美 子
辻 本 太 一	山 路 恭 世
林 元 光 広	清 末 博 善
山 野 麻 衣 子	堀 登 美 子
川 端 康 史	辻 本 太 一
森 下 佐 知 子	志 賀 弘 明
吉 本 昌 純	赤 松 良 寛

(令和7年6月12日選 任) (令和7年6月16日選 任)
 (令和8年4月20日補充選任) (令和7年7月10日変 更)
 (令和8年4月20日変 更)

6 本会議の状況

(1) 議件及び結果

内 訳			会期別	6月定例会	9月定例会	12月定例会	2月定例会	計
会 期				6.12～6.30 19日間	9.9～9.26 18日間	12.1～12.17 17日間	2.19～3.13 23日間	77日間
会 議 日 数				6日	5日	6日	6日	23日
会 議 延 実 時 間				10 10	10 20	11 33	11 11	43 14
出 席 延 議 員 数				214	179	215	214	822
会 議 事 件 数				106	44	62	72	284
会 議 事 件 内 容	市 長 提 出 事 件	条 例	101	6	9	9	13	37
		予 算	102	5	5	11	43	64
		契 約	103	5	4	4	3	16
		人 事	104	7	5	5		17
		市長専決 処分事項	承 認	105	2		1	3
			報 告	106	2	6	5	21
		決 算	当会期提 出	107	5			5
			継 続 審査分	108		17		17
		報 告	109	7	2			9
		そ の 他	110	3	4	4	3	14
	議 員 提 出 事 件	意 見 書	201	1	2	1	2	6
		決 議	202			1		1
		条 例	203		1			1
		予 算	204					0
		表 彰	205	5				5
		そ の 他	206	4		1	2	7
		選 挙 ・ 推 せ ん 他	301	59				59
		請 願	302		1	1		2

(令和7年度中)

議 決 結 果											備 考
可 決	否 決	同 意	異 議 な し	認 定	承 認	採 択	不 採 択	受 理	そ の 他	継 続 の 審 査	
36										1	和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例の制定（令和8年2月提出・継続審査）
64											
16											工事請負契約、物品購入契約、工事請負変更契約、包括外部監査契約
		9	8								監査委員の選任、副市長の選任、人権擁護委員候補者の推薦、教育委員会委員長の任命、教育委員会委員の任命、人事委員会委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任
					3						令和7年度和歌山市一般会計補正予算（第1号）、（第9号）、和歌山市税条例等の一部改正
								21			人身事故・自動車事故・物損事故・歩行者負傷事故・自転車事故に対する損害賠償、改良住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅等明渡しの請求に関する訴えの提起
5											令和6年度和歌山市水道事業・工業用水道事業・下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について
				17							令和6年度和歌山市水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業会計決算、和歌山市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算
								9			令和6年度和歌山市一般会計繰越明許費繰越計算書、法人の経営状況を説明する書類、健全化判断比率、資金不足比率 他
14											市道路線認定・変更、あらたに生じた土地の確認、字の区域の変更、指定管理者の指定について、損害賠償の額を定めるについて、財産の無償譲渡について
6											給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書（6月）、地方財政の充実・強化に関する意見書（9月）、介護・障害福祉サービス等報酬の引き上げ等を求める意見書（9月）、「日本国国旗掲揚の誓い」の早期制定を求める意見書（12月）、皇室の伝統を尊重した安定の皇位継承に関する国会決議の一層の促進を求める意見書（2月）、カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書（2月）
1											中国駐大阪総領事による不適切な発言を非難し、謝罪を求める決議案（12月）
1											和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について（9月）
										5	永年在職議員の表彰
7											仮議長の選任、地震等災害対策特別委員会の審査及び調査の終了、定数の変更（厚生委員会、建設企業委員会）、議員派遣の件、地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の一部改正について（2月）
										59	議長の選挙、副議長の選挙、委員の選任（議会運営委員会、各常任委員会、広報委員会）、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
						1	1				国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願（9月）、精神障害者の重度心身障害児者医療費助成制度の拡充についての請願（12月）

(2) 発 言 状 況

(令和7年度中)

会期別 発言種別		6月定例会		9月定例会		12月定例会		2月定例会		合 計	
		人数	時 間	人数	時 間	人数	時 間	人数	時 間	人数	時 間
代 表 質 問		-	-	-	-	-	-	6	03 38	6	03 38
一 般 質 問		11	07 25	10	07 43	12	09 05	4	02 06	37	26 19
緊 急 質 問		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
質 疑		-	-	1	00 31	-	-	2	00 24	3	00 55
少 数 意 見		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
討 論	賛成	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	反対	1	00 06	1	00 04	3	00 19	2	00 11	7	00 40
合 計		12	07 31	12	08 18	15	09 24	14	06 19	53	31 32

7 報酬及び費用弁償

区分	種別	報 酬 月 額 (H 4 . 10 . 1 適用)	旅 費	
議 長		790,000円	宿泊費 実費支給 (上限額あり) 日 当 1,650円 (1日あたり) 宿泊手当 2,400円 (1泊あたり) (R 8 . 1 . 1 改正)	委員会調査旅費 300,000円 (年間1人あたり)
副 議 長		720,000円		
議 員		660,000円		

8 図書資料室蔵書分類

(8 . 4 . 1 現在)

計	総 記	哲 学	歴 史	社会科学	自然科学	技 術	産 業	芸 術	言 語	文 学
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
6,014	244	55	952	3,122	136	169	335	184	184	633

9 受理請願及び陳情・要望書

(令和7年度中)

請 願				陳情・要望書	計
6 月	9 月	12 月	2 月	10	12
-	1	1	-		

受 理 番 号	件 名	議決年月日	結 果
請願第3号	国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願	7. 9. 26	不 採 択
請願第4号	精神障害者の重度心身障害児者医療費助成制度の拡充についての請願	7. 12. 17	採 択

10 議員提出事件

(令和7年度中)

事 件 番 号	件 名	議決年月日	結 果
発議第1号	給食無償化に際し、質・量の確保を担保するための国による十分な予算措置を求める意見書案	7. 6. 30	可 決
発議第1号	和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	7. 9. 26	可 決
発議第2号	地方財政の充実・強化に関する意見書案	7. 9. 26	可 決
発議第3号	介護・障害福祉サービス等報酬の早急な引上げ等を求める意見書案	7. 9. 26	可 決
発議第1号	中国駐大阪総領事による不適切な発言を非難し、謝罪を求める決議案	7. 12. 17	可 決
発議第2号	「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書案	7. 12. 17	可 決
発議第1号	地方自治法第180条による市長専決処分事項の指定の一部改正について	8. 3. 13	可 決
発議第2号	皇室の伝統を尊重した安定的皇位継承に関する国会論議の一層の促進を求める意見書案	8. 3. 13	可 決
発議第3号	カルテ等医療記録の保存期間見直しと保存体制の整備を求める意見書案	8. 3. 13	可 決

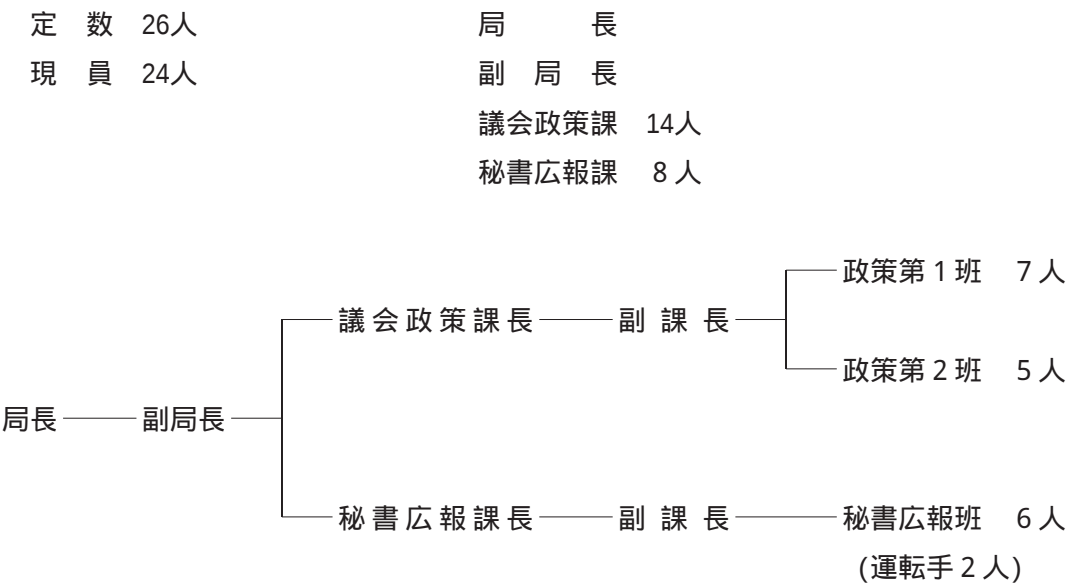
11 行政視察の受入れ状況

(令和7年度中)

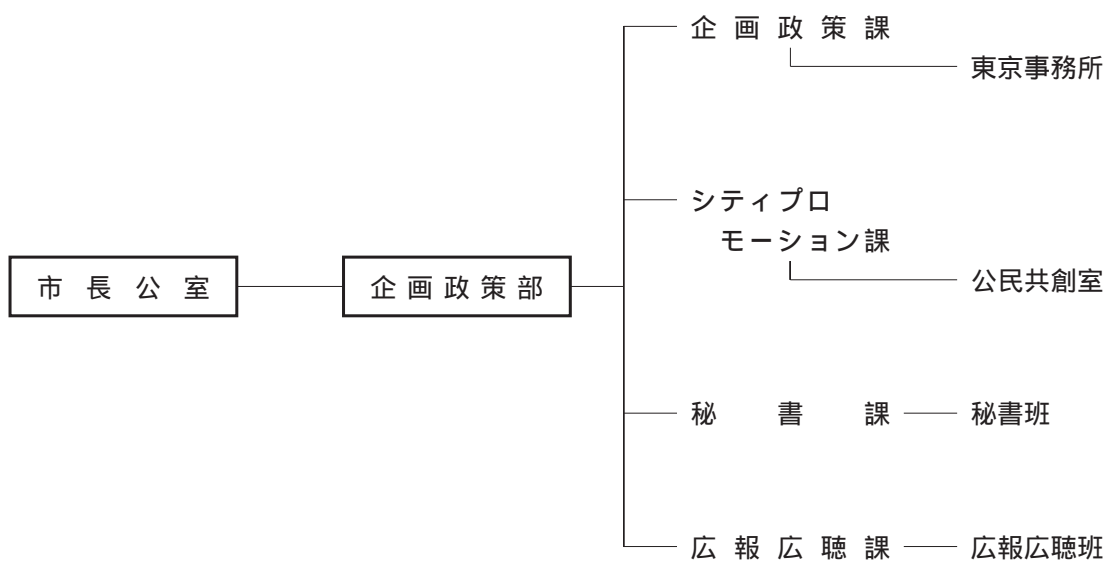
受 入 実 績	調 査 項 目
19団体 128人	・リノベーションまちづくりについて ・議会広報の取組について ・和歌山市民図書館について ・和歌山城ホールについて

12 事務局機構図

(8 . 4 . 1 現在)



市長公室



3 市 長 公 室

企 画 政 策 部

企画政策課は、市の重要事項の総合調整、企画及び調査研究並びに各種統計の調査・分析に関する事務を担当。

シティプロモーション課は、シティプロモーションの推進に関する事務を担当。

秘書課は、秘書、ほう賞及び表彰、名誉市民、自治功労章等に関する事務を担当。

広報広聴課は、広報業務の総合企画事務、世論の聴取等の広聴業務に関する事務を担当。

1 歴 代 三 役

市 長

(8 . 4 . 1 現在)

代	氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
1	長 屋 喜 彌 太	明 22. 5	明 30. 8
2	加 藤 藤 太	" 30. 9	大 3. 11
3	遠 藤 慎 司	大 4. 6	" 12. 6
4	紀 俊 秀	" 12. 7	昭 6. 3
5	渡 邊 行 太	昭 6. 7	" 10. 7
6	有 川 定 一	" 10. 7	" 11. 2
7	田 口 易 之	" 11. 6	" 21. 8
8	鈴 木 康 四	" 21. 8	" 21. 11
(公 選)			
9	高 垣 善 一	" 22. 4	" 41. 5
10	宇 治 田 善 省	" 41. 7	" 61. 7
11	旅 田 卓 宗	" 61. 7	平 7. 10
12	尾 崎 吉 弘	平 7. 12	" 10. 12
13	旅 田 卓 弘	" 11. 1	" 14. 7
14	大 橋 建 一	" 14. 8	" 26. 8
15	尾 花 正 啓	" 26. 8	現 在

助 役

(8 . 4 . 1 現在)

氏 名	就 任 年 月	退 任 年 月
小 山 漸	明 22. 6	明 23. 5
加 藤 杲	" 23. 5	" 30. 9
志 賀 楠 之	" 30. 9	大 4. 9
魚 津 要 太	大 5. 5	" 7. 6
別 府 静 輔	" 9. 3	" 11. 7
五 嵐 吉 三	" 12. 3	昭 13. 1
鈴 木 康 四	昭 13. 5	" 21. 8
榎 阪 由 助	" 21. 8	" 25. 8
田 村 常 一	" 25. 8	" 27. 4
山 本 廣 一	" 25. 10	" 31. 6
昭和25年 9月30日の市会において助役定数条例を議決、助役定員 2 人となる。		
嶋 本 源 七	" 28. 7	" 40. 7
宮 崎 諦 寛	" 32. 3	" 37. 12
田 口 美 喜	" 38. 8	" 42. 3
梅 本 新 郎	" 42. 1	" 53. 12
大 石 正	" 50. 4	" 57. 7
稲 垣 優	" 54. 3	" 61. 7
滝 本 次	" 59. 7	" 61. 7
得 津 勇	" 61. 9	平 8. 1
貴 志 保	平 1. 4	" 5. 3
吉 田 三	" 5. 4	" 7. 12
浅 井 英	" 8. 2	" 10. 12
吉 井 純	" 8. 2	" 11. 1
大 浦 夫	" 11. 2	" 14. 9
小 橋 實	" 11. 2	" 14. 9
射 場 雄	" 14. 9	" 18. 9
植 松 二	" 15. 4	" 18. 6
松 見 弘	" 18. 9	" 19. 3
金 崎 健 太	" 18. 10	" 19. 3

副市長（平成19年4月1日の地方自治法の改正により、助役から名称変更。）（8.4.1現在）

氏名	就任年月	退任年月
松見 弘	平 19. 4	平 26. 8
金崎 健太	" 19. 4	" 21. 3
畠山 貴晃	" 21. 4	" 24. 3
河瀬 芳邦	" 24. 4	" 26. 7
荒竹 宏之	" 26. 9	" 30. 3
木村 哲文	" 27. 1	" 29. 1
森井 均史	" 29. 2	令 3. 2
小林 弘秀	" 30. 4	" 2. 3
信夫 史紀	令 2. 4	" 4. 3
富松 淳	" 3. 2	" 5. 9
越智 健吾	" 4. 4	" 5. 3
佐藤 哲也	" 5. 4	" 7. 6
犬塚 司夫	" 5. 10	現 在
鶴巻 郁夫	" 7. 7	現 在

収入役

（8.4.1現在）

氏名	就任年月	退任年月
加藤 果	明 22. 7	明 23. 5
志賀 楠之	" 23. 5	" 30. 9
長谷川 五郎	" 30. 10	" 31. 10
岩橋 熊一	" 31. 12	" 42. 3
山本科 喜郎	" 42. 4	大 4. 4
仁本科 廉吉	大 4. 8	昭 8. 12
八尾 藤市	昭 10. 9	" 14. 9
宮本 竹次	" 14. 9	" 18. 9
榎本 由助	" 18. 10	" 21. 8
川嶋 一	" 21. 8	" 24. 2
田村 常孝	" 24. 2	" 25. 8
山路 孝一	" 25. 8	" 37. 8
辻高 郎	" 37. 11	" 47. 11
福宮 尚郎	" 47. 12	" 54. 3
貴志 保	" 54. 3	" 61. 7
吉田 眞	" 61. 9	平 1. 3
橋口 敏	平 1. 4	" 5. 3
勝山 勝	" 5. 4	" 8. 1
松田 優	" 8. 2	" 11. 2
中野 凱	" 11. 3	" 14. 9
岡本 弘	" 14. 9	" 15. 4
	" 15. 6	" 19. 5

地方自治法の改正により、収入役が廃止となる。

2 広報関係

(1) 紙面による広報

- 市報わかやま、わかやまこども市報、市報わかやま（点字版）等の発行及び一般新聞等に広告を掲載

- (2) ラジオによる広報（和歌山放送）
 - ラジオ広報番組（5 分間）月曜～金曜
 - スポット 随時放送
- (3) テレビによる広報（テレビ和歌山）
 - テレビ広報番組
 - スポット 随時放送
- (4) 広報車による広報
広報車で市からのお知らせや行事等を随時広報
- (5) 市報わかやま、わかやまこども市報の音声版による広報
- (6) ホームページによる広報
- (7) 報道機関を通じての広報
- (8) データ放送による広報
- (9) X、フェイスブック、LINE、YouTube、メールマガジンによる広報
- (10) 動画モニターによる広報

3 広 聴 関 係

- (1) 市政への提言・市民の声
メール、文書、電話、面談等により、様々な市政への要望や提言等を聴き取り、市政へ反映させる。
- (2) インターネットモニター
モニター登録した人に対し、インターネットを利用してアンケート調査を実施し、今後の市政運営に活用する。
- (3) 和歌山市職員出前講座
市民等の団体が行う集会等にて職員を派遣し、市政に関するテーマで講座を行い、市民の市政への理解を深めるとともに、今後の市政運営に生かす。
- (4) 国・県・市による一日合同行政相談所

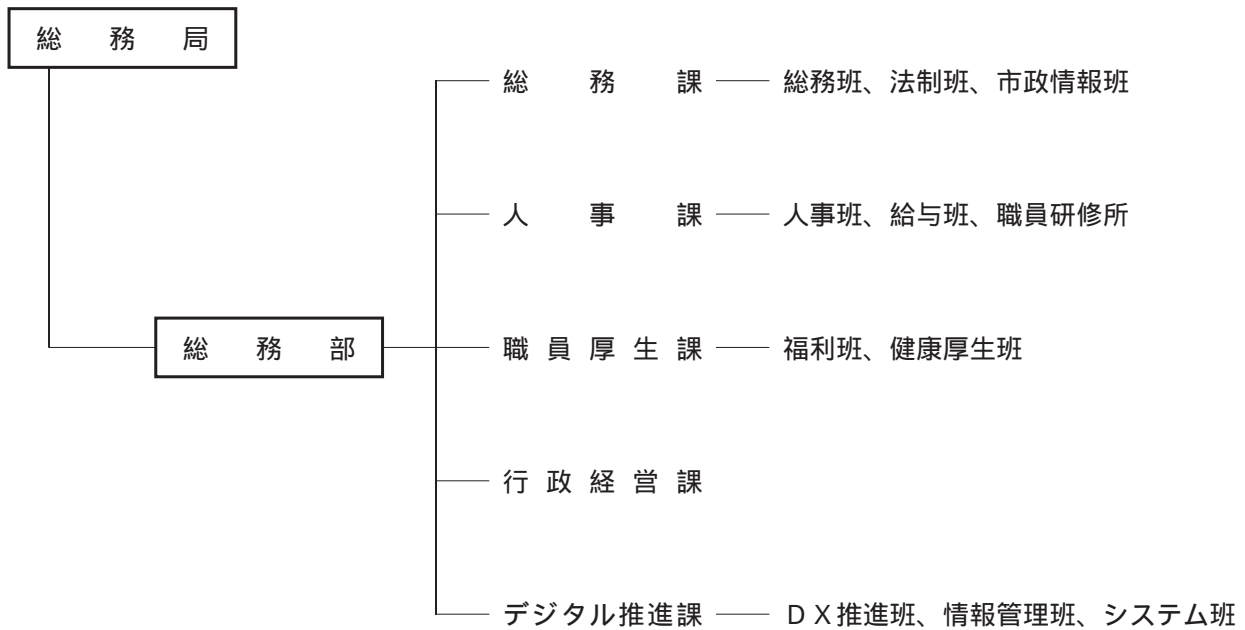
4 シティプロモーション関係

交流・関係・定住人口の増加を目的として、シティプロモーションや移住定住施策の推進のための取組を企画立案、統括する。また、公民共創室において民間企業等と関係各課との橋渡しを行い連携した取組を推進する。

- (1) シティプロモーションの推進
- (2) 移住定住施策の推進
- (3) 民間企業等と関係各課との橋渡しを通じた連携事業の推進

総務局

4



4 総 務 局

総 務 部

総務課は、公印、文書管理の総括、条例、規則、行政不服審査制度、公用車の集中管理、情報公開、個人情報保護を担当。

人事課は、人事、労務、給与、職員研修等に関する事務を担当。

職員厚生課は、恩給、健康管理、和歌山県市町村職員共済組合、職員互助会等に関する事務を担当。

行政経営課は、行財政改革、行政評価、組織・機構、職務権限、事務改善に関する事務を担当。

デジタル推進課は、情報化施策の推進、情報システムの運用及び管理、情報通信基盤の運用及び管理、社会保障・税番号制度、情報システムに関する評価等に関する事務を担当。

1 法制関係事務

条例・規則・訓令の制定改廃

(令和7年4月～令和8年3月)

区 分	条 例	規 則	訓 令	計
新 設	4	6	0	10
一 部 改 正	55	114	6	175
廃 止	0	0	0	0
計	59	120	6	185

2 情報公開及び個人情報保護

(1) 公文書及び個人情報の開示請求等処理状況

(令和7年4月～令和8年3月)

区 分	請求件数	処理件数	処 理 件 数 の 内 訳 () の数字は前年度繰越分で内数	処理中の 件 数
公文書開示請求 (申出を含む)	110	108	・開示 21 ・不開示 14 ・部分開示 69(1) ・却下等 4	3
公文書開示請求に係る審査請求	1	5	・認容 0 ・棄却 3(2) ・一部認容 0 ・却下等 2(2)	0
個人情報開示請求	142	133	・開示 40(2) ・不開示 13 ・部分開示 79 ・却下等 1	11
個人情報開示請求に係る審査請求	0	1	・認容 0 ・棄却 1(1) ・一部認容 0 ・却下等 0	0
個人情報訂正請求	0	1	・訂正 0 ・不訂正 1(1) ・却下等 0	0
個人情報訂正請求に係る審査請求	1	0	・認容 0 ・棄却 0 ・一部認容 0 ・却下等 0	1

(2) 情報公開・個人情報保護審査会

審査請求に係る審議を6回開催

(3) 資料コーナー利用者数

2,131人

(4) 個人情報ファイル簿公表件数

287件

3 職 員

(1) 定数及び現員

(8 . 4 . 1 現在)

部 局 別	内 訳	定 数	現 員
市 長 の 事 務 部 局		1,965 ^人	1,773 ^人
議 会 事 務 局		26	24
企 業 局		351	235
消 防 局		410	392
教 育 委 員 会		424	314
監 査 事 務 局		12	10
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		15	10
人 事 委 員 会 事 務 局		8	6
農 業 委 員 会 事 務 局		12	8
計		3,223	2,772

(2) 組 織 機 構 数

(8 . 4 . 1 現在)

部 局 別	内 訳	局	部	課	班
市 長 事 務 部 局		9	20	73	273
議 会 事 務 局		1		2	3
企 業 局		1	3	13	35
消 防 局		1		10	34
教 育 委 員 会 事 務 局		1	2	10	20
監 査 事 務 局			1		
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局			1		
人 事 委 員 会 事 務 局			1		
農 業 委 員 会 事 務 局			1		
固定資産評価審査委員会事務局				1	
合 計		13	29	109	365

(3) 給 与

ア. 特 別 職 (8 . 4 . 1 現在)

役 職	給 料 月 額
市 長	950,000 ^円
副 市 長	820,000
教 育 長	690,000
公営企業管理者	680,000
常勤の監査委員	510,000

イ. 職員初任給 (8 . 4 . 1 現在)

学 歴	給 料 月 額
大 学 卒	232,000 ^円
短 大 卒	213,000
高 校 卒	200,300

ウ. 職階別給料 (一般行政職)

(8 . 4 . 1 現在)

区分 職位	給 料 月 額			平 均 年 齢	平均勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
局 長 級	544,700 ^円	525,300 ^円	539,700 ^円	58歳 2 月	30年 4 月
部 長 級	490,700	471,900	484,609	56歳 2 月	29年 6 月
課 長 級	463,000	442,400	449,020	55歳 1 月	29年 9 月
副 課 長 級	427,000	366,800	417,866	51歳 6 月	25年 6 月
班 長 級	409,000	332,600	384,588	47歳 8 月	22年 0 月
一 般	396,500	208,400	290,808	34歳 5 月	8 年 7 月

エ. ラスパイレス指数

(各年 4 月 1 日現在)

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
99.7	100.0	100.4	99.9	100.3	99.9	99.5	99.2	99.2	99.3	99.2	99.6

(4) 管理職手当

(8 . 4 . 1 現在)

主 な 職 員 の 範 囲		月 額
局	長	124,600円
部	長	99,600円
課	長	70,200円
副 課	長	51,500円

(5) 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する。

(6) 退職手当 (8 . 4 . 1 現在)

ア. 特 別 職

退職した日の属する月の給料月額に在職月数を乗じて得た額に次の支給割合を乗じて得た額とする。

役 職	支 給 割 合
市 長	100分の52
副 市 長	100分の33
教 育 長	100分の23
公 営 企 業 管 理 者	100分の23
常 勤 の 監 査 委 員	100分の18

イ. 一 般 職

退職の日における給料月額に退職理由及び勤続期間に応じた支給割合を乗じて得た額（給料月額に47.709を乗じて得た額を限度）に調整額を加えた額とする。

4 報酬及び費用弁償

(1) 議会議員

(8 . 4 . 1 現在)

区 分	議 員 報 酬		費 用 弁 償 区 分
	支給区分	金 額	
議 長	月額	790,000	市 長
副 議 長	月額	720,000	
議 員	月額	660,000	

(2) 委員会の委員等

(8 . 4 . 1 現在)

区 分	報 酬		費 用 弁 償 区 分
	支給区分	金 額	
教 育 委 員 会 委 員	月額	137,000	副 市 長
人 事 委 員 会 委 員 長 委 員	月額	160,000	
	月額	137,000	
農 業 委 員 会 会 長 副 会 長 委 員 農地利用最適化推進委員	月額	71,000	
	月額	53,000	
	月額	41,000	
	月額	41,000	
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 委 員 補充員で臨時に出席した委員	月額	100,000	
	月額	68,000	
	日額	7,000	
監 査 委 員 代 表 監 査 委 員 識見を有する者のうちから選任された監査委員 議会議員のうちから選任された監査委員	月額	250,000	
	月額	154,000	
	月額	55,000	
固定資産評価審査委員会委員	日額	12,000	
固定資産評価員	月額	137,000	
附属機関の構成員その他の非常勤の職員 (他に定めのあるものを除く。)	年額	450,000以内	市長が定める区分
	月額	340,000以内	
	日額	28,000以内	

5 旅 費

(1) 宿泊手当・宿泊費

(8 . 4 . 1 現在)

宿 泊 手 当 (1 夜につき)	宿 泊 費
2,400 ^円	上限付き実費額 (上限は都道府県ごとに設定)

宿泊費又は包括宿泊費について、朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は定額の 3 分の 2 の額とし、朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は定額の 3 分の 1 の額とする。

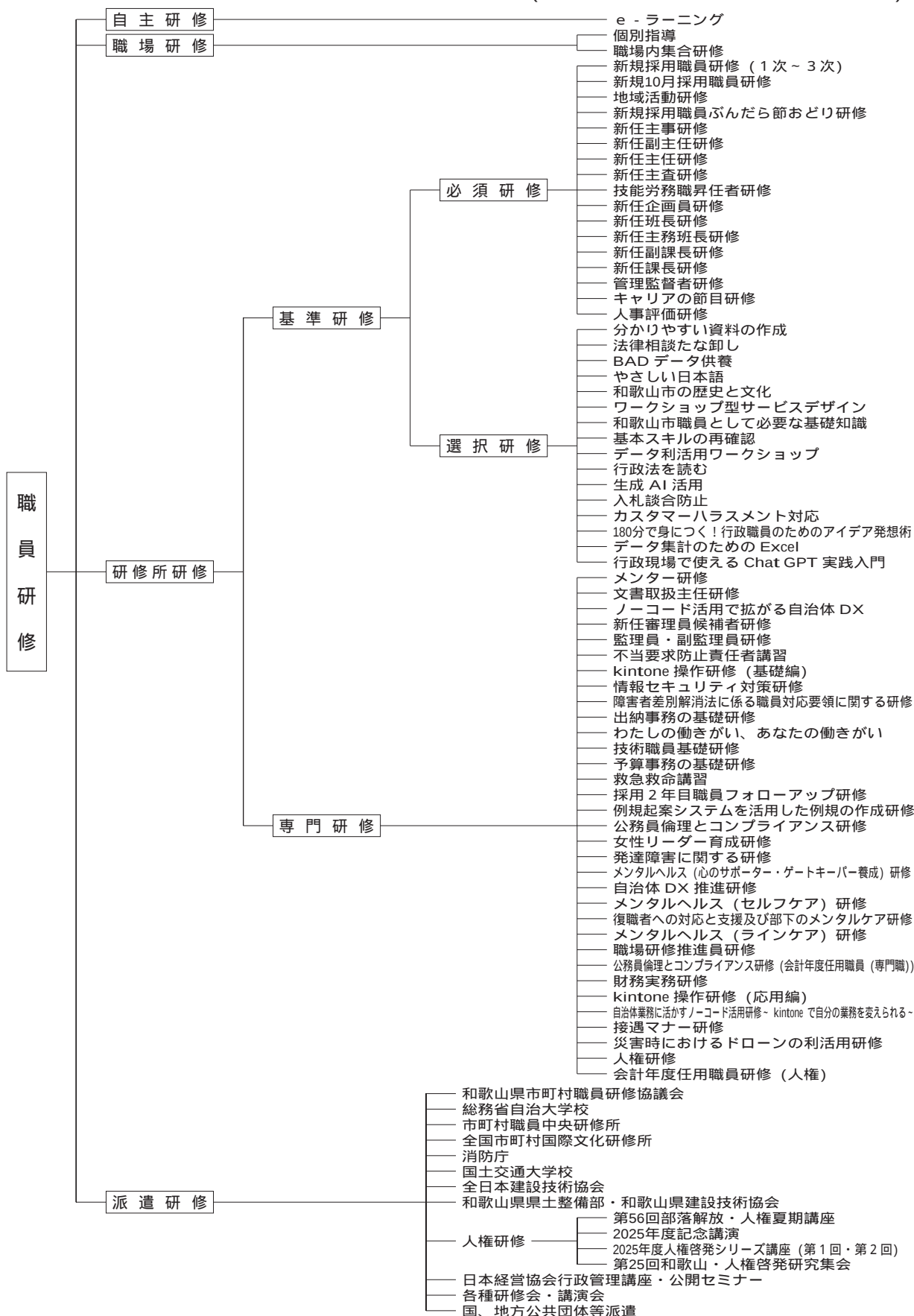
(2) 日 当

(8 . 4 . 1 現在)

区 分	日 当 (1 日につき)
市長	1,650 ^円
副市長、常勤の監査委員及び公営企業管理者	1,500
等級が 9 級以下 7 級以上の者	1,300
等級が 6 級以下の者	1,100

6 職 員 研 修

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)



7 恩 給 関 係

昭和37年12月1日、地方公務員等共済組合法施行日前にすでに受給権の発生した者に対する本市
恩給条例の規定による恩給の給付 (令和7年4月～令和8年3月)

区 分	支 給 件 数	支 給 総 額
退 隠 料	2 件	3,331,200円

8 健康管理関係

(令和7年4月～令和8年3月)

区 分	対 象 職 員	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	全 職 員	3,390人
特 殊 健 康 診 断	法 に 該 当 す る 職 員	6人
B 型 肝 炎 予 防 ワ ク チ ン 接 種	該 当 職 員	12人
計		3,408人

9 行 財 政 改 革

- (1) 和歌山市行財政改革推進本部関係会議の開催
- (2) 和歌山市行財政改革大綱・実施計画（令和4年度～令和8年度）の進捗管理

10 行 政 評 価

- (1) 行政評価についての調査・研究
- (2) 施策・事務事業評価の実施
- (3) 和歌山市行政評価委員会の開催

11 行 政 事 務

- (1) 組織・機構の改正
- (2) 事務分掌の改正（組織・機構の改正等による分掌事務の見直し）
- (3) 分掌事務の裁定
- (4) 包括外部監査の実施
- (5) 事務改善の推進（事務改善報告、新規事業創出プロジェクト研究、事務処理マニュアル等）

12 附 属 機 関

(R 8 . 4 . 1 現在)

	附 属 機 関 の 名 称
1	和歌山市長期総合計画審議会
2	和歌山市行政不服審査会
3	和歌山市情報公開・個人情報保護審査会
4	和歌山市情報公開・個人情報保護審議会
5	和歌山市公務災害補償等審査会
6	和歌山市公務災害補償等認定委員会
7	和歌山市特別職報酬等審議会
8	和歌山市倫理審査会
9	和歌山市公正職務審査会
10	和歌山市行政評価委員会
11	指定管理者選定委員会
12	和歌山市防災会議
13	和歌山市国民保護協議会
14	和歌山市交通安全対策会議
15	和歌山市協働推進委員会
16	和歌山市男女共生推進協議会
17	和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会
18	和歌山市立芦原文化会館運営委員会
19	和歌山市立栄谷文化会館運営委員会
20	和歌山市立岩橋文化会館運営委員会
21	和歌山市立口須佐文化会館運営委員会
22	和歌山市立弘西文化会館運営委員会
23	和歌山市立杭の瀬文化会館運営委員会
24	和歌山市立善明寺文化会館運営委員会
25	和歌山市立大垣内文化会館運営委員会
26	和歌山市立平井文化会館運営委員会
27	和歌山市立本渡文化会館運営委員会
28	和歌山市立鳴神文化会館運営委員会
29	和歌山市立木ノ本文化会館運営委員会
30	和歌山市廃棄物対策審議会
31	和歌山市廃棄物減量等推進審議会
32	和歌山市環境審議会
33	和歌山市大規模な太陽光発電設備設置審議会
34	和歌山市地域密着型サービス運営委員会
35	和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会
36	和歌山市介護認定審査会
37	和歌山市地域包括支援センター運営協議会
38	和歌山市国民健康保険運営協議会
39	和歌山市地域保健医療協議会
40	和歌山市保健所運営協議会
41	和歌山市予防接種健康被害調査委員会
42	和歌山市小児慢性特定疾病審査会
43	和歌山市感染症の診査に関する協議会
44	和歌山市いのち支える自殺対策推進協議会
45	和歌山市健康わかやま21推進協議会
46	和歌山市地域福祉計画推進協議会
47	和歌山市民生委員推薦会

	附 属 機 関 の 名 称
48	和歌山市社会福祉審議会
49	和歌山市災害弔慰金等支給審査委員会
50	和歌山市障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会
51	和歌山市自立支援協議会
52	和歌山市介護給付費等の支給に関する審査会
53	和歌山市障害者差別解消調整委員会
54	和歌山市子ども・子育て会議
55	和歌山市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付審査会
56	和歌山市立保育所移管先選考委員会
57	和歌山市要保護児童対策地域協議会
58	和歌山市企業立地促進審査会
59	和歌山市産業戦略会議
60	史跡和歌山城保存整備委員会
61	和歌山市文化財保護審議会
62	和歌山市文化表彰選考委員会
63	和歌山市美術展覧会審査会
64	和歌山市立博物館協議会
65	和歌山市スポーツ推進計画策定委員会
66	和歌山市食育推進会議
67	和歌山市中央卸売市場取引委員会
68	和歌山市中央卸売市場運営協議会
69	和歌山市中央卸売市場委託手数料届出事項調査検討委員会
70	和歌山市入札監視委員会
71	和歌山市営住宅入居者選考委員会
72	和歌山市都市計画審議会
73	和歌山市緑化審議会
74	和歌山市開発審査会
75	和歌山市住居表示審議会
76	和歌山市景観審議会
77	和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理審議会
78	和歌山市都市公園運営委員会
79	和歌山市建築審査会
80	和歌山市教育委員会事務評価委員会
81	和歌山市生涯学習推進協議会
82	和歌山市社会教育委員
83	和歌山市中央公民館運営審議会
84	和歌山市青少年問題協議会
85	和歌山市民図書館運営審議会
86	和歌山市立学校通学区域協議会
87	和歌山市教育支援委員会
88	和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校心臓病検診判定委員会
89	和歌山市いじめ・不登校問題に関する検討委員会
90	和歌山市川端龍子賞等選考委員会
91	和歌山市発明創作事業企画運営委員会
92	和歌山みらい学校事業推進協議会
93	和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校教科用図書選定委員会
94	和歌山市立学校給食共同調理場運営審議会
95	和歌山市立中学校給食運営委員会

13 情報化推進事務

- (1) 情報化施策の推進に係る事務
- (2) 情報化推進委員会に係る事務

14 行政情報化事務

- (1) 業務システムの運用管理

- ア 住基系システム

- 住民記録、印鑑登録、選挙事務、就学就園事務

- イ 保険系システム

- 国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険

- ウ 福祉系システム

- 児童福祉、障害者福祉、健康管理、福祉医療

- エ 税系システム

- 市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、たばこ税

- オ その他システム

- 住宅管理、債権回収、生活保護

- カ 番号連携システム

- 他機関との情報連携、団体内統合宛名

- キ 財務会計システム

- 予算編成、予算執行、決算統計、契約管理

- ク グループウェア、ファイルサーバ

- 電子メール、スケジュール管理、掲示板、設備予約

- ケ 統合型地理情報システム

- 地形図、住宅地図、航空写真、各課所管地図

- コ 施設予約システム

- 体育施設、文化施設予約管理

- (2) 情報通信基盤の運用管理

- ア 基幹系ネットワーク、情報系ネットワーク、総合行政ネットワーク（L G W A N）の運用管理

- イ 上記ネットワークに接続されるサーバ、パソコン、プリンタ等の運用管理

- ウ 本庁舎と各出先機関間のネットワークの運用管理

- エ 情報セキュリティシステムの運用管理

15 社会保障・税番号制度関係事務

- (1) 社会保障・税番号制度に係る総合調整

16 情報セキュリティポリシーに係る事務

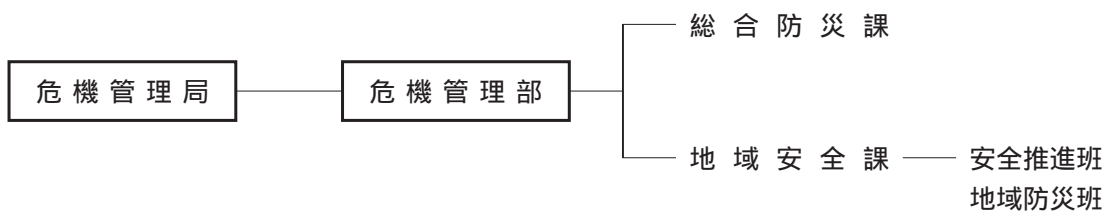
- (1) 情報セキュリティポリシーの整備・運用
- (2) 情報セキュリティに関する研修、監査、点検

17 情報システム評価事務

- (1) 情報システムの調査・研究
- (2) システム評価の実施

危機管理局

5



5 危機管理局

総合防災課は、防災訓練、災害対策本部及び水防本部、国民保護、特定危機事象、防災行政無線及び防災設備機器等の運用管理に関する事務を担当。

地域安全課は、地域安全の推進、交通安全の推進及び自主防災組織の育成指導等に関する事務を行っている。

1 総合防災関係

- (1) 防災計画関係事務
 - 地域防災計画の見直し
 - 業務継続計画の見直し
 - 水防計画の見直し
 - 国土強靱化地域計画の見直し
 - 支部職員及び緊急防災要員の任命及び研修
 - 中核市市長会防災担当者会議
 - 和歌山県排出油等防除協議会
 - 和歌山県防災ヘリコプター運航連絡協議会
 - 特定危機事象への対応及び関係部署との連絡調整
 - 災害時等における他都市との相互支援の総括
 - 危機管理に係る統制及び調整
- (2) 防災訓練関係事務
 - 和歌山市一斉安全行動訓練
- (3) 防災啓発関係事務
 - 防災とボランティア週間の懸垂幕及びのぼりの掲出
 - 防災週間の懸垂幕及びのぼりの掲出
 - 防災研修
 - 防災出前講座の実施
 - 防災ホームページの更新、広報紙等への掲載
 - 防災マップの配付、防災啓発DVDの貸出し
 - 地区防災計画の策定
- (4) 防災対策関係事務
 - 災害用備蓄物資の購入及び維持管理
 - 避難標識等の整備、修繕及び維持管理
 - 防災行政無線の運用、整備及び維持管理
 - 防災情報システムの運用及び維持管理
 - 防災ラジオの貸与
- (5) 災害対策関係事務
 - 災害対策本部の設置
 - 罹災証明書等の発行
- (6) 国民保護関係事務
 - 国民保護計画の見直し

(7) 防災用施設

備蓄拠点倉庫

名 称	所 在 地	面 積	そ の 他
和歌山市備蓄倉庫	雄松町3丁目17番地1	164m ²	S造平屋建
和歌山市第二備蓄倉庫	平井470番地1	118m ²	R C造一部S造平屋建
和歌山市第三備蓄倉庫	野崎204番地3	205m ²	R C造2階建
和歌山市第四備蓄倉庫	中之島803番地14	335m ²	S造平屋建

和歌山市防災行政無線設備（令和7年度末現在）

名 称	設 置 箇 所 数
親 局	1
屋 外 拡 声 子 局	224
戸 別 受 信 機	369

(8) 自主防災活動団体

自主防災組織 (42組織)

名 称	結 成 年 月 日	名 称	結 成 年 月 日
加 太 地 区 防 災 会	平成 7 年 4 月 1 日	西 和 佐 地 区 防 災 会	平成11年 8 月 3 日
三 田 地 区 防 災 会	平成10年 4 月 1 日	和 歌 浦 地 区 防 災 会	平成11年 8 月 6 日
東 山 東 地 区 防 災 会	平成10年 4 月 1 日	和 佐 地 区 防 災 会	平成11年 8 月17日
有 功 地 区 防 災 会	平成10年 7 月17日	松 江 地 区 防 災 会	平成12年 6 月26日
田 野 地 区 防 災 会	平成10年 7 月23日	雄 湊 地 区 防 災 会	平成12年 7 月 1 日
吹 上 地 区 防 災 会	平成10年 8 月 1 日	高 松 地 区 防 災 会	平成12年 6 月27日
山 口 地 区 防 災 会	平成10年 8 月 1 日	芦 原 地 区 防 災 会	平成12年 7 月 1 日
本 町 地 区 防 災 会	平成10年 8 月 3 日	楠 見 地 区 防 災 会	平成12年 7 月28日
安 原 地 区 防 災 会	平成10年 8 月 5 日	川 永 地 区 防 災 会	平成12年 8 月 1 日
岡 崎 地 区 防 災 会	平成10年 8 月 7 日	広 瀬 地 区 防 災 会	平成12年 8 月24日
西 山 東 地 区 防 災 会	平成10年 8 月10日	貴 志 地 区 防 災 会	平成12年 8 月11日
宮 地 区 防 災 会	平成10年 8 月11日	小 倉 地 区 防 災 会	平成12年 8 月 1 日
大 新 地 区 防 災 会	平成11年 4 月 1 日	宮 北 地 区 防 災 会	平成12年 8 月 1 日
今 福 地 区 防 災 会	平成11年 6 月11日	四 箇 郷 地 区 防 災 会	平成12年 4 月 1 日
新 南 地 区 防 災 会	平成11年 7 月 1 日	城 北 地 区 防 災 会	平成13年 6 月25日
木 本 地 区 防 災 会	平成11年 7 月 1 日	雑 賀 地 区 防 災 会	平成13年 5 月16日
紀 伊 地 区 防 災 会	平成11年 7 月30日	中 之 島 地 区 防 災 会	平成13年 4 月26日
砂 山 地 区 防 災 会	平成11年 8 月 1 日	雑 賀 崎 地 区 防 災 会	平成13年 5 月12日
宮 前 地 区 防 災 会	平成11年 8 月 1 日	湊 地 区 防 災 会	平成13年 7 月31日
西 脇 地 区 防 災 会	平成11年 8 月 1 日	野 崎 地 区 防 災 会	平成13年 6 月30日
直 川 地 区 防 災 会	平成11年 8 月 1 日	名 草 地 区 防 災 会	平成13年 8 月10日

○ 南海トラフで発生する地震の確率 (マグニチュード 8 ～ 9 クラス)

	SSD - BPT モデル (すべり量依存 BPT モデル)	BPT モデル
今後10年以内	ほぼ 0 ～ 40%	0.2% ～ 10%
今後30年以内	60% ～ 90% 程度以上	20% ～ 50%
今後50年以内	90% 程度もしくはそれ以上	60% ～ 90%

令和 8 年 (2026年) 1 月 1 日評価 (資料：地震調査研究推進本部)

確率の具体的な値を示す必要がある場合「疑わしいときは行動せよ」等の考え方に基づいてより高い方の確率値を強調する。

2 地域安全関係

- (1) 地域安全推進委員会の活動促進
- (2) 各地区防犯設備に対する補助金の交付
- (3) 和歌山県防犯協議会連合会へ負担金の交付
- (4) 暴力団排除の推進
- (5) 青色回転灯付防犯パトロール車の運用
- (6) 地域の安全に関する各種広報

3 交通対策関係

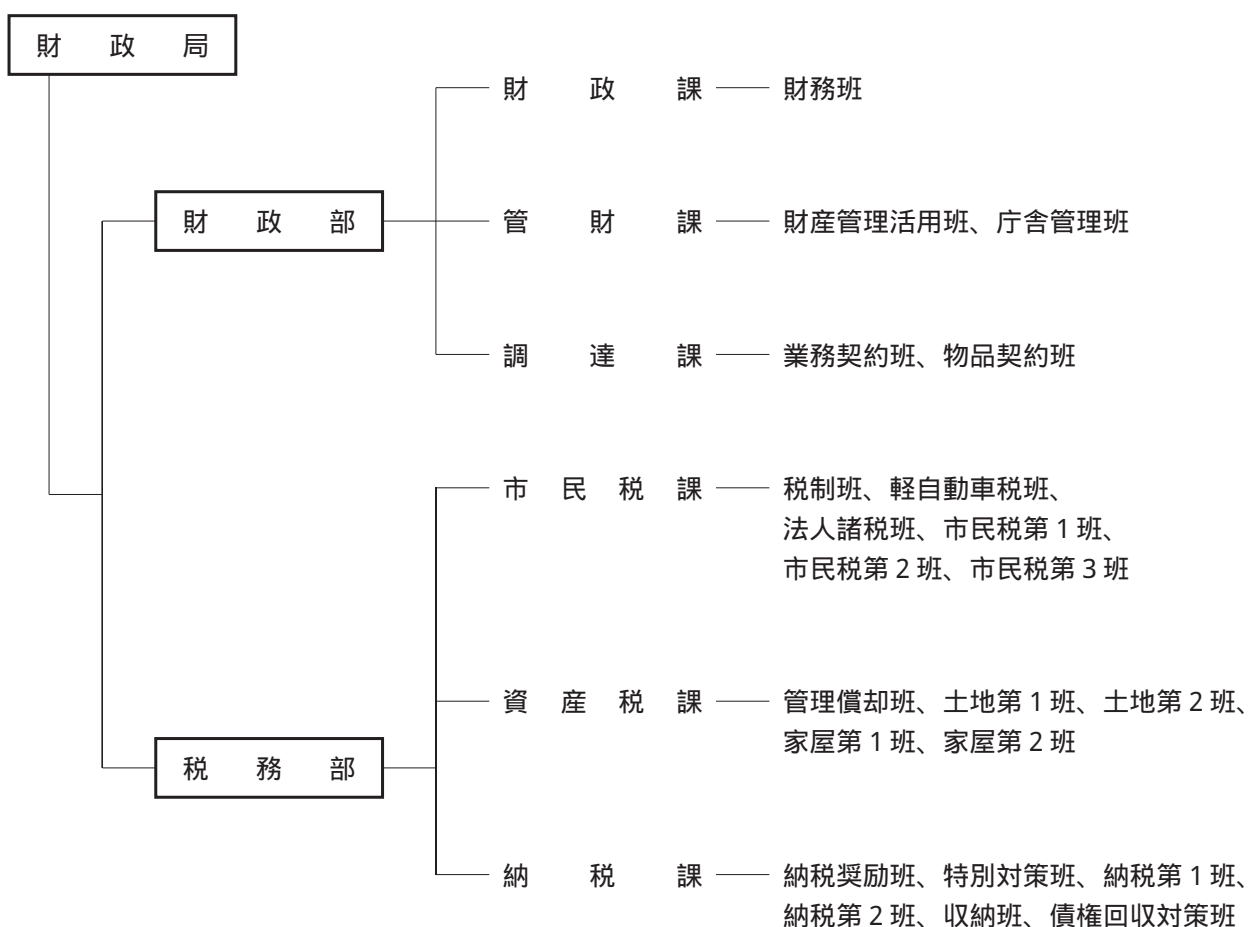
- (1) 春の全国交通安全運動
- (2) 和歌山市交通安全市民大会の開催
- (3) わかやま夏の交通安全運動
- (4) 秋の全国交通安全運動
- (5) わかやま冬の交通安全運動
- (6) 幼児交通安全教室の開催

4 交通事故発生状況

県市別	年	発生件数 (件)	増 減	死 者 (人)	増 減	傷 者 (人)	増 減
県	令和 6 年	1,289	-	34	-	1,465	-
	令和 7 年	1,279	10	33	1	1,502	37
市	令和 6 年	579	-	12	-	647	-
	令和 7 年	602	23	5	7	692	45

財 政 局

6



6 財 政 局

令和 8 年度当初予算は、「成長と福祉の好循環」を確かなものとするため、子育て支援をはじめとする福祉の更なる充実や、暮らしに紐づく環境の向上のための施策を重点化し、予算編成を行いました。

その結果、一般会計と公営企業会計で過去最大となり、特別会計も合わせた全ての合計においても過去最大規模の予算編成となりました。

一方で、財政の健全化についても着実に進めており、一般会計では財政調整基金の過去最高残高を維持し、4 年連続で財政調整基金を取り崩すことなく収支を均衡させる予算としています。

令和 8 年度予算の概要は以下のとおりです。

一 般 会 計	1,657億6,894万5,000円
特 別 会 計	960億3,217万7,000円
公営企業会計	483億4,535万6,000円
計	3,101億4,647万8,000円 です。

前年度に対する増減は、一般会計で3.4%の増、特別会計で0.6%の減、公営企業会計は14.4%の増となり、全体では3.6%の増となりました。

一般会計では、定額減税補足給付金事業や中消防署南分署宮前出張所新築工事の終了などにより、減額となる一方で、中学校全員給食の実施と給食費の無償化、G I G A スクール構想に基づく端末の更新、障害者支援に係る扶助費の増などにより、増額となりました。

1 令和8年度予算総括表

(単位 千円)

会 計 名		本年度予算額	前年度予算額	増 減 ()	伸び率
一 般 会 計		(165,558,745) 165,768,945	(159,101,684) 160,395,284	(6,457,061) 5,373,661	% (4.1) 3.4
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	36,292,100	37,350,554	1,058,454	2.8
	卸 売 市 場 事 業	734,814	1,507,914	773,100	51.3
	土 地 区 画 整 理 事 業	337,462	9,537	327,925	3,438.5
	住宅改修資金貸付事業	22,000	25,000	3,000	12.0
	住宅新築資金貸付事業	529,521	558,611	29,090	5.2
	宅地取得資金貸付事業	209,857	226,334	16,477	7.3
	駐 車 場 管 理 事 業	1,673,707	1,625,437	48,270	3.0
	母子父子寡婦福祉 資 金 貸 付 事 業	128,342	131,339	2,997	2.3
	介 護 保 険 事 業	43,278,695	42,839,085	439,610	1.0
	後 期 高 齢 者 医 療	12,781,104	12,123,175	657,929	5.4
	直 轄 事 業 用 地 先 行 取 得 事 業	44,575	188,694	144,119	76.4
	小 計	96,032,177	96,585,680	553,503	0.6
	公 営 企 業	(47,022,456) 48,345,356	(41,793,171) 42,244,571	(5,229,285) 6,100,785	(12.5) 14.4
	合 計	(143,054,633) 144,377,533	(138,378,851) 138,830,251	(4,675,782) 5,547,282	(3.4) 4.0
総 計		(308,613,378) 310,146,478	(297,480,535) 299,225,535	(11,132,843) 10,920,943	(3.7) 3.6

() 内は、借換えの対象となった元金償還金を除いた額

2 令和8年度予算の概要

《 》 …… 目名等
 (新規) …… 新規事業
 (拡充) …… 拡充事業

一 般 会 計

第1款 議 会 費

第1項 議 会 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
894,487	-	-	347	894,140

【主な事業と予算額】

- 議員活動経費
 - 《議 会 費》 (千円)
 - 議員報酬、委員会調査に係る費用弁償等 527,960
 - 政務活動費交付金 45,600
- 市議会広報事業
 - 《議 会 費》
 - わかやま市議会だより発行 11,961
 - テレビ・ラジオ放送及びインターネット配信事業等 10,938
- そ の 他
 - 災害時における議会機能の維持（新規） 539
 - 職員の人件費《議 会 費》 200,255

第2款 総 務 費

第1項 総務管理費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9,323,645	572,195	156,500	851,288	7,743,662

【主な事業と予算額】

- 政府機関、首都圏民間企業の情報収集等
 - 《一般管理費》 (千円)
 - 国等への要望活動などの政策調整事業及び市長会事務事業等 10,308

東京事務所の運営	3,329
○ 市民への説明と市民の声を聴く機会の充実	
《広報広聴費》	
インターネットモニター等	1,162
テレビ、ラジオ及び市報わかやま等による市政に関する情報の提供	75,067
○ 総合防災対策の充実	
《総合防災費》	
情報伝達体制の強化	
災害情報伝達手段の強化	25,961
防災ラジオ貸与事業	8,865
避難体制の強化	
災害時用備蓄品の整備	7,724
避難所・避難場所の整備	5,491
災害対策の強化	
ドローン操縦士の育成（免許取得）	2,267
災害対応訓練の強化	169
県防災ヘリコプター運航協議会に対する負担金	25,672
備蓄倉庫照明のＬＥＤ化	1,598
地域防災力の強化	
市民防災大学の開催	222
自主防災組織活動の支援	5,590
避難行動要支援者宅の防災対策	3,495
新たな防災マップの作成（新規）	29,963
○ 地域における安全の確保	
《地域安全費》	
防犯パトロール	5,272
県防犯協議会及び暴力追放県民市民大会に対する負担金	2,064
地域安全推進員活動に対する交付金	1,344
防犯設備の設置及び防犯灯電気料に対する補助	30,966
交通事故防止市民運動推進協議会に対する交付金	3,828
○ 職員の意識改革と人材の育成	
《一般管理費》	
国等への職員派遣研修	5,776
新規事業創出プロジェクト研究	236
《研 修 費》	
専門研修機関等への派遣研修	7,393
基準研修及び専門研修	8,561
ドローン操縦士の育成（研修）	163

○ 効率的な行政事務の実現	
《一般管理費》	
包括外部監査委託料	10,912
窓口におけるリアルタイム字幕表示システムの導入（新規）	132
財務会計システムの公金収納デジタル化対応（新規）	2,558
《人事管理費》	
人事・給与・出退勤システムの運用及び維持管理	36,712
《文 書 費》	
文書及び例規集の管理等	51,861
《企画調整費》	
重要施策に関する調査研究等	662
移住フェア等への出展	1,300
地域おこし協力隊による移住支援	5,473
トライアル和歌山市利用促進	600
関係人口創出モデル	3,300
わかやま暮らし応援金	3,600
シティプロモーションの推進（拡充）	15,690
奨学金返還支援（拡充）	646
《情報システム管理費》	
行政情報化の推進、情報ネット用機器等の運用及び維持管理	237,870
民間ＩＴ企業と連携したＤＸ人材の確保（新規）	6,046
ノーコードツールの活用による行政サービスの向上	2,358
スマートシティの推進	1,546
住民情報システムの運用及び維持管理	1,283,607
○ 内部管理事務	
《一般管理費》	
本庁舎及び東庁舎の維持管理	541,078
集中管理公用自動車等の管理	7,922
《財政管理費》	
議案の調製	13,596
《財産管理費》	
公有財産の管理、不動産の取得及び処分等の財産管理	19,923
未来のまちづくり基金の積立金	185,531
《会計管理費》	
出納・決算事務	7,862
○ ふるさと納税制度の促進	
《一般管理費》	
元気わかやま市応援寄附金の返礼業務等	1,455,475

○ そ の 他

特別職及び職員の人件費《一般管理費》	2,982,164
恩給《恩給及び退職年金費》	3,348

第２項 徴 税 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,451,594	555,562	-	20,554	875,478

【主な事業と予算額】

○ 歳入（市税収入等）の確保

《税務総務費、賦課徴収費》	(千円)
市税の賦課・徴収事務	569,388
税総合オンラインシステムの維持管理及びエルタックスの運用	111,225
和歌山地方税回収機構負担金	32,065
市債権の回収	791
固定資産評価審査委員会委員の報酬	1,296
職員の人件費	736,829

第３項 市民生活費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
592,630	30,098	40,500	53,203	468,829

【主な事業と予算額】

○ 市民生活関連

《市民生活総務費》	(千円)
広島平和バス等の非核平和事業	1,493
《市民相談センター費》	
市民相談事業	22,020
消費者行政推進事業	11,107
《計 量 費》	
計量器の適正管理	1,705
○ 地域コミュニティの充実	
《N P O ・ ボランティア推進費》	
市民との協働	
地域フロンティアセンターの管理運営	16,639

《まち美化推進費》

一万人大清掃の実施や環境美化清掃員の委託等	6,002
公共施設の美化推進	852
美化推進事業及び内川美化推進事業交付金	4,342

《自治振興費》

支所・連絡所等の管理運営	110,599
支所・連絡所の強化	24,244
支所・連絡所のＬＥＤ化	32,846
連合自治会運営交付金	12,482

《サービスセンター費》

サービスセンターの管理運営	13,539
---------------	--------

○ そ の 他

自衛官募集に要する経費《自衛官募集事務費》	177
職員の人件費《市民生活総務費》	331,531

第４項 戸籍住民基本台帳費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
686,157	150,765	-	75,127	460,265

【主な事業と予算額】

○ 戸籍、住民基本台帳等の適正管理

《戸籍住民基本台帳費》 (千円)

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録事務等	301,379
証明書コンビニ交付事業	15,095
職員の人件費	368,043

《中長期在留者住居地届出等事務費》

中長期在留者の住居地届出等に係る事務	1,640
--------------------	-------

第５項 選 挙 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
309,040	27,849	-	24	281,167

【主な事業と予算額】

○ 選挙事務関連

《選挙管理委員会費、選挙啓発費》 (千円)

選挙管理事務、選挙人名簿調製及び選挙啓発等	13,788
-----------------------	--------

市長及び市議会議員補欠選挙の執行	172,706
和歌山県議会議員一般選挙の準備	32,022
和歌山市議会議員一般選挙の準備	3,329
○ そ の 他	
選挙管理委員会委員等の報酬《選挙管理委員会費》	3,648
職員の人件費《選挙管理委員会費》	83,547

第 6 項 統計調査費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
55,337	22,577	-	28	32,732

【主な事業と予算額】

○ 統計調査関連	
《統計調査総務費》	(千円)
一般諸経費	1,842
職員の人件費	31,385
《基幹統計調査費》	
経済センサス活動調査等の基幹統計調査に要する経費	22,110

第 7 項 文化スポーツ費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,134,836	43,775	51,000	62,225	977,836

【主な事業と予算額】

○ 文化の振興	
《文化振興費》	(千円)
文化表彰	1,382
美術展覧会の開催	3,018
将棋大会等の開催	1,117
有吉佐和子文学賞の実施	1,889
文化活動支援のための交付金及び補助金	3,216
真舟芸術振興基金事業	873
和歌山音楽大行進の開催	2,747
職員の人件費	174,925
《文化財保護費》	
和歌の聖地・ベイ オブ ポエムズ	2,000

国重要文化財郭家住宅の保存活用	10,951
国指定史跡鳴神貝塚の保存活用	40,973
太田城水攻め堤跡整備・活用事業	809
埋蔵文化財発掘調査事業	64,704
友ヶ島の文化財指定に向けた取組の強化（拡充）	7,076
旧中筋家住宅公開事業	4,261
湊御殿公開事業	14,715
車駕之古址古墳公園の管理	2,370
《博物館費》	
博物館の管理運営	38,208
特別展の開催	4,702
豊臣秀吉・秀長に関する企画展の開催（新規）	1,770
職員の人件費	56,612
○ 文化施設の管理運営	
《和歌山城ホール費》	
和歌山城ホールの管理運営	152,512
《和歌の浦アート・キューブ費》	
和歌の浦アート・キューブの管理運営	48,500
○ スポーツの振興	
《スポーツ振興費》	
ジュニアスポーツ教室の開催	1,351
和歌山ジャズマラソンの開催	23,449
スポーツ推進委員との連携	1,573
職員の人件費	112,653
○ スポーツ施設の管理運営	
《スポーツ施設費》	
体育館（市民体育館、河南総合体育館、松下体育館）の管理運営	89,859
松下体育館の長寿命化対策（新規）	9,867
松下体育館のＰＣＢ含有電気設備等の改修	31,933
市民スポーツ広場の管理運営	21,546
市民温水プールの管理運営	86,729
《つつじが丘総合公園費》	
つつじが丘総合公園の管理運営	54,528

第 8 項 監査委員費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
106,719	-	-	-	106,719

【主な事業と予算額】

- 監査事務の執行

《監査委員費》

(千円)

監査事務執行に要する経費並びに監査委員及び職員の人件費

106,719

第 9 項 人事委員会費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
75,283	-	-	-	75,283

【主な事業と予算額】

- 人事委員会事業関連

《人事委員会費》

(千円)

職員採用試験、給与に関する調査研究等の事務に要する経費並びに人事委員会委員及び職員の人件費

75,283

第 3 款 民 生 費

第 1 項 社会福祉費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
33,763,809	14,033,264	6,100	206,193	19,518,252

【主な事業と予算額】

- 障害者福祉関連

《身体障害者福祉費、障害者総合支援費》

(千円)

障害者総合支援法によるサービスや自立支援医療費等の扶助費

12,396,883

障害者総合支援法による地域生活への支援費

580,078

うち成年後見制度の利用支援

(3,121)

うち障害児者への日常生活用具の給付支援強化（拡充）

(130,221)

医療的ケア児とその家族への支援

4,614

身体障害者の福祉増進に係る扶助費（特別障害者手当等給付費等）

253,754

在宅血液透析の助成	408
障害者計画、障害者福祉計画及び障害児福祉計画の策定	6,237
障害者差別解消推進及び手話施策の推進	29,749
障害者の働く場の確保・開拓など就労支援の取組強化	3,197
うち重度障害者等への就労支援	(1,883)
うち就労移行支援利用者交通費助成	(600)

《社会事業費》

福祉タクシー、公衆浴場、バス利用に対する外出支援	26,203
--------------------------	--------

() 内の数字はうち数です。

○ 高齢者福祉関連

《老人福祉費》

老人ホーム入所措置費	301,930
高齢者住宅改造助成費	4,349
老人福祉施設の運営に対する助成	155,369
高齢者の生きがいづくり、安心・安全のための経費	
元気70パスによる外出支援	108,277
うち和歌山電鐵貴志川線70おでかけ回数券	(3,817)
元気70パスによる外出支援（駐車場管理事業特別会計繰出金）	1,500
生活支援ハウス運営に要する経費	50,348
高齢者見守りシステムの設置促進	22,480
老人クラブ活動への支援	13,890
地域の見守り活動の推進	5,183
高齢者補聴器購入費の助成	1,600
高齢者福祉施設の整備に対する助成	126,530

() 内の数字はうち数です。

○ 医療費助成

《福祉医療費》

老人、こども、重度心身障害児者、ひとり親家庭等に係る医療費自己負担分に対する助成	2,844,248
--	-----------

○ 民生委員関連

《民生委員費》

民生委員の各種研修及び活動	67,666
---------------	--------

○ 社会福祉関連

《社会事業費》

各種団体に対する補助等	63,477
-------------	--------

○ 社会福祉施設等の管理運営及び整備

《社会福祉総務費》

新南交流館の管理運営	3,157
------------	-------

福祉館（５館）の管理運営	14,515
《福祉交流館費》	
福祉交流館（あいあいセンター）の管理運営	36,270
《ふれ愛センター費》	
ふれ愛センターの管理運営	88,026
《ふれあいの郷事業費》	
西庄ふれあいの郷の管理運営	18,383
○ 重層的支援体制の整備	
《社会福祉総務費》	
多機関協働による地域福祉の推進	44,885
うち地域コミュニティづくりへの支援強化（拡充）	(4,853)
生活困窮者自立相談の支援	20,783
《障害者総合支援費》	
基幹相談支援センターの推進	67,448
地域活動支援センター機能の強化	68,468
《保険総務費》	
地域包括支援センターの運営	361,760
地域介護予防活動支援事業（わかやまシニアエクササイズ）	2,356
生活支援体制の整備	45,611
（ ）内の数字はうち数です。	
○ そ の 他	
避難行動要支援者登録の推進《社会福祉総務費》	14,135
生活困窮者への自立支援《社会福祉総務費》	5,849
うち住居確保給付金の支給	(2,618)
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施《保険総務費》	33,740
国保運動教室《保険総務費》	833
介護関係施設の整備《保険総務費》	1,155,038
事業者に対する指導監査等の実施《指導監査費》	6,447
和歌山県後期高齢者医療広域連合負担金《後期高齢者医療費》	70,414
職員の人件費《社会福祉総務費》	435,292
職員の人件費《保険総務費》	337,203
介護保険事業特別会計繰出金《介護保険事業費》	6,670,478
後期高齢者医療特別会計繰出金《後期高齢者医療費》	7,009,212
（ ）内の数字はうち数です。	

第2項 生活保護費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
18,429,971	13,062,076	-	157,991	5,209,904

【主な事業と予算額】

- 被保護世帯への扶助費

《扶 助 費》

(千円)

生活費、住宅費、医療費等の扶助費

17,520,990

- 生活保護関連

《生活保護総務費》

職員の人件費

781,361

第3項 児童福祉費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
25,931,046	17,472,996	129,000	429,274	7,899,776

【主な事業と予算額】

- 児童への扶助費

《児童扶助費》

児童手当、児童扶養手当等の各扶助費

(千円)

児童手当

6,615,120

児童扶養手当

1,805,023

障害児施設給付費等

3,514,413

交通遺児等激励金

1,650

- 子育て支援関連

《児童福祉総務費》

ファミリー・サポート・センター

9,144

三世同居・近居の促進

3,300

こども未来ギフトの充実（拡充）

14,818

結婚新生活支援事業

45,000

育児支援事業

900

みんなで子育て推進事業

748

子育て応援ブックの作成

140

子育て支援アプリの運営

119

子育てひろばの実施

8,845

子ども・子育て会議の開催	117
自立支援教育訓練受講の促進	1,424
母子家庭等における高等職業訓練受講の促進	35,280
養育費等支援事業	5,594
児童福祉と母子保健の一体的支援	76,784
うちヤングケアラーへの支援	(8,958)
副食費の助成（私立幼稚園）	3,223
子育てのための施設等利用給付交付金（私立幼稚園）	177,431
保育費用の助成（私立幼稚園）	1,366
認定こども園特別支援教育・保育経費補助事業	784
職員の人件費	472,642

（ ）内の数字はうち数です。

○ 福祉施設への入所関連

《児童福祉施設入所費》

児童福祉と母子保健の一体的支援

 助産施設入所委託料 5,678

 母子生活支援施設入所扶助費等 108,690

○ 児童の保育関連

《児童保育費》

施設型給付等交付金 9,554,079

特別保育事業に要する経費 245,335

 うち特別保育事業費交付金（延長保育、一時預かり） (172,940)

 うち病児保育事業委託料（病児保育） (72,395)

一時預かり利用者の負担軽減 2,395

私立保育所等特別運営交付金（障害児保育、事務費等の加算） 150,842

保育教諭等の確保のための助成 44,967

 うち保育士等就労支援補助 (2,600)

保育費用の助成（私立認定こども園） 67,133

保育費用の助成（事業所内保育施設） 10,147

副食費の助成（保育所） 34,461

子育てのための施設等利用給付交付金（認可外、預かり保育等） 67,895

私立保育所及び認定こども園の整備 443,155

こども誰でも通園制度の本格実施（私立）（拡充） 141,104

《保育所費》

市立保育所・市立認定こども園の管理運営 856,288

 うち医療的ケア児とその家族への支援 (7,179)

 うち一時預かり利用予約システムの運用 (499)

 うちこども誰でも通園制度の本格実施（公立）（人件費含む。） (20,546)

うち保育所ＬＥＤ化	(18,495)
職員の人件費	977,135

() 内の数字はうち数です。

○ 児童館関連

《児童館費》

児童館（８館）の管理運営	112,155
うち児童館ＬＥＤ化	(9,931)
職員の人件費	67,406

() 内の数字はうち数です。

○ 重層的支援体制の整備

《児童福祉総務費》

子育てプランナーによる支援	8,895
---------------	-------

《児童保育費》

地域子育て支援拠点事業（10か所）	80,438
-------------------	--------

○ そ の 他

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰出金《母子父子寡婦福祉資金貸付事業費》	2,114
--	-------

第４項 災害救助費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
12,282	9,125	-	-	3,157

【主な事業と予算額】

○ 災害救助関連

《災害救助費》

(千円)

被災世帯に対する見舞金や災害援護資金貸付金等	12,282
------------------------	--------

第５項 年金保険費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3,614,063	1,786,867	400	74	1,826,722

【主な事業と予算額】

○ 国民年金関連

《国民年金等事務費》

(千円)

国民年金等事務取扱いに要する事務費	34,832
職員の人件費	24,940

○ そ の 他

国民健康保険事業特別会計繰出金《国民健康保険事業費》	3,554,291
うち産前産後期間の保険料減額	(3,547)

() 内の数字はうち数です。

第 6 項 市民福祉費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
563,879	80,551	16,300	21,018	446,010

【主な事業と予算額】

○ 人権施策の推進

《人権施策推進事業費》 (千円)

人権意識高揚への広報	2,147
うち人権施策推進指針・行動計画の改定 (新規)	(301)
人権関連団体等に対する助成	14,594
和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合負担金等	4,973
職員の人件費	92,770

() 内の数字はうち数です。

○ 男女共生推進関連

《男女共生推進費》

男女共生推進のための啓発、相談等	5,965
うち男女共同参画推進行動計画の改定 (新規)	(102)
職員の人件費	44,900

() 内の数字はうち数です。

○ 施設の管理運営及び整備

《隣 保 館 費》

隣保館 (12館) 等の管理運営	101,166
うち文化会館の L E D 化	(2,985)
職員の人件費	224,464

《隣保館整備事業費》

隣保館の整備	34,078
--------	--------

《男女共生推進費》

センター (みらい) の管理運営	22,125
------------------	--------

() 内の数字はうち数です。

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4,420,747	508,193	199,200	182,772	3,530,582

【主な事業と予算額】

○ 施設の管理運営

《保健衛生総務費》	(千円)
共同浴場の管理運営	34,927
うち杭の瀬共同浴場改修設計	(5,434)
《斎 場 費》	
和歌山市斎場の管理運営	288,783
うち斎場のＬＥＤ化	(4,246)
職員の人件費	28,842
《墓 地 費》	
今福霊園の管理運営	34,811
今福霊園の整備	6,011
《保健所費、地域保健費》	
保健所、保健センターの管理運営	167,408
うち保健所のＬＥＤ化	(101,651)
うち南保健センターのＬＥＤ化	(9,504)
職員の人件費	1,041,927
《衛生研究所費》	
衛生研究所の管理運営	44,259
うち衛生研究所のＬＥＤ化	(27,104)
食品、水質、微生物等に係る検査業務	24,122
職員の人件費	92,255

() 内の数字はうち数です。

○ 地域医療関連

《地域医療対策費》	
救急診療関連	79,772
うち夜間・休日応急診療センター運営の強化	(73,000)
小児医療や出産に係る医療機関との連携	
小児成育医療支援事業委託料	27,310
周産期医療ネットワーク委託料	18,452
地域医療体制の強化（救急医療情報センター運営費負担金等）	9,011

災害時医療救護体制の推進	1,156
() 内の数字はうち数です。	
○ 精神保健関連	
《保健所費》	
精神障害者、ひきこもり者の地域生活支援	30,230
うちひきこもり支援の推進	(7,220)
地域包括ケアシステム構築の推進	1,477
地域自殺対策の推進	16,313
() 内の数字はうち数です。	
○ 難病患者支援関連	
《保健所費》	
難病患者に対する医療相談や補装具費支給等の日常生活支援	2,619
うち障害児者への日常生活用具の給付支援強化（拡充）	(954)
骨髄バンクへの登録促進	360
() 内の数字はうち数です。	
○ 感染症予防関連	
《予防対策費》	
予防接種の実施	1,349,931
うちRSウイルスワクチン接種の開始（新規）	(56,547)
うち高用量インフルエンザワクチン接種の開始（新規）	(76,335)
肝炎ウイルス、エイズの検査等	3,692
《結核予防費》	
結核患者に対する扶助費等	5,287
結核の予防対策	14,320
() 内の数字はうち数です。	
○ 母子保健関連	
《母子衛生費》	
未熟児養育医療、小児慢性特定疾病医療及び育成医療の給付	143,558
不妊治療対策事業	16,192
妊産婦健康診査等費用の助成	228,646
妊産婦支援事業	30,555
うち産後ケア事業の充実（拡充）	(17,618)
妊婦支援給付金の実施	210,509
こんにちは赤ちゃん事業等（新生児及び乳児を対象とした訪問指導）	13,011
乳幼児健康診査の実施	31,404
乳幼児発達相談事業	1,225
5歳児相談事業	7,108
() 内の数字はうち数です。	

- 重層的支援体制の整備
 - 《母子衛生費》
 - 母子保健機能の強化（こども家庭センターでの相談・支援等） 48,964
- 成人保健関連
 - 《成人保健対策費》
 - がん検診の実施 225,337
 - 肝炎ウイルス検診の実施 4,264
 - 糖尿病予防対策の実施 226
 - 歯周疾患検診の実施 18,257
 - 健康診査の実施 1,954
 - 高血圧ゼロのまちの推進（新規） 1,369
- 生活保健関連
 - 《食品衛生費》
 - 食品関係営業許可施設の衛生監視、指導等の実施 4,801
 - 《狂犬病予防費》
 - 犬の登録、予防注射、保護等 30,251
 - 動物愛護管理センターを拠点とした動物愛護の推進 14,233
 - 《環境衛生費》
 - 環境衛生関連施設の衛生監視と指導、ねずみや衛生害虫等の駆除 1,565

第2項 清掃費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5,246,307	233,114	272,300	756,194	3,984,699

【主な事業と予算額】

- ごみ、し尿処理等についての対策事業
 - 《清掃総務費》 (千円)
 - 合併浄化槽の設置促進のための補助 225,056
 - うち特定既存単独処理浄化槽転換補助の開始（新規） (3,422)
 - ごみ減量の推進 8,929
 - 大阪湾フェニックス事業に対する負担金 19,217
 - 産業廃棄物適正処理の推進 5,975
 - 職員の人件費 187,724
- () 内の数字はうち数です。
- ごみ収集・処理関連
 - 《塵芥処理事業費》
 - 家庭ごみ収集業務及び清掃事務所の管理 92,408

うち収集センター西事務所のＬＥＤ化	(300)
小型家電等の再資源化	2,636
ごみ収集車の更新	15,715
ごみ収集運搬業務の民間委託	635,958
青岸ストックヤードの運営	61,757
資源リサイクルの推進	89,017
職員の人件費	1,496,046
《清掃工場費》	
青岸エネルギーセンター・青岸クリーンセンターの管理運営	1,587,394
次期ごみ処理施設整備	256,035
職員の人件費	163,666

() 内の数字はうち数です。

○ し尿処理関連

《屎尿処理場費》

汚泥再生処理センターの管理運営	323,014
職員の人件費	41,567

第３項 環境保全費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
371,289	77,300	-	43,199	250,790

【主な事業と予算額】

○ 環境の保全

《環境保全政策費》	(千円)
大気常時監視に係る測定局の管理運営	63,785
大気汚染、騒音、悪臭、水質汚濁等防止に係る検査分析等	35,197
うち水質汚染の防止	(17,111)
うち大気汚染の防止	(3,931)
脱炭素化の推進	119,307
うち太陽光発電設備等の導入促進	(73,300)
うち中小企業の脱炭素化経営の支援	(33,000)
うちＥＶ自動車の導入促進	(9,000)
自然環境保全事業	3,190
職員の人件費	140,350

() 内の数字はうち数です。

第5款 農林水産業費

第1項 農業費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
751,086	81,973	235,500	2,594	431,019

【主な事業と予算額】

○ 農業の経営安定と担い手の育成

《農業委員会費》 (千円)

農業委員会の運営 11,251

農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬 16,248

職員の人件費 71,855

《農 政 費》

農業関係団体等の指導育成 175

農業経営発展支援事業補助金 11,250

農業経営開始補助金 10,350

うち農業次世代人材投資事業補助金 (600)

うち農業経営開始補助金 (9,750)

経営継承応援事業補助金 500

水田農業の経営安定対策（経営所得安定対策交付金） 5,755

中山間地域等直接支払制度交付金 2,605

職員の人件費 112,777

《農業振興費》

有機農業、環境保全型農業の推進（拡充） 1,428

農水産業の6次産業化等の推進 1,500

野菜花き産地形成に向けた支援の強化 4,946

安全・安心な農産物づくりに対する補助金 400

食育の啓発、推進 35

遊休農地の解消推進（拡充） 900

農業振興地域整備計画の更新 5,541

果樹病虫害防除対策の推進 380

() 内の数字はうち数です。

○ 農業基盤の改良と維持管理

《農業施設維持費》

農道、水路等の農業施設の維持経費 168,704

樋門、排水機場その他農業施設の管理 27,069

うちため池の維持管理の適正化等に向けたドローンの活用（新規） (498)

《農業施設改良費》

農業施設の改修に伴う調査、負担金等	101,270
農業施設の改良工事、農道の舗装等	73,197
小規模土地改良事業費補助金	1,500

《農業土木総務費》

国営総合農地防災事業の促進	120
---------------	-----

() 内の数字はうち数です。

○ そ の 他

職員の人件費《農業土木総務費》	113,546
-----------------	---------

第 2 項 農林緑花費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
147,136	9,451	3,600	23,496	110,589

【主な事業と予算額】

○ 森林公園、四季の郷公園の管理運営

《農林緑花総務費》 (千円)

森林公園の管理	9,461
---------	-------

《四季の郷公園事業費》

四季の郷公園の管理運営	53,844
うち地域おこし協力隊の起業支援 (新規)	(1,000)
うち公園施設長寿命化整備の推進 (遊具等の安全性向上)	(11,994)
うち地域おこし協力隊員による空き家活用等の支援	(4,231)

() 内の数字はうち数です。

○ 林業の振興

《林業振興費》

林道の管理等による森林の保全	5,108
森林公園の整備	2,500
イノシシ等有害鳥獣の捕獲等対策	24,601
うち鳥獣被害対策実施隊	(1,728)
うち有害鳥獣捕獲等に対する報償金	(9,275)
うちアライグマ等獣害対策の実施	(6,112)
うちイノシシ等獣害対策の実施	(6,035)
うちイノシシ等の被害防止対策の実施	(1,000)
森林環境譲与税基金の積立金	51,084

() 内の数字はうち数です。

第3項 水産業費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
138,068	42,449	11,000	42,798	41,821

【主な事業と予算額】

○ 水産業の振興

《水産総務費》 (千円)

水産多面的機能発揮事業 326

漁業の担い手の確保・育成支援 4,437

《水産振興費》

資源管理型漁業の推進 15,703

うち藻場造成の推進（新規） (4,800)

() 内の数字はうち数です。

○ 漁港管理と漁場の整備

《漁港管理費》

雑賀崎漁港及び田ノ浦漁港の維持管理等 35,068

《沿岸漁業構造改善事業費》

漁場の生産力向上 39,727

小規模漁場保全事業（和歌浦湾の堆積廃棄物の除去） 4,700

○ そ の 他

職員の人件費《水産総務費》 33,933

第6款 商 工 費

第1項 商 工 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,192,403	49,038	2,400	1,381,607	759,358

【主な事業と予算額】

○ 地域産業の振興

《商工総務費》 (千円)

デジタルツールの導入支援 3,023

職員の人件費 235,217

《企業立地対策費》

企業の設備投資や新增設への支援 132,032

所得向上補助金	20,000
企業立地アドバイザーの活用	530
《新産業育成費》	
ビジネスチャンスの創出支援	7,800
展示会等の開催支援	2,000
《金融対策費》	
和歌山市中小企業融資制度実施のための金融機関への預託金	1,300,000
小規模事業者経営改善資金等の融資実行者に対する利子補給金	13,839
女性、若者、シニア新規開業資金等利子補給金	3,938
まちなか出店促進保証料の補給	550
《商工業振興費》	
商業団体が実施する人材育成等の諸事業に対する補助金	7,277
商店街等の活性化及び夜間・冬季の賑わい創出の推進	4,000
《通商産業振興費》	
港まつりの安全対策の強化（拡充）	29,951
工業団体が実施する人材育成等の諸事業に対する補助金	2,330
工業団体の各種展示会への出展等に対する補助金	3,800
「和歌山市のものづくり」の維持管理と魅力発信	528
○ 賑わいの創出	
《まちづくり推進費》	
J R 和歌山駅周辺イルミネーションの実施	4,127
まちなかイロドリ事業	3,114
○ 就業対策と労働福祉	
《労働福祉費》	
労働相談	4,505
和歌山市中小企業勤労者生活資金貸付制度	5,000
企業情報サイトの運用	1,122
わかやま就職応援プロジェクト	7,454
デジタル人材の育成	6,982
女性の就職支援	2,192
シルバー人材センター補助金	34,007
中小企業勤労者福祉サービスセンター運営交付金	60,217
《勤労者総合センター費》	
勤労者総合センターの管理運営	40,051
○ そ の 他	
卸売市場事業特別会計繰出金《卸売市場費》	240,850

第2項 観 光 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,027,538	154,038	42,700	171,879	658,921

【主な事業と予算額】

○ 観光施設の維持管理

《観光振興費》 (千円)

片男波海水浴場管理運営委員会を指定管理者とする片男波海水浴場駐車場の
管理運営 5,251

観光施設の維持管理 26,814

市内2か所の観光案内所の運営 12,364

友ヶ島の維持管理 22,546

友ヶ島海岸漂着物等回収処理 600

○ 観光の振興と誘客対策

《観光振興費》

各種観光イベント等に対する交付金

紀州おどり開催交付金 9,900

和歌祭開催交付金 6,769

観光協会等に対する助成制度

片男波海水浴場管理運営交付金 11,400

観光地保全管理事業補助金 2,888

観光協会事業補助金 11,618

観光協会運営補助金 5,645

うち人件費分 (2,933)

誘客対策事業

豊臣秀吉・秀長兄弟ゆかりの地スタンプラリーキャンペーン（新規） 4,751

コンベンションの誘致と消費拡大 35,016

稼げる観光コンテンツ創出支援 4,610

クルーズ船の活用 4,983

インバウンド向けSNS広告 2,343

旅行会社等を対象としたファムトリップの開催 982

() 内の数字はうち数です。

○ 国際交流の充実

《国際交流費》

姉妹都市・友好都市等との交流及び在住外国人支援に要する経費 25,392

国際戦略の推進に要する経費 7,603

○ 和歌山城の観光対策

《和歌山城公園管理費》

和歌山城公園、岡公園の管理運営

和歌山城公園、岡公園の維持管理	87,517
豊臣家に関連する他城郭との連携（新規）	749
茶室の管理運営	9,071
天守閣、動物園、公園駐車場の管理運営	116,975
和歌山城公園での各種イベント等の開催（写生大会、桜まつり等）	2,760
和歌山城公園、岡公園内の整備	6,838
わかやま歴史館の管理運営	21,028
史跡和歌山城の保存、復元整備	13,574
うち史跡和歌山城に関する保存活用計画の策定（新規）	(4,523)
豊臣家と和歌山城の関連企画展示（新規）	1,205
扇の芝の整備	113,206
職員の人件費	115,086

（ ）内の数字はうち数です。

○ そ の 他

職員の人件費《観光総務費》	271,736
---------------	---------

第7款 土 木 費

第1項 土木管理費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,104,035	245,463	-	25,538	833,034

【主な事業と予算額】

○ 入札事務関連

《土木総務費》	(千円)
---------	------

電子入札や入札監視委員会の運営等入札に関する事務	38,485
--------------------------	--------

○ 駅前広場管理事業

《駅前広場管理費》

J R 和歌山駅前広場、駅連絡通路等の管理	60,150
-----------------------	--------

○ 地籍調査関連

《地籍調査費》

地籍調査事業の推進	347,330
-----------	---------

(紀伊、野崎、楠見、名草、西脇、和佐、宮、湊、三田及び安原地区の各一部)

- その他
職員の人件費《土木総務費》 639,498

第２項 道路橋梁費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3,396,935	549,097	1,701,500	213,761	932,577

【主な事業と予算額】

- 市道管理事業
《道路橋梁総務費》 (千円)
道路附属施設の管理 69,095
市道の管理事務（市道認定、道路台帳作成等） 23,419
職員の人件費 554,778
- 市道の維持修繕関連
《道路維持費》
道路の維持修繕 319,173
道路の適正管理 291,952
美しいまちづくりの推進（路面清掃、植栽管理等） 189,598
生活道路等災害防止対策の強化（拡充） 678,737
ＥＳＣＯ事業による道路照明、公園照明等のＬＥＤ化（新規）[債務負担あり] 336,600
- 道路・橋梁の整備
《道路新設改良費》
避難道路（市道等）の整備 59,000
《地方道整備事業費》
生活道路の環境整備 422,725
和歌山北ＩＣのフルＩＣ化に係る検討 1,000
紀伊駅前広場の整備 11,200
梅原広場アクセス道路の新設 211,900
河西橋旧橋撤去 [債務負担あり] 155,000
和歌浦口雑賀崎線の電線地中化 1,000
- 交通安全対策関連
《交通安全施設整備費》
交通安全施設（カーブミラー設置、道路照明灯、防護柵修繕等） 70,758

第3項 河川費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
412,752	35,049	168,800	330	208,573

【主な事業と予算額】

- 河川の管理
 - 《河川総務費》 (千円)
 - 直川地区排水施設の管理 4,777
 - ポンプ場、樋門管理 10,929
 - 職員の人件費 175,499
- 河川の整備
 - 《河川整備事業費》
 - 普通河川の改修 105,600
 - 《準用河川改修事業費》
 - 準用河川の改修 110,250

第4項 都市計画費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,153,476	128,315	31,400	131,911	861,850

【主な事業と予算額】

- 都市計画事務関連
 - 《都市計画総務費》 (千円)
 - 都市計画図の管理 4,907
 - 職員の人件費 585,654
- 狭あい道路拡幅整備事業
 - 《建築指導費》
 - 狭あい道路拡幅整備の促進（拡充） 1,600
- 土地区画整理事業
 - 《土地区画整理事業費》
 - 土地区画整理事業特別会計繰出金 7,055
- 市街地再開発、まちづくり関連
 - 《都市計画総務費、市街地再開発事業費》
 - 歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定（新規） 3,388
 - 和歌山市駅前南地区再開発の推進（拡充）[債務負担あり] 161,164

- まちの景観、都市環境の形成関連
《都市計画総務費》
屋外広告物の規制誘導 510
- 自転車等駐車場管理、放置自転車対策
《都市計画総務費》
自転車等駐車場の管理運営
市駅前自転車駐車場 18,684
市駅前原動機付自転車駐車場 14,760
六十谷駅前自転車等駐車場 15,009
和歌山駅東口自転車等駐車場 22,937
放置自転車等の撤去及び保管 44,626
ＥＳＣＯ事業による道路照明、公園照明等のＬＥＤ化（新規）[債務負担あり] 15,745
- 公共交通を生かしたまちづくり
《交通政策費》
バス、鉄道等の公共交通の活性化
バス路線維持への支援 25,092
地域バスへの支援 37,906
加太地区デマンド型乗合タクシーへの支援 1,817
和歌山徳島航路の利用促進 600
和歌山電鐵貴志川線の鉄道存続に向けた支援（拡充） 138,466

第５項 都市計画道路費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
266,857	117,000	126,700	1,396	21,761

【主な事業と予算額】

- 都市計画道路の建設
《都市計画道路総務費、街路事業費》 (千円)
県施行の都市計画道路に対する負担金 8,333
都市計画道路の整備 256,253
- 第二阪和国道・京奈和自動車道の建設
《第二阪和国道建設事業費、京奈和自動車道建設事業費》
第二阪和国道の整備促進 72
京奈和自動車道の延伸に向けた取組 2,085

第6項 公園費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
485,651	13,226	140,300	16,374	315,751

【主な事業と予算額】

○ 都市公園等の管理関連

《公園管理費》 (千円)

公園施設の維持管理 172,539

E S C O事業による道路照明、公園照明等のL E D化（新規）[債務負担あり] 122,496

和歌山東公園の管理運営 41,550

職員の人件費 101,959

○ 都市公園等の整備関連

《公園整備事業費》

公園施設長寿命化整備（遊具等の更新） 26,950

第7項 下水道費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
906,780	-	260,000	472,968	173,812

【主な事業と予算額】

○ 下水路等の整備、維持管理

《下水路整備事業費》 (千円)

下水路の整備 38,000

貴志地区梅原 下水路整備工事 422,700

《水路維持費》

水路の維持管理 131,680

○ 下水道施設の管理関連

《下水道施設管理費》

ポンプ場の運転管理 82,453

ポンプ施設の整備 193,155

E S C O事業による道路照明、公園照明等のL E D化（新規）[債務負担あり] 6,600

地域污水处理施設の管理 26,831

地域污水处理施設の料金徴収 4,598

第8項 住 宅 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,624,418	597,844	895,100	964,505	166,969

【主な事業と予算額】

○ 市営住宅の管理関連

《住宅管理費》 (千円)

市営住宅の管理運営委託	268,959
市営住宅の維持管理	374,078
和歌山市営住宅長寿命化計画の改定	18,942
住宅使用料等の収納率向上対策	5,877
スカイタウンつつじが丘団地の維持管理	17,861
職員の人件費	357,849

○ 市営住宅の施設整備関連

《住宅管理費》

市営住宅の整備（岡崎団地の建替え）	1,296,051
景観改善（向団地、高千穂第2団地）	15,996
エレベータ改修（三沢第10団地）	30,470
給水設備の更新（菖蒲ヶ丘団地）	21,351

○ 住宅耐震化の促進

《住宅政策費》

耐震診断委託及び補助	17,369
耐震改修補助及び建替補助	115,280
うち耐震改修と同時に行うリフォーム補助	(10,000)
耐震ベッド・シェルター設置補助	798
ブロック塀の除却等補助	10,140

() 内の数字はうち数です。

○ 空家対策関連

《空家対策費》

不良空家除却支援の強化（拡充）	42,000
空き家カンファレンスの開催	400
空き家を活用した地域交流拠点等づくりにかかる支援	3,000
空き家を活用した学生用シェアハウスの整備支援	3,000
空き家バンクを活用した移住者空き家改修等の支援	1,000

第8款 消 防 費

第1項 消 防 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4,878,854	11,628	101,400	233,246	4,532,580

【主な事業と予算額】

○ 消 防 活 動

《消 防 費》	(千円)
消防車両や消防器具等の管理	99,647
通信指令設備の管理運用（消防指令センターの共同運用等）	104,234
うち衛星携帯電話の配備（新規）	(334)
うち119番映像通報システムの活用	(1,122)
教育訓練指導、消防相互応援等	1,981
救急救命士及び救急隊員の養成、救急用品等の購入	31,935
マイナ保険証を活用した救急業務の円滑化の推進（新規）	2,022
消防局、消防署、出張所の管理運営	161,423
うち消防庁舎のＬＥＤ化	(11,616)

() 内の数字はうち数です。

○ 防 火 ・ 防 災 意 識 の 向 上

《消 防 費》	
防災学習センターの管理運営等	32,469
防火管理者養成講習、応急手当普及啓発	16,239
火災予防啓発	732
防火委員会、婦人防火クラブ等に対する補助	1,052
消火器の購入に対する補助	1,600

○ 施 設、資 機 材 等 の 整 備

《消 防 費》	
消火栓の新設及び維持管理	19,626
防火水槽の簡易耐震化	17,375
《消防施設費》	
資機材搬送車の購入	24,543
高規格救急自動車の購入	62,363

○ 消 防 団 の 強 化 充 実

《消 防 団 費》	
消防団の運営に要する経費、共済基金負担金等	170,202
消防団車両の購入	42,016

消防団施設の整備促進	11,770
消防団車両及び施設等の維持管理	8,139
消防団に対する補助	2,015
○ そ の 他	
樋門管理（樋門操作員報償金等）、水防資器材整備《水 防 費》	7,144
職員の人件費《消 防 費》	4,059,843

第 9 款 教 育 費

第 1 項 教育総務費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4,051,024	1,018,961	659,400	11,173	2,361,490

【主な事業と予算額】

○ 教育委員会関連	
《教育委員会費》	(千円)
教育委員の報酬	6,576
委員会運営経費	566
○ 教育の振興	
《事 務 局 費》	
職員の人件費	1,239,720
《教育振興費》	
学校教育の充実	
学力向上支援	8,798
特別支援教育支援員によるサポートの充実	236,226
デジタル教材の活用促進	3,813
環境教育の推進	42,503
英語教育の推進	57,858
コミュニティ・スクールの推進	353
特別非常勤講師の派遣	336
中学生・高校生による姉妹都市国際交流	1,194
中学生の職業体験	536
《事務局費、教育振興費》	
就学等に対する支援	
遠距離通学児童生徒への対策	1,883
医療的ケア児とその家族への支援強化	12,640
就学援助の充実	178,936

特別支援教育就学奨励費	16,107
副食費の助成（公立幼稚園）	4,465
《教育振興費》	
学力向上への取組	
学力向上に向けた放課後学習の充実	3,969
《教育振興費、教育研究所費》	
学校現場へのサポートの充実	
学校問題サポートチームの編成	776
生徒指導補助員の配置	57,241
学校地震速報受信警報システムの運用	5,775
保護者連絡ツールの運用	1,980
教員研修の充実	8,284
《教育振興費》	
読書活動推進への取組	
学校司書配置による学校図書館の利用促進（拡充）	64,932
《教育研究所費》	
I C Tを活用した教育の推進	
I C T活用指導力の向上	792
児童・生徒用タブレット端末の更新（新規）	1,433,465
情報教育ネットワーク設備の管理運用	147,924
《子ども支援センター費》	
いじめ・不登校等への取組	
日本語支援ボランティアの配置	1,984
適応指導教室（ふれあい教室）の取組	27,679
不登校児童・生徒の学校復帰に向けた支援強化（拡充）	8,288
スクールソーシャルワーカーの活用	13,115
○ その他教育施設の管理運営	
《教育文化センター費》	
教育文化センターの管理	6,656
《青少年国際交流センター費》	
青少年国際交流センターの管理運営	55,259
《補導事業費》	
少年センターの運営	13,781
《教育振興費、教育研究所費、補導事業費》	
旧芦原幼稚園跡への移転	187,232

第2項 小学校費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,917,898	606,924	76,700	18,755	2,215,519

【主な事業と予算額】

- 小学校50校及び義務教育学校の維持管理と教育環境の充実

《学校管理費》 (千円)

小学校施設の管理 1,346,165

プール授業体制の確保 2,514

小学校給食費の無償化 764,663

オーガニック給食の推進 (拡充) 5,298

保健・給食に対する支援 (災害共済掛金負担金、給食費の就学援助費等) 15,902

I C Tを活用した教育の推進

校務用パソコンの運用 121,950

職員の人件費 381,377

《施設整備費》

学校施設の老朽化対策等 85,674

第3項 中学校費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
650,574	8,529	49,500	29,137	563,408

【主な事業と予算額】

- 中学校18校及び義務教育学校の維持管理と教育環境の充実

《学校管理費》 (千円)

中学校施設の管理 367,566

プール授業体制の確保 2,888

保健・給食に対する支援 (災害共済掛金負担金、給食費の就学援助費等) 6,788

I C Tを活用した教育の推進

校務用パソコンの運用 61,526

中学校給食の実施

中学校給食費の無償化 (新規) 20,452

職員の人件費 70,727

《施設整備費》

学校施設の老朽化対策等 68,059

第4項 高等学校費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
778,532	1,159	23,000	102,823	651,550

【主な事業と予算額】

- 市立和歌山高等学校の維持管理と教育環境の充実

《学校管理費》 (千円)

高校施設の管理 96,994

学校授業の支援（外国人講師による英語教育・進学特別講座等） 8,777

市高デザイン表現科の授業の強化 890

学校職員の人件費 623,556

《施設整備費》

学校施設の老朽化対策 29,181

第5項 幼稚園費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
534,472	-	-	1,335	533,137

【主な事業と予算額】

- 幼稚園11園の維持管理と教育環境の充実

《幼稚園管理費》 (千円)

幼稚園施設の管理 44,391

3歳児保育等、幼児教育・保育における支援 60,715

教職員の人件費 418,822

第6項 社会教育費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2,189,839	363,573	29,400	211,732	1,585,134

【主な事業と予算額】

- 生涯学習の推進

《生涯学習振興費》 (千円)

婦人団体の育成 1,843

小学校区子どもセンターの育成支援 8,812

家庭教育支援の推進	514
スポーツ少年団の育成支援	1,060
《公民館費》	
地区公民館の運営	11,098
はたちのつどい式典の開催	2,952
《図書館費》	
市民図書館を拠点とする読書活動の推進	403,564
《こども科学館費》	
こども科学館の管理運営	29,980
こども科学館の老朽化対策等	6,292
発明創作事業	1,894
職員の人件費	31,183
《コミュニティセンター費》	
コミュニティセンター（7館）の管理運営	428,583
南コミュニティセンターの管理運営	47,399
北コミュニティセンターLED照明取替工事及び東部コミュニティセンター 屋外外灯取替工事	21,010
○ 人権教育・啓発の推進	
《人権教育費》	
人権講座、人権問題学習講座等の開設	7,038
子ども会の育成	61,637
地区集会所（13館）の管理	8,958
○ 青少年の健全育成	
《青少年教育費》	
2026子どもなかよしまつり	750
青少年関連団体等への助成	5,192
《放課後児童健全育成費》	
若竹学級待機児童ゼロへの取組	654,141
民間保育所での学童保育	36,348
○ そ の 他	
職員の人件費《社会教育総務費》	372,400

第7項 保健体育費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,669,971	348,870	98,400	89,854	1,132,847

【主な事業と予算額】

○ 学校保健・体育事業

《体育振興費》 (千円)

学校体育施設の開放 5,155

学校夜間照明の更新整備 104,467

運動部活動指導者の配置及び派遣 18,045

全国高等学校総合体育大会開催補助金（新規） 47,102

学校部活動の地域展開の充実（拡充） 2,257

《保健振興費》

児童、生徒、教職員の各種検診等 35,933

学校環境衛生の維持管理 37,939

《共同調理場費》

第一及び第二共同調理場の管理運営 89,073

小学校給食費の無償化 199,883

中学校全員給食の実施（新規） 426,766

中学校給食費の無償化（新規） 498,114

○ そ の 他

職員の人件費《保健体育総務費》 131,278

第10款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
422,451	281,774	126,600	-	14,077

【主な事業と予算額】

○ 道路災害復旧事業

《道路災害復旧費》 (千円)

道路の災害復旧に要する工事（加太サニータウン） 422,451

第11款 公 債 費

第1項 公 債 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
17,218,667	-	210,200	-	17,008,467

【主な事業と予算額】

- 元金償還金及び利子

《元 金》 (千円)

元金償還金 16,086,199

《利 子》

長期債利子 1,059,370

一時借入金利子 73,098

第12款 諸 支 出 金

第 1 項 公営企業費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8,579,426	-	640,900	-	7,938,526

【主な事業と予算額】

- 水道事業会計及び工業用水道事業会計への補助金

《水道費、工業用水道費》 (千円)

地方公営企業職員に係る児童手当分 17,050

- 水道事業会計への出資金

《水 道 費》

安全対策事業に対する繰出金 640,986

- 公共下水道事業会計への負担金

《下 水 道 費》

雨水処理に要する経費及び雨水施設の整備、改良等に係る繰出金 4,028,703

- 公共下水道事業会計への補助金

《下 水 道 費》

汚水処理施設に係る資本費及び汚水処理施設の整備、改良等に係る繰出金 3,892,687

第 2 項 集落排水費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
216,981	-	-	7,070	209,911

【主な事業と予算額】

- 農業集落排水事業会計及び漁業集落排水事業会計への補助金

《農業集落排水費、漁業集落排水費》 (千円)

農業集落排水処理に要する経費への繰出金 107,202

漁業集落排水処理に要する経費への繰出金

109,779

第13款 予 備 費

第1項 予 備 費

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
70,000	-	-	-	70,000

国民健康保険事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
36,292,100	26,322,623	-	6,415,186	3,554,291

【主な事業と予算額】

○ 運 営 関 連

《総 務 費》 (千円)

被保険者の資格賦課、給付等 177,686
 保険料の徴収、滞納整理、収納率の向上 46,658
 医療費の適正化 82,694
 職員の人件費 235,615

○ 給 付 関 連

《保険給付費》

療養の給付費 22,000,000
 療養費 300,000
 高額療養費 3,500,000
 高額介護合算療養費 3,000
 出産育児一時金 99,952

○ 納付金関連

《医療給付費分納付金》

被保険者の国民健康保険事業に係る納付金 6,510,687

《後期高齢者支援金等分納付金》

被保険者の国民健康保険事業（後期高齢者医療制度）に係る納付金 1,893,307

《介護納付金分納付金》

国民健康保険事業（介護保険第2号被保険者）に係る納付金 665,979

《子ども・子育て支援納付金分納付金》

被保険者の国民健康保険事業（子ども・子育て支援金制度）に係る納付金 189,767

○ 保健事業関連

《特定健康診査等事業費》

特定健康診査、特定保健指導の実施 266,148
 うち国保特定健診の受診率向上 (13,860)

《保健事業費》

被保険者の健康増進 60,858
 うち国保運動教室 (1,504)

() 内の数字はうち数です。

卸売市場事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
734,814	-	-	493,964	240,850

【主な事業と予算額】

○ 施 設 関 連

《卸売市場費》 (千円)

中央卸売市場の施設管理 363,243

中央卸売市場運営基金の積立金 936

職員の人件費 121,450

○ 業 務 指 導 関 連

《卸売市場費》

中央卸売市場内の業者に対する業務指導 16,738

○ 公 債 費

《元金、利子》

元金償還金 131,282

長期債利子 101,065

土地区画整理事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
337,462	-	-	330,407	7,055

【主な事業と予算額】

○ 東和歌山第二地区土地区画整理事業

《東和歌山第二地区土地区画整理事業費》 (千円)

境界杭の打設のための測量 1,188

換地処分に係る事務費 8,518

換地処分に係る清算金 327,305

住宅改修資金貸付事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
22,000	-	-	22,000	-

【主な事業と予算額】

- 貸付事業関連

《前年度繰上充用金》

前年度繰上充用金

22,000

住宅新築資金貸付事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
529,521	-	-	529,521	-

【主な事業と予算額】

- 貸付事業関連

《前年度繰上充用金》

前年度繰上充用金

529,521

宅地取得資金貸付事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
209,857	-	-	209,857	-

【主な事業と予算額】

- 貸付事業関連

《前年度繰上充用金》

前年度繰上充用金

209,857

駐車場管理事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1,673,707	-	68,300	1,603,907	1,500

【主な事業と予算額】

- 駐車場関連
 - 《駐車場管理費》 (千円)
 - 中央駐車場及び北駐車場の管理運営 43,669
- 道路駐車場関連
 - 《道路駐車場管理費》
 - 城北公園地下駐車場及びけやき大通り地下駐車場・自転車等駐車場の管理運営 92,481
 - E S C O事業による道路照明、公園照明等のL E D化（新規）[債務負担あり] 68,395
- 公 債 費
 - 《駐車場管理費》
 - 元金償還金 78,961
 - 長期債利子 2,843
 - 《道路駐車場管理費》
 - 元金償還金 5,862
 - 長期債利子 356
 - 一時借入金利子 6,700
- そ の 他
 - 前年度繰上充用金《前年度繰上充用金》 1,340,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
128,342	-	-	126,228	2,114

【主な事業と予算額】

- 貸付事業関連
 - 《母子父子寡婦福祉資金貸付事業費》 (千円)
 - 母子父子寡婦福祉資金の貸付事務 2,214
 - 母子父子寡婦福祉資金貸付金 126,128

介護保険事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
43,278,695	16,751,656	-	19,856,561	6,670,478

【主な事業と予算額】

○ 運 営 関 連

《総 務 費》 (千円)

介護保険の資格賦課、徴収等	117,596
介護認定事務	339,408
介護認定審査会の運営	151,395
職員の人件費	253,619

○ 給 付 関 連

《保険給付費》

居宅介護サービス等の給付費	20,243,261
施設介護サービスの給付費	7,097,751
福祉用具の購入に係る給付費	73,531
住宅改修に係る給付費	180,432
要支援・要介護者のケアプラン作成に係る給付費	2,370,243
地域密着型サービス等の給付費	8,957,572
利用者負担の軽減に係る給付費	1,851,556

○ 地域支援事業関連

《地域支援事業費》

介護予防・生活支援サービス事業	1,293,292
WAKAYAMAつれもて健康体操	5,277
包括的支援事業・任意事業	169,049
うち認知症施策の充実	(15,493)
うち成年後見制度の利用支援	(8,814)

() 内の数字はうち数です。

後期高齢者医療特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
12,781,104	-	-	5,771,892	7,009,212

【主な事業と予算額】

○ 運 営 関 連

《総 務 費》

(千円)

被保険者の資格管理及び保険料徴収等

77,073

《後期高齢者医療広域連合納付金》

和歌山県後期高齢者医療広域連合への納付金

12,694,324

直轄事業用地先行取得事業特別会計

(千円)

予 算 額	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
44,575	-	-	44,575	-

【主な事業と予算額】

○ 国道42号用地先行取得関連

《国道42号事業費》

(千円)

元金償還金

44,219

長期債利子

250

3 公営企業会計

1 予算の総額

会 計 名	本年度予算額	前年度予算額	増 減 ()	伸 び 率
水 道 事 業 会 計	17,221,423 ^{千円}	15,634,024 ^{千円}	1,587,399 ^{千円}	10.2 %
工業用水道事業会計	5,657,428	2,665,241	2,992,187	112.3
公共下水道事業会計	25,076,391	23,587,995	1,488,396	6.3
農業集落排水事業会計	168,478	168,863	385	0.2
漁業集落排水事業会計	221,636	188,448	33,188	17.6
合 計	48,345,356	42,244,571	6,100,785	14.4

2 予算の概要

(1) 水道事業会計

【主な事業と予算額】

- 配水管整備事業 (千円)
 - 配水管の整備 3,423,926
 - うち配水管更新事業 (2,906,731)
 - うち相互連絡管布設事業 (434,417)
 - うち配水管布設事業 (82,778)
- 配水施設整備事業
 - 送水管複線化、配水施設の耐震劣化診断等 448,203
 - うち送水管複線化事業 (248,523)
 - うち配水池の耐震劣化診断業務 (22,298)
- 原浄水施設新設改良事業
 - 浄水施設（加納浄水場）の改良工事等〔債務負担あり〕 2,970,567
 - うち加納浄水場更新設備事業 (2,895,544)
- 管 理 費
 - 漏水調査、給配水管修繕及び改善業務委託等 847,990
 - うち衛星画像解析に基づく漏水調査 (52,479)

() 内の数字はうち数です。

(2) 工業用水道事業会計

【主な事業と予算額】

- 配水管整備事業 (千円)
 - 配水管の布設替等 38,020
- 配水施設整備事業
 - ポンプ所施設の改築〔債務負担あり〕 181,274

- 原浄水施設新設改良事業
 - 浄水施設の強靱化事業等〔債務負担あり〕 3,199,234
 - うち六十谷浄水場再構築事業 (56,723)

() 内の数字はうち数です。

(3) 公共下水道事業会計

【主な事業と予算額】

- 管渠整備事業 (千円)
 - 管渠の新設、改築等 2,607,314
 - うち污水管渠の整備 (1,231,288)
 - うち雨水管渠の整備 (196,204)
 - うち特別重点調査等による下水道管路の改築（新規） (705,000)
- ポンプ場整備事業
 - ポンプ場の整備、改築等〔債務負担あり〕 1,525,424
 - うち亀の川雨水ポンプ場の整備 (150,000)
 - うち中島川雨水ポンプ場の整備 (382,000)
 - うち有功雨水ポンプ場のポンプ増設 (931,152)
- 処理場整備事業
 - 終末処理場の改築等 1,613,617
 - うち中央終末処理場汚泥処理施設改築事業 (1,257,950)

() 内の数字はうち数です。

(4) 農業集落排水事業会計

【主な事業と予算額】

- 農業集落排水の事務事業 (千円)
 - 営業費用 109,836
 - うち管渠の維持管理 (9,985)
 - うち処理施設の運転及び維持管理 (40,213)
 - うち使用料の賦課徴収〔債務負担あり〕 (5,343)

() 内の数字はうち数です。

(5) 漁業集落排水事業会計

【主な事業と予算額】

- 管渠整備事業 (千円)
 - 管渠の改築 4,822
- 処理場整備事業
 - 処理場の改築 26,840
- 漁業集落排水の事務事業
 - 営業費用 129,949
 - うち管渠の維持管理 (7,451)
 - うち処理施設の運転及び維持管理 (53,850)

うち使用料の賦課徴収〔債務負担あり〕

(5,545)

() 内の数字はうち数です。

4 一般会計予算資料

(歳入：款別予算額)

(単位 千円)

科 目	本年度予算額		前年度予算額		比 較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 ()	伸び率
1 市 税	62,155,253	% 37.5	60,678,766	% 37.8	1,476,487	% 2.4
2 地 方 譲 与 税	843,000	0.5	852,000	0.5	9,000	1.1
3 利子割交付金	131,000	0.1	45,000	0.0	86,000	191.1
4 配当割交付金	651,000	0.4	476,000	0.3	175,000	36.8
5 株 式 等 譲 渡 所得割交付金	880,000	0.5	643,000	0.4	237,000	36.9
6 法 人 事 業 税 金 交 付 金	615,000	0.4	689,000	0.4	74,000	10.7
7 地 方 消 費 税 金 交 付 金	10,606,000	6.4	9,410,000	5.9	1,196,000	12.7
8 ゴ ル フ 場 利用税交付金	14,000	0.0	12,000	0.0	2,000	16.7
9 環 境 性 能 割 交 付 金	4,000	0.0	110,000	0.1	106,000	96.4
10 地方特例交付金	546,000	0.3	394,000	0.3	152,000	38.6
11 地 方 交 付 税	18,530,000	11.2	18,600,000	11.6	70,000	0.4
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	30,000	0.0	33,000	0.0	3,000	9.1
13 分 担 金 及 び 負 担 金	771,856	0.5	561,269	0.4	210,587	37.5
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,573,370	1.6	2,593,074	1.6	19,704	0.8
15 国 庫 支 出 金	37,718,288	22.8	38,705,383	24.1	987,095	2.6
16 県 支 出 金	15,612,380	9.4	12,849,852	8.0	2,762,528	21.5
17 財 産 収 入	551,236	0.3	436,153	0.3	115,083	26.4
18 寄 附 金	3,001,700	1.8	2,882,040	1.8	119,660	4.2
19 繰 入 金	1,367,388	0.8	809,498	0.5	557,890	68.9
20 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	-	0.0
21 諸 収 入	2,661,673	1.6	2,789,748	1.7	128,075	4.6
22 市 債	6,505,800	3.9	6,825,500	4.3	319,700	4.7
合 計	(165,558,745) 165,768,945	100.0	(159,101,684) 160,395,284	100.0	(6,457,061) 5,373,661	(4.1) 3.4

() 内は、借換えの対象となった元金償還金を除いた額

(歳 出：目的別予算額)

(単位 千円)

科 目	本年度予算額		前年度予算額		比 較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 ()	伸び率
1 議 会 費	894,487	% 0.6	898,336	% 0.6	3,849	% 0.4
2 総 務 費	13,735,241	8.3	12,885,412	8.0	849,829	6.6
3 民 生 費	82,315,050	49.7	80,301,297	50.1	2,013,753	2.5
4 衛 生 費	10,038,343	6.1	9,834,011	6.1	204,332	2.1
5 農林水産業費	1,036,290	0.6	1,038,880	0.6	2,590	0.2
6 商 工 費	3,219,941	1.9	3,706,625	2.3	486,684	13.1
7 土 木 費	10,350,904	6.2	8,778,420	5.5	1,572,484	17.9
8 消 防 費	4,878,854	2.9	5,427,843	3.4	548,989	10.1
9 教 育 費	12,792,310	7.7	10,171,652	6.3	2,620,658	25.8
10 災 害 復 旧 費	422,451	0.2	323,915	0.2	98,536	30.4
11 公 債 費	17,218,667	10.4	17,959,916	11.2	741,249	4.1
12 諸 支 出 金	8,796,407	5.3	8,998,977	5.6	202,570	2.3
13 予 備 費	70,000	0.1	70,000	0.1	-	0.0
合 計	(165,558,745) 165,768,945	100.0	(159,101,684) 160,395,284	100.0	(6,457,061) 5,373,661	(4.1) 3.4

() 内は、借換えの対象となった元金償還金を除いた額

(歳 出：性質別予算額)

(単位 千円)

科 目	本年度予算額		前年度予算額		比 較	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増 減 ()	伸び率
1 人 件 費	26,929,987	% 16.2	25,609,281	% 16.0	1,320,706	% 5.2
2 物 件 費	18,901,581	11.4	18,639,467	11.6	262,114	1.4
3 維 持 補 修 費	1,440,320	0.9	1,443,174	0.9	2,854	0.2
4 扶 助 費	57,647,119	34.8	57,114,630	35.6	532,489	0.9
5 補 助 費 等	13,388,341	8.1	12,589,132	7.8	799,209	6.3
6 普通建設事業費	9,204,109	5.5	7,153,633	4.5	2,050,476	28.7
(1) 補 助 事 業	4,823,053	2.9	2,891,657	1.8	1,931,396	66.8
(2) 単 独 事 業	4,381,056	2.6	4,261,976	2.7	119,080	2.8
7 災害復旧事業費	422,451	0.2	323,915	0.2	98,536	30.4
8 公 債 費	17,218,667	10.4	17,959,916	11.2	741,249	4.1
9 積 立 金	1,110,884	0.7	269,284	0.2	841,600	312.5
10 投資及び出資金	640,986	0.4	864,886	0.5	223,900	25.9
11 貸 付 金	1,309,000	0.8	1,309,000	0.8	-	0.0
12 繰 出 金	17,485,500	10.5	17,048,966	10.6	436,534	2.6
13 予 備 費	70,000	0.1	70,000	0.1	-	0.0
合 計	(165,558,745) 165,768,945	100.0	(159,101,684) 160,395,284	100.0	(6,457,061) 5,373,661	(4.1) 3.4

() 内は、借換えの対象となった元金償還金を除いた額

5 財 政 指 標

	2	3	4	5	6
基準財政需要額	61,270,021 ^{千円}	62,723,853 ^{千円}	64,992,779 ^{千円}	67,319,273 ^{千円}	70,389,217 ^{千円}
基準財政収入額	51,110,682	49,061,860	50,882,375	51,266,531	51,615,623
標準財政規模 (臨時財政対策債を含む)	80,983,257	84,531,825	82,880,989	84,181,773	86,038,362
財政力指数	0.824	0.810	0.800	0.776	0.759
実質収支比率 (%)	1.76	2.86	1.87	2.56	2.99
公債費比率 (%)	12.2	12.0	12.2	12.3	12.2
積立金現在高	8,695,794	14,705,916	18,495,540	21,181,213	24,684,478
地方債現在高	185,922,696	193,034,881	186,829,364	178,843,162	171,768,930

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率

	2	3	4	5	6
実質赤字比率	- [%]	- [%]	- [%]	- [%]	- [%]
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-
実質公債費比率	10.6	9.6	9.4	9.5	9.8
将来負担比率	119.7	107.7	95.0	84.9	79.3

6 決 算

一般会計決算の推移

年 度	歳入総額	対前年度比	歳出総額	対前年度比	実質収支
2	194,270,593 ^{千円}	120 [%]	191,846,728 ^{千円}	119 [%]	2,298,455 ^{千円}
3	175,839,412	91	169,261,176	88	3,240,709
4	166,447,440	95	163,942,192	97	2,332,404
5	162,040,527	97	158,854,117	97	2,953,006
6	171,406,400	106	167,796,054	106	3,361,400

7 基 金

(8 . 4 . 1 現在)

種 別	設 置 の 目 的	現 在 高 (円)
市 有 建 物 災 害 復 旧 基 金	市有建物の災害復旧のため	184,010,024
和 歌 山 市 が ん ば れ 基 金	本市における小学校及び中学校の児童生徒で交通事故による遺児その他父または母と生計を同じくしていないものならびに心身障害児の福祉の向上を図るため	123,511,513
和 歌 山 市 財 政 調 整 基 金	本市における年度間の財源の調整を図り、財政の健全な運営に資するため	16,069,846,988
和 歌 山 市 老 人 福 祉 大 岩 基 金	老人福祉の増進を図るため	10,000,000
和 歌 山 市 み ど り 大 岩 基 金	緑化の増進を図るため	10,000,000
和 歌 山 市 発 明 事 業 振 興 基 金	市民の発明意識を高め、創造性豊かな人材の育成を図る事業を推進するため	79,231,363
和歌山市障害者福祉増光会基金	障害者福祉に役立てるため	9,798,211
和 歌 山 市 減 債 基 金	市債の償還に必要な財源を確保し将来にわたる財政の健全な運営に資するため	4,416,582,785
和 歌 山 市 国 際 交 流 基 金	国際交流を推進し、国際性豊かな人づくりと市民文化の向上に資するため	9,398,675
和 歌 山 市 博 物 館 振 興 基 金	博物館事業を推進し、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため	4,866,971
和 歌 山 市 い き が い 基 金	長寿社会の到来に備え、高齢者のための福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図るため	699,418
和 歌 山 市 長 寿 社 会 福 祉 基 金	長寿社会における保健福祉需要の増大及び多様化に対応した事業を推進するため	1,384,988
和 歌 山 市 社 会 福 祉 和 田 基 金	ボランティア活動を促進し、もって社会福祉の増進を図るため	50,340,871
和歌山市史跡和歌山城整備基金	史跡和歌山城の整備のため	23,390,561
和歌山市介護給付費準備基金	介護保険事業の健全な財政運営を図るため	1,402,793,926
和歌山市教育施設整備基金	教育施設の整備を図るため	243,042,376
和 歌 山 市 漁 業 集 落 排 水 事 業 減 債 基 金	漁業集落排水事業に係る市債の償還に必要な財源を確保し、もって漁業集落排水事業の円滑な運営に資するため	56,055,720
和 歌 山 市 農 業 集 落 排 水 事 業 減 債 基 金	農業集落排水事業に係る市債の償還に必要な財源を確保し、もって農業集落排水事業の円滑な運営に資するため	16,806,300
和歌山都市計画事業東和歌山第二地区土地区画整理事業基金	土地区画整理事業に要する費用に充てるため	0
和 歌 山 市 真 舟 芸 術 振 興 基 金	芸術の振興を図るため	1,197,739
和 歌 山 市 貴 志 川 線 存 続 基 金	和歌山電鐵貴志川線を将来にわたる市民の交通手段としてその存続を図るため	25,456
和歌山市川端龍子美術振興基金	美術の振興を図るため	21,200,180
和歌山市未来のまちづくり基金	未来のまちづくりに必要な公共施設の整備の財源に充てるため	2,120,638,571
和歌山市奨学金返還支援基金	本市の区域内に事業所を有する企業に就職する生徒及び学生であって、奨学金の貸与を受けているものに対し、奨学金の返還を支援するため	77,560,755
和歌山市森林環境譲与税基金	本市における森林の間伐、林業の担い手となる人材の育成及び確保、木材利用の促進及び普及啓発その他の森林の整備及びその促進に要する経費に充てるため	216,749,167

種 別	設 置 の 目 的	現 在 高 (円)
和歌山市新型コロナウイルス さ さ え 愛 基 金	新型コロナウイルス感染症対策を推進するとともに、影響を受ける子育て世帯等の支援及び保健医療の充実に資するため	19,372,668
和歌山市動物愛護管理基金	和歌山市動物愛護管理センターにおいて保護された犬及び猫の殺処分ゼロを目指し、人と動物が共に幸せに暮らせる社会の実現に資するため	5,318,287
和歌山市塚本治雄基金	全ての市民が安心して健康に暮らすことができ、本市の未来に希望を持ち、将来にわたり、本市を愛し続けられる施策を推進するため	181,098,728
和歌山市地域まちづくり施設 大規模修繕等基金	地域まちづくり施設（旧四箇郷保育所、旧中之島保育所）が、天災、地変その他の不可抗力、建物構造の重大な欠陥等により、使用することができなくなった場合に実施する大規模修繕等に要する経費の財源に充てるため	203,298
和歌山市地球温暖化対策基金	地球温暖化対策事業に要する経費の財源に充てるため	246,366,533
和歌山市人材育成基金	多様な人材の育成に要する経費の財源に充てるため	24,357,694
和歌山市退職手当基金	退職手当の支給に要する経費の財源に充てるため	570,522,089
和歌山市こども未来基金	本市におけるこどもの未来を育むため	168,780,632
和歌山市中央卸売市場運営基金	和歌山市中央卸売市場の将来にわたる運営の健全化を図るため	207,571,646
和歌山市教育機関支援等基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定による認定を受けた和歌山市まち・ひと・しごと創生推進計画に記載のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同法第13条の3の寄附について同条の規定による課税の特例の適用があるものに限る。）のうち、本市と連携し、協力する教育機関等の支援及び教育関連事業の推進に要する経費の財源に充てるため	0
和歌山市救急医療整備基金	本市における救急医療体制を充実させるため	150,102,739

8 財産管理事務

(1) 市有財産貸付件数

土 地	有 償	175件 (447,687.77㎡)
	無 償	44件 (167,202.19㎡)
建 物	有 償	4件 (7,566.73㎡)
	無 償	無

(2) 財産借用件数

土 地	無 償	3件 (12,222.1㎡)
-----	-----	----------------

(3) 登記処理件数

土 地	4件
建 物	0件

9 市庁舎の概要

1. 本 庁 舎

- 位 置 和歌山市七番丁 23 番地
- 敷 地 面 積 5,733.64m²
- 建築延床面積 32,846.04m²
- 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造り
地 下 2 階
地 上 14階
塔 屋 2 階
軒 高 53.0m
- 昇 降 設 備 一般乗用エレベーター 4 基、荷物共用 1 基、議会用 1 基
- 地下駐車場 87台
- 竣 工 昭和51年 3 月
- 総 事 業 費 4,063,439千円

2. 東 庁 舎

- 敷 地 面 積 2,196.05m²
- 建築延床面積 6,645.10m²
- 構 造 鉄骨造り
地 上 4 階
塔 屋 1 階
軒 高 16.577m
- 昇 降 設 備 一般乗用エレベーター 2 基
- 竣 工 平成13年 9 月
- 総 事 業 費 1,890,000千円

3. 附 属 設 備

- 駐 車 場
庁舎東側 市営中央駐車場 有料 鉄骨造り 7 階 8 層 自走式 (564台収容)
庁舎北側 市営北駐車場 有料 鉄骨造り 4 階 5 層 自走式 (212台収容)

本 庁 舎

(8 . 4 . 1 現在)

14階	大会議室 青少年課 展望・展示ロビー 職員健康管理室（相談室） 食堂	
13階	公営企業管理者室 企業局長室（企業局長・経営管理部長） 企業総務課 経理課 営業課 契約課 入札室（企業局）	
12階	監査委員室 監査事務局長室 監査事務局 監査室 維持管理課 水道工務部長室 水道企画建設課 水道施設課 水道労働組合	
11階	教育委員室 教育長室 教育局長室（教育局長・教育学習部長） 教育政策課 教育施設課 学校教育部長室 学校教育課 学校支援課 給食管理課 生涯学習課 読書活動推進課	
10階	産業交流局長室（産業交流局長・産業部長） 産業政策課 商工振興課 観光国際部長室 観光課 国際交流課（International Affairs Division, 국제교류과） 国際友好交流サロン 外部監査人室 文化スポーツ部長室 文化振興課 スポーツ振興課	
9 階	都市計画部長室 都市計画課 公共建築課 都市再生課 まちなみ景観課 建築指導課 公園緑地課 交通政策課	
8 階	農林水産部長室 農林水産課 耕地課 現業職員労働組合 耐震・空家対策課 建築住宅部長室 住宅政策課 住宅管理課	
7 階	浄化衛生課 技術管理課（検査員・積算室） 職員労働組合 統計作業室（企画政策課） 職員厚生課 記者会見室・研修室 職員研修所 公正職務専門監室	
6 階	環境部長室 廃棄物対策課 環境政策課 デジタル推進課 地方記者室 脱炭素社会推進課	
5 階	総務局長室（総務局長・総務部長） 総務課 人事課 総務課分室 放送記者室 財政局長室（財政局長・財政部長） 財政課 管財課 調達課 入札室（調達課） 広報広聴課 市政記者室	
4 階	市長室 副市長室 市長公室長室（理事・市長公室長・企画政策部長） 秘書課 庁議室 応接室 企画政策課 シティプロモーション課（公民共創室） 行政経営課	
3 階	議場 傍聴席 記者席	議長室 副議長室 幹事長会室 議員控室 議会運営委員会室 会議室 委員会室 議会事務局（局長室・議会政策課・秘書広報課） 議会図書室 応接室 議員ロビー
2 階	税務部長室 市民税課（税証明交付窓口） 資産税課 納税課 市民環境局長室（市民環境局長・市民部長） 固定資産評価審査委員会事務局 市民自治振興課（消費生活センター・市民相談センター） 人権同和施策課	
1 階	会計管理者室 出納室 市民課 国保年金課 総務課（資料コーナー） 北案内所 総合案内所 市民ギャラリー 市民ホール 銀行 コンビニエンスストア 警備員室 防災センター 授乳室	
地 1	企業局維持管理課 書庫 警備員控室 運転手控室	
地 2	書庫 中央監視室 清掃員控室 電気室 空調機械室	

東 庁 舎

(8 . 4 . 1 現在)

4 階	都市建設局長室（都市建設局長・建設総務部長） 建設総務課 入札室（建設総務課） 技術管理課 用地課 道路河川部長室 道路政策課 道路建設課 道路管理課
3 階	下水道部長室 下水道企画建設課 下水道管理課 下水道施設課 河川港湾課 地域包括支援課
2 階	福祉局長室（福祉局長・社会福祉部長） 高齢者・地域福祉課 介護保険課 指導監査課 こども未来部長室 子育て支援課 こども家庭課 保育こども園課 授乳室 こどもの広場
1 階	健康局長室（健康局長・保険医療部長） 保険総務課 生活支援第 1 課 生活支援第 2 課 障害者支援課

庁 外

あいあいセンター	5 階	男女共生推進課
アラスカビル	3 階	農業委員会（事務局）
	2 階	地籍調査課
教育文化センター	3 階	教育研究所
	1 階	生涯学習課（公民館振興班） 中央公民館
本町複合施設	3・4 階	こども家庭センター・子ども支援センター
消 防 局	6 階	危機管理局長室 危機管理部長室 総合防災課
	5 階	地域安全課
フォルテワジマ	6 階	地域フロンティアセンター
南 別 館	3 階	和歌山城整備企画課（史跡整備班） 公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団 埋蔵文化財センター（文化振興課分室）
	2 階	歴史展示室
	1 階	和歌山城整備企画課（企画管理班） 観光土産品センター（観光案内所）
ワ イ チ ビ ル	3 階	少年センター
	1 階	水道料金センター
和歌山朝日ビル	5 階	選挙管理委員会（事務局）
	2 階	人事委員会（事務局）

10 令和6年度決算市税収入成績表

項 目			予 算 額	調 定 額	収 入 済 額
現 年 課 税 分	市 民 税	普 通 徴 収	-	3,555,558,900	3,430,690,792
		特 別 徴 収	-	14,610,956,112	14,609,006,340
		個 人 分 計	17,833,366,000	18,166,515,012	18,039,697,132
		法 人 分	4,074,596,000	4,423,017,700	4,412,686,300
		合 計	21,907,962,000	22,589,532,712	22,452,383,432
	固 定 資 産 税	土 地 家 屋	19,484,024,000	19,622,950,800	19,509,798,560
		償 却 資 産	5,680,272,000	5,794,141,000	5,760,680,941
		小 計	25,164,296,000	25,417,091,800	25,270,479,501
		国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金 及 び 納 付 金	187,380,000	187,380,300	187,380,300
		合 計	25,351,676,000	25,604,472,100	25,457,859,801
	軽 自 動 車 税	軽 自 動 車 税	1,182,495,000	1,207,426,100	1,192,380,000
		環 境 性 能 割	100,000,000	82,568,700	82,568,700
		合 計	1,282,495,000	1,289,994,800	1,274,948,700
	市 た ば こ 税 鉦 産 税 都 市 計 画 税 事 業 所 税 入 湯 税	市 た ば こ 税	2,689,405,000	2,727,801,746	2,727,801,746
		鉦 産 税	1,000	-	-
		都 市 計 画 税	4,229,263,000	4,261,668,400	4,237,078,822
		事 業 所 税	2,293,790,000	2,324,966,300	2,320,392,200
		入 湯 税	30,500,000	33,363,750	33,363,750
		総 計	57,785,092,000	58,831,799,808	58,503,828,451
滞 納 繰 越 分	市 民 税	個 人 分	124,500,000	443,892,325	126,034,877
		法 人 分	3,500,000	17,916,394	3,698,262
		合 計	128,000,000	461,808,719	129,733,139
	固 定 資 産 税	132,500,000	454,494,671	151,661,608	
	軽 自 動 車 税	10,000,000	32,472,099	12,190,011	
	た ば こ 税	-	-	-	
	都 市 計 画 税	22,000,000	75,107,208	25,158,825	
	事 業 所 税	4,000,000	20,697,020	1,103,300	
	総 計	296,500,000	1,044,579,717	319,846,883	
総 合 計			58,081,592,000	59,876,379,525	58,823,675,334

(単位 円、%)

不 納 欠 損 額	対予算増減額	収 入 未 済 額	収 入 率		前 年 同 期	
			対予算	対調定	対予算	対調定
219,635	-	124,648,473	-	96.5	-	96.8
-	-	1,949,772	-	100.0	-	99.8
219,635	206,331,132	126,598,245	101.2	99.3	100.7	99.2
-	338,090,300	10,331,400	108.3	99.8	100.4	99.8
219,635	544,421,432	136,929,645	102.5	99.4	100.7	99.3
33,588	25,774,560	113,118,652	100.1	99.4	100.1	99.4
9,918	80,408,941	33,450,141	101.4	99.4	100.6	99.4
43,506	106,183,501	146,568,793	100.4	99.4	100.2	99.4
-	300	-	100.0	100.0	99.9	100.0
43,506	106,183,801	146,568,793	100.4	99.4	100.2	99.4
31,800	9,885,000	15,014,300	100.8	98.8	85.0	100.0
-	17,431,300	-	82.6	100.0	100.7	98.7
31,800	7,546,300	15,014,300	99.4	98.8	99.9	98.7
-	38,396,746	-	101.4	100.0	99.3	100.0
-	1,000	-	-	-	-	-
7,294	7,815,822	24,582,284	100.2	99.4	100.2	99.4
-	26,602,200	4,574,100	101.2	99.8	100.4	99.9
-	2,863,750	-	109.4	100.0	100.3	100.0
302,235	718,736,451	327,669,122	101.2	99.4	100.3	99.4
18,194,453	1,534,877	299,662,995	101.2	28.4	137.6	33.5
7,725,274	198,262	6,492,858	105.7	20.6	182.2	23.7
25,919,727	1,733,139	306,155,853	101.4	28.1	138.7	33.0
16,464,765	19,161,608	286,368,298	114.5	33.4	142.8	34.2
4,174,308	2,190,011	16,107,780	121.9	37.5	108.8	34.9
-	-	-	-	-	-	-
2,708,305	3,158,825	47,240,078	114.4	33.5	138.0	34.5
-	2,896,700	19,593,720	27.6	5.3	18.9	7.8
49,267,105	23,346,883	675,465,729	107.9	30.6	136.0	33.3
49,569,340	742,083,334	1,003,134,851	101.3	98.2	100.5	98.1

11 令和8年度市税予算額

(単位 円、%)

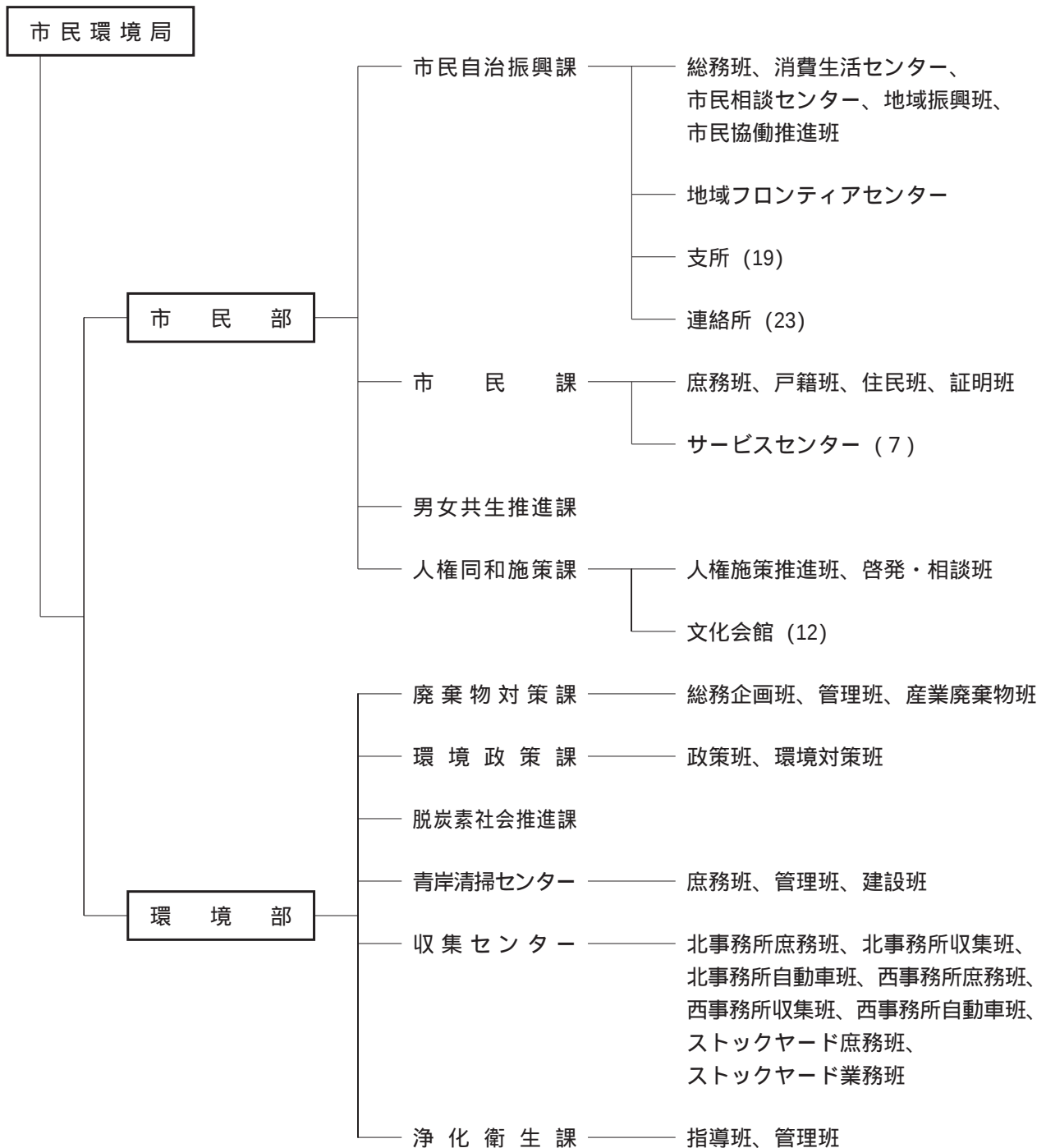
項 目			当 初 予 算 額	構 成 比
現 年 課 税 分	市 民 税	個 人	20,646,138,000	33.22
		法 人	4,508,542,000	7.25
		合 計	25,154,680,000	40.47
	固 定 資 産 税	土 地 家 屋	20,180,965,000	32.47
		償 却 資 産	5,546,067,000	8.92
		小 計	25,727,032,000	41.39
		国有資産等所在市交付金	183,020,000	0.30
		合 計	25,910,052,000	41.69
	軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	10,000,000	0.02
		軽 自 動 車 税	1,227,431,000	1.97
		合 計	1,237,431,000	1.99
	市 た ば こ 税 鉦 産 税 都 市 計 画 税 事 業 所 税 入 湯 税 総 計	市 た ば こ 税	2,845,959,000	4.58
		鉦 産 税	1,000	0.00
		都 市 計 画 税	4,332,270,000	6.97
		事 業 所 税	2,351,160,000	3.78
		入 湯 税	35,700,000	0.06
		総 計	61,867,253,000	99.54
滞 納 繰 越 分	市 民 税	個 人 分	120,000,000	0.19
		法 人 分	3,000,000	0.01
		合 計	123,000,000	0.20
	固 定 資 産 税 軽 自 動 車 税 都 市 計 画 税 事 業 所 税 総 計	固 定 資 産 税	130,000,000	0.21
		軽 自 動 車 税	10,000,000	0.02
		都 市 計 画 税	22,000,000	0.03
		事 業 所 税	3,000,000	0.00
		総 計	288,000,000	0.46
	総 合 計		62,155,253,000	100.00

12 市 税 の 一 覧 (R 8 . 4 . 1 現 在)

区分		課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	賦課期日	課 税 標 準 及 び 税 率			申 告 書 提 出 期 日	納 税																																																																											
住 民 税		・ 市内に住所を有する個人（均等割・所得割） ・ 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの（均等割） ・ 市内に事務所又は事業所を有する法人（均等割・法人税割） ・ 市内に寮等を有する法人で、事務所や事業所を有しないもの（均等割） ・ 市内に事務所等を有する公益法人等で収益事業を行わないもの（均等割）	1 月 1 日 (法人は除く)	○ 個人所得割	○ 法人均等割		・ (個人) 個人申告書 3 月15日 給与支払報告書 1 月31日 異動届出書 徴収する義務がなくなる事由が発生した月の翌月10日 ・ (法人) 法人市民税申告期限 中間申告 事業年度開始の日以後 6 月を経過した日から 2 か月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から 2 か月以内	・ (個人) 普通徴収 第 1 期 6 月10日～ 6 月30日 第 2 期 8 月10日～ 8 月31日 第 3 期10月10日～10月31日 第 4 期12月10日～12月28日 給与からの特別徴収 毎月（6 月～翌年 5 月） 公的年金からの特別徴収 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、翌年 2 月 ・ (法人) 左記法人市民税申告期限と同じ。																																																																											
				<table><tr><th>課税標準額</th><th>税 率</th></tr><tr><td>一 律</td><td>6 %</td></tr></table>	課税標準額	税 率			一 律	6 %	<table><tr><th>資 本 金 等 の 金 額</th><th>従業者数（当該市分）</th><th>税率（年額）</th></tr><tr><td rowspan="2">50億円を超える法人</td><td>50 人 を 超 え る 法 人</td><td>3,000,000円</td></tr><tr><td>50 人 以 下 の 法 人</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">10 億 円 を 超 え 50 億円以下の法人</td><td>50 人 を 超 え る 法 人</td><td>1,750,000円</td></tr><tr><td>50 人 以 下 の 法 人</td><td>410,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 億 円 を 超 え 10 億円以下の法人</td><td>50 人 を 超 え る 法 人</td><td>400,000円</td></tr><tr><td>50 人 以 下 の 法 人</td><td>160,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 千 万 円 を 超 え 1 億円以下の法人</td><td>50 人 を 超 え る 法 人</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>50 人 以 下 の 法 人</td><td>130,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">1 千万円以下の法人</td><td>50 人 を 超 え る 法 人</td><td>120,000円</td></tr><tr><td>50 人 以 下 の 法 人</td><td>50,000円</td></tr><tr><td colspan="2">上記以外の法人等</td><td>50,000円</td></tr></table>	資 本 金 等 の 金 額	従業者数（当該市分）	税率（年額）	50億円を超える法人	50 人 を 超 え る 法 人	3,000,000円	50 人 以 下 の 法 人	410,000円	10 億 円 を 超 え 50 億円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	1,750,000円	50 人 以 下 の 法 人	410,000円	1 億 円 を 超 え 10 億円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	400,000円	50 人 以 下 の 法 人	160,000円	1 千 万 円 を 超 え 1 億円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	150,000円	50 人 以 下 の 法 人	130,000円	1 千万円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	120,000円	50 人 以 下 の 法 人	50,000円	上記以外の法人等		50,000円	○ 個人均等割3,000円 ○ 法人税割 法人税額の8.4%（中小法人は6.0%） 令和元年 9 月30日以前に開始する事業年度については、12.1%（中小法人は9.7%）																																								
課税標準額	税 率																																																																																		
一 律	6 %																																																																																		
資 本 金 等 の 金 額	従業者数（当該市分）	税率（年額）																																																																																	
50億円を超える法人	50 人 を 超 え る 法 人	3,000,000円																																																																																	
	50 人 以 下 の 法 人	410,000円																																																																																	
10 億 円 を 超 え 50 億円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	1,750,000円																																																																																	
	50 人 以 下 の 法 人	410,000円																																																																																	
1 億 円 を 超 え 10 億円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	400,000円																																																																																	
	50 人 以 下 の 法 人	160,000円																																																																																	
1 千 万 円 を 超 え 1 億円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	150,000円																																																																																	
	50 人 以 下 の 法 人	130,000円																																																																																	
1 千万円以下の法人	50 人 を 超 え る 法 人	120,000円																																																																																	
	50 人 以 下 の 法 人	50,000円																																																																																	
上記以外の法人等		50,000円																																																																																	
固 定 資 産 税	固定資産 土 地 家 屋 償却資産	当該固定資産の所有者	1 月 1 日	地方税法及び市税条例に特別の定めのあるものを除き 課税標準額の $\frac{1.4}{100}$ 免 税 点 土 地 30万円未満 償却資産 150万円未満 家 屋 20万円未満			住宅用地への変更 1 月20日 償却資産 1 月31日	第 1 期 5 月10日～ 5 月31日 第 2 期 7 月10日～ 7 月31日 第 3 期11月10日～11月30日 第 4 期 1 月10日～ 1 月31日																																																																											
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	・ 国、地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国・地方公共団体		算定標準額の $\frac{1.4}{100}$ (注) 法で定めるものを除き、算定標準額は前年の 3 月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格による。				毎年 6 月30日																																																																											
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 2 輪の小型自動車	所有者又は使用者	4 月 1 日	○ 原動機付自転車及び二輪車等 <table><tr><th>車 種</th><th>種 別</th><th>税率（年額）</th></tr><tr><td rowspan="6">原動機付自転車</td><td>第一種 一般原付</td><td>総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kw以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>第一種 一般原付（新基準）</td><td>総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>第一種 特定原付</td><td>定格出力が0.6kw以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>第二種 乙</td><td>総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>第二種 甲</td><td>総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>総排気量が20ccを超え50cc以下又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下</td><td>3,700円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の軽自動車（ポートレラー等の抜けん引車を含む）</td><td>総排気量が125ccを超え250cc以下</td><td>3,600円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の小型自動車</td><td>総排気量が250ccを超えるもの</td><td>6,000円</td></tr><tr><td colspan="2">小型特殊自動車 農耕作業用</td><td></td><td>2,400円</td></tr><tr><td colspan="2">小型特殊自動車 その他（フォークリフト等）</td><td></td><td>5,900円</td></tr></table> 特定原付とは、電動機の定格出力が0.6kw以下・最高速度が20km / h 以下・長さ1.9m以下・幅0.6m以下に該当する電動キックボード等の車両です。			車 種	種 別	税率（年額）	原動機付自転車	第一種 一般原付	総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kw以下	2,000円	第一種 一般原付（新基準）	総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下	2,000円	第一種 特定原付	定格出力が0.6kw以下	2,000円	第二種 乙	総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円	第二種 甲	総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下	2,400円	ミニカー	総排気量が20ccを超え50cc以下又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下	3,700円	二輪の軽自動車（ポートレラー等の抜けん引車を含む）		総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円	二輪の小型自動車		総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	小型特殊自動車 農耕作業用			2,400円	小型特殊自動車 その他（フォークリフト等）			5,900円	● 四輪以上及び三輪の軽自動車 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">税率（年額）</th></tr><tr><th>平成27年 3 月31日以前に新車新規登録をした車</th><th>平成27年 4 月1日以降に新車新規登録をした車</th><th>新車新規登録後13年を超えた車（重課税率）</th></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td rowspan="2">三輪のもの（排気量660cc以下）</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td><td>8,200円</td></tr><tr><td rowspan="3">四輪以上のもの（排気量660cc以下）</td><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>7,200円</td><td>10,800円</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>3,000円</td><td>3,800円</td><td>4,500円</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td>自家用</td><td>4,000円</td><td>5,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> 令和 7 年度に新車新規登録をした四輪以上及び三輪以上の軽自動車については、取得の翌年度分に限り一定の性能を有する車両に対し軽課税率が適用される。			区 分		税率（年額）			平成27年 3 月31日以前に新車新規登録をした車	平成27年 4 月1日以降に新車新規登録をした車	新車新規登録後13年を超えた車（重課税率）	軽自動車	三輪のもの（排気量660cc以下）	乗 用	営業用	3,100円	3,900円	4,600円	自家用	5,500円	6,900円	8,200円	四輪以上のもの（排気量660cc以下）	貨物用	営業用	7,200円	10,800円	12,900円	自家用	3,000円	3,800円	4,500円				自家用	4,000円	5,000円	6,000円
車 種	種 別	税率（年額）																																																																																	
原動機付自転車	第一種 一般原付	総排気量が50cc以下又は定格出力が0.6kw以下	2,000円																																																																																
	第一種 一般原付（新基準）	総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下	2,000円																																																																																
	第一種 特定原付	定格出力が0.6kw以下	2,000円																																																																																
	第二種 乙	総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円																																																																																
	第二種 甲	総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1.0kw以下	2,400円																																																																																
	ミニカー	総排気量が20ccを超え50cc以下又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下	3,700円																																																																																
二輪の軽自動車（ポートレラー等の抜けん引車を含む）		総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円																																																																																
二輪の小型自動車		総排気量が250ccを超えるもの	6,000円																																																																																
小型特殊自動車 農耕作業用			2,400円																																																																																
小型特殊自動車 その他（フォークリフト等）			5,900円																																																																																
区 分		税率（年額）																																																																																	
		平成27年 3 月31日以前に新車新規登録をした車	平成27年 4 月1日以降に新車新規登録をした車	新車新規登録後13年を超えた車（重課税率）																																																																															
軽自動車	三輪のもの（排気量660cc以下）	乗 用	営業用	3,100円	3,900円	4,600円																																																																													
			自家用	5,500円	6,900円	8,200円																																																																													
	四輪以上のもの（排気量660cc以下）	貨物用	営業用	7,200円	10,800円	12,900円																																																																													
			自家用	3,000円	3,800円	4,500円																																																																													
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円																																																																													
市 た ば こ 税	製造たばこの製造者、卸売販売業者等			たばこ1,000本につき 6,122円、 R 3 .10 / 1 6,552円			毎月算出した税額を翌月末日まで申告納付																																																																												
鉦 産 税	鉦物の掘採の事業を行う鉦業者			山元土場における鉦物の販売価格の $\frac{1}{100}$			毎月算出した税額を翌月末日まで申告納付																																																																												
特別土地保有税	1 月 1 日において基準面積以上の土地を有する者（保有） 1 月 1 日又は 7 月 1 日前 1 年間に基準面積以上の土地を所得した者（取得） 平成15年度以降、課税停止となっている。			課税標準額は修正取得価格とする。 免税点 5,000㎡未満 ・ 保有は修正取得価格の $\frac{1.4}{100}$ ・ 取得は取得価格の $\frac{3}{100}$			・ 保有 5 月末日 ・ 取得 { 2 月末日 8 月末日	申告期日と同じ																																																																											
都 市 計 画 税	市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者	1 月 1 日		課税標準額の $\frac{0.3}{100}$				固定資産税に同じ																																																																											
事 業 所 税	市内の事業所等において事業を行う法人又は個人			資 産 割 各事業所床面積の合計面積 1 ㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下 従業者割 従業者給与と総額の $\frac{0.25}{100}$ 免税点 100人以下			法人 事業年度終了の日から 2 か月以内 個人 翌年の 3 月15日まで																																																																												
入 湯 税	鉦泉浴場における入湯客			宿泊した入湯客 1 人 1 泊につき 150円 日帰りの入湯客 1 人につき 75円			特別徴収義務者（鉦泉浴場経営者）による申告納付 毎月算出した税額を翌月15日まで																																																																												

市民環境局

7



7 市民環境局

市 民 部

- 市民自治振興課

市民憲章に関する事務、非核平和都市宣言等事業、自衛官募集事業、消費者行政に関する事務、計量事業、民事、消費生活等の市民相談事業、支所、連絡所、地区会館、まち美化啓発に関する事務、市民等との協働の推進、地域と学生の連携交流の促進等を担当しています。

- 市 民 課

戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、外国人住民、個人番号カードの交付、サービスセンターに関する事務等を担当しています。

- 男女共生推進課

「和歌山市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現を目的として、啓発事業、調査・研究事務、相談事業等を行っています。また、男女共生推進センター「みらい」の管理運営を担当しています。

- 人権同和施策課

市民一人ひとりに人権意識が根つき、人権が尊重される社会が実現されるために「和歌山市人権施策推進指針」に沿って人権施策の推進に努め、人権意識の高揚を図るためにさまざまな人権啓発事業を行っているほか、和歌山市人権委員会に関する事務、文化会館に関する事務を担当しています。

また、特別会計の住宅新築資金・宅地取得資金の償還事務については、和歌山県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に債権を移管し共同処理することで公平、適正かつ効率的な回収に取り組んでいます。

環 境 部

- 廃棄物対策課

一般廃棄物（ごみ）の適正処理と循環型社会の形成を目的として、ごみ処理基本計画の策定、ごみ減量施策の推進、一般廃棄物処理施設の将来計画策定、不法投棄の防止対策、一般廃棄物処理業等の許可関係事務等を担当しています。また、産業廃棄物の適正処理と減量化・再資源化の促進を図ることを目的として、排出事業者及び処理業者に対して指導を行い、特に産業廃棄物処理業・自動車リサイクル法の許可、建設リサイクル法の届出の受理の事務を担当しています。

- 環境政策課

「和歌山市環境基本条例」に基づき、環境行政の基本指針となる「和歌山市環境基本計画」を策定し、地球温暖化対策、自然環境保全等や大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及びダイオキシン類等に関する環境監視測定等や生活排水対策の啓発など、環境保全に係る各施策に取り組んでいます。

- 脱炭素社会推進課

脱炭素社会の実現に向けた施策の総合的な企画、調整及び推進を目的として、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素施策を重点的かつ戦略的に実施するための事務を担当しています。また、環境省の脱炭素先行地域に選定された「和歌山市モデル～空き家改修×脱炭素で創るまちなか再生戦略～」に基づき、当該計画に係る取組の着実な推進を図るほか、脱炭素に関する普及啓発事業等を行っています。

- 青岸清掃センター

一般廃棄物（ごみ及びし尿等）の適正な処理を目的として、青岸エネルギーセンターでは、一般ごみ等の可燃物を焼却し、青岸クリーンセンターは青岸エネルギーセンターに入りきらないごみの一時貯蔵施設として利用しています。また、青岸汚泥再生処理センターでは、し尿等の処理を行っています。

- 収集センター

一般廃棄物（ごみ）の適正な処理を目的として、一般ごみ、資源、臨時ごみ等の収集運搬、収集運搬委託業者の収集作業管理及び指導を行っています。また、青岸ストックヤードでは資源化可能なものの選別によるごみの減量及びリサイクルの推進等を担当しています。

- 浄化衛生課

し尿等の適正な処理環境の整備を目的として、一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽保守点検業登録関係事務、浄化槽設置関係事務、し尿処理及び浄化槽清掃事業に関する指導及び調査等を担当しています。

1 市民憲章に関する事務

和歌山市民憲章推進協議会を通じての周知、啓発を実施

2 非核平和都市宣言等事業

- (1) 「広島平和バス」の実施（令和7年8月5日～6日）
- (2) 原爆写真展の開催（令和7年8月7日～8月18日、令和7年12月5日～12月15日）

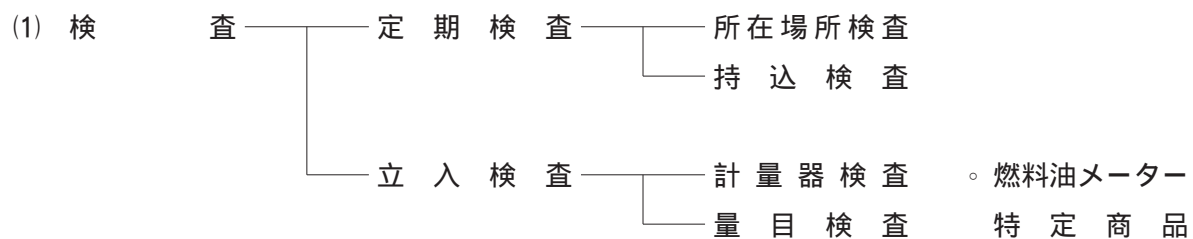
3 自衛官募集事業

市報わかやま、看板の設置、パンフレット、チラシ等による募集広報の実施

4 消費者行政推進事業

- (1) 消費者啓発の実施
- (2) 消費生活相談及び斡旋の実施

5 計 量 事 業



計量器定期検査 検 査 台 数 592台

検 査 手 数 料 1,007,670円

種 別	手 動 は か り	指 示 は か り	電 気 式 は か り	棒はかり・ そ の 他	分 銅 ・ お も り
検 査 台 数	29	201	362	0	192
不 合 格 台 数	0	0	3	0	0

(2) 適正計量管理事業所の指定申請検査

検 査 件 数 3件

検査手数料 22,200円

6 市民相談事業

(1) 相 談 日

区 分	相 談 日	相 談 時 間
民 事 ・ 家 事 相 談	月 曜 日 ～ 金 曜 日	午前 9 時～午後 4 時
交 通 事 故 相 談	月 曜 日 ～ 金 曜 日	午前 9 時～午後 4 時
消 費 生 活 相 談	月 曜 日 ～ 金 曜 日	午前 9 時～午後 4 時
法 律 相 談	毎 週 月 曜 日	受付 電話予約（相談日の前週木曜日午前 9 時から先着10人限り） 相談 午後 1 時から
司 法 書 士 相 談	毎 月 第 2 水 曜 日	受付 電話予約（相談日の前週水曜日午前 9 時から先着 8 人限り） 相談 午後 1 時から
弁護士による交通事故相談	毎 月 第 3 水 曜 日	受付 電話予約（相談日の前週水曜日午前 9 時から先着 4 人限り） 相談 午後 1 時から
税 務 相 談	毎 月 第 4 水 曜 日	受付 電話予約（相談日の前週水曜日午前 9 時から先着12人限り） 相談 午後 1 時から

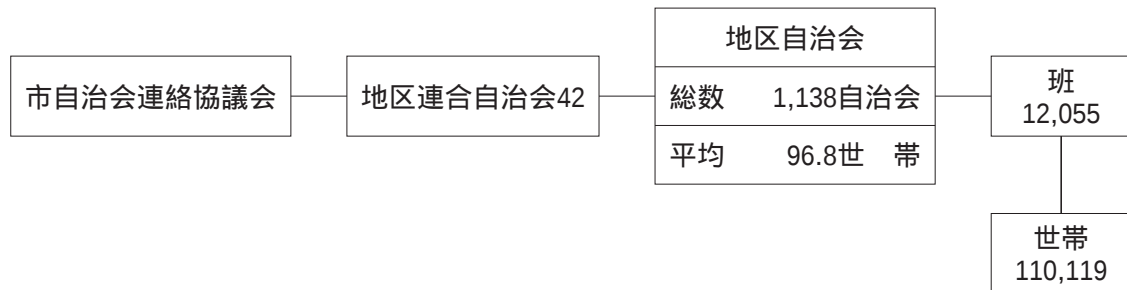
(2) 相 談 件 数

相 談 区 分	5 年	6 年	7 年
民 事 ・ 家 事 相 談	979	1,003	925
交 通 事 故 相 談	123	88	103
消 費 生 活 相 談	1,132	1,196	1,354
法 律 相 談	450	408	409
登 記 相 談	90	93	77
税 務 相 談	92	113	120
合 計	2,866	2,901	2,988

7 自 治 会

(1) 機 構

(令和8年4月1日現在)



(2) 依 頼 事 務

- ア 市報わかやま等の配布
- イ 各種調査統計収集報告
- ウ その他市が依頼する事務
- エ 地区住民の福祉増進のために必要があると市長が認めた事項

8 美 化 啓 発

和歌山市では、美しいまちづくりを実現するため、和歌山市美化推進協議会、和歌山市内川美化推進会並びに市民や企業の参加を得て諸事業の推進を図る。

(1) 事 業 概 要

- ア 美しいまちづくり運動功労者感謝状贈呈式
美しいまちづくり運動の功労者に感謝状の贈呈を行う。
- イ 町内側溝清掃
町内の側溝を清掃し、まちの美化を推進する。
- ウ 一万人大清掃
各自治会、各種団体等の参加により、市内の道路や公園の清掃を行い、まちの美化を推進する。
- エ 美化推進委員の委嘱
地域の美化を推進するため、地区ごとに美化推進委員を委嘱し、委員は地域美化のリーダーとして、積極的に美化推進活動を行う。
- オ 空き地の雑草及び廃棄物の除去
宅地化された空き地の雑草や廃棄物を除去するように所有者等に指導を行う。
- カ おはよう5分間清掃
毎朝5分間程度、家や会社のまわりを一掃する市民運動
- キ アダプション・プログラムの実施
市民が公園・道路・河川などの公共施設の里親となり、市と市民との連携の下に公園等の美化活動を推進する。

ポイ捨て防止重点区域内を巡回し、ポイ捨て等の禁止行為を行ったものに対して指導を行う。

美しいまちづくりのために構成された和歌山市美化推進協議会、和歌山市内川美化推進会及び内川をきれいにする会に助成を行う。

(1) 市民公益活動の登録（令和8年3月末現在）

登 録 者 個 人 715人
 団 体 580団体 37,356人

(3) 市民公益活動団体向けサポート講座の開催

(4) 和歌山市地域フロンティアセンターの運営

ア 市民公益活動に関する情報収集及び提供

イ 学生と地域の交流

ウ 市民公益活動の募集や紹介

(5) 協働推進事業

(1) 登 録 数 (R 8 年 3 月 末)

— 145 —

(2) 届 出 件 数 (R 7 年 4 月 ~ R 8 年 3 月)

区 分			件 数	区 分			件 数
戸 籍 届 出	出 生		2,588	住 民 異 動	転 入		7,878
	死 亡		6,052		転 出		7,953
	婚 姻		3,130		転 居		9,591
	離 婚		808		出 生		1,899
	認 知		64		死 亡		4,987
	入 籍		579		そ の 他		21,185
	転 籍		1,068	計			53,493
	養 子 縁 組		213	印 鑑 登 録	登 録		8,665
	養 子 離 縁		76		廃 止		2,598
	失 踪		6				
	帰 化		7				
	そ の 他		892				
計			15,483	計			11,263

(3) 各種証明取扱通数 (R 7 年 4 月 ~ R 8 年 3 月)

通数 区分	市 民 課			サービスセンター			計		
	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有 料	無 料	計
戸 籍 関 係	54,342	34,701	89,043	33,350	411	33,761	87,692	35,112	122,804
住民票関係	94,893	26,929	121,822	51,060	441	51,501	145,953	27,370	173,323
印 鑑 関 係	50,495	705	51,200	37,129	1,540	38,669	87,624	2,245	89,869
合 計	199,730	62,335	262,065	121,539	2,392	123,931	321,269	64,727	385,996

11 男女共生推進事業

男女共生社会の実現のために、和歌山市における男女共生施策の総合的、効果的な推進を図る。

(1) 男女共生推進事業

- ア 和歌山市男女共同参画推進行動計画に基づく事業の進捗管理
- イ 和歌山市男女共生推進協議会の開催
- ウ 和歌山市男女共生施策ワーキンググループの運営
- エ 審議会等の女性登用率の調査
- オ 和歌山市女性会議連絡会の活動支援
- カ 市報「男女共生コラム」の掲載
- キ 男女共生に関する各種セミナー等の開催

- ク 主催セミナー等における一時保育の実施
- ケ 相談事業の実施
- コ DV被害者支援ネットワーク会議との連携
- サ 図書室（情報ライブラリー）の運営
- シ 男女共生推進に係る情報の収集及び提供
- ス 情報誌の発行
- セ 男女共生推進センター施設運営業務（会議室等貸出）

(2) 男女共生推進センター施設利用状況

研修室、ホール、和室、会議室、控室（附属設備を含まない）

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利 用 件 数	401件	488件	460件	485件	430件

12 人権施策推進事業

(1) 和歌山市部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会

委員15人以内で組織し、部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために必要な施策の策定及び推進に関する事項を審議する。

(2) 和歌山市人権・同和対策協議会

人権施策に関する市行政の総合的かつ効果的な運営を図るための協議を行う。

(3) 和歌山市人権委員会

和歌山市人権施策推進指針に基づいて、市民参加による人権啓発の推進を図り、人権が尊重される社会の確立に寄与することを目的とし、42の各所管区で地区人権委員会を組織し各地区において人権啓発活動を行う。

(4) 和歌山市人権同和施策推進員

所属長を推進員とし、和歌山市職員一人ひとりの人権意識を高めるとともに、人権施策の推進を図り、あらゆる人権問題の解決を目指す。

(5) 人権に関する関係団体との調整事務

和歌山県、地方法務局と連携し、人権啓発及び支援を行う。

(6) 人権出張講演及び人権問題に関する事務

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、さらに理解を深めることを目的に、企業や自治会、学校や各種団体で行われる講演会や研修会に人権啓発専門員を派遣する人権出張講演や啓発用DVD・図書の貸し出しを行う。また、人権問題に関する相談窓口を開設し、相談・助言及び支援を行う。

(7) 和歌山市人権ホームページ

人権についての関心と理解を深めていただくため、和歌山市のホームページ上に人権に関するサイトを開設し、情報提供を行う。

13 塵芥処理事業

(1) 塵芥収集処理状況

(8 . 3 . 31現在)

対 象 人 口 348,048人 対象世帯数 177,240世帯				
	年 間 処 理 量 (トン)		作業に対する人員・機材の配置	
	収 集	焼 却	作 業 員 数	車 両 数
収集センター北事務所 (委 託 を 含 む)	40,836.79	-	134	63
収集センター西事務所 (委 託 を 含 む)	25,179.64	-	93	44
事業系一般廃棄物収集	27,994.61	-	271	201
粗大ごみ委託収集	1,415.97	-	8	5
青岸清掃センター	-	111,886.53	-	-
計	95,427.01	111,886.53	506	313

(2) 収集方法及び回数

家庭から排出されるごみについては、10種分別^()収集しており、一般ごみは週2回、収集資源のうち、かん、びん及び布は月2回、ペットボトル及び紙は月2～3回、小型家電等及び蛍光管等については年2回、粗大ごみは随時、粗大ごみ受付センターへ事前申込してもらい戸別収集を実施している。

また、白色トレイは随時民間事業者にて拠点回収を行っている。

10種分別...一般ごみ、かん、びん、紙、布、ペットボトル、小型家電等、蛍光管等、粗大ごみ、白色トレイを分別すること。

(3) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者（令和8年4月1日現在）

収集運搬許可業者数 21業者

許可車両数 77 台

従 業 員 数 119 人

(4) 一般廃棄物処分業（収集運搬を含む）許可業者（令和8年4月1日現在）

収集運搬許可業者数 16業者

許可車両数 124 台

従 業 員 数 152 人

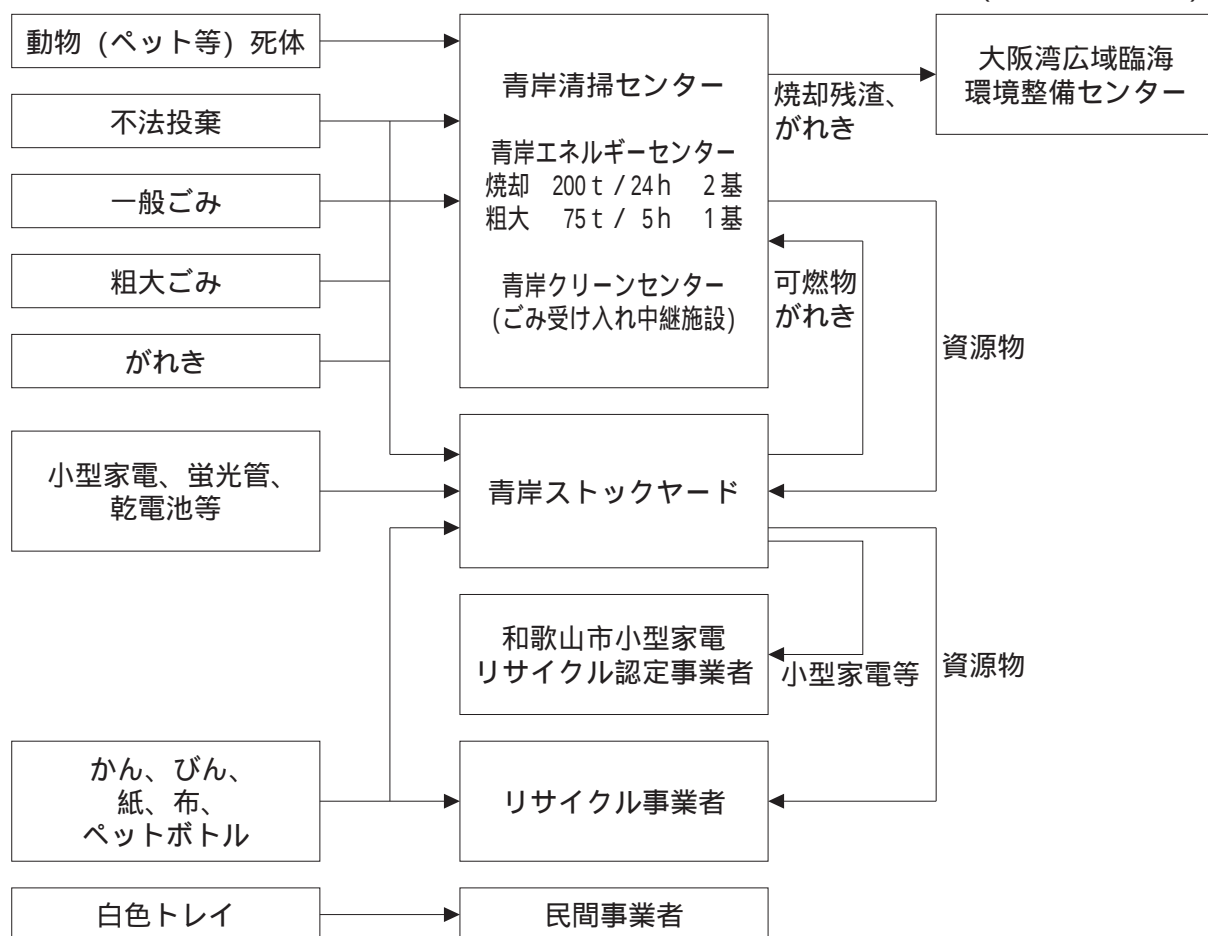
(5) 施設

(8.4.1 現在)

焼却炉 (青岸エネルギーセンター)	焼却能力 400 t / 24 h (200 t / 24 h × 2 基) 昭和57年10月着工 昭和61年 3 月竣工 敷地面積 11,145.98㎡ 炉の型式 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ) 総事業費 8,636,000,000円 排ガス処理 バグフィルタ方式 排ガス冷却方式 廃熱ボイラ式 余熱利用 廃熱ボイラ、4,300kW蒸気タービンを設置して発電を行い、本施設で必要な電力を賄うとともに、隣接する青岸ストックヤード、青岸汚泥再処理センターでも使用し、余剰電力は売電しています。
焼却炉 (青岸クリーンセンター)	焼却能力 320 t / 24 h (160 t / 24 h × 2 基) 平成 6 年10月着工 平成10年 3 月竣工 敷地面積 6,990.65㎡ 炉の型式 全連続燃焼式焼却炉 (流動床) 総事業費 18,121,000,000円 排ガス処理 バグフィルタ方式 排ガス冷却方式 廃熱ボイラ式 余熱利用 廃熱ボイラ、3,500kW蒸気タービンを設置 ごみの減量により令和 3 年 2 月に休炉。令和 3 年度からは、ごみピットを活用し、青岸エネルギーセンターの焼却炉点検中のごみ受け入れ中継施設としています。
ストックヤード (青岸ストックヤード)	平成30年 3 月竣工 敷地面積 6,855.00㎡ 建築面積 1,691.89㎡ 総事業費 599,000,000円

(6) 収集処理フロー

(8.4.1 現在)



14 し尿処理事業

(1) し尿処理状況

(8.3.31現在)

総人口 177,240世帯 348,048人	計画処理 区域内人口 177,240世帯 348,048人	非水洗化人口 42,273世帯 44,386人	収集人口 42,273世帯 44,386人
		水洗化人口 134,967世帯 303,662人	公共下水道人口 56,975世帯 108,185人
			浄化槽人口 76,816世帯 192,479人
			集落排水人口 1,176世帯 2,998人

(2) 一般廃棄物（し尿）収集運搬業許可業者（令和8年4月1日現在）

ア 業者数 22業者

イ バキューム車 103 台

ウ 従業員 114 人

(3) 浄化槽清掃業許可業者（令和8年4月1日現在）

ア 業者数 22業者

イ バキューム車 103 台

ウ 従業員 114 人

(4) 施設

- 名称 青岸汚泥再生処理センター
- 所在地 和歌山市湊 1342 番地
- 敷地面積 9,165.87m²
- 建築面積 2,949.78m²
- 処理能力 484kl / 日
- 処理方式 処理：前脱水 + 生物学的脱窒素処理方式
汚泥処理：助燃剤化
- 竣工 平成29年3月
- 工事費 6,392,918,100円

(5) 和歌山市清掃株式会社（市出資）

- 昭和28年10月26日設立
 - 汲取件数 1,213箇所
 - 浄化槽件数 1,242箇所
- （市内の官公庁及び学校等の大部分）

- 保有車輛 3,600 ℓ 5 台
 1,800 ℓ 4 台
- 従業員 10人

15 環境保全事業

(1) 環境基本計画

和歌山市環境基本計画に基づく事業の実施と実績報告を行う。

(2) 地球温暖化対策

和歌山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく事業の実施と実績報告を行う。

和歌山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく事業の実施と実績報告を行う。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に係る報告書・計画書を作成する。

地球温暖化対策の推進に関する法律に係る報告書・計画書を作成する。

和歌山県地球温暖化対策条例に係る報告書・計画書を作成する。

グリーン購入計画を策定し、環境負荷の少ない製品やサービスの調達を推進する。

夏季と冬季における省エネルギー対策に全庁的に取り組む。

(3) 自然環境保全

自然公園法及び和歌山県自然環境保全条例に基づき、自然公園等の監視を実施する。

紀の川の水源地上にある奈良県川上村で、源流体験学習会を実施する。

希少な水生生物が生息する水路の保全事業を実施する。

(4) 環境保全のための啓発

6月の環境月間にポスター掲示、チラシ配布、街頭啓発、市役所1階ロビーでのパネル展等による啓発を実施する。

各種イベントにおいて、啓発を実施する。

環境保全のための学習会を実施する。

小学校、保育所及び幼稚園で出前講座を実施する。

(5) 環境保全に係る各種会議

和歌山市環境審議会を開催する。

(6) 生活排水対策

生活排水対策指導員を対象とした研修会や指導員を中心とした地域説明会等を実施する。

(7) 環境マネジメントシステム

独自の環境マネジメントシステムにより、庁内の環境保全に取り組む。

16 環境対策事業

(1) 大気測定(令和6年度)

大気汚染防止法に基づく常時監視

(○ 市設置局、● 県設置局)

測定局 測定項目	島橋地区会館	中之島小学校	宮前小学校	木の本社宅	湊小学校	市立和歌山高校	衛生研究所	環境衛生 研究センター	明和中学校	小倉小学校	清明寮	新南小学校
二酸化硫黄	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○		
二酸化窒素		○				○	○	●	○	○	○	
一酸化炭素												○
光化学オキシダント		○				○	○	●	○	○	○	
浮遊粒子状物質 (SPM)	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○		
微小粒子状物質 (PM2.5)			○		○	○	○		○	○		

悪臭物質の測定

悪臭防止法に基づき、アンモニア等22物質を4地点で測定した。

ばい煙等の監視

大気汚染防止法等に基づく規制対象となる12工場・事業場に対し立入調査を実施した。

有害大気汚染物質の測定

大気汚染防止法に基づき、ベンゼン等21物質の測定を毎月1回2地点で実施した。

アスベスト濃度の測定

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出のあった特定工事のアスベスト濃度を2か所で測定した。

(2) 騒音測定(令和6年度)

環境騒音の測定

騒音規制法に基づき、一般の地域7地点、道路に面する地域10地点で測定した。

特定工場の騒音測定

騒音規制法に基づき、工場・事業場周辺の19地点で測定した。

自動車騒音の測定

騒音規制法に基づき、「指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」に係る市域主要幹線道路(国道、県道、市道)10地点で測定した。

阪和自動車道の騒音測定

騒音規制法に基づき、市東部地域の沿線2地点で騒音を測定した。

(3) 振動測定(令和6年度)

振動規制法に基づき、「指定地域内における道路交通振動の限度を定める命令」に係る市域主要幹線道路(国道、県道、市道)8地点で測定した。

(4) 水 質 測 定 等 (令和 6 年度)

公共用水域水質の測定

水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視のため、河川18地点（環境基準点 9 地点、補助地点 9 地点）、海域19地点（環境基準点10地点、補助地点 9 地点）で水質測定を実施した。

地下水の測定

水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質を把握するため、30地点で有害物質27項目および PFOA、PFOS の測定を実施した。

工場・事業場排出水の水質調査

水質汚濁防止法等に基づく規制対象となる62工場・事業場に対し延べ161回の立入調査を実施した。また、和歌山市排出水の色等規制条例の規制対象となる29工場・事業場に対し延べ61回の立入調査を実施した。

土壤汚染対策

工場・事業場に対し土壤汚染対策法の周知を図るとともに、関係課と連携して一定規模以上の土地の形質の変更の把握に努めた。

ゴルフ場の水質調査

環境省から指針値が示されているゴルフ場使用農薬35項目について、3 ゴルフ場を対象に5か所の調整池等で水質調査を実施した。

海水浴場の調査

海水浴場 5 か所について、開設前及び開設中に環境省から示されている水浴場水質判定基準に関する水質調査を実施した。

(5) ダイオキシン類測定 (令和 6 年度)

大気環境の調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、5 地点で大気環境調査を実施した。

公共用水域水質・底質の調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、海域10地点、河川11地点の水質調査及び海域10地点、河川 9 地点の底質調査を実施した。

地下水の調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、4 地点で地下水調査を実施した。

土壤の調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、4 地点で土壤調査を実施した。

工場・事業場の監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制対象となる工場・事業場に対し、4 工場・事業場の排出ガス及び3 工場・事業場の排出水の調査を実施した。

(6) 法令等に基づく各種届出件数（令和6年度）

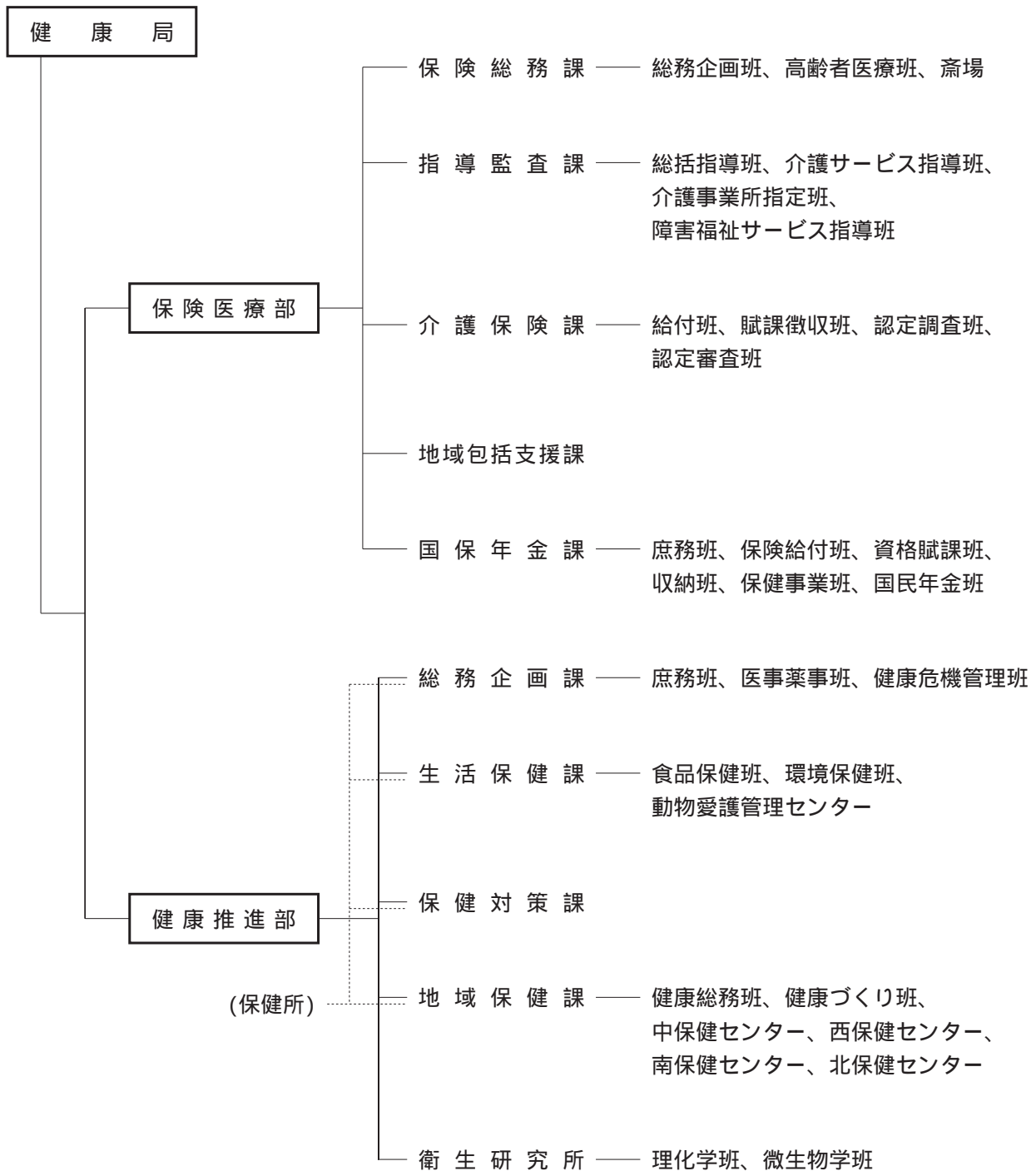
根 拠 法 令	件 数
大気汚染防止法の規定による届出（アスベストを除く）	50件
同法の規定による特定粉じん（アスベスト）排出等作業実施の届出	24件
騒音規制法の規定による届出（特定施設）	33件
同法の規定による届出（特定建設作業）	237件
振動規制法の規定による届出（特定施設）	29件
同法の規定による届出（特定建設作業）	166件
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定による届出	25件
ダイオキシン類対策特別措置法の規定による届出	5件
水質汚濁防止法の規定による届出	35件
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による申請及び届出	20件
土壤汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出	27件
和歌山県公害防止条例の規定による大気汚染防止に係る届出	24件
同条例の規定による騒音規制に係る届出（特定施設）	0件
同条例の規定による振動規制に係る届出（特定施設）	0件
同条例の規定による指定工場に係る申請及び届出	45件
和歌山市排出水の色等規制条例の規定による届出	9件

(7) 公害苦情発生状況（令和6年度）

	ばい煙・粉じん	悪 臭	騒 音	振 動	水 環 境	そ の 他
件 数	28件	27件	50件	12件	21件	0 件

健康局

8



8 健 康 局

健康局は保険医療部と健康推進部の2部10課から構成されており、社会保険制度の適正な実施と保健衛生の向上に取り組んでいます。

保 険 医 療 部

保険医療部は、斎場を含む保険総務課、指導監査課、介護保険課、地域包括支援課、国保年金課の5課をもって組織します。

○ 保険総務課

社会保険及び保健に関する総合的な企画・調整や後期高齢者医療制度等に関する業務を行っています。

後期高齢者医療制度は、75歳以上（一定の障害がある方で認定を受けた65歳以上75歳未満を含みます。）の方が加入し、和歌山県後期高齢者医療広域連合と県内市町村が連携、協力して運営しており、本市では保険料徴収、納付相談、申請や届出の受付などを行っています。

斎場は、多くの緑地を設け、環境面に充分配慮した施設として昭和60年度から業務を行っています。

○ 指導監査課

福祉サービスを提供する事業者等の適正な運営を確保し、サービスの質の向上が図られるよう、社会福祉法人、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所その他社会福祉施設等の指導監査、介護サービス事業所・施設の指定及び社会福祉法人の設立認可等の業務を実施しています。

○ 介護保険課

国の制度である介護保険制度を運営しています。介護サービスを利用するためには、要支援・要介護認定が必要となり被保険者からの認定申請に基づき、認定調査、主治医意見書の依頼及び回収を行い、介護認定審査会の審査、判定をもとに認定結果を本人宛に通知しています。

また、資格管理業務、保険料の賦課・徴収事務、介護保険関連施設サービスや在宅サービスの実施に伴う保険給付費の給付事務及び市民からの相談業務を行っています。

○ 地域包括支援課

介護予防事業・認知症対策等の地域支援事業の充実を図ると共に、市内15箇所の地域包括支援センターでは、総合相談支援、介護予防ケアマネジメント等を通して高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう支援しています。

○ 国保年金課

昭和36年に国民年金制度が発足して64年の歳月を経て、令和7年3月末で、61,622人の加入者と110,977人の拠出年金等受給者を擁し、本格的な高齢社会に備えるために事業の円滑な推進に努めています。

昭和34年4月に発足した国民健康保険事業においては、資格賦課、保険料の収納、保健事

業等を行うほか、診療内容及び診療報酬の請求状況を監査し、療養諸費等を適正に給付することにより、医療費の適正化に努めています。令和7年3月末現在43,993世帯、64,325人が加入しています。

健康推進部

健康推進部は、保健所（総務企画課、生活保健課、保健対策課及び地域保健課）と衛生研究所の5課をもって組織します。保健所は、地域保健の専門的・技術的拠点として、広域的な視点から予防医学の普及と対策を目指しています。

○ 総務企画課

病院・診療所・施術所・薬局・医薬品及び医療機器販売業・毒物劇物販売業等の許可申請や届出の受理及び各機関への立入検査等を行っています。また、各医療従事者の免許申請等の申請窓口となっています。さらに、医療相談窓口を設置し、市民から相談等を受け付けています。

このほか、多方面の関係機関と連携し、健康危機管理体制及び災害時医療体制の整備を進めるなど中核市保健所としての機能強化を図っています。

感染症対策では、感染症の予防啓発、発生動向の把握を行い、原因究明などまん延防止のための対策を行っています。

さらに、救急医療対策では、初期救急医療として「夜間・休日応急診療センター（内科、小児科、耳鼻咽喉科、歯科）」を設けて市民の医療空白の不安解消を図っています。

○ 生活保健課

食品衛生法に基づき、食品取扱施設の監視・指導、食品の収去検査、食品衛生講習会等を行い飲食に起因する危害の発生を防止しています。

また、興行場法・公衆浴場法・旅館業法・理容師法・美容師法・クリーニング業法・墓地、埋葬等に関する法律等に基づく環境衛生関連施設の監視及び指導を行っています。

さらに、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射、飼い主不明犬の保護、動物愛護の普及等の業務を実施しています。

○ 保健対策課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び肝炎対策基本法等に基づき、結核の予防及び肝炎、性感染症、エイズ等の相談・検査の実施並びに予防接種法に基づき予防接種を実施しています。また、児童福祉法に基づき小児慢性特定疾病事業、母子保健法に基づき未熟児養育医療給付事業、障害者総合支援法に基づき育成医療給付事業及び難病患者への障害福祉サービスを実施し、指定難病患者や原爆被爆者への各種届出事務、骨髄バンクドナー登録の啓発及び骨髄等提供者への奨励金の交付等を行っています。

精神保健福祉については、こころの健康の保持向上を図り、精神疾患の早期発見及び早期治療を促進する精神保健関係事業や、いのち支える自殺対策事業の実施、さらには精神障害

者の地域生活支援など精神障害者福祉に関する事業を行っています。

- 地域保健課

母子保健については、安心して妊娠、出産、育児ができるよう妊産婦健康診査や新生児訪問などの事業を実施し、成人保健については、各種がん検診や生活習慣病予防対策事業を通じて「健康わかやま21（第3次）」の健康づくりを推進しています。

保健センターでは、妊娠届出書の受理及び母子健康手帳の交付、乳児及び幼児の健康の保持、増進を図るため健康診査・保健指導を行っています。また、地域住民の身近にあって、生涯を通じた健康づくりを支援するための事業を実施しています。

- 衛生研究所

衛生研究所は昭和52年に開所し、衛生及び環境面の試験検査や研究を行っています。また、健康危機に迅速かつ適切に対応できる検査体制の充実に取り組んでいます。

1 後期高齢者医療制度

(1) 後期高齢者医療制度（平成20年4月1日開始）

後期高齢者医療制度は和歌山県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、被保険者の保険料と国、県、市町村の公費等で運営しています。

(2) 被 保 険 者

原則75歳以上（一定の障害がある方で広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満）の方。

(3) 被 保 険 者 証 等

令和6年12月2日以降、後期高齢者医療被保険者証は新たに発行されなくなり、原則として健康保険証利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しています。令和8年度の年次更新については、マイナ保険証の利用実績に基づき「直近1年間で6回以上利用」かつ「直近3か月利用あり」の被保険者には、資格確認書ではなく「資格情報のお知らせ」が交付され、利用実績が上記条件に満たない被保険者には資格確認書が交付されます。ただし、85歳以上のすべての被保険者に対しては、資格確認書を職権交付します。なお、84歳以下で「資格情報のお知らせ」の送付対象者であっても、申請に基づき資格確認書の交付が可能です。

(4) 被保険者の保険料

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。

また、「子ども・子育て支援金制度」が始まることに伴い、医療分とは別に、子ども・子育て支援金分の保険料率を算定します。

(5) 保険料の軽減

被保険者および世帯主の所得状況により、7割^()・5割・2割軽減となります。

令和8・9年度は医療分の均等割額が追加で0.2割軽減されます。

(6) 保険料の納付方法

保険料の納め方は、特別徴収（年金が年額18万円以上で介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超えない場合は、年金から天引きされます。）と、普通徴収（納付書や口座振替等による納付）があります。

特別徴収の方でも、口座振替に変更できます。

(7) 窓口での負担割合

被保険者の医療費の自己負担割合は、「一般 ・ 低所得の方が 1 割」、「一般 の方が 2 割」、「現役並み所得の方が 3 割」です。

3 割	現役並み所得者	住民税の課税所得額（各種控除後）が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者 と同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者 ただし、被保険者が2人以上の場合、その収入合計額が520万円未満、1人の場合383万円未満の方は、申請することにより 2 割負担（一般 ）または 1 割負担（一般 ）になります。
2 割	一般	住民税の課税所得額が28万円以上で、かつ年金収入とその他の合計所得金額の合計額が200万円（被保険者が2人以上の場合は320万円）以上の方
1 割	一般	現役並み所得者、一般 、低所得者 、低所得者 以外の方
	低所得者	世帯の全員が住民税非課税の方（低所得者 以外の方）
	低所得者	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を826,500円として計算）を差し引いたときに 0 円となる方および老齢福祉年金受給者

(8) 高額療養費の支給

1 か月又は年間に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、限度額を超えた額が「高額療養費」として支給されます。

- 高額療養費の自己負担限度額（月額）

支給が受けられるのは

- 同じ月に一人の方が外来で支払った負担額が「外来の限度額」を超えたときに支給が受けられます。
- 「外来 + 入院の限度額」は、「外来の限度額」を個人ごとに適用した後に適用します。

- 高額療養費の自己負担限度額（年額）支給については、月額の限度額を個人ごとに適用した後に適用します。

(9) 入院時食事代（令和8年6月以降）

入院したときは、食事代などの負担があります。

- 入院したときの食事代（入院時食事療養費）

所得区分		1食あたり
現役並み所得者、一般・		550円 ^(注)
低所得者	90日までの入院	270円
	過去12か月で90日を超える入院（適用には申請が必要です。）	220円
低所得者		130円

（注）指定難病の方は330円。平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病床に入院していた方で、平成28年4月1日以降引き続き入院している方は、260円。

(10) 療養病床に入院したときの負担額（令和8年6月以降）

療養病床に入院したときは、食費と居住費の自己負担があります。

- 療養病床に入院したときの食事代・居住費（入院時生活療養費）

下記（入院医療の必要性の高い方、指定難病の方）以外の方

所得区分		食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得者、一般・		550円 ^(注)	430円
低所得者		270円	
低所得者		160円	
高齢福祉年金受給者		130円	0円

入院医療の必要性の高い方（人工呼吸器、静脈栄養等が必要な方）、指定難病の方

所 得 区 分		食費（１食あたり）	居住費（１日あたり）
現 役 並 み 所 得 者 、 一 般		550円 ^(注) (指定難病の方は330円)	430円 (指定難病の方は０円)
低所得者	90日までの入院	270円	
	過去12か月で90日を超える入院 (適用には申請が必要です。)	220円	
低 所 得 者		130円	0円
老 齢 福 祉 年 金 受 給 者			

（注）医療機関の施設基準等により、510円の場合もあります。

(11) 高額医療・高額介護合算制度

介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の一年間の合算が高額になったときは、定められた限度額を超えた分が申請により支給されます。

- 合算する場合の限度額（年額）（毎年８月から翌年７月末までの間が対象となります。）

所得区分		年間の自己負担限度額 (後期高齢者医療＋介護保険)
所 現 役 並 者 み	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一 般		56万円
低 所 得 者		31万円
低 所 得 者		19万円

自己負担額には、食事代、差額ベッド代、その他保険適用外の支払額は含みません。また、高額療養費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります。

自己負担額から限度額を差し引いたとき、その超過額が500円を超える場合に限り支給されます。

(12) 葬祭費の支給

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に対して申請により葬祭費（３万円）が支給されます。

(13) 健康診査

生活習慣病を早期発見・治療していただくために、健康診査を実施します。

- 基本的な検査項目

身体計測（身長、体重、BMI）・理学的検査（身体診察）・血圧測定、血液検査・検尿（尿糖、尿蛋白）など。

(14) 後期高齢者医療制度の人間ドック費用助成について

令和８年度内（令和８年４月１日から令和９年３月31日まで）に偶数年齢となる誕生日を迎える方で、後期高齢者医療制度の健康診査と同時に人間ドックも受診される方を対象に、和歌山市から費用の一部を助成します。

2 老人医療費助成制度

(1) 対 象 者

- ア 67歳～69歳の方
- イ 65歳～66歳の3ヶ月以上寝たきりの方

(2) 要 件

- ア 世帯全員が住民税非課税であること
- イ 世帯全員の前年の収入金額の合計が基準額以下であること
- ウ 金融資産（預貯金等）が基準額以下であること
- エ 今住んでいる土地・家屋を除き、不動産等（ただちに処分できない田畑・山林等を除く）を所有していないこと
- オ 生活保護法による被保護者でないこと
- カ 後期高齢者医療の被保険者でないこと
- キ 世帯以外の者から扶養を受けていないこと

(3) 助成の範囲

市が助成するのは、保険診療の自己負担額から、医療保険各法で規定する70歳以上の方の自己負担相当額を控除した額です。

ただし、入院時食事療養費・移送費にかかる自己負担額は対象となりません。

3 介護保険制度

(1) 介護保険制度

和歌山市の介護保険は市が保険者となり、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料・40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）の保険料と、国・和歌山県・和歌山市の公費で運営しています。

(2) 被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料

ア 所得段階区分

第1号被保険者の保険料は、和歌山市が条例で定めます。保険料の負担が重くならないように所得段階に応じて次の15段階に分かれています。

所得段階	対 象 者		保 険 料 率	令和6年度～ 令和8年度 年間保険料額
第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階	生活保護世帯	●生活保護を受給している方	基準額 × 0.285	23,250円
	本人が 市 民 税 非 課 税	●老齢福祉年金を受給している方 ●前年の課税年金収入額 + 年金以外の所得 金額が82万6,500円以下の方		
		●前年の課税年金収入額 + 年金以外の所得 金額が82万6,500円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.485	39,570円
		●前年の課税年金収入額 + 年金以外の所得 金額が120万円を超える方	基準額 × 0.685	55,890円
	課税者 あり 世帯に 市 民 税	●前年の課税年金収入額 + 年金以外の所得 金額が82万6,500円以下の方	基準額 × 0.9	73,440円
		●前年の課税年金収入額 + 年金以外の所得 金額が82万6,500円を超える方	基準額	81,600円
第6段階	本人が 市 民 税 課 税	●前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	97,920円
第7段階		●前年の合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準額 × 1.3	106,080円
第8段階		●前年の合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方	基準額 × 1.5	122,400円
第9段階		●前年の合計所得金額が320万円以上 400万円未満の方	基準額 × 1.7	138,720円
第10段階		●前年の合計所得金額が400万円以上 520万円未満の方	基準額 × 1.9	155,040円
第11段階		●前年の合計所得金額が520万円以上 620万円未満の方	基準額 × 2.1	171,360円
第12段階		●前年の合計所得金額が620万円以上 720万円未満の方	基準額 × 2.3	187,680円
第13段階		●前年の合計所得金額が720万円以上 800万円未満の方	基準額 × 2.4	195,840円
第14段階		●前年の合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満の方	基準額 × 2.5	204,000円
第15段階		●前年の合計所得金額が1,000万円以上の 方	基準額 × 2.6	212,160円

「老齢福祉年金」とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や他の年金を受給できない方に支給される年金です。

「合計所得金額」とは、年金・給与等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、基礎控除や扶養控除等の所得控除をする前の金額です。

「課税年金収入額」とは、老齢年金や退職年金等の公的年金等の収入額です。（遺族年金や障害年金は含みません。）

保険料の算定に当たって、第1～5段階の方は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額（控除後にマイナスになった場合は0円とする）を用います。

土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

イ 納付方法

保険料の納め方は、特別徴収（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金を年額18万円以上受給している方は、年金から保険料を天引き）と、普通徴収（納付書、口座振替などによる個別納付）の2種類に分かれます。

なお、老齢福祉年金、恩給等は、保険料を天引きする対象の年金になりません。

第2号被保険者の保険料

加入している医療保険の算定方法に従い介護保険料が定められ、医療保険料と一括して徴収されます。

(3) 要介護・要支援認定、事業対象者判定

要介護・要支援認定のための申請手続き

65歳以上の方（第1号被保険者）で介護や支援が必要となった場合は、介護保険被保険者証を添えて介護保険課に申請します。40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方（第2号被保険者）は、初老期における認知症・脳血管疾患など老化が原因とされる病気（政令で定める16の特定疾病）により介護や支援が必要となった場合に介護保険課へ申請します。

申請手続きは本人又は家族等が行うか、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設又は地域包括支援センターに申請の代行をお願いすることもできます。

訪問調査及び主治医の意見書

市職員又は市から委託された事業所の調査員が訪問し、本人の心身の状態等を調査します。調査は全国共通の74項目からなる調査票を用いて行います。なお、基本調査では表現できないことがらについては、特記事項欄に調査員が直接見聞きしたことを記入します。

また、本人の心身の状況について医学的にも判断するため、主治医に意見書を提出してもらいます。なお、主治医がいない場合は、市が指定する医師の診断を受けた後に意見書を作成してもらいます。

介護認定審査会による審査判定

調査票と主治医意見書を全国共通のコンピュータソフトで判定し、その後、コンピュータソフトの判定結果を基に、場合によっては、調査票・主治医意見書の内容を加味した上で、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で介護が必要かどうか、必要な場合はどれくらいの介護が必要かについて審査判定します。

認定及び結果通知

判定は介護の必要度に応じて、非該当・要支援1・要支援2・要介護1～5の8段階に分類されます。その判定に基づいて市が認定し、原則として申請から30日以内に本人に通知します。

認定結果が非該当と判定された方は介護保険のサービスを受けることはできませんが、市が行う「一般介護予防事業」を利用できることがあります。

認定の有効期間は、原則として、新規申請及び後述する区分変更申請に係るものは6か月、更新申請に係るものは12か月です。認定の有効期間満了後においても、引き続き要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、介護保険被保険者証に記載されている認定の有効期間満了日の60日前から、新規申請と同様の更新申請手続きをしていただきます。

また、認定の有効期間内であっても、要介護状態の程度が大きく変化したような場合には、

要介護状態区分の変更申請をすることができます。

要介護・要支援認定等結果通知書を受け取った方で、不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に和歌山県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

基本チェックリストによる事業対象者の判定

基本チェックリストにより要支援者に相当する者と判定された場合、訪問型サービスと通所型サービスのみ利用することができます。

(4) 介護保険で利用できるサービスと費用負担

介護保険制度では、在宅サービス（自宅で受けたり、施設に通って受けるサービス）、施設サービス（施設に入所して受けるサービス）と地域密着型サービス（居住している地域に密着したサービス）があります。

サービスを利用した際に、サービス提供事業者に対してサービス利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）を自己負担額として支払います。

保険給付の方法として、「現物給付」と「償還払い」の2種類があります。

現物給付...自己負担額をサービス提供事業者に支払い、サービス利用料から自己負担額を差し引いた残りの9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）を保険者が保険給付費として支払います。

償還払い...自己負担額も含めサービスに要した利用料全額をサービス提供事業者に支払った後、保険者からその費用額の償還（払戻し）を受けます。

(5) 利用できるサービス
居宅サービス等

訪問介護・訪問型サービス ⁽¹⁾ (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパー等が自宅を訪問して、介護や食事などの身の回りの援助をします。また、要介護1以上の方は、通院などを目的とした通院等乗降介助も利用できます。
(介護予防) 訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介護を行います。
(介護予防) 訪問看護	看護師や保健師などが自宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら床ずれなどの手当を行います。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、機能訓練(リハビリテーション)を行います。
通所介護・通所型サービス ⁽¹⁾ (デイサービス)	デイサービスセンターなどにおいて、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設や医療施設などで、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
(介護予防) 福祉用具の貸与	日常生活の自立を助ける用具を貸与します。 車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊探知機器、移動用リフト(つり具を除く)、手すり(取り付け工事不要のもの)、スロープ(取り付け工事不要のもの)、歩行器、歩行補助杖、自動排せつ処理装置 ～の用具は、要介護1及び要支援1・2の方は原則利用できません。は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます。)
(介護予防) 居宅療養管理指導	医師や歯科医師・薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理・指導を行います。
(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの福祉施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
(介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護などが受けられます。
(介護予防) 特定施設入所者生活介護	指定を受けた有料老人ホームなどでも介護サービスを受けられます。
(介護予防) 福祉用具購入費の支給	対象となる福祉用具の購入費を支給します。要介護状態区分にかかわらず、1年度10万円を上限額とします。 対象種目 腰掛便座、入浴補助用具、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、排泄予測支援機器、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖
住宅改修費の支給	小規模な住宅改修の費用を支給します。要介護状態区分にかかわらず、20万円を上限額とします。 対象となる住宅改修の種類 1. 手すりの取付け 2. 段差の解消 3. 滑りの防止及び移動の円滑化などのための床又は通路面の材料の変更 4. 引き戸等への扉の取替え 5. 和式から洋式への便器の取替え 6. その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

従来の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、市の事業である「介護予防・日常生活支援総合事業」の「訪問型サービス」と「通所型サービス」へ移行しました。

施設サービス 要支援状態の人は施設サービスは利用できません。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄等の日常生活の介護や健康管理が受けられます。(新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方となります。)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。
介護医療院	生活の場としての機能もそなえた施設で、長期の療養を必要とする人に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。

地域密着型サービス

(介護予防) 認知症対応型通所介護 (認知症高齢者のデイサービス)	認知症の高齢者がデイサービスセンターなどを利用し、入浴、食事の提供、機能訓練などのサービスを日帰りで受けられます。
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者のグループホーム)	認知症のため介護を必要とする高齢者が5人～9人で共同生活をし、介護スタッフによる介護が受けられます。 要支援1の方は利用できません。
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ利用者の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行います。
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的、または利用者の求めに応じてホームヘルパーが自宅を訪問し介護や身のまわりの世話をします。
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護専用の有料老人ホーム(定員29人以下)に入居している方の生活機能の向上のため、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム(定員29人以下)に入所している方が生活機能を向上させるため入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。
定期巡回随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に自宅を訪問します。 また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを受けられます。
地域密着型通所介護	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

(介護予防)は要支援状態の方も利用できます。

地域密着型サービスは、居住地の市町村に存在するサービスの利用が原則となります。

施設に入所しているときは、介護サービス費の1割(一定以上の所得がある方は2割又は3割)の自己負担とは別に居住費及び食費並びに日常生活費が自己負担となります。

利用者負担段階が1段階から3段階までの方の負担額は次の表のとおりです。また4段階の方の居住費と食費は施設と利用者の契約により額が決定します。

日常生活費は施設によって異なります。

居住費基準費用額

(1日あたり)

居住費	多 床 室		従 来 型 個 室		ユニット型	ユニット型
	特 養 等	老健・医療院等	特 養 等	老健・医療院等	個室的多床室	個 室
	915円	437円(697円)	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円

介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合は () 内の金額となります。

食費基準費用額 (1日あたり)

食費の基準費用額	1,445円
----------	--------

令和8年8月から食費の金額が1,545円になります。

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。認定は申請月の初日にさかのぼり効力を有します。

- 下記のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等は支給されません。

市民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が市民税課税。

市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも預貯金等が下記の金額を超える。

- ・ 第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円
- ・ 第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円
- ・ 第3段階：単身 550万円、夫婦1,550万円
- ・ 第3段階：単身 500万円、夫婦1,500万円

負担限度額(1日当たり)

利 用 者 負 担 段 階		食費の負担限度額		居住費などの負担限度額					
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室 特養等	老健・医療院等	多床室 特養等	老健・医療院等
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	380円	550円	0円	
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	390円	600円	880円	550円	480円	550円	430円	
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	880円 【980円】	1,370円 【1,470円】	430円 【530円】	430円 【430円】 【(530円)】

令和8年8月から82万6,500円に変わります。

- は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。 は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合。

令和8年8月から食費、居住費等の金額が【 】の金額に変わります。

介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合は () 内の金額となります。

(6) 利用者負担が高額になった場合

○ 高額介護（予防）サービス費

1 か月に支払った利用者負担額の合計が一定額を超えたときは、超えた額が支給されます。

また、世帯に複数の介護サービスを利用する方がいる場合、世帯で合算して適用されます。

（施設入所時の食費、居住費及び日常生活費は高額介護サービス費の対象になりません。）

利用者負担の上限（1 か月）

所得区分	上限額（月額）
● 市民税課税世帯 ¹ で、課税所得が690万円以上の方がいる世帯の方	140,100円（世帯）
● 市民税課税世帯 ¹ で、課税所得が380万円以上690万円未満の方がいる世帯の方	93,000円（世帯）
● 市民税課税世帯 ¹ で、課税所得が380万円未満の方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
● 世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
● 課税年金収入金額およびその他の合計所得金額 ² の合計が82万6,500円以下の方 ● 老齢福祉年金を受給している方	15,000円（個人）
● 生活保護等を受給されている方	15,000円（個人） ³

1 「世帯」とは、住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

2 「その他の合計所得金額」とは、地方税法上の合計所得金額から、公的年金等にかかる雑所得及び長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した後の金額です。

3 上限額を15,000円に減額したことにより、生活保護の被保護者とならない方は、世帯で15,000円になります。

● 和歌山市介護保険課から「高額介護サービス費支給申請書」が届いた場合は提出してください。

(7) 高額医療合算介護サービス費の支給

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合に合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの月額限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して年額の限度額（下表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額 / 8月～翌年7月）

所得 (基礎控除後の 総所得金額等)	70歳未満 の人がいる 世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人 がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市民税 非課税世帯	34万円	低所得者	31万円	31万円
		低所得者	19万円	19万円

低所得者 区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- 加入の医療保険者から申請書が届いた場合は医療保険の窓口へ提出してください。

(8) 地域包括支援センター

和歌山市が運営主体となって、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活が継続できるよう、包括的かつ継続的なサービス体制を支える地域の中核機関です。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの職員が専門性を活かした総合的なマネジメントを行います。

地域包括支援センターの業務

介護予防ケアマネジメント

総合相談支援業務

権利擁護業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(9) 介護予防事業

わかやまシニアエクササイズ

介護予防のための運動プログラム（シニアエクササイズ）を体験会等で学び、自主的に運動を続けていただくとともに、住民主体の活動の場である自主グループの拡充に取り組む。

WAKAYAMA つれもて健康体操

地域における通いの場づくりを目的として、週1回以上、5人以上で活動できるグループに対して、はじめの1か月間（4回）、リハビリ専門職と地域包括支援センター職員が、健康講座、体力測定、体操指導を行い、グループが継続した活動を行っていくための支援を行う。

(10) 認知症施策

認知症見守り支援員派遣事業

(ア) 見守り支援員派遣事業

40歳以上の認知症の人を介護する家族の居宅において家族に代わり見守り支援員が認知症の人の話し相手、見守り等を行う。

(イ) ピアカウンセリングのつどい

認知症の人と介護する家族を対象に、同じ立場の者同士がカウンセリングを行う。何でも話せる場所を提供し、精神的な負担や不安を解消させ前向きな気持ちが持てるよう支援する。

認知症相談事業

認知症に関して不安のある方及びその家族等を対象に各地域包括支援センターで、医師が相談を受ける。

認知症サポーター養成講座

地域や職域団体等で認知症について正しく理解していただくための講座を開催する。

認知症初期集中支援チーム

医療・福祉の専門職と専門医で構成されたチーム員が認知症が疑われる人または認知症の人のご家庭を訪問し、ご本人やご家族がどのように困っているか一緒に確認し、おおむね6か月を目安に、介護や医療につなげていくために、集中的に支援する。

認知症ケアパス

認知症の状態に応じて、いつ・どこで・どのような医療・介護サービスや社会資源が利用できるかをまとめた「認知症安心ガイドブック」を作成し、認知症の不安や悩みを少しでも軽減できるよう活用してもらう。

認知症カフェ

認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を維持し、家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民等気軽に集い交流するとともに、認知症についての地域住民の理解を深め、また気軽に認知症の相談ができる場として「認知症カフェ」を新たに市内に設置する団体に補助金を交付する。

(11) 生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、地域住民等の多様な事業主体と連携しながら、生活支援サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する。具体的には、「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置等を通じて、地域のニーズに応じたサービスが創出されるよう取り組む。

(12) 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で、自分らしい生活を続けられるために、医療・介護の関係者が連携して包括的かつ継続的な活動ができるよう、地域の連携拠点とし

ての役割を担う「在宅医療・介護連携推進センター」を設置し、住民への普及啓発や相談支援、医療・介護の関係者の連携の推進を行う。

(13) そ の 他

配食サービス事業

食事の調理が困難な65歳以上の高齢者のみの世帯又はそれに準ずる世帯に属する高齢者に対し、食事サービスを提供するとともに、利用者の安否確認を行う。

シルバーハウジングへの生活援助員派遣事業

シルバーハウジングに居住する高齢者が、安心して快適な生活を営むことができるよう、安否確認、生活指導及び生活相談に応じる生活援助員（L S A）を派遣する。

高齢者紙おむつ給付事業

市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属し、要介護1以上にある在宅高齢者で、3か月以上寝たきり又は認知症で常時失禁状態にある者（要介護1～3の場合は、「排尿」、「排便」等で別途追加基準あり）に紙おむつを給付することにより、日常生活の便宜を図る。

家族介護教室

高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を習得するための教室を開催する。また同じ立場の者同士がカウンセリングを行う。高齢者を介護している家族等の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図る。

高齢者の見守りサービスの導入促進

小学生の見守りで活用されているＩｏＴ機器を、認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者を抱える家族に3か月間無償で貸与し、見守りサービスの機能及び便益を確認していただくことで、サービスの導入促進を図る。

4 国 民 年 金

(1) 福 祉 年 金

ア 受給資格及び年金額（令和7年度）

年金の種類	受給要件	年金額
老齢福祉年金	明治44年4月1日までに生まれた人	424,900円

所得制限及び併給制度あり

イ 受給者数及び受給年金額（令和6年3月末現在）

年金の種類	受給権者数	受給者数	受給額
老齢福祉年金	0	0	0円

(2) 基 礎 年 金

ア 被保険者

強制加入者	第1号被保険者	○ 20歳以上60歳未満で、農業・漁業などの自営業や自由業の人とその家族及び学生の人などで、日本国内に住所のある人
	第2号被保険者	○ 厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者
	第3号被保険者	○ 厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人
任意加入者（第1号被保険者）		○ 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 ○ 日本国内に住所のある65歳以上70歳未満の人で、老齢基礎年金の資格を満たしていない人 ○ 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で老齢年金・退職年金を受けている人 ○ 20歳以上65歳未満の日本国民で、海外に住んでいる人

イ 保 険 料

定額保険料 1 か月 17,510円

付加保険料 " 400円

ウ 被保険者数（令和8年2月末現在）

第1号被保険者			第3号被保険者	合計
強制加入者	任意加入者	計		
38,523	608	39,131	20,100	59,231

工 保険料免除状況（令和 8 年 2 月末現在）

免 除 者 数								合 計	
法 定 免除者数	申 請 免 除 者 数				納付猶予	学生納付 特 例	産前産後	免除者数	免 除 率
	全額免除	3 / 4免除	半額免除	1 / 4免除					
4,925	8,694	624	409	195	1,856	4,483	15	21,201	55.0

才 保険料収納状況

年 度	収 納 対 象 月 数	収 納 月 数	収 納 率
令 和 4 年 度	243,489	189,101	77.7%
令 和 5 年 度	237,798	189,280	79.6%
令 和 6 年 度	234,068	188,735	80.6%

カ 受給資格及び年金額（令和7年度）

年金の種類		受給資格	年金額
老齢基礎年金		国民年金の保険料を納めた期間 国民年金の保険料を免除された期間 昭和36年4月以後の厚生年金保険（船員保険）被保険期間、または共済組合員期間 任意加入できたが加入しなかった期間（カラ期間）上記～の期間を合計して、10年以上ある人が、65歳になったとき。	$831,700円 \times \frac{\text{納付月数} + \text{全額免除月数} \times 1/2}{480}$ （ ） ×繰り上げ・繰り下げ受給率（別表） ～4分の3免除＝5/8、 半額免除＝3/4、 4分の1免除＝7/8
障害基礎年金		満20歳までに初診のある人または20歳～65歳の誕生日の前々日までに初診があり、初診日の前日、前々月までの保険料納付済期間（保険料免除期間も含む）が被保険者期間の3分の2以上ある人（令和8年3月31日までは初診日前日、前々月までの1年間に保険料の滞納がない人）が病気やケガで障害になったとき。	1級 年額1,039,625円 2級 年額 831,700円 子の加算 （18歳未満の子や20歳未満の障害児） 第1・2子 各年額239,300円 第3子以上1人につき 各年額79,800円
特別障害給付金		平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者など であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した人に限られる。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象にならない。	1級 月額56,850円 2級 月額45,480円 支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定 本人の所得によって、支給が制限される場合あり
遺族基礎年金		死亡した人によって、生計を維持されていた18歳未満の子や20歳未満の障害児のいる配偶者、または18歳未満の子や20歳未満の障害児だけが残されたときで、死亡した人が、次のいずれかの条件を満たしているとき。 死亡日の前日、前々月までの保険料納付済期間（保険料免除期間も含む）が、被保険者期間の3分の2以上ある人（令和8年3月31日までは、死亡日前日、前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。） 死亡した人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていること。	配偶者が受けるとき 子が1人のとき 年額1,071,000円 子が2人のとき 年額1,310,300円 子が3人以上いるとき 各79,800円 1人につき 加算 子が受けるとき 子が1人のとき 年額 831,700円 子が2人のとき 年額1,071,000円 子が3人以上いるとき 各79,800円 1人につき 加算
国民年金の独自給付	付加年金	定額保険料に400円を上積みして納めたとき。	老齢基礎年金に 200円×付加保険料の納付月数を加算
	寡婦年金	第1号被保険者として10年以上保険料を納めた夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間（事実婚も含む）が10年以上続いている妻に60歳～65歳になるまで支給。	夫が受けられるはずだった第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金の4分の3
	死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金を受けずに死亡し、その遺族が遺族年金を受けられないとき。	保険料納付期間 3年～15年未満 120,000円 15年～20年未満 145,000円 20年～25年未満 170,000円 25年～30年未満 220,000円 30年～35年未満 270,000円 35年～ 320,000円 付加保険料を3年以上納めたときは、8,500円加算

キ 繰り上げ、繰り下げ受給率

繰り上げ受給	昭和37年4月2日以降生まれの方	満額×(100% - 65歳の誕生月までの残月数×0.4%)
	昭和37年4月1日以前生まれの方	満額×(100% - 65歳の誕生月までの残月数×0.5%)
繰り下げ受給	満額×(100% + 65歳の誕生月を超えた月数×0.7%)	

支 給 例

繰り上げ受給						
受給開始年齢		60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳
受給率	昭和37年4月2日以降生まれの方	76%	80.8%	85.6%	90.4%	95.2%
	昭和37年4月1日以前生まれの方	70%	76%	82%	88%	94%

繰り下げ受給										
受給開始年齢	66 歳	67 歳	68 歳	69 歳	70 歳	71 歳	72 歳	73 歳	74 歳	75 歳
受給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142.0%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184.0%

昭和27年4月1日以前生まれの方（または平成29年3月31日以前に老齢基礎（厚生）年金を受け取る権利が発生している方）は、繰下げの上限年齢が70歳（権利が発生してから5年後）までとなります。

ク 基礎年金の裁定請求書の提出先

年金の種類	内 訳	提 出 先
老齢基礎年金	○ 国民年金の第1号被保険者期間のみの人	市役所国保年金課 各サービスセンター
	○ 国民年金の第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間のある人	年金事務所 共済組合
	○ 合算対象期間のある人	
障害基礎年金	○ 国民年金の第1号被保険者期間中に初診日のある人	市役所国保年金課
	○ 20歳以前に初診日のある人	
	○ 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人で、年金制度に加入していない期間に初診日のある人	
遺族基礎年金	○ 国民年金の第2号被保険者で、民間被用者などである期間中に初診日のある人	年金事務所
	○ 国民年金の第3号被保険者期間中に初診日のある人	
	○ 国民年金の第2号被保険者で、共済組合の組合員である期間中に初診日のある人	共済組合
遺族基礎年金	○ 国民年金の第1号被保険者期間中の死亡で、遺族厚生年金が支給されないとき	市役所国保年金課 各サービスセンター
	○ 上記以外の方が死亡したとき	年金事務所 共済組合

ケ 受給者数及び受給年金額 (令和7年3月末現在)

年金の種類		受給権者数・件数	受給額
旧法・老齢	老 齢 年 金	1,237人 (内、繰上げ受給863人)	542,836,226円
	通 算 老 齢 年 金	402人 (内、繰上げ受給195人)	84,938,612円
	5 年 年 金	206人	86,684,800円
	計	1,845人 (内、繰上げ受給1,058人)	714,459,638円
旧 法 障 害 年 金		78件	73,235,875円
独自の給付	寡 婦 年 金	43件	13,754,315円
	死 亡 一 時 金	153件 (和歌山県)	22,889,000円 (和歌山県)
老 齢 基 礎 年 金		102,689人	67,650,221,368円
障 害 基 礎 年 金		(拠出)	1,919件
		(福祉)	4,113件
		計	6,032件
遺 族 基 礎 年 金		137件	106,574,572円

5 国民健康保険

(1) 世帯数及び被保険者数

(各年度末現在)

区分 \ 年度	6	5	4	3
総世帯数	158,962	158,772	158,426	158,111
被保険者世帯数	43,993	45,918	47,848	49,959
加入率 (%)	27.68	28.92	30.20	31.60
総人口	342,323	345,973	349,044	352,416
被保険者数	64,325	68,064	71,667	75,806
加入率 (%)	18.79	19.67	20.53	21.51

(2) 会計の概要

6 年 度			
収 入		支 出	
国民健康保険料	5,790,442,896 円	総務費	521,735,719 円
(うち介護納付金分)	(445,148,172)	保険給付費	25,405,885,657
(うち後期高齢者支援金分)	(1,145,649,886)	国保事業費納付金	9,056,380,224
国庫支出金	9,269,000	共同事業拠出金	0
県支出金	25,741,590,378	保健事業費	283,824,834
(うち保険給付費等交付金普通交付金分)	(25,336,883,378)	公債費	0
(うち保険給付費等交付金特別交付金分)	(338,378,000)	その他の支出	152,939,145
一般会計繰入金	3,398,832,343	前年度繰上充用金	0
その他収入	2,250,581,684	計	35,420,765,579
計	37,190,716,301	収支差引額	1,769,950,722

(3) 保険料賦課徴収

区 分		年 度	6	5	4	3
現年度	調 定 額 (円)		5,970,617,850	6,186,531,490	6,392,065,540	6,860,063,630
	収 入 済 額 (円)		5,509,213,213	5,739,134,483	5,923,169,157	6,352,405,010
	収 納 率 (%)		92.27	92.77	92.66	92.60
過年度	調 定 額 (円)		1,371,701,942	1,429,708,545	1,488,838,687	1,612,552,730
	収 入 済 額 (円)		276,903,463	287,799,894	273,333,371	299,137,831
	収 納 率 (%)		20.19	20.13	18.36	18.55
計	調 定 額 (円)		7,342,319,792	7,616,240,035	7,880,904,227	8,472,616,360
	収 入 済 額 (円)		5,786,116,676	6,026,934,377	6,196,502,528	6,651,542,841
	収 納 率 (%)		78.81	79.13	78.63	78.51
賦 課 期 日			4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日	4 月 1 日
納 期 回 数			10 回	10 回	10 回	10 回
保 険 料 賦 課 状 況	医 療 給 付 費 分	1 人 平 均 (円)	65,084	63,876	62,684	64,431
		世 帯 平 均 (円)	95,717	95,181	94,477	98,314
		賦課限度額 (円)	650,000	650,000	650,000	630,000
		均 等 割 額 (円)	24,600	24,600	24,600	24,600
		(賦 課 割 合 %)	35	35	35	35
		平 等 割 額 (円)	22,800	22,800	22,800	22,800
		(賦 課 割 合 %)	15	15	15	15
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	所 得 割 率 (%)	9.37	9.37	9.37	9.47
		(賦 課 割 合 %)	50	50	50	50
		1 人 平 均 (円)	17,758	17,321	16,865	17,233
		世 帯 平 均 (円)	26,116	25,810	25,419	26,295
		賦課限度額 (円)	240,000	220,000	200,000	190,000
		均 等 割 額 (円)	7,560	7,560	7,560	7,560
		(賦 課 割 合 %)	35	35	35	35
	介 護 納 付 金 分	平 等 割 額 (円)	5,760	5,760	5,760	5,760
		(賦 課 割 合 %)	15	15	15	15
		所 得 割 率 (%)	2.35	2.35	2.35	2.35
		(賦 課 割 合 %)	50	50	50	50
		1 人 平 均 (円)	20,336	20,265	19,692	20,576
		世 帯 平 均 (円)	23,444	23,474	22,877	24,019
	介 護 納 付 金 分	賦課限度額 (円)	170,000	170,000	170,000	170,000
		均 等 割 額 (円)	8,760	8,760	8,760	8,760
		(賦 課 割 合 %)	35	35	35	35
		平 等 割 額 (円)	5,160	5,160	5,160	5,160
		(賦 課 割 合 %)	15	15	15	15
		所 得 割 率 (%)	2.59	2.59	2.59	2.59
		(賦 課 割 合 %)	50	50	50	50

(4) 料 率 等 (令和7年度)

区 分	医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護納付金分保険料
世 帯 平 等 割	一世帯につき 22,680円	一世帯につき 6,720円	一世帯につき 5,400円
被 保 険 者 均 等 割	その世帯の被保険者一人につき 28,560円	その世帯の被保険者一人につき 9,240円	その世帯の被保険者一人につき 9,840円
所 得 割	(その世帯の令和6年分の総所得金額 - 基礎控除) × 9.21%	(その世帯の令和6年分の総所得金額 - 基礎控除) × 2.71%	(その世帯の令和6年分の総所得金額 - 基礎控除) × 2.59%
賦 課 限 度 額	660,000円	260,000円	170,000円

(5) 診療諸率の状況

区 分		一人当たり 診 療 費		受 診 率		一件当たり 日 数		一日当たり 費 用 額		一件当たり 費 用 額	
		費用額 (円)	対前年度 比 (%)	100 人 当たり	対前年度 比 (%)	日 数 (日)	対前年度 比 (%)	費用額 (円)	対前年度 比 (%)	費用額 (円)	対前年度 比 (%)
6 年 度	一 般	345,888	102.80	1,233.74	100.34	1.81	99.45	15,478	103.12	28,036	102.45
	退職者等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	345,888	102.80	1,233.74	100.34	1.81	99.45	15,478	103.12	28,036	102.45
5 年 度	一 般	336,481	99.00	1,229.60	101.68	1.82	98.91	15,009	98.39	27,365	97.37
	退職者等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	336,481	99.00	1,229.60	101.68	1.82	98.91	15,009	98.39	27,365	97.37
4 年 度	一 般	339,869	101.35	1,209.34	102.28	1.84	97.87	15,254	100.96	28,104	99.09
	退職者等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	339,869	101.35	1,209.34	102.28	1.84	97.87	15,254	100.96	28,104	99.09

注) (1) 「 計 」 全被保険者

(2) 「退職者等」 退職被保険者等

(3) 「一 般」 退職被保険者等以外の被保険者

退職被保険者は、平成26年度で新規適用が終了し、令和元年度で制度が廃止されています。令和2年度以降の実績は、請求の取り消し等によりマイナスの数値となるため、記載を省略します。

(6) 給 付 状 況

年 度		6	5	4	3
区 分					
療 養 諸 費	件 数(件)	1,258,816	1,328,660	1,369,155	1,395,047
	費用額(円)	29,642,689,634	30,373,858,447	32,037,616,450	32,878,058,491
高 額 療 養 費	件 数(件)	50,199	52,366	53,077	55,538
	費用額(円)	3,315,837,235	3,261,563,761	3,391,980,510	3,516,869,281
出産育児一時金	件 数(件)	167	207	211	192
	費用額(円)	83,946,000	100,002,000	88,343,000	82,521,000
葬 祭 費	件 数(件)	412	438	491	484
	費用額(円)	12,360,000	13,140,000	14,730,000	14,520,000

6 保健所及び保健センター

(1) 施 設 の 概 要

和歌山市保健所

所 在 地 和歌山市吹上 5 丁目 2 番 15 号
 開 所 昭和23年 8 月 1 日
 敷 地 面 積 9,390.13m²
 建 物 延 面 積 5,237.358m²
 構 造 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階 (一部 2 階) 建

中保健センター (和歌山市保健所内に併設)

所 在 地 和歌山市吹上 5 丁目 2 番 15 号
 開 所 平成 9 年 4 月 1 日
 敷 地 面 積 9,390.13m²
 建 物 延 面 積 5,237.358m²
 構 造 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階 (一部 2 階) 建

西保健センター

所 在 地 和歌山市松江 775 番地 1 (河西ほほえみセンター内)
 開 所 平成 9 年 4 月 1 日
 敷 地 面 積 8,751.23m²
 建 物 延 面 積 978.44m²
 構 造 鉄骨造平屋建

南保健センター

所 在 地 和歌山市田尻 493 番地 1
 開 所 平成 9 年 4 月 1 日
 敷 地 面 積 5,454.10m²

建物延面積 938.40m²
 構造 鉄骨造平屋建
 北保健センター
 所在地 和歌山市直川 326 番地 7
 (さんさんセンター紀の川内)
 開所 平成23年 5 月 2 日
 敷地面積 10,950.16m² (さんさんセンター紀の川)
 建物延面積 500m²
 構造 鉄骨造 2 階建 (1 階南部分)

(2) 医師等の構成

(8 . 5 . 1 現在)

職 種		医 師	獣医師	保健師	管 理 栄養士	歯 科 衛生士	放射線 技 師	薬剤師	精神保健 福祉相談員	社 会 福祉士	臨床心理士 発達相談員	化 学
保 健 所	健 康 局	1										
	健 康 推 進 部	1										
	総 務 企 画 課		1	7			2	5				
	生 活 保 健 課		1					7				5
	動物愛護管理センター		3									
	保 健 対 策 課			17					7	2		
	地 域 保 健 課	1		7	1	1					3	
	中保健センター			7	1						1	
	西保健センター			6	1						1	
	南保健センター			5	1						1	
	北保健センター			7							1	
合 計		3	5	56	4	1	2	12	7	2	7	5

(3) 予 防 接 種

予防接種法に基づく定期の予防接種

子どもの定期予防接種は、医療機関で接種を実施しています。

「予防接種と子どもの健康 (予診票)」と母子健康手帳が必要です。

「予防接種と子どもの健康別冊 (予診票)」は、母子健康手帳と同時に交付していますが、紛失及び転入されてこられた方については、西・南・北保健センター、保健対策課で交付しています。(母子健康手帳を必ずお持ちください。)

種 別	対 象 者 と 内 容 (回 数)		
R S ウイルス感染症	妊娠28週 0 日から36週 6 日までの間に 1 回接種。		
ロタウイルス	(ロタリックス) 又は (ロタテック) いずれか一方を接種 (ロタリックス) 出生 6 週 0 日後～24週 0 日後までの間に、27日以上の間隔で 2 回接種。 (ロタテック) 出生 6 週 0 日後～32週 0 日後までの間に、27日以上の間隔で 3 回接種。 初回接種の標準的接種期間は、生後 2 月に至った日から出生14週 6 日後までの間となっています。		
五種混合 (百日咳、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ)	第 1 期	初回	生後 2 月から生後90月に至るまでの間に、20日以上、標準的には56日までの間隔をおいて 3 回接種。できるだけ生後 7 月までに受けてください。
		追加	生後90月に至るまでの間に、初回接種 (3 回) 終了後、最低 6 月以上あけて 1 回接種。できるだけ 6 月～18月後に受けてください。
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	第 2 期	11歳以上13歳未満の間に 1 回接種。標準的接種期間は11歳に達した時から12歳に達するまでとなっています。予診票は小学校 6 年時に個別送付します。	
小児用肺炎球菌	生後 2 月から生後60月に至るまでに接種。(接種回数、スケジュールは接種開始月齢により異なります。) 詳しくは「和歌山市感染症情報センター」ホームページをご覧ください。		
B 型肝炎	1 歳に至るまでに 3 回接種。27日以上の間隔で 2 回、さらに初回接種から139日以上の間隔をおいて 1 回接種してください。できるだけ、生後 9 月までに完了してください。		
B C G	生後 1 歳に至るまでの間に 1 回接種。標準的接種期間は生後 5 月に達した時から生後 8 月に達するまでとなっています。		
麻しん風しん	第 1 期	生後12月から生後24月に至るまでの間に 1 回接種。 1 歳のお誕生日を迎えたらできるだけ早期に受けてください。	
	第 2 期	就学前 1 年間に 1 回接種。	
水痘	初 回	生後12月から生後36月に至るまでの間に 1 回接種。標準的接種期間は、生後12月から生後15月に達するまでとなっています。	
	追 加	生後36月に至るまでの間に、初回接種終了後、最低 3 月以上あけて 1 回接種。できるだけ 6 月から12月後に受けてください。	

種 別	対 象 者 と 内 容 （ 回 数 ）		
日本脳炎	第 1 期	初回	生後 6 月から生後90月に至るまでの間に、 6 日以上、 標準的には 28日までの間隔をおいて 2 回接種。 標準的接種期間は 3 歳に達した時から、 4 歳に達するまでとなっています。
		追加	生後90月に至るまでの間に、 初回接種（ 2 回） 完了後、 最低 6 月以上 標準的にはおおむね 1 年を経過した時期に 1 回接種。 標準的接種期間は 4 歳に達したときから、 5 歳に達するまでとなっています。
	平成25年 3 月30日の政省令改正により、 特例対象として平成16年 4 月 2 日から平成19年 4 月 1 日までの間に生まれた者は20歳に至るまでの間に日本脳炎の定期予防接種を受けることができます。 特例対象者の日本脳炎予診票は医療機関に置いています。		
	第 2 期	9 歳以上13歳未満の間に 1 回接種。 標準的接種期間は 9 歳に達した時から10歳に達するまでとなっています。 予診票は小学校 4 年時に個別送付します。	
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）	小学校 6 年から高校 1 年相当の女子で、 2 回または 3 回接種。 接種開始年齢によって回数・接種間隔が異なります。 詳しくは、 和歌山市感染症情報センターホームページをご覧ください。 予診票は小学校 6 年時に個別送付します。		

種 別	対 象 者 と 内 容 (回 数)
高齢者インフルエンザ	対象者は 又は の方 満65歳以上 満60歳以上65歳未満の心臓病・腎臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、身体障害者手帳 1 級を所持されている方又は上記と同等の障害を有する方
	【ワクチンの種類と費用】 標準量ワクチン 1,500円 高用量ワクチン（75歳以上の方のみ） 3,000円 （ただし、対象者で生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給者は免除） * 75歳以上の方は 又は どちらか一方のワクチンを選択できます。 接種回数：1 回 実施期間：10月 1 日から翌年 1 月31日まで 実施医療機関は市報わかやまに掲載します。
高齢者肺炎球菌	対象者は過去に当該予防接種（7 価・13価・15価・20価・21価・23価）の接種を受けたことがない次の または の方 満65歳の方 接種時満60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、身体障害者手帳 1 級を所持されている方又は上記と同等の障害を有する方。 費用：3,500円（ただし対象者で生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給者は免除） 実施期間：通年

種 別	対 象 者 と 内 容 (回 数)
新型コロナワクチン	対象者は次の 又は の方 満65歳以上の方 接種時満60歳以上65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、身体障害者手帳 1 級を所有されている方又は上記と同等の障害を有する方 接種回数： 1 回 費用：5,000円 (ただし、対象者で生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給者は免除。) 実施期間：10月 1 日～翌年 3 月31日まで 実施医療機関は、市報わかやまに掲載します。
带状疱疹	対象者は、過去に当該予防接種を受けたことがない または の方 令和 8 年度中に、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方 満60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり身体障害者手帳 1 級を所持されている方又は上記と同等の障害を有する方。 ワクチンは 2 種類 (ビケン (接種回数 1 回)、シングリックス (接種回数 2 回)) あります。 費用：ビケン 3,000円、シングリックス 6,000円 / 回 × 2 回 (ただし対象者で生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給者は免除) 実施期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで
種 別	対 象 者 と 内 容 (回 数)
風しん第 5 期	* 予防接種の接種可能期間が令和 9 年 3 月31日まで延長されました。 対象者は昭和37年 4 月 2 日～昭和54年 4 月 1 日生まれの男性で、令和 7 年 3 月31日までに抗体検査を受けた方で、十分な量の抗体がない方。 費用：無料

予防接種については国の法律改正により変更となる場合があります。詳しくは「和歌山市感染症情報センター」ホームページもしくは保健対策課感染予防対策グループ 488 - 5118 でご確認ください。

(4) 各種検診と相談

ア 集団検診

結核 住民健診	問診、胸部エックス線 直接撮影	65歳以上	無 料	● 胸部エックス線検査を受ける機会のない方 ● 実施時期及び場所は「市報わかやま」等でお知らせします。
------------	--------------------	-------	-----	--

イ 医療機関で受診できる各種検診

年齢は、すべて満年齢です

種 別	項 目	自 己 負 担 金		備 考
胃 が ん 検 診	問診、胃部エックス線 検査（バリウム検査） または胃内視鏡検査 （胃カメラ）	50～69歳	3,000円	● 50歳以上で前年度受診していない市民の方 ● 市内の実施医療機関
		70歳以上	1,500円	
肺 が ん 検 診	問診、胸部エックス線 検査	40～69歳	1,000円	● 40歳以上の市民の方 ● 市内の実施医療機関
		70歳以上	500円	
子 宮 頸 が ん 検 診	問診、視診、子宮頸部 細胞診	20～69歳	2,000円	● 20歳以上の女性で前年度受診していない市民の方 ● 市内の実施医療機関
		70歳以上	1,000円	
乳 が ん 検 診	問診、マンモグラフィ （二方向撮影）	40～69歳	2,000円	● 40歳以上の女性で前年度受診していない市民の方 ● 市内の実施医療機関
		70歳以上	1,000円	
大 腸 が ん 検 診	問診、便潜血検査	40～69歳	1,000円	● 40歳以上の市民の方 ● 市内の実施医療機関
		70歳以上	500円	
肝炎ウイルス 検 診	問診、血液検査（B型 肝炎ウイルス検査、C 型肝炎ウイルス検査）	40～69歳	1,000円	● 40歳以上の市民でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けていない方 ● 特定健康診査と同時実施
		70歳以上	500円	
歯 周 病 検 診	問診、歯周病検査	無 料		● 20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の市民の方 ● 県内の実施歯科医院 ● 実施医療機関は「和歌山市ホームページ」に掲載

がん検診等の医療機関は「和歌山市ホームページ」に掲載。

がん集団検診（子宮頸がん除く）も実施。日程は「市報わかやま」等でお知らせします。

ウ 各種相談

肝炎ウイルス検査と相談	毎月第3水曜日 9:00～11:00 ・電話で予約してください。	これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方が対象となります。 検査費用は原則として無料です。
エイズ相談及び抗体検査	毎週火曜日 午後6:00～8:00 第1・第3木曜日 午前9:00～11:00 ・電話で予約してください。	匿名で受けられます。 必要に応じ、その他の性感染症(梅毒・クラミジア)相談および抗体検査も実施しています。 検査費用は原則として無料です。
不妊相談	専門医による面接相談 毎月第1水曜日 午後1:00～3:15 ・電話で予約してください。	保健師等による電話相談は随時応じています。

(5) 精神保健、自殺対策に関する事業

ア 精神保健福祉に関する相談や普及啓発事業

精神科嘱託医によるこころの病の受診の必要性や治療の方針、依存やひきこもりに関すること、精神障害の理解等についての相談を月2日、予約制で実施しています。

精神保健福祉相談員や保健師等による相談は随時受付しています。(来所相談は予約の方を優先しています。) また、出前講座の開催やパンフレット等配布し、普及啓発を実施しています。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進しています。具体的には、保健・医療・福祉関係者や障害当事者等が参加する自立支援協議会精神障害者部会の協議の場を通じて、精神科医療機関や地域援助事業者、保健所等との重層的な連携による支援体制を構築しています。

ウ 精神障害者アウトリーチ事業

精神疾患が疑われる未治療、治療中断、ひきこもりの状況などで支援が必要な方に対して、精神科医と保健所相談員が家庭訪問等を行い、対象者や家族のストレスを軽減し、よりよい生活を送ることを目指して支援や環境調整を行っています。

エ 地域自殺対策強化事業

誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える和歌山市の実現をめざし、自殺対策についての啓発や、ゲートキーパー養成研修、ポスターコンクール等を実施しています。また、精神科医による夜間相談も実施しています。

オ 自殺未遂者支援事業

自殺未遂により救急搬送された方で、同意を得られた場合、関係機関と連携を図りながら「生きる支援」を展開し、自殺の再企図を防ぎ、自殺未遂者支援体制を構築しています。

(6) 精神障害者福祉に関する事業

ア 障害福祉サービス（精神障害者）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく障害福祉サービスのうち、精神障害者に係る支援決定等を行っています。障害福祉サービスは主に介護給付と訓練等給付に分けられ、介護給付の中には、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等があり、訓練等給付の中に就労継続支援や共同生活援助（グループホーム）等があります。

いずれの利用にあたって申請のうえ、支給決定を受けることが必要です。

イ 自立支援医療（精神通院）受給者証の交付

指定の精神科医療機関等で通院医療を受けられた場合、自己負担額が1割となります。また所得に応じて月額自己負担上限額が定められています。

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害のために日常生活や社会生活に困難がある方に対して、精神障害者保健福祉手帳が交付されています。

エ 障害児者外出支援事業（精神障害者）

精神障害者保健福祉手帳を所持されている方に対し、市内を運行するバス（月2日）または公衆浴場（月2回）のいずれかの利用券を交付しています。また、精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方には、一定額のタクシー券を交付しています。

オ 重度心身障害児者医療費助成制度（精神障害者）

精神障害者保健福祉手帳1級を所持されている方で、一定の条件を満たす場合、入院及び通院診療の自己負担額（保険診療分）や、入院時食事療養費自己負担額半額の助成を受けられる制度です。

カ ボランティア活動支援事業

精神障害のある方が利用する施設や団体、家庭にボランティアの派遣を行っています。

(7) 乳幼児健康診査、各種健康教室・健康相談

母子保健事業として、一般不妊治療費、不育症治療費、妊産婦健康診査費などの助成を行います。各保健センターでは、妊娠届出時から妊産婦が安心して産み育てる環境づくりや、子どもの健全な発育・発達の促進や育児不安の軽減など、きめ細かい支援を実施します。

また、成人保健事業として、健康増進に関する相談指導や健康づくり推進のための各種教室を開催するなど、生活習慣病予防や介護予防にも努めています。

ア 4か月児健康診査

問診、計測、小児科診察、保健指導、栄養指導、歯科指導

イ 10か月児健康診査

問診、計測、小児科診察、保健指導、栄養指導、歯科指導

ウ 1歳6か月児健康診査

問診、計測、小児科診察、歯科診察、保健指導、栄養指導、歯科指導、発達相談

エ 2歳6か月児歯科健康診査

歯科診察、保健指導、ブラッシング指導、フッ素塗布

- オ 3歳児健康診査
問診、計測、小児科診察、歯科診察、尿検査、ティンパノ検査、耳鼻科診察、視覚検査、保健指導、栄養指導、歯科指導、発達相談
- カ 発達相談
個別発達相談、親子教室の開催
- キ 5歳児相談事業
5歳児相談生活状況調査票の精査、個別発達相談、就学支援
- ク 栄養相談、栄養教室
妊産婦、乳幼児を対象とした栄養指導や離乳食講習会、生活習慣病予防のための食生活の改善と栄養知識の普及向上を図る講習会等を開催
- ケ 歯科相談
むし歯や歯周病予防等の相談及び指導、ブラッシング指導
- コ 思春期健康相談
思春期を対象とした健康相談及び電話相談
- サ 育児支援事業
妊娠届出時からの相談支援、保健師による家庭訪問、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業、マタニティサークル、0歳児交流会、多胎児交流会、その他地域における子育て事業への支援
- シ 妊婦支援給付金
妊婦に対して、妊婦支援給付金を支給
- ス 産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型）
産科医療機関等への宿泊や通所、又は助産師の訪問にて授乳指導や育児相談等を受ける事業
- セ 成人保健事業
生活習慣病予防・介護予防を目的とした健康教育、健康相談、訪問指導等

7 夜間・休日応急診療センター

(1) 施設の概要

所在地	和歌山市吹上5丁目2番15号
開所	昭和49年12月23日
建物延面積	1,337.95㎡
構造	鉄筋コンクリート造地上1階、地下1階建

(2) 診療体制

和歌山市夜間・休日応急診療センター TEL 425 - 8181 歯科 TEL 428 - 3588

診療科目	曜日	診療時間
内科	平日	20：00～24：00
	土曜日	19：00～翌6：00
	日曜日・祝日	10：00～12：00、13：00～17：00、19：00～翌6：00
小児科	平日	20：00～翌6：00
	土曜日	19：00～翌6：00
	日曜日・祝日	10：00～12：00、13：00～17：00、19：00～翌6：00
耳鼻咽喉科	平日	20：00～24：00
	土曜日	19：00～24：00
	日曜日・祝日	13：00～17：00、19：00～24：00（年末年始のみ翌6：00まで）
年末年始（12／29～1／3）		12／29は土曜日、12／30～1／3は日曜日・祝日の診療時間

歯科	日曜日・祝日	10：00～12：00、13：00～15：00
盆（8／13～8／15）・年末年始（12／29～1／4）も上記の時間帯で診療		

8 市内医療施設数

（R8.3.31現在）

	病 院	診 療 所	
		一 般	歯 科
施 設 数	36	421	209

9 斎 場

(1) 施設の概要

所在地	和歌山市南出島 100 番地の 1
開設	昭和60年12月 1 日
敷地面積	17,972.58m ²
建物面積	5,552.08m ²
延床面積	5,678.52m ²
構造	鉄筋コンクリート造平屋建一部 2 階
設備	電気設備 給排水衛生空調設備 炉設備 / 基数 / 14基 火葬炉13基 胞衣炉 1 基 炉型式 / 強制排気型台車式寝棺炉前室付 公害防止設備 / 主燃焼炉直上型 1 基 1 再燃焼炉 / 電気集じん機 (4 基)

(2) 火葬等使用許可件数

区分 年度	火 葬 場							霊安室	待合室	式 場
	12 歳 以 上	12 歳 未 満	死産児	解 剖 遺 体	改 葬 遺 体	生体分 離肢体	胞 衣 汚 物			
令和 5 年度	件 5,300	件 6	件 42	件 19	件 1	件 112	件 64	件 75	件 1,298	件 49
令和 6 年度	5,462	9	39	23	7	90	57	98	1,324	68
令和 7 年度	5,061	6	47	21	4	91	57	106	1,277	60

10 今 福 霊 園

(1) 施 設 の 概 要

所 在 地 和歌山市今福 2 丁目 2 番 4 号
 開 設 大正 7 年12月 1 日
 墓 地 面 積 38,298m²
 区 画 数 17,182区画

(2) 今福霊園使用状況

年度 \ 内訳	埋 蔵 (遺骨)	改 葬	計
令 和 6 年 度	219	158	377
令 和 7 年 度	169	154	323

11 衛 生 研 究 所

(1) 施 設 の 概 要

位 置 和歌山市松江東 3 丁目 2 番 67 号
 起 工 昭和50年 7 月
 開 所 昭和52年 4 月
 敷 地 面 積 1,253.12m²
 建 物 延 面 積 1,482.23m²
 構 造 鉄筋コンクリート造 3 階建 一部塔屋付

(2) 主 な 機 器

原子吸光光度計、誘導結合プラズマ質量分析装置、ガスクロマトグラフ各種、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計、高速液体クロマトグラフ質量分析計、自動pH計、プログラムインキュベーター、パルスフィールドゲル電気泳動装置、イオンクロマトグラフ、分光光度計、水銀分析計、DNAシーケンサー装置、リアルタイムPCR装置、その他

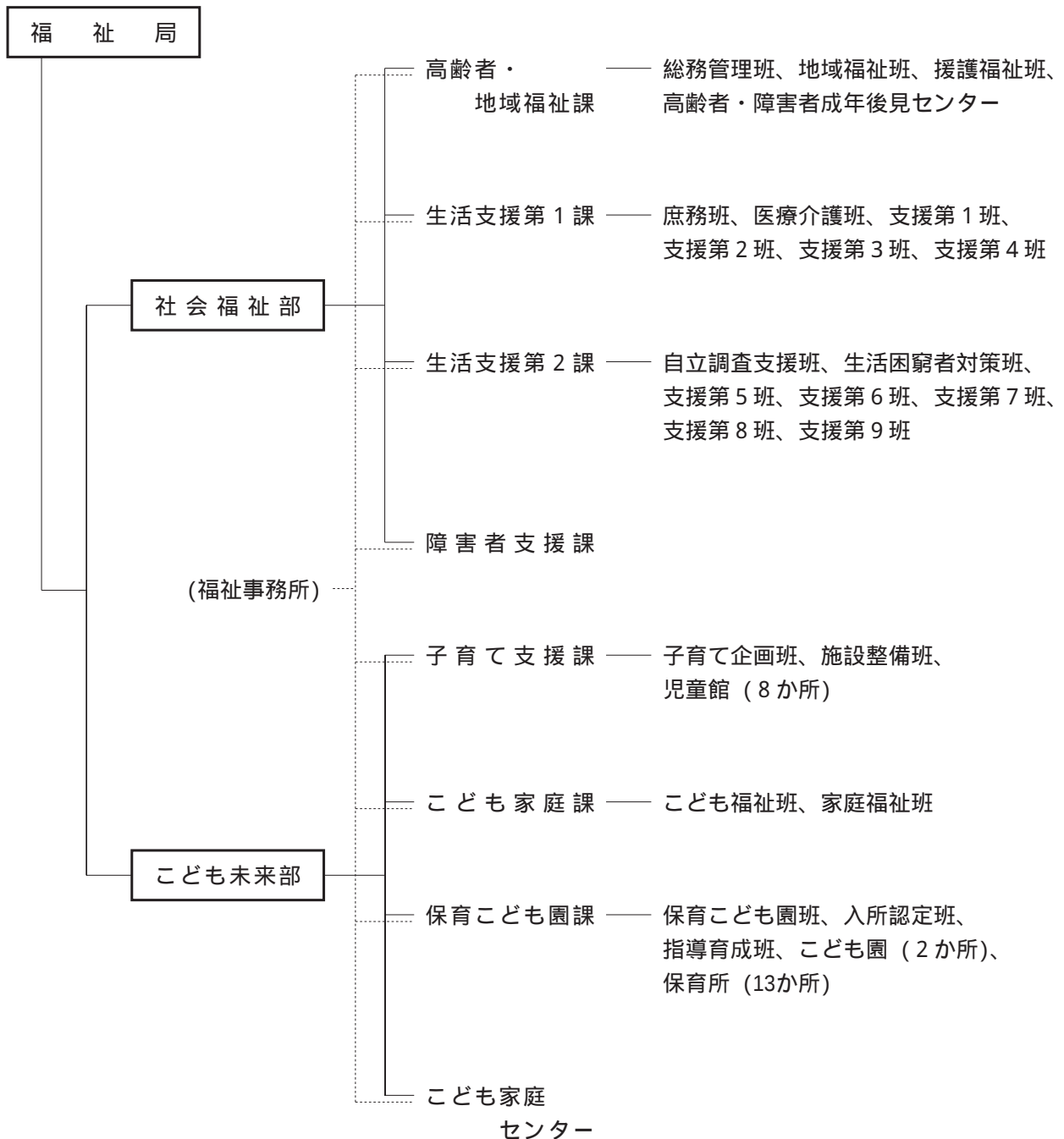
(3) 各種検査状況

年 度 区 分		令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	
		検体数	項目数	検体数	項目数
生 活 科 学 班	(食品等)	216	25,754	196	17,388
	(水 質)	38	192	91	497
環 境 科 学 班		755	8,139	747	8,125
微 生 物 学 班		1,853	6,244	1,940	6,264

年 度 区 分		令和 7 年 度	
		検体数	項目数
理 化 学 班	(食品等)	225	18,594
	(水 質)	37	188
	(環 境)	886	8,505
微 生 物 学 班		2,526	12,458

福祉局

9



9 福 祉 局

福祉局は社会福祉部、こども未来部の2部8課から構成されており市民福祉の向上に係る業務を行っています。

社 会 福 祉 部

社会福祉部は、高齢者・地域福祉課、生活支援第1課、生活支援第2課、障害者支援課の4課をもって組織します。また、福祉事務所長は社会福祉部長が兼務します。

- 高齢者・地域福祉課

福祉に係る総合的施策の企画、調整に関することや、民生委員・児童委員に関すること、り災者援護、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関することを行っています。

また、養護老人ホームへの措置を行うとともに、福祉施策としていきがい対策事業や在宅福祉事業などを実施しています。

そして、認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で生活をおくるため、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行っています。

- 生活支援第1・2課

生活支援第1・2課では、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める支援、育成及び更生の措置並びに生活保護関連法令（他課の所管に属するものを除く。）に基づき、生活保護の適正な実施に関する事業を行っています。

生活支援第1課

生活支援第1課では、医療扶助・介助扶助の審査・支払業務、各給付要否意見書・医療券・介護券等の発券業務、また指定医療機関・指定介護機関等の指定・指導を行っています。

各機関への指導により医療扶助・介護扶助の適正化に努めています。

生活支援第2課

生活支援第2課では、生活保護受給者に対し、健康管理支援事業として医療の適正化指導、重複受診・処方、頻回受診（医療・施術）の是正指導、生活習慣病の予防指導、他法制度の勧奨、ケースワーカーから相談による処遇困難ケースの支援を行っています。

また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進、並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援業務も行っています。

そして、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の強化を図るため、生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業）を行っています。

- 障害者支援課

障害者支援課は、障害者（児）関係各法に基づく施策のほか、各種の市独自の施策を推進し、保健・医療・福祉サービス、手当等の所得保障、雇用・生活環境、教育等各分野におけ

る総合的な障害者施策を着実に進展させています。

平成15年度から障害者支援費制度が施行され、施設訓練等支援、居宅生活支援のそれぞれのサービスを充実させ、障害者（児）の地域生活支援を進めてきました。

さらに、平成24年に障害者自立支援法が改正施行され、平成25年に障害者総合支援法に改称されて以降、障害種別に関わらず障害のある人々が必要なサービスを受けられる体制を整備し、障害のある人々の地域生活での自立と社会参加の推進を進めています。

また、平成28年に施行された和歌山市障害者差別解消推進条例に基づき、すべての市民が一丸となって障害者差別の解消を推進する体制づくり及び関連施策を進めるとともに、同年に施行された和歌山市手話言語条例に基づき、手話関連施策を実施しています。

重度心身障害児者を対象とした医療費の助成に加え入院時食事療養費に係る標準負担額の半額助成を実施しています。

また、和歌山市ふれ愛センターでは、和歌山市ふれ愛事業をはじめ、障害のある人や高齢者と市民の地域活動の促進を図っています。

こども未来部

こども未来部は、子育て支援課、こども家庭課、保育こども園課及びこども家庭センターの4課をもって組織します。

○ 子育て支援課

結婚から出産・子育てにつなげる社会づくりの実現のため、一体的に支援を行っています。また、保育所及び認定こども園の施設整備及び家庭教育の推進等を行い、安心してこどもを生み育てられる地域づくりを目指して、子育て支援の充実に努めています。

児童館は、児童の情操を豊かにし健全な育成を図るため、学習や体力増進及びレクリエーションの場として活用されています。

○ こども家庭課

児童手当法や児童扶養手当法に基づき、各家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、手当を支給しています。

子育て世帯への経済的支援としてこども医療費の助成、また、ひとり親家庭への支援としてひとり親家庭等医療費の助成などを実施しています。

また、母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭の経済的な自立支援及び生活支援を行っています。

○ 保育こども園課

子ども・子育て関連三法に基づいて、すべてのこどもに質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するために、多様化する保育需要に対応できるよう効率的な運営を図り、保育環境の改善に努めています。

○ こども家庭センター

こども家庭センターは、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに対し、ワンストップで相談支援を行う機関です。児童福祉と母子保健がそれぞれの専門性に応じた業務を実施しながら連携・協力し、一体的で切れ目のない支援に努めています。

相談内容については、子育て不安、児童虐待、いじめ、不登校などこどもにかかわる様々な相談に応じます。

1 保育所・認定こども園

(1) 保育所、入所状況等

(令和8.4.1現在)

年 度	設 置 数			定 員			入 所 人 員		
	市 立	私 立	計	市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
6	13	17	30	949	2,313	3,262	737	2,142	2,879
7	13	17	30	949	2,349	3,298	726	2,154	2,880
8	13	17	30	949	2,349	3,298	674	2,127	2,801

(2) 認定こども園（保育部分）、入所状況等

(令和8.4.1現在)

年 度	設 置 数			定 員			入 所 人 員		
	市 立	私 立	計	市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
6	2	28	30	200	4,103	4,303	188	3,639	3,827
7	2	28	30	200	4,093	4,293	186	3,572	3,758
8	2	28	30	200	3,990	4,190	181	3,549	3,730

(3) 認定こども園（教育部分）、入所状況等

(令和8.4.1現在)

年 度	設 置 数			定 員			入 所 人 員		
	市 立	私 立	計	市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
6	2	28	30	66	1,377	1,443	20	989	1,009
7	2	28	30	66	1,377	1,443	26	957	983
8	2	28	30	66	1,235	1,301	15	881	896

(4) 運 営 費 等

区 分	運 営 費	その他（工事等）	備 考
公 立			
市 立	1,747,269,411円	0円	令和7年度決算額
私 立	8,223,485,177円	307,747,000円	〃

(5) 利用者負担月額

(令和8年4月1日現在)

保育所・認定こども園（保育部分）3歳未満児

1世帯に保育所、認定こども園、幼稚園等を利用するこどもが2人以上いて、最年長のこどもから2人目に当たるこどもが保育認定（2号・3号）こどもの場合は半額。3人目以降は無料。
C1、C3、C5、C7、C9階層（の階層）で、生計を同じにするこどもが2人以上いる世帯の場合、こどもの年齢に関係なく、第2子以降は無料。

C2、C4、C6階層（の階層）で、生計を同じにするこどもが2人以上いる世帯の場合、こどもの年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料。

階層	定 義		標準時間	短 時 間
A	生活保護世帯等		0	0
B1	市町村民税非課税	ひとり親世帯等	0	0
B		上記以外	0	0
C1	市町村民税均等割のみ課税	ひとり親世帯等	4,500	4,500
C2		上記以外	10,700	10,700
C3	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500
C4		上記以外	13,600	13,400
C5	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500
C6		上記以外	18,000	17,700
C7	57,700円以上59,600円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500
C8		上記以外	21,000	20,700
C9	59,600円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,500	4,500
C10		上記以外	24,900	24,500
D1	所得割額	77,101円以上97,000円未満	30,000	29,500
D2		97,000円以上119,900円未満	35,600	35,000
D3		119,900円以上137,100円未満	40,900	40,300
D4		137,100円以上169,000円未満	44,500	43,800
D5		169,000円以上301,000円未満	54,900	54,000
D6		301,000円以上397,000円未満	64,000	63,000
D7		397,000円以上	74,000	72,800

- ひとり親世帯等には、在宅障害児（者）のいる世帯を含みます。
- 生活保護世帯等は、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯です。
- 施設を利用する児童と生計を同一にする父母（又は祖父母等）の市町村民税額の合計額で、利

用者負担額を決定します。

- 市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除前の額を適用します。
- 令和7年9月～令和8年8月は令和7年度の市町村民税、令和8年9月～令和9年8月は令和8年度の市町村民税により決定します。毎年9月が利用者負担額の切り替え時期です。

保育所・認定こども園（保育部分）3歳以上児

幼稚園（新制度移行）・認定こども園（教育部分）

幼児教育・保育の無償化により、0円となります。

保育所・認定こども園（保育部分）に関しては、4月1日時点の年齢となるため年度途中で3歳に達してもその年度中は3歳未満児の利用者負担額となります。

2 社会福祉施設

(1) 主な各種入所施設等の状況

区分 内訳	公私別	名 称	所 在 地	定 員 数	認可年月日	建物面積	敷地面積	電話番号
母 子	私	和歌山すみれホーム	松江中1丁目4番2号	40世帯	H28.4.1	2,927.81	3,920.33	499 - 8650
養 護	私	旭 学 園	冬野 654 番地 9	36人	R 3.11.1	1,523.72	2,536.00	479 - 0080
	私	こ ば と 学 園	直川 1437 番地	45人	S 29.4.1	1,433.83	3,099.47	461 - 0072
	私	つつじが丘学舎 (旧虎伏学園)	つつじが丘7丁目 2番地1	45人	S 37.5.4	927.48	7,918.16	480 - 1043
情緒障 害児短 期治療	私	み ら い	つつじが丘7丁目2番地1	30人	H21.4.1	1,452.90	7,918.16	460 - 8058
障害児 入所施 設	私	有 功 ヶ 丘 学 園	園部 381 番地 2	入所50人	H23.4.1	2,150.00	10,717.95	455 - 3531
	私	愛 徳 整 肢 園	今福3丁目5番41号	入所17人	S 36.6.27	3,372.46	6,891.50	425 - 2391
	私	め ぐ み の 園	今福3丁目5番41号	入所40人	H13.3.28	3,372.46	6,891.50	425 - 2391
児 童 達 援 支 援 セ ン タ ー	私	あ お い 学 園	今福2丁目9番35号	通所30人	S 40.6.1	496.00	1,139.18	422 - 0347
	私	こ じ か 園	上黒谷 460 番地 2	通所30人	H 9.4.1	475.47	4,605.83	462 - 2895
	私	カ ナ の 家	葵町 3 - 25	通所30人	H24.4.1	3,372.46	6,891.50	496 - 2368
	私	第 二 こ じ か 園	田尻 155 番地 1	通所30人	H24.4.1	553.06	1,288.53	476 - 4410
	私	若 竹 園	毛見 1451 番地 1	通所20人	H28.4.1	365.23	550.00	445 - 5721
	私	通 園 あ る ば	島橋北ノ丁1-15	通所30人	R 5.4.1	595.61	1,294.87	451 - 5100
救 護	私	か つ ら ぎ 園	園部 366 番地 1	60人	H18.9.21	816.72	2,929.58	455 - 3651
障害者 支 援 施 設	私	ピンセント療護園	今福3丁目5番地41	生活介護 100人 施設入所支援75人	H21.4.1	2,705.59	6,891.50	425 - 2633
	私	君 里 苑	木ノ本 1837 番地 1	生活介護 28人 施設入所支援20人	H23.3.1	1,432.05	4,905.43	454 - 9820
	私	綜 成 苑	西庄 1107 番地 1	生活介護 50人 施設入所支援50人	H23.11.1	4,583.83	7,422.40	452 - 0294
	私	綜 愛 苑	西庄 1107 番地 45	生活介護 60人 施設入所支援50人	H23.11.1	2,542.64	2,389.60	454 - 2940
	私	小 倉 園	新庄 388 番地 1	生活介護 30人 施設入所支援30人	H23.11.1	971.43	1,137.94	477 - 4102
	私	み ず ほ 園	朝日 83 番地 1	生活介護 50人 施設入所支援50人	H23.12.1	1,525.00	3,770.00	479 - 3740
養 護 人 ホ ー ム	私	喜 和 の 郷	北野 572 番地 1	80人	H19.3.30	1,558.93	6,378.00	462 - 7000
	私	大 日 山 荘	吉礼 179 番地	60人	S 27.5.1	2,404.88	6,346.62	478 - 1400
	私	喜 望 園	楠本 266 番地	60人	S 62.7.13	1,430.54	1,128.00	462 - 3933

	公私別	名 称	所 在 地	定 員 数	指定年月日	電話番号
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	私	グ ラ ン リ ー フ	南片原 2 丁目 12 番地	60人	H12. 4 . 1	436 - 6363
	私	親 和 園	杭ノ瀬 255 番地 2	48人	H12. 4 . 1	471 - 6235
	私	第 二 親 和 園	杭ノ瀬 462 番地 2	56人	H12. 4 . 1	474 - 1300
	私	す こ や か	和田 583 番地 1	50人	H21. 4 . 1	475 - 5500
	私	ア ン シ ア ナ ト ー	松江東 1 丁目 7 番 25 号	50人	H12. 4 . 1	454 - 8900
	私	君 里 苑	木ノ本 1837 番地 1	50人	H12. 4 . 1	454 - 9820
	私	西 庄 園	西庄 1133 番地 2	80人	H12. 4 . 1	452 - 8856
	私	ソ ン リ ッ サ キ ミ サ と	つつじが丘 5 丁目 3 番地 2	50人	H14.10. 1	480 - 5888
	私	み どり が 丘 ホ ー ム	和佐中 213 番地 1	110人	H12. 4 . 1	477 - 4374
	私	竹 の 里 園	明王寺 3 番地 1	50人	H12. 4 . 1	466 - 2233
	私	大 日 山 荘	平尾 2 番地 1	110人	H12. 4 . 1	478 - 3437
	私	紀 伊 松 風 苑	園部 1668 番地 1	135人	H12. 4 . 1	455 - 3676
	私	あ ん ず 苑	東田中 307 番地	60人	H17. 8 .18	465 - 4165
	私	第 2 あ ん ず 苑	東田中 307 番地	30人	R 3 . 2 . 1	465 - 4165
	私	山 口 葵 園	藤田 25 番地 1	80人	H12. 4 . 1	461 - 5757
	私	山口葵園ホーリーユニット	藤田 25 番地 1	30人	H26. 4 . 1	461 - 5757
	私	紀 伊 て ま り 苑	西田井 224 番地	50人	H12. 4 . 1	462 - 6020
	私	喜 成 会	北野 128 番地	110人	H12. 4 . 1	462 - 3033
	私	ほ う ら い 苑	新和歌浦 2 番 9 号	60人	H20. 4 . 1	448 - 3333
	私	紀三井寺苑（従来型）	紀三井寺 560 番地 2	50人	H12. 4 . 1	448 - 2255
	私	紀三井寺苑（ユニット）	紀三井寺 560 番地 2	30人	H26. 4 . 1	448 - 2255
地 域 密 着 型 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	私	わ か う ら 園	田野 175 番地	50人	H12. 4 . 1	445 - 0808
	私	わ か や ま 苑	屋形町 1 丁目 39 番地 2	29人	H20. 3 . 1	436 - 4165
	私	第 2 み どり が 丘 ホ ー ム	土佐町 3 丁目 25 番地	29人	R 4 . 7 . 1	427 - 0205
	私	第 2 み どり が 丘 ホ ー ム	土佐町 3 丁目 25 番地	29人	R 4 . 7 . 1	427 - 0205
	私	わ か ば	有本 140 番地	29人	H26. 9 . 1	475 - 0015
	私	第 五 親 和 園	杭ノ瀬 432 番地 3	29人	H20. 9 . 1	474 - 5553
	私	三 寿 苑	島橋南ノ丁 6 番 21 号	29人	H21.11.10	454 - 6800
	私	つ つ じ が 丘 め ぐ み	つつじが丘 5 丁目 3 番地 7	29人	H29. 4 . 1	488 - 2552
	私	み の り 西 庄 園	つつじが丘 7 丁目 3 番地 3	29人	H23. 1 .10	452 - 5241
	私	冬 野 の 郷	冬野 2037 番地	29人	H31. 1 . 1	479 - 0500
	私	第 竹 の 里 園	明王寺 16 番地 1	29人	H24. 5 . 1	466 - 3001
	私	山 口 葵 園 マ ロ ウ	藤田 28 番地 1	29人	H25. 3 . 1	462 - 6000
	私	アップリケア紀三井寺	紀三井寺 811 番地 87	29人	R 7 . 8 . 1	448 - 3555
	私	紀三井寺苑ほほえみ	布引 13 番地 7	29人	H29. 4 . 1	441 - 7112

(2) 会 館 等

名 称	概 要
和 歌 山 市 あ い あ い セ ン タ ー (福 祉 交 流 館) (男 女 共 生 推 進 セ ン タ ー)	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 7 階、建物延面積5,858.63㎡、総事業費約23億 8 千万円、竣工平成 9 年 7 月
山 口 西 福 祉 館	木造瓦葺平屋建、建物延床面積57.96㎡
本 渡 福 祉 館	木造スレート葺平屋建、建物延床面積79.50㎡
芦 原 福 祉 館	鉄筋コンクリート造 2 階建 (1 階は芦原共同浴場)、 建物延床面積423.18㎡ (総延床面積1,129.15㎡)
善 明 寺 福 祉 館	鉄筋コンクリート造 2 階建、建物延床面積388.46㎡
平 井 福 祉 館	鉄筋コンクリート造 2 階建、建物延床面積388.69㎡
和 歌 山 市 ふれ愛センター	鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 4 階、延床面積3,903.15㎡ 事業費12億 9 千万円、竣工平成 3 年12月 1 日
平井ふれあい セ ン タ ー (平 井 児 童 館) (平 井 文 化 会 館) (平 井 歴 史 資 料 室)	鉄筋コンクリート造 3 階建、敷地面積1,787.30㎡、建物延面積1,098.75㎡ 総事業費495,761,200円、竣工令和 3 年 2 月26日
芦 原 児 童 館	鉄筋コンクリート造 2 階建、敷地面積798.65㎡、建物延面積728.19㎡ 総事業費129,061,000円、竣工昭和58年 3 月31日
善 明 寺 児 童 館	鉄筋コンクリート造平屋建、敷地面積505.9㎡、建物延面積223.0㎡ 総事業費74,948,000円、竣工昭和59年 3 月31日
鳴 神 児 童 館	鉄筋コンクリート造 2 階建、敷地面積1,018.17㎡、建物延面積729.29㎡ 総事業費177,175,000円、竣工昭和61年 3 月31日
岩 橋 児 童 館	鉄筋コンクリート造 2 階建、敷地面積992.56㎡、建物延面積563.24㎡ 総事業費160,929,000円、竣工昭和61年 3 月31日
木 ノ 本 児 童 館	鉄筋コンクリート造 2 階建、敷地面積973.45㎡、建物延面積559.50㎡ 総事業費168,584,341円、竣工昭和62年 8 月25日
本 渡 児 童 館	鉄筋コンクリート造 2 階建、敷地面積929.0㎡、建物延面積562.71㎡ 総事業費162,572,869円、竣工昭和62年10月14日
杭の瀬児童・地 区福祉センター (杭 の 瀬 児 童 館) (杭 の 瀬 福 祉 館)	既設部 鉄筋コンクリート造 2 階建、増築部 鉄骨造 2 階建 敷地面積1,475.79㎡、建物延面積863.95㎡ 総事業費368,048,880円、竣工令和元年 5 月17日

3 生活保護状況

区 分 年 度	保 護 世帯数 (世帯)	保 護 人 数 (人)	延人数 (人)	保 護 率 (‰)			生 活 扶 助		住 宅 扶 助	
				和歌山市	和歌山県	全 国	世帯数 (世帯)	人 数 (人)	世帯数 (世帯)	人 数 (人)
令和 5 年度 月 平 均	7,482	8,805	105,661	25.29	15.7	16.3	6,416	7,607	6,433	7,516
令和 6 年度 月 平 均	7,472	8,777	105,320	25.46	15.7	16.2	6,382	7,545	6,414	7,470
令和 7 年度 月 平 均	7,511	8,772	105,264	25.70	16.3	16.1	6,367	7,494	6,473	7,498

区 分 年 度	教育扶助		医療扶助		介護扶助		その他の扶助		申請	却下	開始	廃止
	世帯数 (世帯)	人 数 (人)	世帯数 (世帯)	人 数 (人)	世帯数 (世帯)	人 数 (人)	世帯数 (世帯)	人 数 (人)				
令和 5 年度 月 平 均	176	246	6,589	7,373	2,796	2,891	104	112	84	5	78	73
令和 6 年度 月 平 均	173	246	6,566	7,321	2,829	2,924	103	110	80	5	74	76
令和 7 年度 月 平 均	160	227	6,592	7,337	2,881	2,996	108	121	83	5	77	71

令和 8 年 3 月分の保護率です。

4 民生委員・児童委員

(1) 委 員 数 等

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

委 員 数 (定数)	平均年齢
716人 (731人) うち主任児童委員 80人 (82人)	64.0歳

(2) 民生委員・児童委員活動費交付金 (年 1 人当たり)

地区民児協会長 72,680円

一 般 委 員 66,440円

41地区 (雑賀崎・田野は、あわせて 1 地区)

5 ケースワーカー（令和8年4月1日現在）

ケースワーカー

生活支援第1課 35人

生活支援第2課 44人

合計 79人

ケースワーカー1人当たり 担当ケース 約95世帯

6 生活困窮者自立支援制度

(1) 支援対象者

市内に居住し、生活や仕事に不安や悩みを抱えている者。

(2) 支援内容

自立相談支援事業

相談者が抱える課題を把握し、相談者と共に具体的な支援プランを作成し、プランに沿って生活の安定や就労の促進など自立に向けた支援を行う。

住居確保給付金（上限額あり）

- 離職等により住居を失った又は失うおそれがあり、常用就職を目指した求職活動を行うこと等の支給要件を満たす者に対し、一定期間、家賃相当額を支給し、安定した就職活動に向けた支援を行う。
- 同一世帯員の死亡、離職等により世帯収入が著しく減少し、住居を失った又は失うおそれがあり、新たな住居の確保により家計が改善されること等の支給要件を満たす者に対し、転居費用相当額を支給し、家計改善に向けた支援を行う。

就労準備支援事業

長期離職や対人関係の不安等により、就労に向けた準備が必要な者に対し、一定期間、一般就労に向けた基礎能力の形成に係る支援を行う。

家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者等の状況に応じた支援プランを作成し、プランに沿って家計状況の「見える化」と課題の把握を行い、相談者自らが家計を管理できるよう支援を行う。

子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援や学習の場所・機会の提供、生活習慣等に関する助言などを行い、高等学校への進学に係る支援を行う。

7 和歌山市あいあいセンター

(1) 施設の概要

- 所在地 和歌山市小人町29番地
- 開館 平成9年8月1日

- 敷地面積 1,388.79m²
- 建物延面積 5,858.63m²
- 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階、地上7階
- 施設 福祉交流館 1階～4階 会議室7室、和室2室、工作室2室、料理室、陶芸室
保育所 1階、2階 城北保育所
男女共生推進センター 5階～7階（市民環境局）

(2) 福祉交流館 施設使用料

区 分	午 前 (9時から12時まで)	午 後 (13時から17時まで)	夜 間 (18時から21時まで)
会 議 室 第 1	3,450円	4,600円	3,450円
会 議 室 第 2	2,720円	3,560円	2,720円
会 議 室 第 3	3,870円	5,130円	3,870円
会 議 室 第 4	3,870円	5,130円	3,870円
会 議 室 第 5	1,360円	1,880円	1,360円
会 議 室 第 6	3,450円	4,600円	3,450円
会 議 室 第 7	2,720円	3,560円	2,720円
和 室 第 1	3,870円	5,130円	3,870円
和 室 第 2	3,870円	5,130円	3,870円
工 作 室 第 1	1,990円	2,610円	1,990円
工 作 室 第 2	1,250円	1,670円	1,250円
料 理 室	3,450円	4,600円	3,450円

(3) 福祉交流館 附属設備使用料

区 分	単 位	金 額
グ ラ ン ド ピ ア ノ	1 台 1 回	3,140円
電 気 窯	素 焼 1 基 1 回	6,280円
	本 焼 1 基 1 回	8,380円

(4) 福祉交流館 施設利用状況

区分 \ 年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福 祉 団 体 (回)	4,615	4,411	5,388	4,433	4,372	4,539
一 般 (回)	170	213	211	168	170	163
計 (回)	4,785	4,624	5,599	4,601	4,542	4,702

8 和歌山市ふれ愛センター

(1) 施設の概要

- 所在地 和歌山市木広町5丁目1番地9
- 開館 平成3年12月1日
- 建築面積 959.15㎡
- 延床面積 3,903.15㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階、地上4階
- 設備 玄関ホール、事務室、和室、相談室、指導員室、料理講習室、視聴覚室、会議室、研修室、教養文化室、更衣室、トレーニングルーム、食堂、冷暖房、エレベーター等完備

(2) 施設使用料

区 分			午 前 (9時から12時まで)	午 後 (13時から17時まで)	夜 間 (17時から21時まで)
和 室	1 階		1,360円	1,780円	1,780円
料 理 講 習 室	2 階		2,930円	3,870円	3,870円
視 聴 覚 室	2 階		5,440円	7,220円	7,220円
研修室	研 修 室 (1)	3 階	5,440円	7,220円	7,220円
	研 修 室 (2)	3 階	3,870円	5,130円	5,130円
教 養 文化室	教養文化室 (1)	3 階	3,560円	4,710円	4,710円
	教養文化室 (2)	3 階	3,560円	4,710円	4,710円
会議室	大 会 議 室	4 階	6,700円	8,900円	8,900円
	会 議 室 (2)	1 階	1,570円	2,090円	2,090円
	会 議 室 (1)	2 階	3,870円	5,130円	5,130円
	会 議 室 (3)	2 階	1,040円	1,360円	1,360円
	会 議 室 (1)	3 階	1,360円	1,780円	1,780円
	会 議 室 (2)	3 階	2,090円	2,820円	2,820円
	会 議 室	4 階	3,450円	4,600円	4,600円

(3) 施設利用状況 (令和7年4月～令和8年3月)

区 分	福 祉 団 体		一 般 団 体		計	
	件 数	利用者数	件 数	利用者数	件 数	利用者数
会 議 室	2,618	38,275	37	293	2,655	38,568
研 修 室	465	8,446	1	50	466	8,496
教 養 文 化 室	545	8,784	1	19	546	8,803
計	3,628	55,505	39	362	3,667	55,867

9 母子父子寡婦福祉資金の概要

(令和7年3月31日現在)

資 金 名	内 容	貸付対象	母子父子寡婦福祉資金 貸付限度額 (円)	据 置 期 間	償 還 期 間	利 子
技能習得資金	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	母・父・寡婦	月額68,000 運転免許特別460,000	技能習得後 1年	20年以内	無利子
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	母・父・児童・寡婦	110,000 自動車購入特別 340,000	1年	6年以内	無利子
住 宅 資 金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するために必要な資金	母・父・寡婦	1,500,000 (災害等) 特別2,000,000	6か月	6年以内 特別7年以内	無利子
転 宅 資 金	住居を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	〃	260,000	6か月	3年以内	無利子
医療介護資金	医療又は介護を受けるために必要な資金(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)	母・父・児童・寡婦	医 療340,000 医療特別480,000 介 護500,000	6か月	5年以内	無利子
生 活 資 金	就職に必要な知識技能を習得している期間または医療・介護を受けている期間、生活を安定・維持するのに必要な資金	母・父・寡婦	(技能) 月額141,000 (医療) 月額118,000	貸付期間満了後 6か月	技 20年以内 療 5年以内	無利子 無利子
修 学 資 金	高等学校、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	児童・子	高校(私立) 自 宅 月額45,000 自宅外 月額52,500 大学(私立) (国公立) 自 宅 月額108,500 71,000 自宅外 月額146,000 108,500 大学院 修士課程 月額132,000 博士課程 月額183,000 短大(私立) (国公立) 自 宅 月額 93,500 67,500 自宅外 月額131,000 96,500 専修(私立) (国公立) 自 宅 月額 89,000 67,500 自宅外 月額126,500 78,000	卒業後6か月	20年以内	無利子
就学支度資金	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	〃	高校(私立) (国公立) 自 宅 410,000 150,000 自宅外 420,000 160,000 大学・短大・専修(私立) (国公立) 自 宅 580,000 420,000 自宅外 590,000 430,000 大学院 国公立 430,000 私 立 590,000	卒業後6か月	10年以内	無利子
修 業 資 金	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	〃	月額68,000 運転免許特別460,000	技能習得後 1年	20年以内	無利子
結 婚 資 金	母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦が扶養する児童、又は20歳以上の子が婚姻に際し必要な資金	母・父・寡婦	330,000	6か月	5年以内	無利子

(注) 児童 = 20歳未満・子 = 20歳以上

10 児童福祉

(1) 児童扶養手当（令和8年4月1日現在）

受給資格者

父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童、又は、父又は母が重度の障がいの状態にある児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で心身に一定の障がいのある児童）を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父又は当該父母以外の方でその児童を養育している者

非該当者

里親に委託されている児童、児童福祉施設に入所している児童

手 当 額 (令和8年4月分から)

- | | | |
|---------|---------|-----------------------------|
| ○ 第 1 子 | 全 部 支 給 | 月額48,050円 |
| | 一 部 支 給 | 月額48,040円～11,340円（所得に応じて決定） |
| ○ 第2子以降 | 全 部 支 給 | 月額11,350円 |
| | 一 部 支 給 | 月額11,340円～5,680円（所得に応じて決定） |

認定者数

令和 8 年 3 月末日現在 3,476 人（支給停止者数を含む）

(2) 児 童 手 当 (令和8年3月31日現在)

受給対象者

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している者

手 当 額

- | | |
|----------------------|-----------|
| 0歳～3歳未満（第1子・第2子） | 月額15,000円 |
| 3歳～18歳年度末まで（第1子・第2子） | 月額10,000円 |
| 0歳～18歳年度末まで（第3子以降） | 月額30,000円 |

監護または監護相当および生計費の負担を行う22歳到達後最初の3月31日までの間にある子のうち年長者から第1子、第2子...と数えます。

受給者数

令和8年3月末日現在 24,141人

(3) 母子生活支援施設

保護の実施

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子で、その監護すべき児童の福祉に欠ける
ところがあると認められるとき。

对象者

保護の実施を決定した保護者とその監護する児童

入所状況

令和7年度新規措置 5世帯 13人

(4) 助産施設

対象者

妊産婦で保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができないと認められるもの。

実施件数

令和7年度 7件

(5) がんばれ預金

対象者

交通事故等による遺児、両親のいない児童（施設入所等）、父母又はそのいずれかが1級または2級程度の障害の状態にある市内の小学1年生から中学3年生

給付金

年額 1人 20,000円

(両親のいない児童、父母又はそのいずれかが重度障害の状態にある児童の場合は10,000円)

(6) 子育て短期支援事業

対象者

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった児童及び経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする母子等。

利用件数

令和7年度 300件 569日

(7) 養育支援訪問事業

対象者

養育に関する支援が特に必要と認められる家庭の児童及びその養育者

訪問・面接回数

令和7年度 1,622回

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ア 講習会の開催

イ 援助活動の調整事務

ウ 交流会等の開催

エ 会報の発行等会員への情報提供

オ 会員募集等に係る広報

(9) こども医療費助成制度（令和8年3月31日現在）

○ 対象者

18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童

○ 非該当者

ア 児童福祉施設に入所している者

イ 生活保護を受けている者

ウ 重度心身障害児者医療費助成又はひとり親家庭等医療費助成を受けている者

- 助成の範囲
市が助成するのは、保険診療自己負担分です。
- (10) ひとり親家庭等医療費助成制度（令和 8 年 3 月31日現在）
 - 対 象 者
 - ア 母（父）子家庭の母（父）と児童や両親のいない児童（児童とは、18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者をいう。）
 - イ 両親の 1 人が重度の障害の状態にある場合の配偶者と児童
 - ウ 裁判所からのDV保護命令を受けた母（父）と児童
 - 非 該 当 者
 - ア 生活保護を受けている者
 - イ 児童福祉施設に入所している者
 - ウ 所得制限額を超える者
 - 助成の範囲
市が助成するのは、保険診療自己負担分です。
- (11) ひとり親家庭養育費確保支援事業
 - ア 公正証書等作成費用補助
 - イ 養育費等に関する無料の弁護士相談
 - ウ 養育費保証会社への手数料補助
 - エ 養育費に関する強制執行に係る費用補助

11 障害者（児）福祉

(1) 身体障害者手帳及び療育手帳交付状況

(ア) 身体障害者手帳交付状況

(8 . 3 . 31現在)

障 害 別 \ 年 齢	18歳未満 (人)	18歳以上 (人)	計 (人)
視 覚 障 害	5	1,069	1,074
聴 覚 又 は 平 衡 機 能 障 害	33	1,702	1,735
言 語 機 能 障 害	1	184	185
肢 体 不 自 由	128	7,615	7,743
内 部 障 害	30	5,121	5,151
計	197	15,691	15,888

(イ) 療育手帳交付状況

(8 . 3 . 31現在)

程 度 \ 年 齢	18歳未満 (人)	18歳以上 (人)	計 (人)
A (A 1 ・ A 2)	225	965	1,190
B (B 1 ・ B 2)	825	2,019	2,844
計	1,050	2,984	4,034

(2) 障害者（児）福祉制度（抄）

(8.4.1 現在)

制 度	内 容	対 象 者	備 考
特 別 障 害 者 手 当	20歳以上で在宅の心身障害者 本人に支給する手当（支給制 限有り）	重度の障害が重複している者 及びそれに準ずる者	月額 30,450円 支払月 5月 8月 11月 2月
障 害 児 福 祉 手 当	20歳未満で在宅の心身障害者 （児）本人に支給する手当 （支給制限有り）	身体障害者手帳 1 級、2 級 （一部）及び療育手帳 A 1 に 準ずる障害を有する者	月額 16,560円 支払月 5月 8月 11月 2月
経 過 的 福 祉 手 当	年金法改正（S61.4.1）に 伴う救済措置として支給	年金法改正（S61.4.1）以 前に福祉手当を受給していた 者で障害基礎年金又は特別障 害者手当を受給していない者	月額 16,560円 支払月 5月 8月 11月 2月 新規認定はありません
特 別 児 童 扶 養 手 当	20歳未満の心身障害児（者） を監護している者に支給する 手当（支給制限有り）	中程度以上の心身障害のため 日常生活において介助や監護 を必要とする20歳未満の者を 養育している者	月額 1 級 58,450円 2 級 38,930円 支払月 4月 8月 12月（11月）
和歌山市心身障害児 福 祉 年 金	20歳未満の心身障害児（者） を監護している者に支給する 手当（支給制限有り）	和歌山市内に在住し、身体障 害者手帳又は療育手帳の交付 を受けている心身障害児（者） を監護している者で、特別児 童扶養手当を受給していない 者	月額 2,000円 支払月 9月 3月
自 立 支 援 医 療 費 （更生医療）の支給	身体障害者が障害を軽減する ための医療費の一部を公費で 負担する	18歳以上の身体障害者手帳の 所持者	指定医療機関に限る
補 装 具 費 の 支 給	身体障害者（児）の障害を補 うための補装具の購入、借受 け又は修理に要する費用を支 給する	身体障害者手帳の交付を受け ている者	車いす、歩行補助杖、義 肢、装具、義眼、補聴器 等
和歌山市一人暮らし 重 度 身 体 障 害 者 見 守 り シ ス テ ム	急病等の緊急事態のとき見守 り通報システムを利用するこ とにより身体の安全と安心し た生活の確保を図る	65歳未満の独居で身体障害者 手帳 1・2 級又は療育手帳 A 1・A 2 で前年度分所得税非 課税の者	人感センサーの利用を希 望する場合 設置費 2,000円
重 度 身 体 障 害 者（児） 紙 お む つ 給 付 事 業	寝たきり又は常時失禁状態に ある在宅の重度身体障害者 （児）に紙おむつを給付する	肢体不自由の 1、2 級の身体 障害者手帳を所持する者又は 療育手帳 A 判定と肢体不自由 の身体障害者手帳を持つ者で、 在宅の65歳未満の寝たきり又 は常時失禁状態にある所得税 非課税世帯の者	
重 度 身 体 障 害 者 住 宅 改 造 助 成 事 業	在宅重度身体障害者の日常生 活の基盤となる住宅を改造す るのに必要な経費を助成す ることによって居住環境整備を 促進し日常生活の便宜を図る ことを目的とする	在宅介助を要する65歳未満の 1 級、2 級の身体障害者手帳 の交付を受けている者のいる 世帯で前年分の市民税が非課 税である世帯に属する者	助成限度額60万円 （限度額から介護保険、 日常生活用具給付によ る住宅改修費を除く） ・生活保護世帯10 / 10 ・所得税非課税世帯2 / 3
車 い す 無 償 貸 与	現に車いすを必要とする者に 車いすを貸出し、もって身体 障害者の福祉増進をはかる	身体障害者手帳所持者（手帳 申請中の者も含む）	期間 1 か月以内

制 度		内 容	対 象 者	備 考
障害児者外出支援事業	福祉タクシー	タクシー利用に際し料金を一部助成	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳 A 1・A 2	500円分の券を年間24枚又は30枚 交付 身体障害者手帳保持者で障害名が下肢障害・体幹障害・視覚障害・脳原性運動機能障害 1 級・2 級の方は30枚交付
	バスサービス	月 2 日、市内の路線バスを終日無料で利用可	身体障害者手帳・療育手帳の所持者及び第 1 種障害者の介護者	バスカード又は公衆浴場回数券を交付（選択制）
	公衆浴場サービス	・大人（12歳以上）は、月 2 回、1 回100円で利用 ・12歳未満は、月 2 回、無料で利用		
在宅理美容サービス		外出困難で常時介護が必要な方に理美容師が訪問して散髪を行う	身体障害者手帳または、療育手帳を所持し、特別障害者手当・障害児福祉手当受給者で希望する者 65歳未満の方	回数 2 回 / 年 自己負担 1,000円
心身障害者扶養共済制度		心身障害者（児）の保護者（加入者）が死亡した（又は重度障害になった）場合、残された障害者に終身定額の年金を支給し、もって障害者（児）の生活の安定を図る	知的障害者（児） 身体障害者（児） （1 級～3 級）	年金額 月額 1 口20,000円 掛金は加入時の年齢により異なります
重度心身障害児者医療費助成		保険診療の自己負担分の助成（身体障害者手帳 3 級の方は入院に係る医療費のみ）	・身体障害者手帳 1～3 級 ・療育手帳 A 1・A 2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級 ・特別児童扶養手当 1 級該当者	除かれる方 ・生活保護を受けている方 ・65歳を越えて新たに重度障害者の認定を受けられた方（H20年 4 月より前に重度身体・知的障害の認定を受けられた方を除く） ・所得制限額を越える方
入院時食事療養費助成		入院時に係る食事療養費の標準自己負担額の半額を助成	重度心身障害児者医療受給者（身体障害者手帳 3 級の方を除く）	入院時生活療養費は除く
在宅血液透析費助成		在宅血液透析療法に係る水道料金等の経費の一部を助成	和歌山市内に住所を有し、在宅血液透析療法を行うじん臓機能障害の方（腹膜透析は除く）	月額 2,000円 1 年分ごとに支給

(3) 障害福祉サービス・障害児通所支援及び地域生活支援事業

		制 度	内 容
障 害 福 祉 サービス	介 護 給 付 費 の 支 給	居 宅 介 護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
		重 度 訪 問 介 護	重度の障害があり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
		同 行 援 護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行う。
		行 動 援 護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
		生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
		重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
		療 養 介 護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
		施 設 入 所 支 援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	訓練等給付費の支給	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就 労 継 続 支 援 (A型＝雇atype、B型＝非雇atype)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
		就 労 定 着 支 援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人を支援するため、事業所・家族との連絡調整等を行う。
		就 労 選 択 支 援	障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望就労能力や適正等に合った選択を支援する。
		共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助を行う。
		自 立 生 活 援 助	障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する人の地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問等を行う。
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	児 童 発 達 支 援	未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
		医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由のある児童に、児童発達支援及び治療を行う。
		居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問する。
		放 課 後 等 デ イ サービス	就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
		保 育 所 等 訪 問 支 援	障害児が保育所等における集団生活に適應するために専門的支援を必要とする場合に保育所等に訪問支援を行う。
	地域生活支援事業	相 談 支 援	障害者等からの相談に応じ、情報の提供や援助を行う。
		コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 支 援	手話通訳者や要約筆記者盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
		日 常 生 活 用 具 の 給 付 等	自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与する。
		移 動 支 援	屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行う。
		地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行う。
		訪 問 入 浴	訪問により居宅において入浴サービスを提供する。
		日 中 一 時 支 援	障害者等の日中における活動の場を確保するとともに介護者等に一時的休息を提供する。
		身体障害者自動車操作訓練助成・自動車改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部助成。

12 高齢者福祉制度

(1) 養護老人ホーム措置入所

65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、在宅での生活が困難な方を対象に養護老人ホームへの措置入所を行う。

(2) 成年後見制度利用支援事業

財産管理や身上の保護において成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない方を対象に、市長が後見等開始の申立てを行う。また、後見人等報酬の支払いが困難な方に対して、報酬の助成を行う。

(3) 日常生活用具の給付事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、直近年分の市民税が非課税世帯（生活保護世帯を含む）に属し、心身の機能の低下に伴い防火等の配慮や日常生活の便宜を図る必要がある方を対象に、電磁調理器等の日常生活用具を給付する。

(4) 高齢者見守りシステム

65歳以上の病弱なひとり暮らしの高齢者（所得税が非課税）を対象に、胸にペンダント型送信器をかけてもらい、緊急時ペンダントのボタンを押すことで監視センターに通報し、係員が発信者自宅へ急行し適切な措置を取る。希望者には一定時間動きがなければ、異常を感知する人感センサーを設置する。また、健康等に関する不安があるとき、相談ボタンを押すことにより、24時間体制で看護師が相談に応じる。

(5) 高齢者住宅改造助成事業

65歳以上の要支援・要介護の在宅高齢者で、直近年分の市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）に、日常生活の基礎となる住宅改造に要する経費を助成して、住宅環境の整備を図る。

(6) 生活支援ハウス運営事業

独立して生活することに不安のある60歳以上のひとり暮らしの方若しくはそれに準ずる方に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、健康で明るい生活が送れるよう支援する。

(7) 在宅理美容サービス事業

65歳以上の外出困難な方で、要介護認定による介護度が3、4、5に該当し、直近年分の市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）に属する方に対し、年2回理（美）容師が訪問し、頭髪のカットを行い、安心した生活の確保、心身の健康の維持増進を図る。

(8) 老人クラブ活動費助成

おおむね60歳以上の高齢者15人以上で組織している老人クラブ活動費の一部を助成する。

(9) 100歳の長寿者お祝い

市長等関係者が、毎年敬老月間に合わせ、年度中に100歳となる長寿者宅を訪問して、長寿祝品を贈呈する。

(10) つどいの家の助成

高齢者の生きがいづくり、居場所づくりのため、地域において教養の向上、健康の増進、社会奉仕、レクリエーションなどの余暇活動を行う場所の提供者へ活動費の一部を助成する。

(11) 高齢者の外出支援事業（老人優待利用券の交付、元気70パス事業）

老後を健康で楽しく安心して生活していただくため、外出支援として65歳以上の方に市内の施設等を無料又は割引で利用できる老人優待利用券を交付する。

また、70歳以上の方に、「バスカードもしくは駐車場利用券」と「公衆浴場回数券」を交付する。

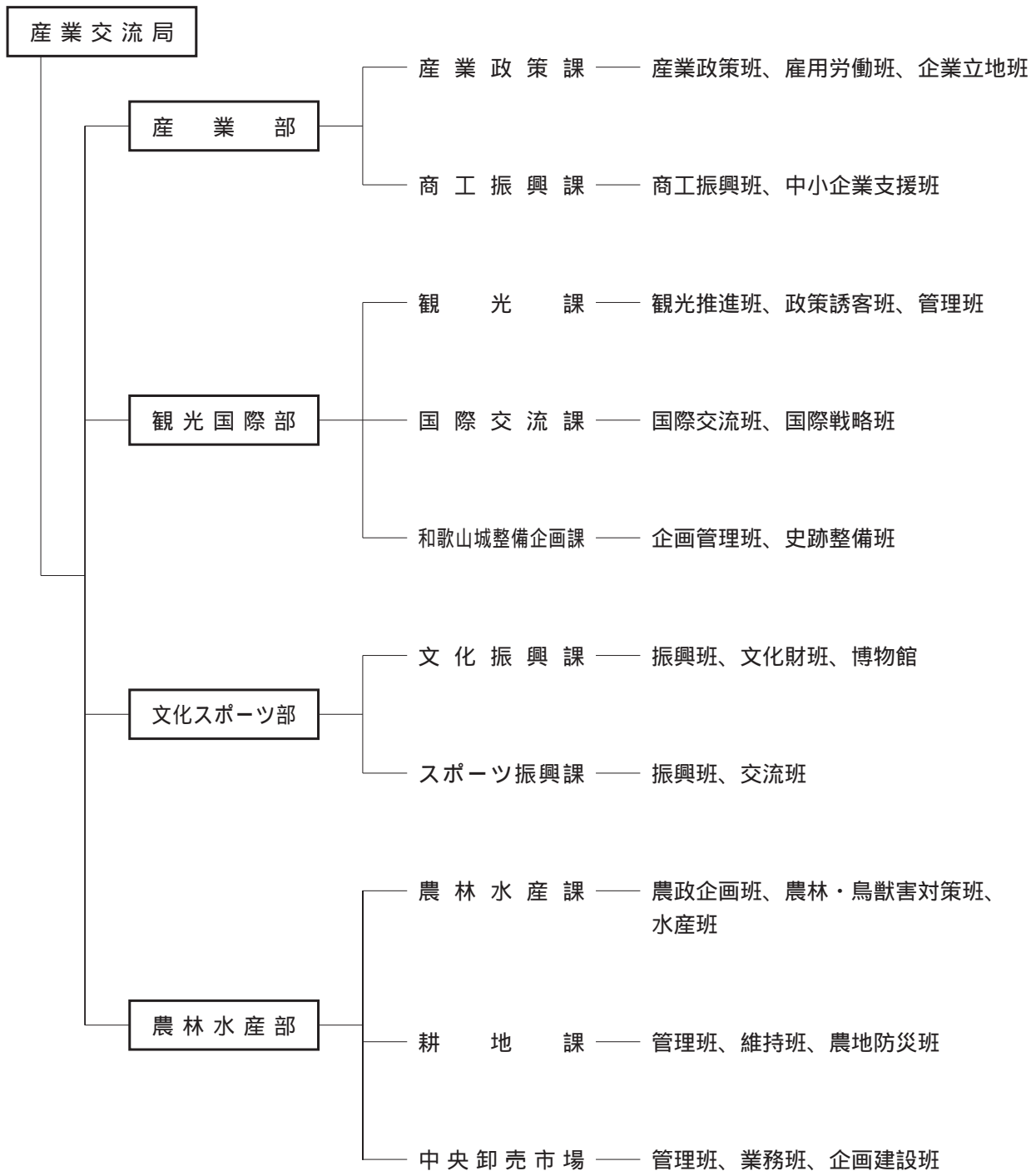
(12) 在日外国人高齢者給付金支給事業

市内に居住する大正15年4月1日以前に出生した高齢者で、老齢福祉年金等を受給することができない外国人に対し、高齢者給付金を支給する。

(13) 高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上の高齢者で、直近年分の市民税が非課税世帯（生活保護世帯を含む）に属し、医師により補聴器の使用が必要と認められ（聴力基準あり）聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方に対して補聴器購入費の一部を助成する。

産業交流局



10 産 業 交 流 局

産 業 部

産業部は、本市産業及び商工業の振興並びに経済活性化のため、さまざまな施策を行っています。また、勤労者福祉向上のための事業及び雇用対策事業に取り組んでいます。

- 産業政策課

産業政策の企画・調整、経済動向の調査分析、雇用対策、勤労者福祉の向上、企業立地等の事務を担当し、和歌山市産業戦略会議の開催、産業振興ビジョンの策定、産業振興アクションプランの作成、市内企業への就職支援、勤労者総合センターの運営、企業立地促進奨励金制度による市内外企業の立地促進・事業規模の拡大支援、直川用地（企業誘致区画）の管理等を行い、本市の産業振興及び雇用機会の拡大を図っています。

- 商工振興課

商工業の育成、地場産業の振興、中小企業への支援を担当し、商工業団体に対する支援、中小企業融資制度、地場産業の販路開拓の支援等を行い、商工業・地域経済の活性化を図っています。

観 光 国 際 部

- 観 光 課

観光政策の立案及び企画調整、観光事業の振興、観光施設の管理を担当し、観光客誘致の促進を図っています。観光宣伝活動、紀州おどり「ぶんだら節」の開催、観光案内業務などの推進に加え、コンベンション開催の支援や、各種関係団体の観光による地域づくりにも支援を行っています。また、国内外の観光客へのプロモーション活動や受入体制の整備、施設管理面では観光遊歩道路、市営片男波海水浴場駐車場、友ヶ島、観光トイレ等の施設整備・改善及び管理業務を行っています。

- 国際交流課

姉妹都市・友好都市及び諸外国等との交流事業、在住外国人支援事業、市民の国際理解の推進に関する事務等を担当し、本市の国際化を推進しています。

また、本市の物産の海外販路拡大のため、関係各課と連携を図り、国際戦略を推進しています。

- 和歌山城整備企画課

和歌山城公園、岡公園の管理運営を担当し、史跡和歌山城の魅力向上に取り組んでいます。

文化スポーツ部

文化スポーツ部は、郷土に誇りと愛着を育む「文化・スポーツの振興」に取り組んでいます。

- 文化振興課

文化芸術活動の推進や環境の整備充実、文化財を継承するための保護、文化財を生かした活用事業等を行い、本市の文化の振興を図っています。

- スポーツ振興課

各種スポーツ団体の支援、スポーツイベントの開催等、競技スポーツをはじめ、生涯スポーツ等年齢を問わず、また、障害をお持ちの方でもスポーツに親しめる環境づくりやスポーツ施設の整備充実等を行い、本市のスポーツの振興を図っています。

農 林 水 産 部

- 農林水産課

農林水産業の振興を担当し、農林業面では都市農業の振興を目指すとともに、森林公園、四季の郷公園の管理運営を行っています。四季の郷公園については、令和2年3月和歌山市初の「道の駅」として登録され、同年7月には、リニューアル第1弾として民間活力を活用した地域食材レストランや農産物直売所等を新たに整備しました。令和4年4月にグランドオープンを迎え、さらに、令和6年11月に宿泊施設「かなたのさと」がオープンしました。今後は、公園の一層の賑わい創出と地域の活性化を目指します。

また、水産業面では増養殖事業、沿岸漁場整備事業、つくり育て管理する漁業推進事業及び漁港管理事業等を実施します。

- 耕 地 課

農業の近代化・合理化等を推進し、生産環境を保全するため、農道・用排水路・ため池等を整備することにより農業生産基盤の強化を進めています。

- 中央卸売市場

食生活に欠かすことのできない生鮮食料品等を国内外より集荷し、適正な価格を付けて消費者の台所へ送る役割を担い、和歌山市民をはじめ幅広い消費者の食生活の安定に努めています。

1 商 業

(1) 販売状況の推移

(商業統計調査)

年次	区分	商 店 数	従 業 員 数	商品販売額等 (万円)
9 . 7 . 1		5,718	33,872	113,070,746
11 . 7 . 1		5,852	35,763	110,177,594
14 . 6 . 1		5,319	33,635	93,450,407
16 . 6 . 1		5,170	32,327	87,823,717
19 . 6 . 1		4,494	30,806	92,222,663
26 . 7 . 1		3,211	23,577	91,218,553

(2) 産業分類別商業の状況

(平成26年 7 月 1 日現在)

産 業 分 類	商 店 数			従業者数 (人)	商品販売額 (万円)	修理工・収入額等 (万円)
	総 数	法 人	個 人			
総 数	3,211	1,811	1,400	23,577	91,218,553	2,316,780
卸 売 業	820	657	163	6,889	55,171,253	805,599
各 種 商 品 小 売 業	8	8	-	1,212	4,524,604	59,708
織 物 ・ 衣 服 ・ 身のまわり品小売業	352	212	140	1,690	2,149,145	7,211
飲 食 料 品 小 売 業	643	224	419	6,139	9,732,331	150,915
機 械 器 具 小 売 業	356	165	191	2,249	7,714,279	1,017,765
そ の 他 の 小 売 業	965	507	458	5,005	11,046,445	254,101
無 店 舗 小 売 業	67	38	29	393	880,496	21,481

2 工 業

(1) 生産状況の推移

(工業統計調査)

年次	区分	事 業 所 数	従 業 員 数	製造品出荷額等 (万円)
平成21年		692	21,539	124,504,366
平成22年		667	21,501	133,918,463
平成23年		754	22,187	150,082,354
平成24年		695	22,483	145,498,857
平成25年		684	22,059	149,971,017
平成26年		643	21,601	156,303,440
平成28年		694	22,609	141,788,173
平成29年		605	22,777	141,677,224
平成30年		584	23,081	150,233,599
令和元年		572	22,976	141,427,660
令和 2 年		577	23,112	135,713,383
令和 3 年		522	22,719	126,688,395
令和 4 年		631	22,032	-

「工業統計調査」による。平成26年以前は各年12月31日現在、平成29年以降は6月1日現在。
 印年調査では従業員3人以下の事業所を調査の対象から除外している。

平成23、28年、令和3年は「経済センサス活動調査」による。事業所数及び従業者数は、平成23年が平成24年2月1日現在、平成28年が平成28年6月1日現在、令和3年が令和3年6月1日現在。従業者4人以上のすべての事業所を集計の対象としている。ただし、平成28年の製造品出荷額等は、個人経営調査票で把握した事業所を除く。

製造品出荷額等については、平成26年以前は当年1月1日から12月31日までの1年間、平成28年以降は前年1月1日から12月31日までの1年間。

「工業統計調査」が令和2年に廃止され、令和4年は「経済構造実態調査」に統合されたが、製造品出荷額等は次回令和8年調査。

(2) 産業分類別工業の状況

(令和4年6月1日現在)

産 業 分 類	事業所 数	従業者 数 (人)	製 造 品 出 荷 額 (万円)	付加価値額 ¹⁾ (万円)	原 材 料 使 用 額 等 ¹⁾ (万円)	現 金 給 与 総 額 ¹⁾ (万円)
総 数	631	22,032	125,591,440	58,564,641	63,934,489	10,580,282
食 料 品 製 造 業	58	1,744	6,496,034	2,078,938	4,274,537	439,662
飲料・たばこ・飼料製造業	2	35	X	X	X	X
織 維 工 業	84	1,709	2,672,073	1,088,011	1,492,076	511,997
木材・木製品製造業 (家具を除く)	30	454	1,805,070	642,889	1,104,696	185,631
家具・装備品製造業	62	640	935,273	364,303	535,459	203,059
パルプ・紙・ 紙加工品製造業	9	221	631,146	254,414	353,872	79,561
印刷・同関連業	38	610	880,696	390,621	454,033	211,083
化 学 工 業	50	4,286	36,747,707	18,772,170	16,406,223	2,792,260
石油製品・石炭製品製造業	2	55	X	X	X	X
プラスチック製品製造業	8	160	369,727	180,295	172,141	55,662
ゴ ム 製 品 製 造 業	2	20	X	X	X	X
なめし革・同製品・ 毛皮製造業	3	22	34,322	16,561	16,106	7,856
窯業・土石製品製造業	24	475	2,305,603	722,732	1,518,748	235,127
鉄 鋼 業	26	3,392	36,079,866	11,688,318	24,547,888	1,984,241
非 鉄 金 属 製 造 業	1	41	X	X	X	X
金 属 製 品 製 造 業	73	1,137	2,162,333	871,322	1,207,725	448,135
はん用機械器具製造業	32	2,857	26,078,044	17,756,336	7,492,329	1,622,338
生産用機械器具製造業	67	2,832	5,874,855	2,731,068	2,925,278	1,214,451
業務用機械器具製造業	6	360	450,841	242,863	200,192	131,828
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	4	278	376,842	170,077	190,615	135,178
電気機械器具製造業	17	411	645,284	266,737	354,839	152,986
情報通信機械器具製造業	2	13	X	X	X	X
輸送機械器具製造業	5	152	276,469	60,656	213,247	78,377
そ の 他 の 製 造 業	26	128	134,978	87,408	39,029	38,308

「経済構造実態調査」による。従業者数4人以上の事業所を調査。「X」は、集計対象となる事業所が1又は2である等のため、該当数字の公表を差し控えたもの。

¹⁾ 製造品出荷額、付加価値額、原材料使用額等、現金給与総額については、令和3年の1年間の数値。

3 企業立地促進奨励金制度

和歌山市企業立地促進条例に基づき、奨励金の交付の指定を受け、市内に事業所を新設・増設・移設又は設備投資した企業（旅館・ホテルは新設のみ）に対して奨励金を交付する（指定を受けるには、新事業所の新設等の工事に着手する30日前までに申請が必要）。

制度の概要は次のとおり。

○ 対 象 業 種

物 品 の 製 造 事 業	製造業、農業のうち植物工場
物 流 関 連 事 業	道路貨物運送業、水運業、倉庫業、卸売業、小売業 ⁽¹⁾
特 定 サ ー ビ ス 事 業	ＩＴ等サービス業【情報サービス業、インターネット付随サービス業、自然科学研究所、デザイン業、機械設計業、コールセンター業】 旅館・ホテル ⁽²⁾
レクリエーション事業	スポーツ施設提供業、遊園地、マリーナ業、植物園、水族館

○ 指定の主な要件

	投下固定資産総額 (土地を除く)	新規雇用者 ⁽³⁾ (異動転入者 ⁽⁴⁾ を含む。)	そ の 他
下記以外の 場合	3,000万円以上	3人以上（純増）	旅館・ホテルについては、床面積40㎡以上の客室及びロビー（玄関広間）、宴会場等（レストラン可）を設けること。
ＩＴ等 サービス業 の場合	要件なし	5人以上（純増） 小規模事業所等誘導地域 ⁽⁵⁾ においては1人以上（純増）	・全事業所の正社員 ⁽⁶⁾ 数が合計で21人以上 ・直近決算時の売上が正社員1人あたり1,200万円以上 上記規模に満たない場合でも、審査会の審査により対象と認められる場合がある。

○ 奨励金の種類

種類	設置奨励金	雇用奨励金	環境整備奨励金	用地取得奨励金	オフィス奨励金 (IT等サービス業のみ)
内 容	土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税・都市計画税相当額の3倍（投資額が30億円超かつ新規雇用者等が30人以上の場合は税相当額を5年間）	新規雇用者と異動転入者の合計数と正社員増加数のどちらか少ないほうの人数×60万円	新たに設置される緑地に係る工事費用の50%	対象用地の取得費用（対象建物の各階の床面積のうち最も大きいものに2を乗じて得た面積を限度とする。）の10%	市街化区域 ⁽⁷⁾ に立地するオフィス賃借費用の50%を3年間但し、中心商業エリア ⁽⁸⁾ 又は小規模事業所等誘導地域以外の市街化区域に立地する場合は、新規雇用者等のうち異動転入者が6割を超えること
限度額	2億円 （投資額が30億円超かつ新規雇用者等が30人以上の場合は各年度2億円、投資額が100億円超かつ新規雇用者等が100人以上の場合は各年度3億円）	4,000万円 （新規雇用者等が100人以上の場合は1.8億円）	1,000万円	2億円	各年度1,000万円

1 小 売 業...下記のいずれかの要件を満たすもの。

- ・売場面積が1,000㎡以上で、中心商業エリア内に設置するもの。
- ・投下固定資産総額の予定額が30億円超かつ新規雇用者等が30人以上となる予定であり、中心商業エリア又は和歌山市都市計画マスタープランに定める新規産業地に設置するもの。
- ・日本標準産業分類5621 - 総合スーパーマーケット又は5811 - 食料品スーパーマーケットの場合において、指定の申請時点で半径1 km以内に上記2業種を行う事業所が所在しておらず、かつ所在する予定がない場所に設置するもの（中心商業エリア及び新規産業地を除く）。

2 旅館・ホテル...旅館業法に規定するホテル、旅館営業の許可を有し、風俗営業等の規制に該当しないもの。

3 新規雇用者...新たに雇用した正社員のうち、本市の住民基本台帳に登録されている者。

4 異動転入者...新設等によって市外の事業所から新事業所に転勤し、本市の住民基本台帳に登録された者。

5 小規模事業所等誘導地域...大川、加太、深山、和歌浦中、和歌浦西、和歌浦東、和歌浦南、新和歌浦、和歌川町、雑賀崎又は田野に該当する地域。

6 正 社 員...雇用保険・厚生年金保険・健康保険の被保険者で、期間の定めのない雇用契約を締結している者。

7 市 街 化 区 域...都市計画法に基づき指定した市街化を推進する区域区分

8 中心商業エリア...本市が平成11年3月に策定した和歌山市都市計画マスタープランに定める中心部地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域。

4 中小企業支援

(1) 令和８年度（2025年度）和歌山市中小企業融資制度一覧表

制 度 名	融 資 対 象		貸 付 限 度	資 金 使 途	貸 付 期 間	返済方法	保 証 人	利 率	保 証 料	担 保	受付機関（申込先）
普 通 事 業 資 金 （保証協会付）	一 般 枠	中小企業者	8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 7年以内 （うち、据置6か月以内可）	均等 分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.9%以内	0.45%～1.90% （責任共有制度）	信用保証協会所定の条件による	融資の申込については、 下記の取扱金融機関に 直接お申込みください。
	ま ち な か 枠	まちなかに事業所を新設される中小企業者		ただし返済資金は融資申込時において、和歌山市中小企業融資制度に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方に限る	設備資金 返済資金 10年以内 （うち、据置1年以内可）				0.45%～1.90% （責任共有制度） 保証料の1 / 2 を 市が補助		
小 口 応 援 資 金 （保証協会付）	一 般 枠	小規模企業者（従業員20人以下、商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合は5人以下）	既存の保証協会の保証付融資 残高も含めて2,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 返済資金 7年以内 （うち、据置1年以内可）	均等 分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.0%以内	0.50%～2.20% （責任共有制度対象外）	信用保証協会所定の条件による	三菱ＵＦＪ銀行
	ま ち な か 枠	まちなかに事業所を新設される小規模企業者（従業員20人以下、商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合は5人以下）		ただし返済資金は融資申込時において、和歌山市小口応援資金（旧：小口零細企業支援資金を含む）に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方に限る	設備資金 10年以内 （うち、据置1年以内可）				0.50%～2.20% （責任共有制度対象外） 保証料の1 / 2 を 市が補助		
起 業 家 支 援 資 金 （保証協会付）	一 般 枠	事業を営んでいない個人で1か月以内（注1）に創業する具体的な計画を有する方 事業を営んでいない個人で2か月以内（注1）に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 事業を開始した後の期間が5年未満の個人 設立の日以後の期間が5年未満の会社（注2） （注1）「認定特定創業支援等事業」の支援を受けた場合は、6か月以内 「認定特定創業支援等事業」とは、市の創業支援等事業計画に基づく継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業をいう。 （注2）既存の会社が事業を継続しつつ新たに設立したものを含む。	3,500万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 10年以内 （うち、据置1年以内可）	均等 分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.0%以内	1.00% （責任共有制度対象外） 保証料初年度分 （一年分）を市が補助	不 要	三井住友銀行
		上記 から までのいずれかの条件を満たす方で、まちなかに事業所を新設される方							1.00% （責任共有制度対象外） 保証料の1 / 2 を 市が補助		三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 池田泉州銀行 紀陽銀行 三十三銀行 関西みらい銀行 きのくに信用金庫 商工組合中央金庫
セーフティネット資金 （保証協会付）	事業活動に支障を生じており、「中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号」の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方		8,000万円以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 7年以内 （うち、据置1年以内可） 設備資金 返済資金 10年以内 （うち、据置1年以内可） 返済資金の場合、保証協会所定の事業計画書の添付が必要。	均等 分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.1%以内	第1～4・6号 0.90% （責任共有制度対象外） 第5・7・8号 0.80% （責任共有制度）	信用保証協会所定の条件による	和歌山県信用農業協同組合連合会
海 外 展 開 支 援 資 金 （保証協会付）	海外市場への輸出に係る事業を行う中小企業者		8,000万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 （うち、据置6か月以内可） 設備資金 10年以内 （うち、据置1年以内可）	均等 分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.6%以内	0.45%～1.90% （責任共有制度）	信用保証協会所定の条件による	
災 害 復 旧 支 援 資 金 （保証協会付）	自然災害等で直接被害を受け、市長の罹災証明を受けた中小企業者 申込には罹災証明書が必要となります。 感染症法における指定感染症又は市長が特に対応が必要と認めた疫病等の影響により、次の①及び②のいずれにも該当する者 ①最近1か月の売上高又は売上総利益が過去3年のいずれかの同月に比べ5%以上減少 ②その後2か月を含めた3か月の平均売上高又は平均売上総利益が過去3年のいずれかの年の同時期に比べ5%以上減少と見込まれること		8,000万円以内	運転資金 設備資金	運転資金 7年以内 （うち、据置6か月以内可） 設備資金 10年以内 （うち、据置1年以内可）	均等 分割返済	信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による	年1.2%以内	0.45%～1.90% （責任共有制度）	信用保証協会所定の条件による	

制度共通事項として、融資申込日現在において、市内で事業を営んでおり（一部起業家支援資金を除く）、市税を完納していることが必要になります。
なお、金融機関、保証協会による金融審査がありますので、無条件に融資が受けられるというわけではありません。
各制度において、事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用される場合は、表中の各所定保証料率に0.25%又は0.45%上乗せした信用保証料率となります。
全制度融資枠は、予算の範囲内とし、融資枠に達し次第締め切ります。
「小口応援資金」及び「起業家支援資金」については、特定事業を行う特定非営利活動法人（NPO法人）は、保証制度の定めによりご利用になれません。

(2) 新産業育成事業

○ ビジネスチャンス創出支援事業

本市の中小企業者の新たなビジネスチャンス創出を支援するため、自社製品・商品の販路開拓・市場拡大を目的とした、国内や海外、オンラインで開催される展示会等への出展、自社ECサイトの構築、自社製品の改良、新製品の広告宣伝に係る経費の一部を補助します。

○ 市産品

市の産品の魅力をアピールし、地産地消の意識を醸成するため、登録された市産品を本市ホームページに掲載するとともに、市での優先的な購入・活用に努めます。

5 産業政策関係事業

(1) 産業活性化推進事業

ア 目 的

和歌山市産業振興基本条例に基づき、和歌山市産業戦略会議を開催し、産業振興に関する取組を推進する。

イ 委 員

産業の振興に関する学識経験者、関係行政機関職員、事業者、産業関係団体に属する者、教育機関等に属する者のうちから8名以内を市長が委嘱する。

ウ 内 容

和歌山市産業戦略会議において、効果的な産業振興施策等について、専門的な知識や経営的な観点から調査審議を行う。

(2) 経済動向調査分析事業

ア 目 的

経済指標に関するデータを収集し、全国の経済状況、県の経済状況、市の経済状況を客観的に判断、分析を行い経済概況について、報告書を作成する。

イ 調 査 時 期

5月、8月、11月、及び翌年2月の年4回実施する。

ウ 調 査 対 象

国、県、市の経済動向のデータに基づき調査する。

エ 報告書の作成

調査結果をもとに報告書を作成し、今後の行政施策推進の参考資料とするため、関係各課等に配布する。

(3) 企 業 訪 問

ア 目 的

市内企業を対象に職員が企業を訪問し、事業者の課題やニーズを把握し、有効な産業振興施策構築の一助とする。また同時に、市が実施している事業及び企業にとって有益な情報の提供を行う。

イ 対 象

和歌山市域の事業所

ウ 内 容

企業・業界の現況や課題等のヒアリング調査。本市企業向け支援策の周知。

(4) 産業ファイルの作成

本市の経済動向資料及び産業部、観光国際部、農林水産部の主要事業の概要説明及び関係施設、統計資料等を紹介した冊子を作成する。

6 雇用関係事業

(1) 就業機会の確保等の支援事業

ア 合同就職面談会等の共催

労働局、ハローワークほか関連機関との共催で合同就職面談会等を実施する。

イ 障害者雇用を促進する啓発活動

障害者の雇用機会の確保と職場への定着を促進するため、啓発活動を実施する。

ウ 企業情報サイト運用事業

地域産業の活性化と地元企業への就職を促進するため、市内企業の情報を発信する。

エ 働く女性の活躍推進事業

女性の就職を促進するため、合同企業説明会を実施する。

オ デジタル人材育成事業

求職者へのデジタルスキル習得研修及び伴走型の就職支援を実施する。

カ 市内就職マッチング事業

関係人口創出事業を活用し、市内就職を促進する。

(2) 雇用対策等事業

ア 労働相談業務

労働相談窓口を開設し、就職活動や職業生活を送る上での悩みなど、労働に関する様々な相談に応じる。

イ 各種雇用促進団体の助成

雇用の拡大や労働者の福祉向上を目指す各種団体の経費を負担する。(全国シルバー人材センター事業協会負担金、和歌山県シルバー人材センター連合会負担金)

(3) シルバー人材センター運営補助事業

高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域づくりに寄与するために(公社)和歌山市シルバー人材センターに補助金を交付する。

(4) わかやま就職応援プロジェクト事業

高校生や大学生、外国人を含む一般求職者など幅広い年齢層を対象に、合同企業説明会をはじめ各種事業を実施する。

7 労働福祉関係事業

(1) 勤労者生活資金融資事業

市内に居住する中小企業の勤労者に対して教育、医療、冠婚葬祭、物品購入などに必要な資金の貸付を行う。

融 資 対 象

次の ～ の条件を満たす方

市内の同一住所に1年以上居住し、同一事業所に1年以上勤務する方

労働組合や貸付共済制度のない中小企業に勤務する方

前年度税込年収150万円以上の方

市税を完納している満18歳以上の方

保証機関の債務保証が得られる方

貸 付 内 容

貸 付 金 額 200万円以内

利 息 年3.3%（保証料込み）

貸 付 期 間 10年以内

資 金 使 途 病気療養、出産資金、冠婚葬祭費、教育資金、車購入他臨時的出費資金

返 済 方 法 元利均等月賦償還

保 証 （一社）日本労働者信用基金協会

申 込 先 近畿労働金庫 和歌山支店

(2) 勤労者福祉サービスセンター運営交付金事業

中小企業勤労者のための福利厚生・共済事業を実施し、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与するため、（公財）和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターに運営交付金を交付する。

(3) 和歌山市人権啓発企業連絡会及び労働関係団体支援事業

ア 企業内人権啓発支援

市内企業の人権が尊重される明るい職場づくりを促進するため、和歌山市人権啓発企業連絡会の活動を支援する。

イ 労働関係団体諸施策支援

労働者の福祉向上や生活の安定を図るための事業を支援する。

8 勤労者総合センター

勤労者その他の市民の福祉増進、教養文化の向上及び余暇利用の充実を図ることを目的に設置された「和歌山市勤労者総合センター」の運営を（公財）和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターへ委託する。

ア 主な事業概要

(ア) センター内施設の貸出及び付帯する管理運営事業

(イ) 教養・文化向上事業

イ 施設の概要

所在地	和歌山市西汀丁 34 番地
面積	690.85m ²
建築面積	413.10m ²
延床面積	2,955.83m ²
構造規模	鉄筋コンクリート造地上 6 階、地下 1 階建
総事業費	1,019,691千円
内 容	会議室、和室、研修室、視聴覚室 調理実習室、文化ホール、トレーニングルーム

ウ 開館時間

9時～21時

エ 休館日

月曜日・年末年始（ただし、月曜日と休日が重なる時はその日以後においてその日に最も近い
休日でない日）

オ 利用状況

入館者数

（令和7年4月～令和8年3月）

	入館者数	開館日数	日平均入館者数
計	34,351人	307日	112人

施設利用状況

2 階		3 階		
第 1 会議室	第 2 会議室	第 3 会議室	和 室	研 修 室
103件	109件	69件	158件	84件

4 階			5 階	6 階
大 会 議 室	視 聴 覚 室	調理実習室	トレーニングルーム	文化ホール
389件	146件	26件	5,328件	284件

9 観 光

(1) 和 歌 山 城

天正13年（1585）羽柴（豊臣）秀吉が紀州を平定後、弟秀長に築城を命じた。普請奉行に藤堂高虎、羽田長門守、一庵法印を任命し、和歌山城を築城させた。翌14年には領主秀長の城代として、桑山重晴が3万石を領して在城した。その後慶長5年（1600）には浅野幸長が37万6千石をもって入城、元和5年（1619）には徳川家康の10男頼宣公が55万5千石を領して入城するに及んで城郭の大改修があり、以来徳川御三家の居城として250年にわたる紀州徳川家治政の礎を築いた。かくして和歌山城は南海道の要衝として、その偉容を誇っていたが、弘化3年（1846）には天守に落雷し、大天守、小天守、多門などを焼失した。当時幕府の制として天守の再建は認められなかったが、紀州藩は幕府と特別な関係にあったので再建を許され、嘉永3年（1850）には工事竣工し、旧態に復した。

明治4年（1871）廃藩置県によって和歌山城は兵部省の管轄となり、明治34年（1901）に和歌山公園として一般に公開された。また昭和6年（1931）には文部省から史跡に指定され、さらに昭和10年（1935）5月には天守閣、隅櫓、楠門等が国宝建造物に指定されたが、昭和20年7月9日に不幸にして戦災を蒙り、その英姿を一夜にして焼失してしまった。

戦後10年余を経て、再び郷土の象徴として和歌山城天守閣を再建しようとする気運が高まり、各方面からの支援と協力を得て、昭和33年（1958）10月竣工式を行うに至り、再び虎伏山の空高くその雄姿を誇るに至った。平成18年（2006）3月には、二の丸と西の丸をつなぐ全国的にもめずらしい御橋廊下が復元された。

ア 再建竣工 昭和33年10月1日
 イ 構 造 鉄筋コンクリート3階 3層・連立式天守
 ウ 工 費 120,224,744円
 エ 登 閣 料 大人 410円 小人 200円

オ 登閣者の状況

区分 年度	入 場 者 (人)			入 場 料 (円)			望 遠 鏡 使 用 料
	個 人	団 体	計	個 人	団 体	計	
25	162,367	27,130	189,497	57,117,200	8,059,030	65,176,230	572,300
26	174,949	27,940	202,889	64,391,090	8,743,680	73,134,770	596,700
27	205,254	27,039	232,293	73,837,590	8,670,090	82,507,680	687,200
28	198,589	20,343	218,932	70,784,410	6,080,770	76,865,180	661,900
29	204,129	21,738	225,867	73,527,970	6,725,320	80,253,290	657,300
30	194,606	17,529	212,135	65,530,610	5,210,410	70,741,020	753,400
R 1	194,851	15,015	209,866	68,386,810	4,301,810	72,688,620	644,600
R 2	93,703	5,840	99,543	33,398,910	912,140	34,311,050	319,600
R 3	112,971	8,457	121,428	38,806,760	1,436,110	40,242,870	393,000
R 4	167,742	9,155	176,897	58,806,860	1,973,420	60,780,280	501,900
R 5	200,540	13,601	214,141	73,275,790	3,900,350	77,176,140	520,800
R 6	221,561	11,313	232,874	80,209,980	3,162,680	83,372,660	710,800
R 7	255,548	11,539	267,087	95,295,110	3,459,650	98,754,760	650,200

(2) 動 物 園

大正4年(1915)からの5箇年の和歌山公園整備の中で、南の丸に動物園が整備され、昭和43・44年度に現在の姿に再整備を行い、昭和45年(1970)5月5日にリニューアルオープンした。

童話園と水禽園を東西に配置し、童話園では主に哺乳類を、水禽園では水辺の鳥を中心に飼育展示している。

・動物園面積 5,300m²

(3) 西之丸庭園(紅葉溪庭園)

起伏の変化に富みその破墨山水的景観は江戸時代初期に作庭された城郭庭園屈指の名園で、総事業費5,300万円をもって昭和45年度から3箇年で整備した。昭和60年(1985)に名勝に指定されている庭園内には、昭和49年(1974)5月本市名誉市民である故松下幸之助氏より寄贈された茶室(紅松庵)がある。

ア 庭 園 面 積 約7,552m²

イ 茶 室 構 造 木造銅板葺き平屋建数寄屋造り 129.12m²

(4) 観 光 案 内 所

観光交流センター(わかちか広場内)

観光案内係員 3人

和歌山城

観光案内係員 2人

観光客取扱数

(人)

案内所 年 度	J R 和歌山 駅	和 歌 山 城 平成23年10月開所	南海和歌山市駅	計
18 年	16,708		70,755	87,463
19 年	16,496		73,595	90,091
20 年	17,476		70,088	87,564
21 年	15,112		69,628	84,740
22 年	15,013		63,430	78,443
23 年	16,802	13,303	58,414	88,519
24 年	48,106	41,625	67,953	157,684
25 年	46,811	36,938	62,384	146,133
26 年	46,093	37,011	60,241	143,345
27 年	47,841	30,140	63,754	141,735
28 年	49,115	27,202	59,210	135,527
29 年	43,574	27,593	73,066	144,233
30 年	7,042	19,886	66,488	93,416
31 / 元年	20,402	18,848	56,368	95,618
2 年	12,482	9,663	13,585	35,730
3 年	19,351	12,366	14,427	46,144
4 年	21,933	5,446	17,877	45,256
5 年	25,174	6,319	9,384	40,877
6 年	26,763	15,689	6,773	49,225
7 年	54,372	17,880	6,705	78,957

南海和歌山市駅...令和2年6月から、市民図書館内1Fカウンターへ移転、CCCによる運営
JR和歌山駅.....平成29年11月から、観光交流センターとしてリニューアル（わかちか広場へ
移転）、令和7年4月から1階改札前にも開設

和歌山城.....令和4年4月から和歌山市観光土産品センター内へ移転

(5) 観光遊歩道路

延 長 2.5km

区 間 和歌浦漁港～田ノ浦漁港、浪早崎～雑賀崎漁港

(6) 深山観光広場

面 積 3,028.33m²

(7) 片男波海水浴場

全 長 1,200m

遊泳面積 120,000m²

片男波海水浴場利用者（7、8月の入込数）

(人)

年次	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 / 元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
片男波海水浴場	149,232	155,745	177,670	134,959	134,769	114,302	112,400	120,050	93,076	109,164	123,778	116,771	102,535	74,036	73,465	82,670	95,785	69,661	59,790	86,500

(8) 市内主要駅降車客数

(人)

年度	区分	市 駅	和 歌 山 駅	計
18	年	1,503,460	2,672,686	4,176,146
19	年	1,487,205	2,634,757	4,121,962
20	年	1,448,927	2,601,463	4,050,390
21	年	1,374,976	2,493,315	3,868,291
22	年	1,369,165	2,491,160	3,860,325
23	年	1,333,765	2,387,974	3,721,739
24	年	1,343,995	2,424,790	3,768,785
25	年	1,396,967	2,488,022	3,884,989
26	年	1,423,318	2,388,221	3,811,539
27	年	1,479,386	2,463,817	3,943,203
28	年	1,448,213	2,533,384	3,981,597
29	年	1,385,329	2,530,361	3,915,690
30	年	1,329,762	2,489,123	3,818,885
元	年	1,219,975	2,424,724	3,644,699
2	年	780,536	1,315,280	2,095,816
3	年	890,757	1,456,045	2,346,802
4	年	1,010,951	1,824,838	2,835,789
5	年	1,236,037	2,098,078	3,334,115
6	年	1,241,238	2,171,348	3,412,586

交通事業者から年１回の報告（毎年２月確定）のため、７年度数値未確定（Ｒ８．１～３月数値無し）

(9) 宿泊施設数及び収容能力

年次	区分	ホ テ ル 数	旅 館 数	民 宿 数	そ の 他	収容能力 (人)
18	年	16	47	13	6	6,363
19	年	17	46	13	5	6,167
20	年	18	43	13	6	6,042
21	年	18	43	13	6	6,042
22	年	20	37	8	7	6,103
23	年	19	37	8	7	5,997
24	年	20	37	8	7	6,422
25	年	20	34	8	6	6,214
26	年	20	31	8	6	6,074
27	年	21	30	8	8	6,485
28	年	22	25	7	7	6,011
29	年	23	20	9	14	5,953
30	年	26	20	9	23	6,172
31 / 元	年	26	20	8	26	6,276
2	年	29	14	7	38	6,558
3	年	29	14	8	38	6,649
4	年	29	14	7	42	6,631
5	年	28	14	9	47	6,630
6	年	29	14	9	63	7,195
7	年	29	14	9	72	7,349

(10) 名 所 史 跡

瀬戸内海国立公園（和歌浦、新和歌浦、田野、雑賀崎、加太、友ヶ島）、紀三井寺、和歌山城、紅葉溪庭園、紀州藩水軒御用地（養翠園）、休暇村紀州加太「歴史の散歩道」、特別史跡岩橋千塚古墳群（紀伊風土記の丘）、大谷古墳、国名勝「和歌の浦」

(11) 和歌山市のまつりと行事（令和7年度）

木祭り	4月6日	伊太祁曽神社
日前宮薪能	4月8日	日前神宮・國懸神宮
2025子どもなかよしまつり・和歌山音楽大行進	5月5日	和歌山城公園一帯
和歌祭	5月11日	紀州東照宮、和歌浦周辺
加太春日神社例大祭	5月17日	加太春日神社
渡御祭・えび祭り		
第38回和歌浦漁港朝市（おととつと広場）	5月18日	和歌浦漁港駐車場内
海水浴	7月1日～8月31日 （加太海水浴場のみ 6月28日～8月24日）	加太海水浴場、磯の浦海水浴場、片男波海水浴場、浪早ビーチ、浜の宮ビーチ
七夕・祇園まつり	7月7日	紀三井寺
第73回港まつり花火大会	7月26日	和歌山港中ふ頭万トンバース
天神祭	7月24日、25日	和歌浦天満宮
茅輪祭（輪くぐり） ちのわまつり	7月30日、31日	伊太祁曽神社
第57回紀州おどり「ぶんだら節」	8月2日	和歌山城周辺
千日詣	8月9日	紀三井寺
岡崎団七踊り	8月14日	岡崎地区
灯籠供養	8月15日	紀三井寺
日前神宮・國懸神宮例大祭	9月26日	日前神宮・國懸神宮
甘酒祭	10月3日	淡嶋神社
第26回和歌の浦万葉薪能	10月5日	片男波公園健康館野外ステージ
伊太祁曽神社例祭	10月15日	伊太祁曽神社
木ノ本の獅子舞	10月18日、19日	木本八幡宮
第69回和歌山城公園菊花展	10月28日～11月24日	和歌山城公園表坂登り口前広場
和歌浦花火	11月1日	和歌浦漁港
第39回和歌浦漁港朝市（おととつと広場）しらすまつり	11月3日	和歌浦漁港駐車場内

おどるんや～第21回紀州よさこい祭り～

11月1日、2日

砂の丸・西の丸広場

けやき大通り

第23回和歌山ジャズマラソン

11月9日

和歌山マリーナシティ、和歌山城

開山忌

11月13日

紀三井寺

しまい観音

12月18日

紀三井寺

初詣

1月1日～3日

紀三井寺、日前神宮・國懸神宮、伊
太祁曽神社、竈山神社 ほか

書き初め大会

1月2日

和歌浦天満宮

新年献詠歌会

1月3日

玉津島神社

御田祭

1月7日

木本八幡宮

十日戎

1月9日～1月11日

水門吹上神社 ほか

新春かるた大会

1月13日

玉津島神社

卯杖祭

1月14日、15日

伊太祁曽神社

初観音

1月18日

紀三井寺

初天神

1月25日

和歌浦天満宮

お焚き上げ祭（古神札焼納祭）

2月3日

日前神宮・國懸神宮

節分

2月3日

紀三井寺、和歌浦天満宮 ほか

針供養

2月8日

淡嶋神社

雛流し

3月3日

淡嶋神社

涅槃会

3月15日

了法寺

桜まつり

3月20日～4月20日

和歌山城、紀三井寺 ほか

(和歌山城 3月20日～4月12日)

10 国際交流関係

(1) 姉妹・友好都市交流事業

- ・リッチモンド市とのオンライン会議の開催 5 / 9
- ・済州国際観光マラソンへの選手団参加に伴う通訳員の派遣 5 / 24 ~ 5 / 26
- ・済州市自治会長一行（138人）の視察 6 / 16・6 / 23
- ・中華人民共和国駐大阪総領事の表敬訪問 7 / 2
- ・ベिकासフィールド市 大学教授の農業視察 7 / 8 ~ 7 / 9
- ・リッチモンド市合唱訪日団（15人）の受入れ 8 / 7 ~ 8 / 9
- ・済南市友好都市奨学金プログラム留学派遣生の表敬訪問 8 / 18
- ・ベिकासフィールド市長一行（9人）の受入れ 9 / 12 ~ 9 / 17
- ・和歌山ジャズマラソンに参加する済州市マラソン訪日団（6人）の受入れ 11 / 7 ~ 11 / 10
- ・和歌山国際姉妹都市親善協会に関する連絡調整

(2) 国際交流員・通訳員活用事業

- ・小学生（1・2年生）を対象とした「国際理解教育」の実施（年12校）
- ・小学生（5・6年生）を対象とした「多文化共生講座」の実施（年15校）
- ・外国語講座の開催（英語 全10回、中国語・韓国語 全20回）

(3) 諸外国等交流事業

- ・諸外国等との交流
 - ・「世界難民の日」の啓発活動 6 / 20
 - ・台北市と覚書の更新セレモニー 7 / 4
 - ・「第6回台湾の夕べ」の実施 7 / 4
 - ・紀州庵創建記念イベントへ職員3人が参加 11 / 14 ~ 11 / 17
 - ・「高雄市写真展」の実施 1 / 20 ~ 1 / 25

(4) 在住外国人支援事業

- ・在住外国人のための日本語教室（全60回）の開催
- ・在住外国人のための防災講座の実施
 - ・日本語教室内で実施 41人
 - ・和歌山Y M C A国際福祉専門学校 約100人
- ・ぶんだら節の外国人連での参加 30人 8 / 2
- ・和歌山国際ボランティア組織に関する連絡調整

(5) 国際化推進事業

- ・在住外国人を対象とした四季の郷公園周辺ツアーの実施 6 / 28
- ・「日本の観光・物産博2025」における観光・物産PRブースの出展 11 / 28 ~ 11 / 30
- ・在住外国人を対象とした和歌山城ツアーの実施 12 / 7

11 文 化 振 興

1 文化振興事業

- (1) 和歌山市美術展覧会の開催
- (2) 和歌山音楽大行進の開催
- (3) 楽しい歌声の会の開催
- (4) 市民ギャラリーの運営
- (5) 真舟芸術振興基金事業
- (6) 「和歌山市の偉人・先人」顕彰事業
- (7) 有吉佐和子文学賞の実施
- (8) 将棋大会等の開催

2 各種文化活動に対する補助

- (1) 文化振興補助金の交付
- (2) 市民文化まつり開催交付金の交付

12 和歌山市文化表彰

○ 趣 旨

本市文化の向上発展に特に顕著な功績のある個人又は団体に次の表彰を行う。

ア 文 化 賞 （文化の向上発展に特に顕著な業績を残したと認められるものに贈る。）

イ 文化功労賞 （文化の向上発展に貢献し、その功労が特に顕著であるものに贈る。）

ウ 文化奨励賞 （優れた文化の創造又は普及活動を続け、市民の文化向上に寄与しているものに贈る。）

○ 第44回（令和7年度）受賞者

文 化 賞

多 田 佳 幸 子

声楽家・演出家

文化功労賞

小 西 克 幸

声優

堀 本 裕 樹

俳人

文化奨励賞

木 村 友 威

作詞家

大谷獅子舞保存会

伝統文化（民俗芸能）

13 文化財保護

○ 文化財指定

昭和41年3月30日に和歌山市文化財保護条例を制定した。

また、市内周辺の現地調査を行い、文化財の記録保存につとめるとともに、啓発を行う。

(令和8年3月末現在)

指定の別		国	県	市	計	備 考
建 造 物		14	10	11	35	和歌山城岡口門、護国院多宝塔、東照宮本殿、阿弥陀寺本堂、旧中筋家住宅、郭家住宅他
美 術 工 芸 品	絵 画	3	5	16	24	絹本著色十六羅漢像、絹本著色釈迦三尊像、絹本著色鳥羽天皇像、十王図他
	彫 刻	5	1	15	21	木造千手観音立像、木造十一面観音立像、天部立像、千手観音立像他、夾山東寛坐像
	工 芸	19	17	11	47	金銅造丸鞘太刀、南蛮胴具足、白地葵紋綾小袖、鉄錆地雑賀鉢兜、獅子鈕子母印他
	書 跡 ・ 典 籍	1	4	5	10	久我通具筆二首懷紙、歓喜寺文書紀三井寺勸進状他
	考 古 資 料	1	6	5	12	車駕之古址古墳出土品、太田・黒田遺跡出土銅鐸、男子立像埴輪、和歌山城出土地鎮具他
	計	29	33	52	114	
歴 史 資 料		0	1	11	12	六堰続渠之碑、奠供山碑、安原荘御舩山之碑、望海楼遺址碑、山本東籬顕彰墓碑他
記 念 物	史 跡	7	13	9	29	岩橋千塚古墳群、和歌山城、大谷古墳、四箇郷一里塚、車駕之古址古墳他
	名 勝	3	0	1	4	和歌山城西之丸庭園、養翠園、和歌の浦、紀三井寺の三井水他
	天 然 記 念 物	0	11	4	15	友ヶ島深蛇池湿地帯植物群落、紀三井寺の樟樹他
	計	10	24	14	48	
無 形 文 化 財		0	1	0	1	関口新心流
有 形 民 俗 文 化 財		0	2	2	4	日高地域の地曳網漁用具及び和船、保田紙の製作用具、駿河屋菓子木型、伊太祁曽神社神輿
無 形 民 俗 文 化 財		0	3	2	5	団七踊、岩倉流泳法、木ノ本の獅子舞、木本八幡宮御田祭、和歌祭の奉納芸能
計		53	74	92	219	
登 録 有 形 文 化 財		95	0	0	95	井上家住宅、御前家住宅、中筋家住宅、旧西本組本社ビル他

14 有吉佐和子記念館

- (1) 所在地 和歌山市伝法橋南ノ丁 9 番地
- (2) 開館日 令和 4 年 6 月 5 日
- (3) 総工費 112,430千円
- (4) 構造 木造
- (5) 規模 地上 2 階
- (6) 敷地面積 603.7m²
- (7) 建築面積 112.64m²
- (8) 施設の内容

有吉佐和子記念館は、和歌山市出身の作家 有吉佐和子氏（1931～1984）が旺盛な創作活動を行い、ベストセラーのすべてを執筆した東京都杉並区の邸宅を、氏の心の中に流れる青く美しい紀の川のそばに移し、その生涯と馥郁たる内面世界にふれることができるよう復元した施設です。当館は、氏ゆかりの資料を展示するなど、郷土が生んだ有吉佐和子氏の業績を顕彰するとともに、市民の文化振興に資することを目的としています。

- 1 階 展示室、カフェスペース
- 2 階 書斎、茶室
- (9) 開館時間
午前 9 時～午後 5 時
休館日 水曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月30日～ 1 月 3 日）
- (10) 利用状況
来館者数 37,676人（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月31日）

15 和歌山城ホール

- (1) 所在地 和歌山市七番丁 25 番地の 1
- (2) 開館日 令和 3 年10月29日
- (3) 総工費 10,651,834千円
- (4) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
一部鉄筋コンクリート造・鉄骨造
- (5) 規模 地上 5 階（一部地下 1 階）
- (6) 敷地面積 6,627.84㎡
- (7) 建築面積 4,810.29㎡
- (8) 各主要施設の概況

施設名	収容定員	附属施設
大ホール	954人	楽屋 7 室
小ホール	395人	楽屋 4 室
展示室	椅子のみ（232人）、教室型（120人）	
会議室 7 室、練習室 4 室、和室 3 室、 工房、リハーサル室、レストラン		

- (9) 利用状況

(令和 8 年 3 月末現在)

施設	大ホール	小ホール	展示室
使用日数	227日	212日	310日

16 和歌の浦アート・キューブ

- (1) 所在地 和歌山市和歌浦南 3 丁目 10 番 1 号
- (2) 開館日 平成15年 7 月23日
- (3) 総工費 563,430千円
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）
- (5) 規模 地上 2 階
- (6) 敷地面積 3,210.83㎡
- (7) 建築面積 1,064.18㎡
- (8) 施設の内容
 - 1 階 多目的ホール、第 1 制作室、第 2 制作室、展示室
 - 2 階 音楽室、第 1 練習室、第 2 練習室、カフェ
- (9) 利用状況

(令和 8 年 3 月末現在)

施設	多目的ホール	第 1 制作室	第 2 制作室	音楽室
使用日数	163日	212日	101日	254日
施設	第 1 練習室	第 2 練習室	展示室	
使用日数	288日	273日	92日	

17 市立博物館

(1) 施設の概要

所在地	和歌山市湊本町3丁目2番地
規模	地下1階、地上4階
敷地面積	3,753.73m ²
建築面積	2,572.41m ²
延床面積	7,540.38m ²
構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造
開館日	昭和60年11月1日
建設費	16億5,470万円

(2) 施設の内容

1 階	玄関ホール、常設展示室
2 階	特別展示室、講義室、体験学習室、参考資料室、一般収蔵庫
3 階	特別収蔵庫
4 階	設備機械室

(3) 事業の内容

常設展示	郷土の歴史、文化遺産に関する市民の理解を深めることを目的に、和歌山市を中心とした原始から現代にいたる郷土和歌山のあゆみを具体的に物語る資料を展示している。
展覧会	国宝、重要文化財を展示する機能を備え、特別展・企画展等を開催している。
企画展	出版文化とわかやま～本を刷り、絵に刷られ～
夏季企画展	わかやま鉄道物語
特別展	紀州の美を統べし殿様 徳川治宝
冬季企画展	歴史を語る道具たち
その他	講座、体験学習、講演会、出張展示、出前講座、市史資料の管理等を行っている。

(4) 開館時間

午前9時～午後5時 ただし入館は午後4時30分まで

休館日	毎週月曜日、祝日の翌日及び12月29日から翌年の1月3日まで ただし、月曜日が祝日に当たる時は、その翌日を休館日に振替える。
-----	---

(5) 利用状況

年度	入館者数				図書等販売冊数			
	有料個人	有料団体	無料	合計	常設展	特別展	研究紀要	合計
令和2年度	1,638	275	8,469	10,382	22	354	86	462
令和3年度	1,882	251	5,436	7,569	14	473	91	578
令和4年度	2,111	1,052	5,936	9,099	21	755	135	911
令和5年度	2,944	773	6,872	10,589	34	725	128	887
令和6年度	3,336	796	7,078	11,210	54	551	111	716
令和7年度	5,039	1,006	9,630	15,675	17	711	139	867

18 体 育 館

施 設 概 況

松下体育館（指定管理者として公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団を指定）

名 称	和歌山市立松下体育館
所 在 地	和歌山市西浜 1037 番地
開 館 日	昭和45年11月 4 日
構 造	鉄骨 R C 造
規 模	地上 2 階
敷 地 面 積	5,684m ²
建 築 面 積	2,145m ²
延 床 面 積	2,884m ²

利 用 状 況

年度 \ 区分	フ ロ ア	会 議 室	運 動 用 具
令和 4 年度	1,433回	37回	2,698回
令和 5 年度	1,527回	55回	2,727回
令和 6 年度	1,339回	42回	2,697回

市民体育館（指定管理者として公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団を指定）

名 称	和歌山市立市民体育館
所 在 地	和歌山市土入 318 番地の 1
開 館 日	昭和53年 6 月 1 日
構 造	鉄骨及び鉄筋コンクリート造
規 模	一部地上 2 階
敷 地 面 積	18,127m ²
建 築 面 積	4,059.12m ²
延 床 面 積	3,889.02m ²

利 用 状 況

年度 \ 区分	フ ロ ア	トレーニング室	運 動 用 具
令和 4 年度	1,367回	3,863回	3,303回
令和 5 年度	1,460回	4,142回	3,975回
令和 6 年度	1,417回	4,834回	3,898回

河南総合体育館（指定管理者として公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団を指定）

名 称	和歌山市立河南総合体育館
所 在 地	和歌山市和佐中 165 番地の 1
開 館 日	昭和58年 4 月 1 日
構 造	鉄筋コンクリート造（屋根一部鉄骨造）
規 模	2 階建一部平屋 ジョギングコース 200m 武道場 459m ² 弓道場（5 人立） テニスコート（全天候型 1 面） フロアー面積 1,584m ² 観客席（固定475席）
敷 地 面 積	10,753.05m ²
建 築 面 積	3,342.97m ²
延 床 面 積	4,301.65m ²

利 用 状 況

年度 \ 区分	フ ロ ア	トレーニング室	武 道 場	弓 道 場	テニスコート	運 動 用 具
令和 4 年度	1,168回	936回	556回	442回	101回	9,561回
令和 5 年度	1,327回	1,007回	524回	510回	94回	8,516回
令和 6 年度	1,313回	950回	505回	530回	93回	8,673回

19 つつじが丘総合公園

施 設 概 況

つつじが丘総合公園（指定管理者としてつつじが丘総合公園運営グループを指定）

名 称	和歌山市つつじが丘総合公園
所 在 地	和歌山市つつじが丘 4 丁目 4 番地外
開 館 日	平成26年 7 月 5 日
規 模	テニスコート20面、練習用テニスコート 1 面（軟式・硬式兼用）、 多目的球技場、スケートボード場、公園
敷 地 面 積	85,701m ²

利 用 状 況（多目的球技場、スケートボード場ともに令和 6 年度中に供用開始）

年度 \ 区分	テニスコート	多目的球技場	スケートボード場
令和 4 年度	15,354回	-	-
令和 5 年度	16,011回	-	-
令和 6 年度	16,939回	260回	311回

20 市民温水プール

施設概況

市民温水プール（指定管理者として公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団を指定）

名 称	和歌山市立市民温水プール
所 在 地	和歌山市土入 318 番地の 1
開 館 日	昭和59年10月28日
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨
規 模	地上 2 階 25m公認プール 幼児用プール
敷地面積	2,971㎡
建築面積	2,064㎡

利用状況

区分 年度	一 般 利 用		計
	大 人	小 人	
令和 4 年度	48,723人	5,290人	54,013人
令和 5 年度	51,696人	6,079人	57,775人
令和 6 年度	53,720人	6,295人	60,015人

21 市民スポーツ広場

施設概況

市民スポーツ広場（指定管理者として公益財団法人和歌山市文化スポーツ振興財団を指定）

名 称	和歌山市立市民スポーツ広場
所 在 地	和歌山市福島 796 番地の 1
規 模	野球場 2 面 球技場（大） 球技場（小） テニスコート（9 面） 陸上競技場

利用状況（球技場（小）は令和 7 年度中に供用開始）

区分 年度	野 球 場	球 技 場（大）	テニスコート	陸上競技場
令和 4 年度	652回	353回	816回	280回
令和 5 年度	546回	381回	621回	273回
令和 6 年度	515回	413回	579回	256回

22 農 林 水 産

(1) 農林水産関係

農業の状況

ア 農家人口、農家戸数、農業従業者、耕地面積

区分 年次	農家人口 (人)	農 家 戸 数 (戸)		農 業 従 事 者 (人)			経営耕地面積 (ha)			
		専業農家	兼業農家	計	男	女	計	田	畑	樹 園 地
1 9 8 5	29,569	1,007	5,611	6,618	9,630	9,110	18,740	2,379	389	515
1 9 9 0	25,678	923	4,896	5,819	8,098	7,391	15,489	2,248	364	423
1 9 9 5	22,210	933	4,315	5,248	7,400	6,258	13,658	2,032	334	357
2 0 0 0	14,356	611	4,161	4,772	5,122	4,686	9,808	1,658	256	335
2 0 0 5	10,737	715	3,597	4,312	3,918	3,657	7,575	1,451	210	244
2 0 1 0	9,313	780	3,313	4,093	3,587	3,346	6,933	1,425	240	239
2 0 1 5	8,863	854	2,797	3,651	3,217	3,095	6,312	1,270	242	209
2 0 2 0	-	-	-	3,057	1,253	882	2,135	1,069	219	164

2020年は基幹的農業従事者数

イ 耕地面積別農家数

区分 年次	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0ha以上	合 計
1 9 8 5	3,854	2,091	521	108	44	6,618
1 9 9 0	3,291	1,873	519	98	38	5,819
1 9 9 5	2,974	1,719	417	84	54	5,248
2 0 0 0	2,667	1,558	386	108	53	4,772
2 0 0 5	2,526	1,315	328	88	55	4,312
2 0 1 0	2,311	1,252	363	94	73	4,093
2 0 1 5	2,124	1,028	316	99	84	3,651
2 0 2 0	1,811	834	240	92	80	3,057

市民農園の状況

本市における都市農業の推進と効果的な土地利用に資するため、また、市民が、花、野菜を栽培することにより、自然と土に親しみ健康で明るい市民生活の推進に資するため、市民農園を市民に紹介するとともに、農地の所有者に開設の支援を行っている。令和8年3月31日現在の市民農園は21農園である。

農業協同組合（令和8年3月31日時点）

組 合 名	和歌山県農業協同組合 わかやま地域本部
所 在 地	和歌山市栗栖 642
組 合 員 数	32,708人（正組合員・准組合員合計）

四季の郷公園管理運営事業

農業の振興及び自然保護思想の普及に寄与するため、農業体験や自然観察イベントの実施など農業や自然に触れ合う機会を来園者に提供している。

家畜の推移

年次	区分	肉 牛	乳 牛	豚	鶏
平成 25		280 頭	4 頭	90 頭	58,800 羽
26		276	2	0	50,300
27		263	0	0	50,800
28		241	0	12	50,100
29		213	0	20	50,600
30		213	0	24	56,500
令和 元		190	0	0	59,800
2		208	0	0	58,400
3		208	0	0	52,400
4		200	0	0	2,300
5		192	0	0	7,700
6		186	0	0	10,000

林業振興事業

森林緑化及び緑の空間整備として、森林公園や林道の維持管理を行っている。

漁業の状況

(令和7年3月末現在)

漁業種類	漁家戸数 (経営体数)	漁業者数	漁船数	漁獲高	
				数量(kg)	金額(千円)
機船底びき網	44	58	36	223,821	299,381
機船船びき網	9	40	21	184,718	181,244
一本釣り	93	97	98	58,975	97,837
刺網、建網	16	21	19	9,898	23,803
のり養殖	0	0	0	のり 0枚	0
その他	40	60	56	32,637	73,110
計	202	276	230	のり 0枚 510,048	675,376

市管理漁港

(令和7年3月末現在)

漁 港 名		田 ノ 浦	雑 賀 崎
漁 港 の 種 類		第 1 種	第 2 種
所 在 地		和 歌 山 市 田 野	和 歌 山 市 雑 賀 崎
漁 港 の 指 定 年 月 日		昭 27 . 5 . 28	昭 28 . 3 . 5
管 理 者 指 定 年 月 日		昭 31 . 10 . 30	昭 31 . 10 . 30
漁 港 施 設	外 かく 施 設 けい 留 施 設	1,442m 670m	1,969m 1,070m
整 備 概 要	外 かく 施 設 けい 留 施 設	沖防波堤 (A) L = 15.3m 南護岸 L = 82.6m	用地護岸 (B) (L = 30.0m) 突 堤 () (L = 25.0m) - 3 m岸壁 (L = 40.0m)
	14 年 度	擬岩式突堤 公園施設工 東防波堤 L = 25.3m A = 1,650m ² L = 30.2m	突 堤 () (L = 30.0m) - 3 m岸壁 (A) (L = 15.0m) 護 岸 (B) (L = 90.0m) 用 地 (A = 3,600m ²)
	15 年 度	東防波堤 L = 45.4m	突 堤 () (L = 30.0m) - 3 m岸壁 (A) L = 60.0m 護 岸 (B) L = 188.0m 用 地 A = 6,400m ²
	16 年 度	- 3 m岸壁 L = 38.6m	突 堤 () L = 30.0m 調 査 ・ 測 量 一 式
	17 年 度	- 3 m岸壁 L = 96.6m	道 路 A (L = 157m) 道 路 B (L = 239m)
	18 年 度		沖防波堤 (B) (L = 121.1m) 南防波堤 (L = 31.4m)
	19 年 度		沖防波堤 (B) (L = 141.2m) 南防波堤 L = 40.0m
	20 年 度	道路 (D) L = 116.0m	突 堤 () (L = 50.0m)
	21 年 度		突 堤 () (L = 50.0m)

漁業協同組合

(令和7年3月末現在)

組 合 名	所 在 地	漁 船 数	正組合員数
加 太 漁 業 協 同 組 合	加太 1271 番地 2 先無番地	82	59人
和歌山北漁業協同組合 西 脇 支 所	本脇海岸地先	55	20人
雑賀崎漁業協同組合	雑賀崎 1162 番地	42	48人
和歌山北漁業協同組合 田 野 浦 本 所	田野 367 番地 4 先	5	17人
和歌浦漁業協同組合	新和歌浦 4 番 12 号	46	28人

(2) 農業土木関係

農業施設改良事業

(令和6年度竣工)

場 所	区 分	事 業 量	工 事 費
小倉地内初め 16件	水路	L = 410.4m	51,549,070円
安原地内初め 5件	農道	L = 245.4m	20,680,884円
小倉地内 1件	ため池	L = 44.5m	4,991,800円
岡崎地内 1件	樋門	-	7,447,000円

23 中央卸売市場

名 称 和歌山市中央卸売市場
 所 在 地 和歌山市西浜 1660 番地 401
 開 場 月 日 昭和49年 4 月19日
 敷 地 面 積 122,735.02m²

(1) 主 要 施 設

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

名 称	面 積	構 造
卸 売 場	5,760m ²	鉄骨造 2 階建
仲 卸 売 場	7,200m ²	鉄骨造 2 階建
買 荷 保 管 所	4,500m ²	鉄骨造 2 階建
業 者 事 務 所	3,621m ²	鉄骨造 2 階建
冷 蔵 庫	1,367m ²	鉄骨造平屋建
総 合 食 品 セ ン タ ー	2,527m ²	鉄骨造平屋建
倉 庫	1,010m ²	鉄骨一部鉄筋コンクリート造平屋建
加 工 場	28m ²	鉄骨一部鉄筋コンクリート造平屋建
駐 車 場	25,467m ²	

(2) 業 種 別 業 者 数

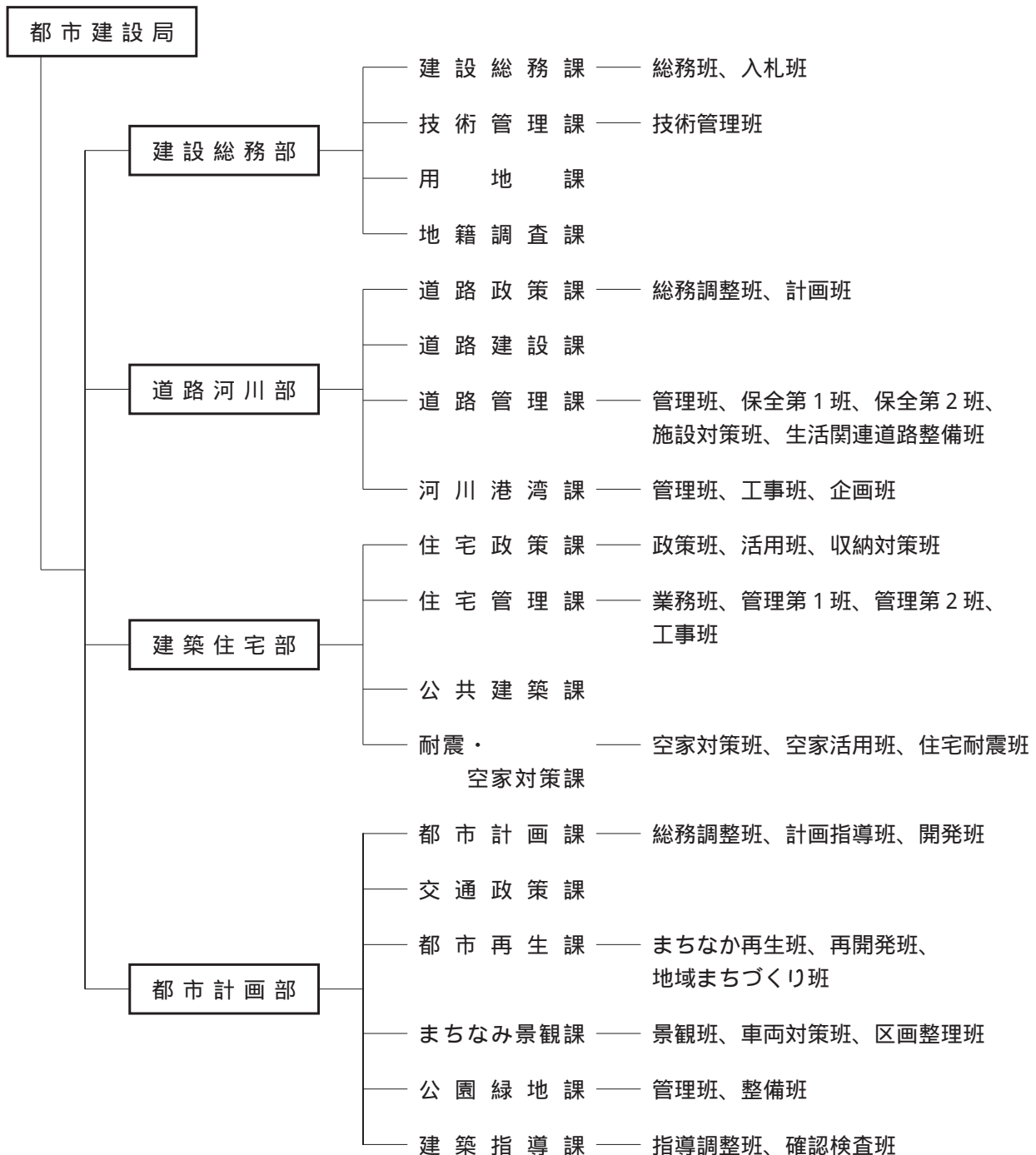
(令和 8 年 4 月 1 日現在)

部	卸 売 業 者	仲 卸 業 者	売 買 参 加 者	事 業 者 セ ン タ ー 総 合 食 品
青 果	2	9	27	32
水 産 物	1	23	33	
合 計	3	32	60	32

(3) 部 別 取 扱 高

部 別		令 和 5 年		令 和 6 年		令 和 7 年	
		取 扱 量 (t)	取 扱 高 (千円)	取 扱 量 (t)	取 扱 高 (千円)	取 扱 量 (t)	取 扱 高 (千円)
青 果 部	野 菜	30,703	8,206,849	29,753	8,827,187	27,482	8,596,779
	果 実	10,918	4,614,540	9,996	4,632,359	9,789	4,391,854
水 産 物 部	生 鮮 水 産 物	5,352	5,471,114	5,364	5,432,400	4,759	5,294,753
	冷 凍 水 産 物	1,780	885,966	1,819	1,073,923	1,905	1,103,601
	加 工 水 産 物	3,839	2,793,205	3,309	2,709,008	3,043	2,753,124
計		52,592	21,971,674	50,241	22,674,877	46,978	22,140,111

都市建設局



11 都 市 建 設 局

建 設 総 務

- 公共工事等の入札の適正な運用を図るため、法令に基づいて、建設工事の入札・契約事務の執行や入札参加資格登録を行っている。

技 術 管 理

- 公共工事等の適正な履行及び品質確保を図るため、工事の検査・監察、設計審査、入札制度及び技術管理の総合調整を行っている。

用 地

- 建設事業の用地取得、補償及び法定外公共物の管理を行っている。

地 籍 調 査

- 近代的地籍制度の確立及び都市計画、公共事業等の基礎資料としての利用を目的として、平成10年度に事業に着手し、令和7年度においても引き続き、加太地区、野崎地区、名草地区、紀伊地区、楠見地区、西脇地区、和佐地区、四箇郷地区、松江地区及び湊地区において地籍調査を実施している。

道 路 政 策

- 市域内道路の安全で円滑な通行確保と効率的な整備の推進を目的とし、道路、道路関連施設に関する企画・調整を行っている。
- 産業や観光の活性化や防災機能の向上など広域道路ネットワークの充実を図るため、和歌山環状北道路などの路線について、早期事業化に向けた政策調整を行っている。

また、広域道路ネットワーク路線の事業化が実現されるように関連団体と連携し、国土交通省等へ強い働きかけを行っている。

道 路 建 設

- 地域間道路ネットワークの構築を図ることで、交通渋滞を緩和し、円滑な移動が確保されるよう都市計画道路の整備を行っている。
- 市民の日常生活に密着した安全で快適な道路空間を確保することで、市民生活の向上及び交通の円滑化を図るよう、生活道路の整備を行っている。

道 路 管 理

- 市道舗装率は、令和8年4月1日現在で98.84%となっている。特に市街地における舗装率は、100%に近い状況である。
- 道路、橋梁、駅前広場等の維持管理については、明るいまちづくりと生活環境の向上を図るため、速やかに実施している。
- 市道及び市有地の占用許可（工事を含む。）及び占用料の徴収を行っている。
- 市道及び市有地と民間土地との境界明示を申請に基づいて行い、市道幅員及び市有地の確保と市道管理区域の確定を進めている。
- 市道認定を行っている。
- 交通安全施設の設置及び補修を行っている。

河 川 港 湾

- 河川整備事業
通水機能確保のため、普通河川の維持修繕及び改良工事を行っている。
- 準用河川事業
浸水被害軽減のため、準用河川の維持修繕及び改良工事を行っている。
- 水路維持事業
通水機能確保のため、法定外水路等の維持修繕及び改良工事を行っている。
法定外水路等の占用事務を行っている。
- 排水施設事業
排水施設等の運転及び維持管理を行っている。
地域污水处理施設の運転及び維持管理を行っている。
- 港湾整備事業
港湾の利用促進・防災対策を図るため、施設整備の促進を行っている。

住 宅

- 公営住宅事業
住宅に困窮する低所得者層に対して、居住の安定と居住水準の向上を図るため、低廉な家賃の住宅の供給を図っている。
- 改良住宅事業
住宅地区改良事業として、改良住宅の建設・解体、施設の整備等により居住環境の改善を図っている。
- 市営住宅ストック総合改善事業
既存市営住宅のストックを有効活用し、居住水準・安全性を高めるため、狭小・老朽化した市営住宅を計画的・総合的に建替または改善等を行っている。
- 住宅耐震化促進事業
「地震災害に強い安全なまちづくり」を推進するために、旧耐震基準の住宅及び平成12年5月以前に着工した住宅を対象に、耐震化に向けての各種支援制度を実施している。
- 空家等対策推進事業
空き家の適正な管理を促すとともに空き家の流通・活用を促進することで、住環境の改善及び地域の活性化に資することを目的に実施している。

公 共 建 築

- 市有建築物等の新築、増改築、維持修繕及び解体撤去工事の依頼に係る見積、設計、設計審査、工事監理を行うと共に定期点検業務を担当し、施設整備及び施設の維持管理の一翼を担っている。また、建築物の耐震診断を含め施設整備事業等に関する助言及び相談業務も行っている。
- 和歌山市自家用電気工作物保安規程に基づき、自家用電気工作物の保安管理及び電気設備

改修計画の立案を行うと共に、新築、増改築、維持修繕工事に係る電気設備工事の設計、監理等を行い適正な保安の確保に努めている。

都 市 計 画

和歌山市における都市計画は、大正14年4月1日市域全部が都市計画区域に決定され、ついで昭和6年4月23日街路、昭和9年12月31日用途地域、昭和16年12月22日土地区画整理事業及び風致地区並びに昭和17年6月2日下水道、土地利用計画及び都市施設が決定告示された。

さらに、昭和20年の戦災により本市の大半が焼失したため、「戦災地復興計画基本方針」に沿い、戦前の都市計画において懸案となっていた事項をも取り入れ、新しい構想の下に総合的な都市計画を策定し、昭和21年10月3日街路、駅前広場及び戦災復興土地区画整理、昭和23年5月15日公園、昭和32年10月19日下水道、昭和54年2月1日自動車駐車場がそれぞれ決定告示され、事業が実施されている。

その他、地域地区として昭和25年準防火地域、昭和28年防火地域、昭和40年臨港地区、平成4年駐車場整備地区、平成18年生産緑地地区、平成19年特別用途地区（大規模集客施設制限地区）、高度利用地区が、都市施設として市場、汚物処理場、ごみ焼却場、ごみ処理場、学校及び火葬場が決定された。

また、地区計画として平成16年地区計画（再開発等促進区）が計画決定され、直近では令和6年地区計画（岡崎地区）が追加され、現在9地区が決定されている。

また、昭和43年都市計画法が改正されたことに伴い、昭和46年市街化区域及び市街化調整区域の決定を行うとともに、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域として、和歌山市、海南市をひとつの区域として「和歌山海南都市計画区域」に変更された。

その後、社会情勢の変化、土地利用の動向等を勘案しながら適宜計画の変更を行い、平成16年、将来の都市計画の方針の違いから和歌山市と海南市の都市計画区域を分割し「和歌山都市計画区域」と変更され現在に至っている。

○ 市街化区域及び市街化調整区域

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）は、最も重要な都市計画として、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定める。」こととなっている。

市街化区域は、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域として指定され、その区分及び各区域の「整備、開発又は保全の方針」を都市計画に定めることとなっている。

本市は、市街化区域及び市街化調整区域を設定すべき都市計画区域として昭和44年7月22日に指定され、昭和46年6月5日に決定し、その後次のとおり見直しを行い、平成23年11月29日に第4回目の見直しを行った。

(都市計画区域＝行政区域全域)

(単位 ha)

告示日 種類	S 46. 6 . 5 県告示第 415号	S 55.12.27 県告示第 1063号	H 2 . 3 . 27 県告示第 190号	H 5 . 1 . 21 県告示第 49号	H 12. 6 . 13 県告示第 605号	H 23.11.29 県告示第 1240号
市街化区域 (約ha)	6,240	6,507	7,031	7,079	7,404	7,415.4
備 考	当初決定	第 1 回目 見直し	第 2 回目 見直し	保留フレ ーム解除	第 3 回目 見直し	第 4 回目 見直し

○ 用 途 地 域

本市の用途地域は、昭和 9 年中心地を対象に初めて決定され、その後数次にわたり部分修正を重ね、次いで昭和43年都市計画法の改正に伴い、昭和46年市街化区域が定められ用途地域の指定内容も細分化されることになり、昭和48年に従来の用途地域である住居、商業、準工業、工業地域の 4 地域のほかに新たに第一種住居専用、第二種住居専用、近隣商業、工業専用地域を加え、8 地域に変更された。さらに平成 4 年法改正により、住居系地域の細分化が行われたことに伴い平成 8 年 5 月 1 日用途地域を12地域として変更され、その後数次にわたり見直しを重ね現在に至る。直近では、令和 4 年12月28日に見直しを行った。

○ 土地区画整理事業

和歌山駅の東部地区を地方公共団体施行の土地区画整理事業として「東和歌山第一地区土地区画整理事業」を昭和42年度から施行し、更に、事業区域を拡張すべく昭和49年度から第二地区の事業を進めている。また、土地区画整理組合施行の土地区画整理事業として「和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業」を平成15年度から施行している。

○ 建築指導業務

建築基準法が昭和25年11月23日に施行され、本市では昭和46年 4 月 1 日に建築主事を置く特定行政庁となり、同法に基づく事務を執行してきたところである。

建築物の適正化を図ることを目的とし、同法に基づく建築確認、中間・完了検査、建築許可及び道路位置指定等に関する申請、届出、審査事務並びに建築計画概要書の閲覧・写しの交付、建築物に係る証明、その他違反建築物の是正をはじめとする建築に関する指導、相談等の事務を行っている。

○ 市街地再開発事業

低利用市街地の高度利用化により、居住・商業・業務機能等の都市機能を誘導し、良好な市街地の整備を図っていく。

○ 和歌山市景観計画

平成23年 7 月に和歌山市景観条例を制定、平成23年12月から和歌山市景観計画に基づく届出制度の運用を開始し、本市の特性に応じた良好な景観形成を推進している。

- 生産緑地地区

平成18年4月から「和歌山市生産緑地地区指定要綱」を施行し、現在290地区、約81.28haを地区指定して、市街化区域内にある農地を保全し、良好な都市環境の形成を図っている。

- 市営駐車場

本町地下駐車場、中央駐車場、北駐車場、大新地下駐車場、城北公園地下駐車場、けやき大通り地下駐車場及びけやき大通り地下自転車等駐車場の管理運営を行っている。

- 公園緑地

市民の憩いの場である都市公園、児童遊園などの維持管理を行っている。

紀の川緑地など有料施設の貸出、維持管理を行っている。

公園施設の新設及び修繕を行っている。

サービスの向上を図るために指定管理者制度を導入し、和歌山東公園の維持管理を行っている。

交 通 政 策

- 市の総合的な交通体系に関する企画及び調整、バスや鉄道等公共交通機関の整備促進、紀淡連絡道路早期実現と関西国際空港全体構想の早期実現に向けた促進活動、自転車活用推進に関する事務を担当している。

1 契 約 関 係

(1) 入札参加資格登録業者（各年度4月1日現在）

区 分	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度			令 和 8 年 度		
	市内業者	市外業者 (うち県 外業者)	計	市内業者	市外業者 (うち県 外業者)	計	市内業者	市外業者 (うち県 外業者)	計
建設工事	454	687 (623)	1,141	434	643 (583)	1,077	451	682 (617)	1,133
建設関連 業務委託	61	402 (369)	463	55	368 (337)	423	57	394 (360)	451
合 計	515	1,089 (992)	1,604	489	1,011 (920)	1,500	508	1,076 (977)	1,584

各年度4月1日現在

(2) 契 約 状 況（4月～3月の年度集計報告）

年度 区分	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
一般競争入札	213件 11,605,110,965円	233件 7,026,348,308円	237件 10,313,829,135円
指名競争入札	0件 0円	0件 0円	0件 0円
随意契約	7件 97,123,400円	1件 11,220,000円	3件 51,008,100円
合 計	220件 11,702,234,365円	234件 7,037,568,308円	240件 10,364,837,235円

業務委託は業務担当課で契約しているため、工事契約の集計としている。

2 地 籍 調 査

本市の地籍調査は、平成10年度に着手し、令和6年度までに約46km²を完了（一部調査中）しています。

本年度においても、土地所有者（地権者）の立会いのもと現地調査を実施し、順次測量を行っています。

また、現地調査を終了した地区については、調査結果（地籍図及び地籍簿）の閲覧を行った後、県知事の認証を受け、法務局へ送付します。

その結果、法務局においては、地籍図は不動産登記法第14条第1項に規定する地図（公図に代わる地図）として備え付けられ、登記簿は地籍簿に基づき、その内容が書き改められることとなります。

【令和7年度事業内容】

(1) 地籍調査事業業務委託

計画区 コード	計画地区名	計 画 区 名	計画区面積 (km ²)	工 程	契約金額 (円)
2310	西脇	本脇の一部	0.19	地籍図及び地籍簿作成	3,690,500
2311	西脇	磯の浦の一部	0.14	地籍図及び地籍簿作成	3,023,900
2401	和佐	布施屋・和佐関戸の各一部	0.21	地籍図及び地籍簿作成	3,801,600
2402	加太	加太の一部	0.21	地籍図及び地籍簿作成	2,912,800
2403	楠見	大谷の一部	0.17	地籍図及び地籍簿作成	3,018,400
2404	四箇郷	松島の一部	0.15	地籍図及び地籍簿作成	2,744,500
2405	野崎・松江	北島・松江の各一部	0.22	地籍図及び地籍簿作成	2,908,400
2406	名草	布引の一部	0.33	地籍図及び地籍簿作成	4,528,700
2407	名草	布引の一部	0.32	地籍図及び地籍簿作成	3,430,900
2408	湊	湊の一部	0.45	測 量 一筆地調査	14,409,027 19,712,000
2409	名草	紀三井寺・布引の各一部	0.24	測 量 一筆地調査	9,706,994 19,756,000
2410	名草	紀三井寺の一部	0.12	測 量 一筆地調査	6,187,661 14,465,000
2501	和佐	布施屋の一部	0.29	測 量 一筆地調査	13,285,041 18,480,000
2502	西脇	本脇・西庄の各一部・ つつじが丘六丁目	1.07	測 量 一筆地調査	18,553,946 16,082,000
2503	四箇郷	松島の一部	0.17	測 量 一筆地調査	8,380,350 16,417,500
2504	紀伊	上野の一部	0.09	測 量 一筆地調査	5,845,048 8,030,000

計画区コード	計画地区名	計 画 区 名	計画区面積 (km ²)	工 程	契約金額 (円)
2505	野崎	福島の一部	0.30	測 量 一筆地調査	9,761,565 16,170,000
2506	名草	紀三井寺・布引の各一部	0.35	測 量 一筆地調査	9,332,180 12,375,000
2507	名草	紀三井寺・三葛の各一部	0.20	測量、一筆地調査	32,780,000
2508	名草	三葛の一部	0.14	測量、一筆地調査	28,457,000
2509	名草	三葛の一部	0.19	測量、一筆地調査	30,440,300

(2) 調査結果（地図及び簿冊）

計画区コード	計画地区名	計 画 区 名	計画区面積 (km ²)
2310	西脇	本脇の一部	0.19
2311	西脇	磯の浦の一部	0.14
2401	和佐	布施屋・和佐関戸の各一部	0.21
2402	加太	加太の一部	0.21
2403	楠見	大谷の一部	0.17
2404	四箇郷	松島の一部	0.15
2405	野崎・松江	北島・松江の各一部	0.22
2406	名草	布引の一部	0.33
2407	名草	布引の一部	0.32

(3) 都市再生街区基準点認証許可

	受 付 件 数 (承認)	交 付 点 数
基準点（補助点含む）	15件	139点

3 県土木事業施行に伴う本市の負担率及び負担額

小規模土砂災害対策事業	7 件
急傾斜地崩壊対策事業	5 件
災害緊急がけ崩れ対策事業	0 件

4 都市計画道路状況

(令和7年3月31日時点)

改良済延長：以下の区間の延長の合計

- ・道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般の通行の用に供している道路延長
- ・事業中区間については、事業決定区間の全体事業に対する令和6年度未換算完成延長

路線名	起終点	道路種別	計延長 (m)	改良済延長 (m)	路線名	起終点	道路種別	計延長 (m)	改良済延長 (m)
第二阪井～大谷線	平大井	国道	2,460	0	六十谷手平線	六十谷手	県市道	5,410	2,370
京奈和自動車道紀北西道路線 (湯屋谷～北別所)	湯屋谷北別所	"	2,260	0	嘉家作府中線	嘉家作府中	国道	6,360	1,976
和歌山駅雄湊線	友久保	国道	2,620	2,620	砂山手平線	湊手	"	3,260	1,870
和歌山駅鳴神線	太秋	市道	1,400	450	和佐山口線	和佐関戸谷	"	3,670	2,120
和歌山市駅前線	屏風橋	"	270	270	本町新南線	東間町橋向丁	県道	1,330	1,330
有本中島線	中之島	"	3,350	1,283	本町線	元寺番	市道	1,470	1,470
松島本渡線	松本渡	県市道	7,950	5,354	雄湊高松線	湊紺屋町丘	"	3,470	2,160
南港山東線	西吉	"	8,020	8,008	第二阪和国道線 (大谷～元寺町4丁目)	大元寺	国道	2,450	2,450
西脇山口線	磯ノ浦	市道	17,000	17,000	紀三井寺駅前線	紀三井寺	市道	400	400
新和歌浦中之島紀三井寺線	新和歌浦紀三井寺	"	13,590	11,203	中平井線	中平井	"	2,190	1,457
大橋島崎町線	広瀬通丁島崎町	市道	1,090	1,090	北島湊線	北島湊	県道	1,380	1,380
市駅和佐線	杉ノ馬場和佐関戸	市道	8,460	6,974	城北中之島側道線	源蔵馬場中之島	市道	1,630	1,630
和歌山港鳴神山口線	湊岡	国道	14,430	13,190	和歌浦不老橋線	和歌浦中和歌浦南	"	90	90
今福神前線	今福神	市道	4,510	3,563	美園地下1号線	美園町	"	30	30
貴志琴ノ浦線	中見	市道	13,430	6,939	美園地下2号線	美園町	"	20	20
本町和歌浦線	元寺町和歌浦東	市道	5,590	5,590	美園地下3号線	美園町	"	40	40
					計			139,630	104,327

5 橋梁維持修繕関係

(1) 調査委託

ア 令和7年度で完了した委託

工 事 名 称 (委 託 件 名)	契 約 金 額 (円)
小規模道路橋定期点検業務委託その18	40,084,000
紀の川大堰管理橋耐震対策事業委託負担金	27,589,100
道路橋定期点検業務委託その11	8,081,700
小規模橋梁補修設計業務委託その9	26,276,800

(2) 修繕工事

ア 令和7年度で完了した工事

工 事 名 称 (委 託 件 名)	契 約 金 額 (円)
奥和歌大橋補修工事その2	143,713,900
奥和歌大橋補修工事その3	91,488,100
奥畑中橋補修工事	3,696,000
和興大橋補修工事	135,652,000
牛神橋補修工事	8,280,800
小規模橋梁補修工事その20	8,636,100

イ 令和7年度で完了していない工事

工 事 名 称 (委 託 件 名)	契 約 金 額 (円)
奥和歌大橋補修工事その4	129,415,000
奥和歌大橋補修工事その5	107,778,000
相坂橋補修工事 (橋梁工事負担金)	86,416,594
塩屋橋補修工事	50,600,000
床版橋 (8000) 補修工事	5,801,325

6 道路新設改良事業関係

(1) 土地購入

該当なし

(2) 建物移転等補償

該当なし

(3) 道路新設改良工事

ア 竣工した工事

工 事 名	請 負 金 額 (円)
交差点改良工事 三田地区田尻	14,360,500

(4) 測量設計業務委託等

ア 令和7年度で完了した委託

委 託 名	委 託 金 額 (円)
市道黒岩北野線測量設計業務委託	5,788,310
道路詳細設計・設計業務委託 安原地区相坂	1,964,600

イ 3月末までに起案し、完了していない委託

工 事 名	請 負 金 額 (円)
緊急避難道路整備工事 安原地区相坂	15,015,000

7 地方道整備事業関係

(1) 土地購入

路 線 名	面 積 (㎡)	筆 数
青少年国際交流センターアクセス道路	5,431.13	2
坂田磯の浦線ほか	10.67	2
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路	77.48	4
今福12号線	231.74	4
西和佐152号線	65.85	1
西和佐21号線	443.76	3
有本中島線 (有本交差点)	258.26	1
松江木本線	46.17	1
紀伊55号線	253.63	9
河西橋	4.54	2
松江4号線	98.82	7

(2) 建物移転等補償

南港山東線アクセス道路	1 件
坂田磯の浦線ほか	1 件
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路	4 件
梅原広場アクセス道路	1 件
今福12号線	5 件
西和佐152号線	1 件
有本中島線（有本交差点）	1 件
松江木本線	2 件
紀伊55号線	5 件
松江 4 号線	2 件

(3) 地方道整備工事

ア 竣工した工事

工 事 名	請 負 金 額 (円)
青少年国際交流センターアクセス道路新設改良工事その 3	53,575,500
青少年国際交流センターアクセス道路新設改良工事その 4	68,288,000
岡崎130号線橋梁下部工事	219,915,300
岡崎130号線橋梁下部工事その 2	100,218,800
西脇82号線道路改良工事	15,516,600
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路新設工事その 2	15,787,200
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路新設工事その 3	18,943,100
(仮称) 梅原広場アクセス道路関連工事	4,731,454
今福12号線道路改良工事	2,669,700
今福12号線道路改良工事その 2	3,856,600
西和佐21号線道路改良工事	21,899,900
有本中島線有本交差点改良工事	3,707,000
松江木本線道路改良工事その 3	13,594,900
中之島49号線道路改良工事	12,390,400
河西橋橋面工及び上部工（A 1 ～ P 1、P 7 ～ A 2）工事	932,800,000
河西橋舗装工事	28,145,700
河西橋防護柵設置工事	40,409,612
和歌浦口雑賀崎線電線共同溝工事その 4	38,474,700
市道和歌浦口雑賀崎線道路美装化工事その 3	50,992,700
市道和歌浦口雑賀崎線案内標識板設置工事	5,842,276
紀ノ川 8 号踏切誘導表示整備工事	7,136,800

工 事 名	請 負 金 額 (円)
市道四箇郷102号線外 1 路線道路改良工事	63,869,300
今福 4 号線歩道整備工事その 1	3,857,571
宮49号線道路改良工事その 2	20,482,000
杭ノ瀬神前線道路改良工事	16,691,400
市道本町和歌浦線自転車通行空間整備工事その 3	51,866,100

イ 3月末までに起工し、完了していない工事

岡崎130号線橋梁下部工事その 3

(仮称) 梅原広場アクセス道路新設工事その 1

(仮称) 梅原広場アクセス道路新設工事その 2

(仮称) 梅原広場アクセス道路新設工事その 3

河西橋旧橋撤去工事

河西橋旧橋撤去工事その 2

市道和歌浦口雑賀崎線道路美装化工事その 4

市道和歌浦口雑賀崎線外 1 線舗装工事

市道松江 4 号線歩道改良工事その 2

(4) 測量設計業務委託等

ア 完了した委託

委 託 名	委 託 金 額 (円)
青少年国際交流センターアクセス道路詳細設計業務委託	5,907,000
青少年国際交流センターアクセス道路発注者支援業務委託	15,451,722
青少年国際交流センターアクセス道路不動産登記事務等業務委託その 1	193,457
岡崎130号線不動産登記事務等業務委託その 1	1,151,140
岡崎130号線橋梁上部工事 (支承) 特別調査業務委託	308,000
西脇82号線不動産登記事務等業務委託その 1	294,010
西脇82号線不動産登記事務等業務委託その 2	265,347
西脇82号線建物移転等補償調査業務委託その 1 (再算定)	363,000
西脇82号線建物移転等補償調査業務委託その 2	495,000
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路不動産登記事務等業務委託その 3	1,701,130
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路不動産登記事務等業務委託その 1	362,327
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路不動産登記事務等業務委託その 2	353,620
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路建物移転等補償調査業務委託その 1	627,000
道の駅「四季の郷公園」アクセス道路建物移転等補償調査業務委託その 2	495,000
(仮称) 梅原広場アクセス道路不動産登記事務等業務委託	955,450
手平神前線地盤変動影響調査等業務委託その 2	1,552,861

委 託 名	委 託 金 額 (円)
今福12号線不動産登記事務等業務委託その 1	696,170
今福12号線建物移転等補償調査業務委託その 5	2,345,200
西和佐152号線不動産登記事務等業務委託その 1	571,170
有本交差点測量設計業務委託	990,000
有本交差点照明設計業務委託	990,000
有本交差点不動産登記事務等業務委託その 1	492,230
有本交差点建物移転等補償調査業務委託その 1	1,897,500
松江木本線不動産登記事務等業務委託その 1	655,580
紀伊55号線不動産登記事務等業務委託その 1	86,120
紀伊55号線不動産登記事務等業務委託その 2	558,904
紀伊55号線不動産登記事務等業務委託その 3	525,227
紀伊55号線不動産登記事務等業務委託その 4	108,860
紀伊55号線不動産登記事務等業務委託その 5	158,090
紀伊55号線不動産登記事務等業務委託その 6	112,050
紀伊55号線不動産登記事務等業務委託その 7	97,010
紀伊55号線建物移転等補償調査業務委託その 1 (再算定)	495,000
紀伊55号線建物移転等補償調査業務委託その 2	499,840
紀伊55号線建物移転等補償調査業務委託その 3	495,000
紀伊55号線建物移転等補償調査業務委託その 4	495,000
紀伊55号線建物移転等補償調査業務委託その 5	499,840
宮前駅杭ノ瀬三田線建物移転等補償調査業務委託その 1	4,658,247
南畑黒谷線測量設計業務委託	20,617,300
南畑黒谷線不動産登記事務等業務委託	639,700
西和佐105号線測量設計業務委託	10,492,900
河西橋モニタリング調査業務委託その13	5,995,000
松江 4 号線建物移転等補償調査業務委託その 1	396,000
松江 4 号線建物移転等補償調査業務委託その 2	330,000
市道松江 4 号線歩行空間整備測量設計業務委託 (その 2)	990,000
松江 4 号線不動産登記事務等業務委託その 1	1,792,387
松江 4 号線不動産登記事務等業務委託その 2	355,370
松江 4 号線不動産登記事務等業務委託その 3	605,600
今福 4 号線不動産登記事務等業務委託	458,896
新和歌浦中之島紀三井寺線 自転車走行空間整備設計業務委託	495,000

委 託 名	委 託 金 額 (円)
藤田里線道路詳細設計等業務委託	6,575,800
今福4号線歩道詳細設計等業務委託	3,595,735

- イ 3月末までに起案し、完了していない委託
 有本交差点不動産登記事務等業務委託その2
 西和佐105号線不動産登記事務等業務委託その1
 紀伊駅前広場整備実施設計業務委託

8 和歌山市道認定要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、道路の適正な管理と道路網の整備を図るため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づく路線の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「公道」とは、道路法第3条に規定する道路又は同条に規定する道路に接続している幅員が4メートル以上の道路で次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）に規定する計画により開設された林道
- (2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に規定する漁港施設としての道路
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港湾施設としての道路
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理施設上にある道路
- (5) その他和歌山市が管理する道路

2 この要綱において「公共施設」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）で、国、県、市その他公共団体が設置するものをいう。

- (1) 公園、緑地、広場等の公共空地及び浄水場等水道施設、公共下水道処理施設
- (2) 庁舎、宿舍等の公用施設
- (3) 教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更正保護施設
- (4) その他市長が認めるもの

(認定の要件等)

第3条 市道として認定する道路は、次の各号のいずれかに該当する道路で、かつ、次項の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 路線の両端が公道に接続している道路
- (2) 路線の一端が公道に接続している道路で、公共施設に連絡しているもの
- (3) 路線の一端が公道に接続している道路で、都市計画法（昭和43年法律第100号）又は住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に基づく開発行為により設置されたもの
- (4) 路線の一端が公道に接続している道路で、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号により位置の指定を受けたもの
- (5) 国道又は県道の路線変更に伴い、市道として引き継ぐ必要のある道路

- (6) 公道に接続している道路で、国又は県から市が占用を受けたもの
- (7) 路線の両端が公道に接続している道路で、開発許可等により設置された歩行者専用道路
- (8) 通学路等として不特定多数が利用し、災害による損壊により集落を孤立させるおそれのある市民生活に密着した道路橋
- (9) 高速自動車国道上の道路橋

2 市道として認定する道路の要件は、次のとおりとする。

- (1) 道路の幅員は、4メートル以上であること。ただし、前項第5号から第9号までに掲げるものについてはこの限りでない。
- (2) 和歌山市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年条例第71号）に準ずる構造を有し、道路管理上次に定める状態であること。
 - ア 路面が舗装されていて、通行に支障がないこと。
 - イ 路面の排水施設が整備されていること。
 - ウ 安全施設が整備されていること。
- (3) 道路に道路法第32条の占用の許可を受けることができない物件がないこと。
- (4) 道路に前号以外の占用物件がある場合は、占用者において維持管理すること。ただし、下水施設については、市が管理するもの又は市が管理する予定のものとする。
- (5) 道路の敷地及び附属物は、次に定める条件をすべて満たす状態であること。
 - ア 公図等が整備されていること。
 - イ 道路の敷地が分筆されている等、道路の敷地と道路以外の土地との境界が明確であること。
 - ウ 道路の敷地及び附属物に、所有権以外の権利が設定されていないこと。
 - エ 相続登記又は保存登記が必要でないこと。
 - オ 市に寄附できるものであること又は橋梁にあっては市に寄附できるものであること若しくは過失なく所有者を知ることができず、かつ、今後知ることもできないことが見込まれること。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 市道認定基準（平成9年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和6年5月23日）

この要綱は、令和6年5月23日から施行する。

9 道路台帳状況

令和8年4月1日現在（道路現況調書による。）

	総 合 計	実 道 路 内 訳			重 用	未 供 用
		道 路	橋 梁	計		
延 長 (m)	1,243,759	1,205,379	8,750	1,214,129	14,525	15,106
面 積 (㎡)	6,962,906	6,753,163	61,862	6,815,025	147,880	-

10 道路舗装状況

令和8年4月1日現在

実 延 長 (m)	舗装延長 (m)	舗 装 率 (%)	実 面 積 (㎡)	舗装面積 (㎡)	舗 装 率 (%)
1,214,129	1,181,328	97.30	6,815,025	6,736,020	98.84

11 橋 梁

令和8年4月1日現在

	橋 梁				
	永 久 橋		非 永 久 橋		合 計
		う ち 石 橋	木 橋	混 合 橋	
延 長 (m)	8,750	14	0	0	8,750
面 積 (㎡)	61,862	39	0	0	61,862
数	1,030	6	0	0	1,030

12 和歌山市営駅前広場駐車場利用状況

令和7年4月～令和8年3月

駐 車 場 名 称 (規模)		和歌山駅西口広場 (6台)	和歌山市駅前広場 (4台)
駐 車 場 使 用 料 金		最初の30分は無料で、30分を超える場合は、30分毎に500円	
利 用 状 況	有 料 台 数	16,501台	3,800台
	無 料 台 数	100,236台	60,394台
	台 数 合 計	116,737台	64,194台
駐 車 場 収 入		2,525,000円	784,000円

13 境界明示・占用関係

(令和7年4月～令和8年3月)

(1) 境界明示 (市道等) に関する事務	証明件数	65件、	明示件数	218件
(2) 公図訂正の同意に伴う事務		7件		
(3) 境界確定の意見書の交付事務		0件		
(4) 道路占用許可に関する事務	許可件数	1,737件		

14 道路施設の所々修繕関係

道路施設の所々修繕	307件
-----------	------

15 委託業務関係

(1) 手平地下道排水ポンプ保守点検及び運転委託	
(2) 市小路地下道排水ポンプ保守点検及び運転委託	
(3) 白蟻等駆除委託	1件
(4) 市道及び里道等の樹木等処分委託	30件
(5) 応急工事委託	
市内一円の道路面、側溝、取付管等の応急修繕、浚渫、清掃及び除草	
(6) 路面清掃委託	
市内主要幹線道路の清掃車等による清掃及び道路の美化	
(7) 土砂等運搬委託	
市内一円の町美運動に伴う土砂等の収集・運搬	
(8) 土砂等処分委託	
市内一円の町美運動に伴う土砂等の処分	

- (9) 舗装維持修繕委託
市内一円の舗装の小規模修繕委託
- (10) 側溝等浚渫委託
市内一円の道路側溝の浚渫
- (11) 花壇管理の委託
京橋・堀詰橋プロムナード等の花壇管理
- (12) 幹線道路の街路樹及び植栽の管理委託
市駅小倉線初め67路線の街路樹等の管理

16 道路等の修繕工事関係

- (1) 道路維持修繕工事 3 件
- (2) 舗装維持修繕工事 30件

17 交通安全施設の設置及び補修

- (1) 交通安全施設の所々修繕 50件
- (2) 道路反射鏡設置工事委託 54箇所
- (3) 道路反射鏡補修委託 220箇所
- (4) 区画線設置委託 8,405m
- (5) 交差点マーク設置委託 24箇所
- (6) 交通安全施設設置工事委託 29件
- (7) 交通安全施設設置工事 2 件

18 河川管理関係

- (1) 河川等占用許可件数 517件
- (2) 行政財産使用許可件数 69件
- (3) 境界明示（同意書）件数 2 件
- (4) ポンプ場及び排水機場管理件数 3 箇所
- (5) 漂流物届出件数 0 件
- (6) 松くい虫防除等（市町川河川敷松）件数 0 本
- (7) 砂利採取法関係
砂利採取計画認可等申請手数料 0 件

19 河川整備関係

1 件 100万円以上

(1) 工事請負 5 件

(2) 設計業務委託 1 件

20 準用河川関係

1 件 100万円以上

(1) 工事請負 3 件

(2) 土地購入 1 件

(3) 建物移転等補償 0 件

(4) 設計業務委託 3 件

21 住 宅

(1) 各種市営住宅数

(8 . 4 . 1 現在)

種 別	管 理 戸 数
公 営 住 宅	4,736
改 良 住 宅	1,340 (住宅 1,285 + 店舗 55)
特 公 賃 住 宅	14
市 単 独 住 宅 外	15
合 計	6,105

(2) 市営住宅応募状況

(8 . 3 . 31現在)

年 度	新築・空家別	募 集 戸 数	応 募 世 帯 数	応 募 倍 率
26	空 家	58	159	2.74
27	空 家	49	163	3.33
28	空 家	59	178	3.02
29	空 家	49	130	2.65
30	空 家	49	161	3.28
1	空 家	53	120	2.26
2	空 家	49	76	1.55
3	空 家	48	90	1.87
4	空 家	45	89	1.98
5	空 家	41	110	2.68
6	空 家	39	112	2.87
7	空 家	36	79	2.19

(3) 住宅使用料等収入状況 (令和 7 年度決算)

現 年 度 分

区 分	調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
公 営 住 宅 使 用 料	549,398,440	519,547,932	0	29,850,508	94.6
改 良 住 宅 使 用 料	162,376,350	153,412,043	0	8,964,307	94.5
特定公共賃貸住宅使用料	6,480,000	6,304,000	0	176,000	97.3
市 単 独 住 宅 使 用 料	2,560	2,560	0	0	100
自動車駐車場使用料	28,297,070	27,280,420	0	1,016,650	96.4

滞納繰越分

区 分	調定額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
公 営 住 宅 使 用 料	297,864,953	13,060,536	0	284,804,417	4.4
改 良 住 宅 使 用 料	110,090,656	4,043,644	0	106,047,012	3.7
特定公共賃貸住宅使用料	623,037	60,000	0	563,037	9.6
市 単 独 住 宅 使 用 料	0	0	0	0	0
自動車駐車場使用料	3,373,107	220,350	0	3,152,757	6.5

(4) 耐震診断・各種住宅補助状況

木造住宅耐震診断 (令和 7 年度)

診 断 委 託 件 数
287

住宅耐震改修補助

(令和 7 年度)

	非木造住宅耐震診断	耐 震 改 修 (S56) (リフォーム補助併用)	耐 震 改 修 (H12) (リフォーム補助併用)
補助確定件数	0	63 (46)	87 (68)
補助金額(円)	0	90,855,000	124,241,000

	建 替	耐震ベッドシェルター	ブロック塀等耐震対策
補助確定件数	13	1	42
補助金額(円)	16,808,000	266,000	7,396,000

(5) 不良空家の除却補助 (令和 7 年度)

補 助 確 定 件 数	補 助 金 額 (円)
68	33,812,000

22 公 共 建 築

- 1 市有建築物等の新築、増改築、維持修繕及び解体撤去工事の依頼に係る見積、設計、設計審査、工事監理を行うと共に定期点検業務を担当し、施設整備及び施設の維持管理の一翼を担っている。また、建築物の耐震診断を含め施設整備事業等に関する助言及び相談業務も行っている。

(令和7年4月～令和8年3月)

工 事 設 計 ・ 監 理 業 務		
工 事 完 成 分	44件	1,633,663,640円
工 事 施 工 中	6件	2,225,648,597円
設 計 ・ 監 理 業 務 委 託	8件	62,733,000円
定 期 点 検 業 務	87件	-
合 計	145件	3,922,045,237円

- 2 和歌山市自家用電気工作物保安規程に基づき、自家用電気工作物の保安管理及び電気設備改修計画の立案を行うと共に、新築、増改築、維持修繕工事に係る電気設備工事の設計、監理等を行い適正な保安の確保に努めている。

23 用途地域一覧表

用 途 地 域	容積率 建ぺい率		面 積 (ha)		構成比 (%)	
(1) 第一種低層住居専用地域 (低層住宅の良好な環境保護のための地域)	50 30	100 50	67	1,038	0.9	14.0
(2) 第二種低層住居専用地域 (小規模な店舗の立地は認められる。低層住宅の良好な環境保護のための地域)	100 50		4.6		0.1	
(3) 第一種中高層住居専用地域 (中高層住宅の良好な環境保護のための地域)	200 60		1,260		17.0	
(4) 第二種中高層住居専用地域 (一定の利便施設の立地は認められる。中高層住宅の良好な環境保護のための地域)	200 60		9.8		0.1	
(5) 第一種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地は制限される。住宅の環境保護のための地域)	200 60		1,843		24.8	
(6) 第二種住居地域 (大規模な店舗、事務所の立地も認められる。住宅の環境保護のための地域)	200 60		216		2.9	
(7) 準住居地域 (道路の沿道において、自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域)	200 60		278		3.7	
(8) 近隣商業地域 (近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)	200 80	300 80	35	364	0.5	4.9
(9) 商 業 地 域 (店舗、事務所等の利便の増進を図る地域)	400 80	600 80	323	67	4.4	0.9
(10) 準工業地域 (環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域)	200 60		664		9.0	
(11) 工 業 地 域 (工業の利便の増進を図る地域)	200 60		421		5.7	
(12) 工業専用地域 (専ら工業の利便の増進を図るための地域)	200 60		826		11.1	

24 開 発 指 導

本市の開発指導は平成9年4月1日からの中核市への移行に伴い、開発許可等に関する事務が県知事の権限から当市に委譲されました。また、平成12年4月から地方分権の一環として開発審査会が設置されました。

開発許可制度は都市計画法による市街化区域と市街化調整区域のいわゆる線引き制度を担保するものとして創設されたものであり、主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を開発行為として市長の許可に係らしめて、これにより開発行為に対して一定の水準を保たせるとともに、市街化調整区域にあっては一定のものを除き、開発行為を行わせないこととして、総合的な土地利用計画の実現を図ることを目的としています。

また、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域が指定されており、一定の基準を超える宅地造成や特定盛土等、土石の堆積については、開発行為と同様に市長の許可に係らしめて技術的基準に適合させることにより、通常の災害に対しての安全性を確保させています。

(1) 開発許可・宅造規制関係

(令和7年度)

	事 務 内 容	件 数	徴 収 額 (円)
ア	開発行為許可申請	45	7,277,230 (開発行為許可等申請手数料)
イ	市街化調整区域内における建築物の特例許可申請	0	
ウ	予定外建築物等の新築等許可申請	10	
エ	建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請	33	
オ	開発登録簿の写しの交付申請	171	
カ	宅地造成に関する工事の許可申請	10	
キ	地位承継承認申請	1	
ク	開発行為変更許可申請	5	
ケ	宅地造成に関する工事の変更許可申請	0	
コ	開発許可等証明	88	26,400 (証明手数料)
サ	優良宅地認定申請	0	0 (優良宅地造成認定申請手数料)
シ	開発行為協議申請	24	
ス	大規模な開発計画に関する事前協議申請	0	
セ	開発等事前相談申請	76	
ソ	都市計画法等に係る監督処分等	0	
タ	開発審査会付議議案	3	
チ	宅地造成工事の届出	0	
ツ	開発、宅造に関する問合せ及び調査	3,220	

(2) 開発審査会事務

(令和7年度)

審 査 会 開 催 回 数	審 査 案 件 数	そ の 他 案 件 数
3	4	0

25 都市計画関係、許可・届出・証明等

○ 許 可

(令和7年度)

名 称	件 数	手 数 料 (円)
都市計画法第53条許可	30	-
都市計画法第65条許可	0	-
風致地区内建築許可	11	-
土地区画整理法第76条許可	4	-
屋外広告物許可	595	5,540,550

○ 届 出

(令和7年度)

名 称	件 数	手 数 料 (円)
屋外広告業登録	121	1,210,000
屋外広告物設置届出	39	-
景観計画区域内行為届出	108	-

○ 証 明

(令和7年度)

名 称	件 数	手 数 料 (円)
地域証明	88	26,400
区域区分証明	0	0
街路証明	2	600
仮換地証明	45	13,500

26 交通政策推進事務

(1) 公共交通機関活性化事務

地域住民にとって必要な移動手段の確保・維持

鉄道の利便性向上を目指す促進活動

貴志川線の運営支援及び上下分離方式への移行に関する事務

(2) 紀淡連絡道路実現促進活動事務

(3) 関西国際空港全体構想の促進活動事務

(4) 自転車活用推進事務

27 中心市街地活性化

「住みたいまち・訪れたいまち・歩きたいまち」を目指し、まちなか（中心市街地）を再生するため、まちなか居住の推進や賑わい拠点の創出、回遊性の向上に取り組みます。

【和歌山市中心市街地活性化基本計画】

計画期間 平成19年 8 月27日認定～平成24年 3 月末日

「歩いて暮らせる賑わいあふれる城まち」を基本テーマに掲げ、行政、民間事業者、各種団体が中心市街地の活性化に向けて、64事業（行政主体34事業、その他の団体主体30事業）に取り組みました。

【和歌山市まちなか再生計画】

これまでの行政主導による計画ではなく、広く市民の意見を聞き、まちなかの諸問題を再度検証・整理し、まちなかの目指すべき中長期的な将来像を示すことにより、官民一体となったまちなか再生を目指します。

（まちなか再生の理念）

- まちなか暮らし・オンリーワンの魅力向上 -

（まちなか再生のテーマと方針）

- 1 まちなかに住む 居住人口を増やす
- 2 まちなかを楽しむ 賑わいと活力の向上
- 3 まちなかで働く 産業と雇用の創出

（まちなか再生計画までのプロセス）

「2030わかやま・まちのちから塾」市民
（セミナー＆セッション、ワークショップ）
「2030わかやま構想 - 市民からの提言 - 」



（市民から出た意見・アイデアを基にまちなか再生会議にて、実現への方針や方策について議論）

和歌山市まちなか再生会議
（学識経験者・経済界・市長）



「市街地総合再生計画」
（都市再生のマスタープラン）



（まちなか再生会議の議論等を総括したものをまちなか再生計画として位置付け）

「和歌山市まちなか再生計画」

28 市街地再開発事業等

けやき大通り第一種市街地再開発事業

都市の利便性の向上を図り、にぎわいと交流を生む施設整備を目指して、けやき大通りに面する約0.6haの区域について、民間主導による再開発事業として平成19年11月に都市計画決定され、平成22年3月に施設建築物の工事に着手し、平成24年3月に事業が完了した。

優良建築物等整備事業（ＪＲ和歌山駅前）

本事業地は、ＪＲ和歌山駅前の玄関口にあり、「けやき大通り」のスタート地点として交通の利便性が高く、好立地条件を備えているが、既存建物も老朽化していた。

この状況を大きく改善するため、当市のランドマークともなりうる施設を構築し、地域交流の場として多目的ホールや公開空地を設置することで、ＪＲ和歌山駅前のにぎわいを創出し、「城まち回遊性の向上」を図るなど、中心市街地の活性化に必要な事業として進められた。

工事については、平成23年8月から既存建物解体に、平成24年2月から施設建築物の工事に着手し、平成25年12月に完成した。

和歌山都市計画和歌山市駅前地区第一種市街地再開発事業

南海和歌山市駅に、図書館、商業、業務、ホテルなどの公益施設を含む多様な都市機能を充実させ、交流人口の増加とにぎわいの創出を目指している。平成28年3月に都市計画決定、平成28年9月に施行認可、令和2年3月に施設建築物の建築工事が完了し、令和3年3月に事業終了の認可を行った。

和歌山都市計画友田町四丁目地区第一種市街地再開発事業

ＪＲ和歌山駅の至近に、医療、商業、住宅などの都市機能を充実させ、患者の通院利便性の向上、住宅供給による定住人口の増加を目指している。平成28年3月に都市計画決定、平成28年10月に施行認可、令和2年2月に施設建築物の建築工事が完了し、令和2年12月に事業終了の認可を行った。

和歌山都市計画北汀丁地区第一種市街地再開発事業

和歌山城の至近に、専門学校、福祉施設、住宅などの都市機能を充実させ、学生数の増加、住宅供給による定住人口の増加とにぎわいの創出を目指している。平成27年12月に都市計画決定、平成28年3月に施行認可、令和2年6月に施設建築物の建築工事が完了し、令和3年3月に事業終了の認可を行った。

29 駐 車 場 事 業

(1) まちなみ景観課所管駐車場

ア 本町地下駐車場 (166台)

イ 中央駐車場 (564台)

ウ 北駐車場 (212台)

エ 大新地下駐車場 (79台)

オ 城北公園地下駐車場 (196台)

カ けやき大通り地下駐車場 (240台)

同自転車等駐車場 (自転車1,110台 原付600台)

注 () 内は、収容台数

(2) 各駐車場別利用状況及び収入状況

(令和7年度)

駐 車 場 名	駐 車 台 数	使 用 料	備 考
本 町 地 下 駐 車 場	一時 92,047台	6,586,938円	本町地下駐車場は、令和2年4月1日から再開。
	定期 1,486台	17,371,860円	
中 央 駐 車 場	一時 335,414台	49,258,280円	
	定期 2,824台	50,032,240円	
北 駐 車 場	一時 187,870台	22,810,400円	
	定期 703台	12,513,400円	
大 新 地 下 駐 車 場	一時 9,705台	5,586,700円	大新地下駐車場は、平成30年8月8日から再開。
	定期 522台	5,101,700円	
城 北 公 園 地 下 駐 車 場	一時 33,730台	6,994,280円	
	定期 1,508台	20,508,620円	
けやき大通り地下駐車場 (自 動 車)	一時 206,808台	60,609,255円	
	定期 1,699台	26,563,000円	
けやき大通り地下自転車等駐車場 (自 転 車)	一時 41,439台	6,189,675円	
	定期 6,415台	16,443,000円	
けやき大通り地下自転車等駐車場 (原 付)	一時 8,599台	1,870,220円	
	定期 1,288台	4,729,465円	

30 自転車等対策関係

(1) 放置自転車等の撤去

(令和7年度)

	放 置 禁 止 区 域 (台)										放置禁止区域外	
	和歌山市駅前周辺		和歌山駅中央口周辺		和歌山駅東口周辺		六十谷駅周辺		和歌山大学前駅周辺		(台)	
	自転車	原付等	自転車	原付等	自転車	原付等	自転車	原付等	自転車	原付等	自転車	原付等
撤去	40	7	337	73	45	1	2	0	0	0	535	28
返還	9	5	229	70	7	1	0	0	0	0	61	10
処分	29	0	100	1	25	0	1	0	0	0	449	9
保管	20	2	93	6	26	0	5	0	2	0	235	19

(返還、処分、保管は前年撤去分からの通算)

(2) 放置自転車リサイクル実施結果

(令和7年度)

区 分	譲渡回数・譲渡団体 (回)	譲 渡 台 数 (台)
有 償 譲 渡	0	0
無 償 譲 渡	0	0

有償譲渡 (和歌山県自転車軽自動車商業協同組合に譲渡した台数)

無償譲渡 (公共団体、公共的団体に譲渡した台数)

(3) 市営自転車等駐車場利用状況

(令和7年度)

自転車等駐車場名	自 転 車		原 動 機 付 自 転 車	
	定 期 (台)	一 時 (台)	定 期 (台)	一 時 (台)
市 駅 前	5,447	89,338	1,760	46,770
六 十 谷 駅 前	560	4,433	274	2,914
和 歌 山 駅 東 口	5,274	90,807	1,491	30,224

(4) 放置自動車関係

(令和7年度)

区 分	放 置 自 動 車 (台)
撤 去 の 告 知	2
所 有 者 等 の 自 主 撤 去	2
移 送 ・ 保 管	2

31 土地区画整理事業

(1) 東和歌山第一地区土地区画整理事業

東和歌山土地区画整理事業は、和歌山駅東部地区の市街化に伴い、公共施設等を整備し、市街化の方向を誘導する必要があるため、面積126.7haの土地区画整理事業を実施する計画である。

このうち、第一地区は、昭和42年度から施行し、昭和43年11月27日仮換地の指定を、平成21年8月21日付け県知事による換地処分公告を行い、清算金の徴収交付事務に着手し、令和2年3月31日で事業完了。

本事業の施行に伴い和歌山駅東西連絡地下道は昭和47年9月竣工、また和歌山港鳴神山口線の和歌山駅南地下道が昭和48年12月竣工（立体交差）し、従来ＪＲ紀勢線によって分断され、和歌山駅東部の発展が阻害されていたものが解消し、また東口駅前広場が完成、東口駅舎が平成元年11月3日より供用開始され、東部地域の新都心化が促進された。

- 区 域 決 定 昭和42年12月9日
- 事 業 年 度 昭和42年度～平成31年度
- 事業計画決定 昭和43年3月30日
- 総 事 業 費 8,896,000千円
- 面 積 33.5ha
- 区 域 黒田一丁目、黒田二丁目、太田の一部、太田一丁目、太田二丁目、太田三丁目、太田四丁目、友田町五丁目の一部
- 移転対象戸数 521戸
- 公 園 5か所 10,017.11㎡
- 平均減歩率 31.06%
- 地区内を通過する都市計画道路
和歌山港鳴神山口線（幅員25m）、和歌山駅鳴神線（幅員40m）、有本中島線（幅員30m）、駅前広場（6,151.63㎡）
- 区 画 道 路 幅員4m～11m

(2) 東和歌山第二地区土地区画整理事業

第一地区に隣接し着手した東和歌山第二地区の区域は、市街化に伴い、健全な市街地の整備を促進する必要があった。

事業は都市計画道路をはじめ、区画道路、公園、水路等公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、良好な市街地の形成を目的とするものである。

- 区 域 決 定 昭和42年12月9日
- 事 業 年 度 昭和49年度～令和9年度
- 事業計画決定 昭和50年1月17日
- 総 事 業 費 12,729,293千円
- 面 積 32.2ha
- 区 域 吉田字石原、中木戸の各一部、納定字前筋の一部、黒田字堤下及び門田の各全部、黒田字流、大西、桑ノ木、東河原の各一部、太田字城跡の全

部

- 移 転 対 象 戸 数 447戸
- 公 園 4 か所 9,705.53m²
- 平 均 減 歩 率 27.47%
- 区域内を通過する都市計画道路

和歌山駅鳴神線（幅員40m）、有本中島線（幅員25m、30m）、
市駅和佐線（幅員32m、36m）

- 区 画 道 路 幅員 4 m ~ 11m

(3) 土地区画整理組合

平成12年 8 月、和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合の設立認可を行い、平成16年 3 月に、事業計画を認可、令和 5 年10月に事業計画変更（第 9 回）の認可、令和 6 年 2 月に換地計画の認可、令和 6 年 6 月に換地処分公告を行った。

(4) 戦災復興土地区画整理事業

昭和21年度から罹災地積463.8haを対象に区画整理を行った。この土地区画整理事業は、知事施行で 9 地区に分かれ、昭和45年度から昭和54年度にかけて換地処分に必要な換地計画書等を県が委託して作成。平成 4 年 5 月 2 日をもって、全地区の換地処分が完了した。

(5) 新南第二土地区画整理事業

昭和33年度事業着手、以来幾多の困難を克服し、昭和47年度において総事業費513,239千円を投じて完成した。当整理区内は和歌山市の表玄関として一新し、和歌山駅東部開発への大きな礎となった。

(6) 町界町名地番整理

土地区画整理事業の実施に伴い新しい町づくりが行われることによって、町界町名地番整理が必要となる。そのため、町界町名変更を、昭和61年 4 月13日に広瀬地区、昭和62年 5 月 3 日に本町地区、昭和63年 5 月 3 日に城北第一地区、平成元年 1 月15日に芦原地区、平成元年 9 月23日に雄湊地区、平成 2 年 5 月 3 日に吹上・砂山地区、平成 2 年 9 月22日に中之島地区、平成 3 年 5 月 3 日に新南地区、平成 4 年 5 月 3 日に大新地区、平成21年 8 月22日に東和歌山第一地区で実施した。今後、事業施行中の東和歌山第二地区においても、同様の手続きに基づき実施予定している。

32 住 居 表 示

(1) 全 体 計 画

○ 面 積 23.46km²

(2) 実 施 区 域

区 分	区 域	面 積	実 施 期 日
第 一 次	秋葉町、関戸一丁目～四丁目、新高町、西小二里一丁目～二丁目、西高松二丁目、西浜一丁目～三丁目、東小二里町、松ヶ丘一丁目～三丁目	km ² 1.34	昭和43年10月1日
第 二 次	秋葉町、宇須一丁目～四丁目、打越町、塩屋一丁目～六丁目、新堀東一丁目～二丁目、新和歌浦、東高松一丁目～四丁目、堀止南ノ丁、和歌浦中一丁目～三丁目、和歌浦西一丁目～二丁目、和歌浦東一丁目～四丁目、和歌浦南一丁目～三丁目、和歌川町	3.70	昭和49年1月1日
第 三 次	葵町、今福一丁目～五丁目、小松原五丁目～六丁目、砂山南一丁目～四丁目、西小二里三丁目、西高松一丁目、東小二里町、堀止西一丁目～二丁目、堀止南ノ丁	1.40	昭和52年1月1日
第 四 次	島橋北ノ丁、島橋西ノ丁、島橋東ノ丁、島橋南ノ丁、関戸四丁目～五丁目、湊一丁目～五丁目	0.93	昭和52年1月1日
	松江北一丁目～七丁目、松江中一丁目～三丁目、松江西一丁目～三丁目、松江東一丁目～四丁目	1.58	昭和53年1月1日
第 五 次	北出島一丁目、北中島一丁目、小雑賀一丁目～三丁目、新生町、手平一丁目～六丁目	1.32	昭和55年1月1日
第 六 次	吹上一丁目～五丁目、堀止東一丁目～二丁目	0.62	昭和58年8月1日
第 八 次	太田一丁目～四丁目、黒田一丁目～二丁目	0.33	平成21年8月22日
計		11.22	

33 公 園

本市の都市公園は令和８年３月31日現在、和歌山城公園を始め128箇所、面積について187.67haであり、市内に所在する県管理公園９箇所、面積115.58haをあわせると、全体で137箇所、面積は303.25haとなります。また、この都市公園とは別に、休閒地等利用及び宅地開発に伴う児童遊園等571箇所、面積で22.32haとなります。なお、市管理の公園総面積は209.99haとなります。

今後も市民の憩いの場またはレクリエーションの場として、その機能を十分果たせるよう遊具の整備、植栽に努め木陰のある公園造りなど周辺環境と密着した公園整備を目指します。

(1) 都市公園・児童遊園等の現況

種 別	管理別		県 管 理	
	市	管 理	管 理	管 理
街 区 公 園	94	23.35		
近 隣 公 園	12	15.53		
地 区 公 園	2	13.47		
総 合 公 園	2	34.10		
運 動 公 園	1	1.12	1	15.11
風 致 公 園	3	21.41	1	43.66
歴 史 公 園	2	21.37		
交 通 公 園			1	1.82
緩 衝 緑 地			5	52.44
都 市 緑 地	12	57.32		
緑 道			1	2.55
児 童 遊 園 等	571	22.32		
計	699	209.99	9	115.58

34 建 築 指 導

(1) 各種許可・認定受付状況

許可業務

受付件数	手数料(円)	許可件数	公聴会開催回数	審査会開催回数
35	1,732,000	35	1	6

道路位置指定事務

申請受理件数	指定件数
14	16

違反建築物及び苦情取扱処理件数

違反建築物処理取扱	苦情処理取扱
16	33

特殊建築物定期報告受付件数

建築物	建築設備	防火設備	昇降機
510	752	316	2,237

駐車施設附置条例及び

中高層建築物指導要綱届出受付状況

	附置条例	指導要綱
届出受付件数	2	19

県福祉のまちづくり条例による

届出受付状況

受付件数	認定証交付件数	受託料(円)
64	5	401,204

長期優良住宅計画認定業務(受付状況)

認定戸数	手数料(変更含む。)(円)
882	12,114,000

(2) 建築確認申請等受付状況

建築物・工作物・昇降機

建築物 受付件数	確認済件数	手数料 (円)	工作物・昇降機 受付件数	確認済件数	手数料 (円)	手数料合計 (円)
66	62	2,459,000	10	10	161,000	2,620,000

完了検査・中間検査状況

完了検査 受付件数	検査済証 交付件数	手数料 (円)	中間検査 受付件数	合格証 交付件数	手数料 (円)	手数料合計 (円)
69	69	1,909,000	2	1	26,000	1,935,000

用途別建築確認内訳

	専用住宅	併用住宅	共同住宅	店 舗	倉 庫	車 庫	工 場	そ の 他
件 数	12	0	1	3	7	4	11	24

仮使用認定事務

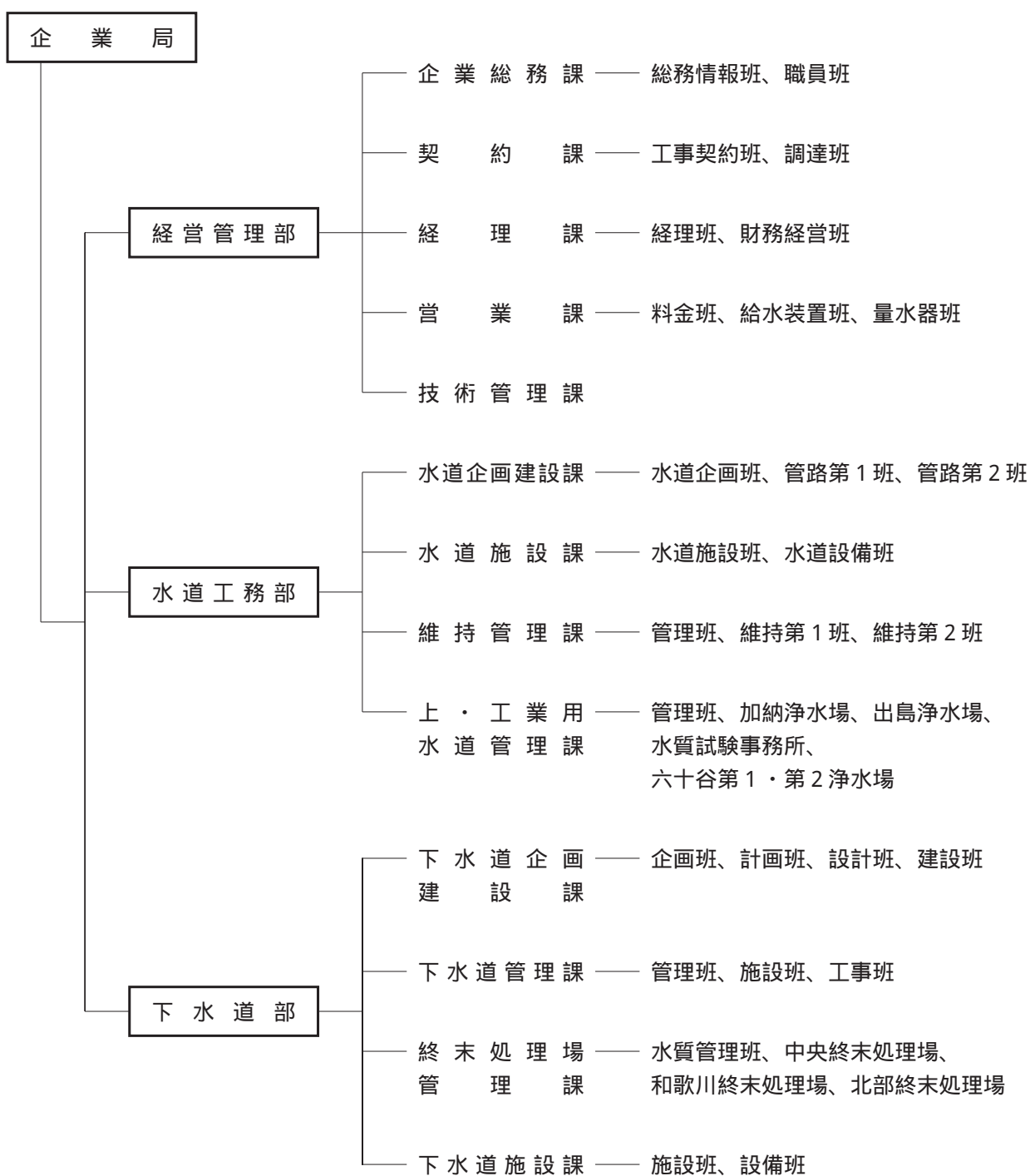
受付件数	仮使用認定手数料 (円)	認定件数
2	120,000	2

建築計画概要書等の写しの交付及び建築確認等証明書

概要書等 交付件数	手数料 (円)	証 明 書 交付件数	手数料 (円)
5,771	1,731,300	193	57,900

企 業 局

12



12 企 業 局

- 本市の水道事業は、大正10年に創設認可（計画給水人口10万人、計画1日最大給水量12,500 m^3 ）を受け、同14年に給水を開始して以来、市勢の発展に伴う水需要の増加に対応するため数次にわたる拡張を重ねてきた。

しかし、昭和60年をピークに人口は減少に転じ、給水量も減少しており、これに加え、施設の老朽化が進行してきたこともあり、給水量の増加を前提とした拡張の時代から、水道水の安定供給の維持に向けた「水道の基盤強化」の時代へと変化してきた。

現在は、紀の川の水質変化への対応や南海トラフ地震に備えるため、令和5年11月に水道事業の変更認可を受け、基幹浄水場である加納浄水場の更新（計画給水人口34万7千人、計画1日最大給水量173,000 m^3 ）を実施している。

令和7年度の総配水量は、45,459,192 m^3 で、前年度と比較して487,035 m^3 （1.06%）の減少となった。

一方、給水世帯数は、157,153世帯で前年と比較して423世帯（0.27%）の増加となり、給水人口は334,641人で、行政区域内人口339,350人に対し、その普及率は98.61%になっている。

財政状況は、事業収益7,926,121,739円に対し事業費用は、6,932,755,330円となり、差し引き993,366,409円の当年度純利益となった。

- 本市の工業用水道事業は、南海地震等による地盤沈下により、地下水に多量の塩分、鉄分等が含有されたこと、また、地下水そのものが乏しくなり産業発展を妨げることになってきたため、昭和29年に創設工事（配水能力40,000 m^3 ）を着手、同33年から給水を開始し、これまで4期の拡張工事（現在の配水能力415,000 m^3 ）を実施してきた。

現在では、東南海・南海地震等の大規模地震に備えた施設の耐震化と施設統合による経営の合理化を目的に、施設整備を行っている。

令和7年度末の給水工場数は43工場（河東工水25工場、河西工水18工場）で、年間総配水量77,172,543 m^3 （河東工水1,293,750 m^3 、河西工水75,878,793 m^3 ）の給水を行った。

財政状況は、事業収益2,070,024,758円に対し事業費用は、1,578,644,430円となり、差し引き491,380,328円の当年度純利益となった。

- 本市の公共下水道は昭和17年に市中心部市街地約455haを対象として始まり、昭和47年には新しい下水道法に基づき抜本的な計画変更を行い、「和歌山市公共下水道」として事業を進め、その後、市街地の拡大とともに計画変更を重ね、現在は、中央、和歌川、北部の3処理区で全体面積6,087ha、このうち面積3,613haの事業計画を基に、施設の整備を進めている。

和歌川処理区は昭和59年11月、中央処理区は昭和62年11月、北部処理区は平成13年4月に、一部処理を開始している。今後は、北部処理区や中央処理区の面整備を積極的に進め、普及率の向上に努める。また、浸水対策についても積極的に事業を推進し浸水の防除を図る。

財政状況は、事業収益11,976,714,371円に対し事業費用は、10,753,581,929円となり、差し引き1,223,132,442円の当年度純利益となった。

- 本市の集落排水事業は、農業集落排水事業と漁業集落排水事業を実施しており、施設整備は

概ね完了している。

農業集落排水事業は、３地区で実施しており、東山東中部地区は計画人口550人で平成12年12月に供給開始し、楠本地区は計画人口760人で平成15年９月に供用開始し、西山東南部地区は計画人口480人で平成17年７月に供用開始している。

財政状況は、事業収益129,666,022円に対し事業費用は、112,174,628円となり、差し引き17,491,394円の当年度純利益となった。

漁業集落排水事業は、２地区で実施しており、雑賀崎地区は計画人口4,015人で平成14年１月に供用開始し、田ノ浦地区は計画人口1,000人で平成17年７月に供用を開始している。

財政状況は、事業収益143,293,615円に対し事業費用は、128,773,157円となり、差し引き14,520,458円の当年度純利益となった。

1 上 水 道

(1) 給水の普及状況

区 分 \ 年 度		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
行 政 区 域 内	世 帯 数	158,962 世帯	159,365 世帯
	人 口	342,323 人	339,350 人
給 水 区 域 内 (A)	世 帯 数	158,962 世帯	159,365 世帯
	人 口	342,323 人	339,350 人
給 水 (B)	世 帯 数	156,730 世帯	157,153 世帯
	人 口	337,518 人	334,641 人
普 及 率 $\frac{B}{A}$		98.60 %	98.61 %

(2) 配水量及び料金

区 分 \ 年 度		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
年 間 配 水 量		45,946,227 m ³	45,459,192 m ³
料 金		6,217,423,646 円	7,264,253,768 円
1 日 最 大 配 水 量	月 日	8 月 8 日	12 月 31 日
	水 量	135,143 m ³	134,093 m ³
1 日 平 均 配 水 量		125,880 m ³	124,546 m ³
1 人 1 日	最 大 配 水 量	400 ℓ	401 ℓ
	平 均 配 水 量	373 ℓ	372 ℓ
有 収 水 量		38,574,085 m ³	38,091,432 m ³
無 収 水 量	有 効	982,239 m ³	1,011,851 m ³
	無 効	6,389,903 m ³	6,355,909 m ³
有 収 率		83.95 %	83.79 %

(3) 用途別給水量

令和 6 年 度					令和 7 年 度				
専 用 給 水 装 置	一 般 用	13mm	戸 数	892,265 戸	専 用 給 水 装 置	一 般 用	13mm	戸 数	887,746 戸
			栓 数	648,560 栓				栓 数	645,951 栓
			給水量	24,097,080 m ³				給水量	23,519,588 m ³
		20mm	戸 数	200,463 戸			20mm	戸 数	206,170 戸
			栓 数	200,463 栓				栓 数	206,170 栓
			給水量	7,520,736 m ³				給水量	7,637,794 m ³
		25mm	戸 数	17,777 戸			25mm	戸 数	17,780 戸
			栓 数	17,777 栓				栓 数	17,780 栓
			給水量	1,456,569 m ³				給水量	1,453,635 m ³
		40mm	戸 数	7,287 戸			40mm	戸 数	7,321 戸
			栓 数	7,287 栓				栓 数	7,321 栓
			給水量	2,548,832 m ³				給水量	2,524,535 m ³
		50mm	戸 数	1,267 戸			50mm	戸 数	1,292 戸
			栓 数	1,267 栓				栓 数	1,292 栓
			給水量	859,547 m ³				給水量	881,753 m ³
		75mm	戸 数	762 戸			75mm	戸 数	766 戸
			栓 数	762 栓				栓 数	766 栓
			給水量	835,856 m ³				給水量	858,301 m ³
		100mm	戸 数	216 戸			100mm	戸 数	216 戸
			栓 数	216 栓				栓 数	216 栓
			給水量	560,835 m ³				給水量	571,877 m ³
		150mm	戸 数	41 戸			150mm	戸 数	42 戸
			栓 数	41 栓				栓 数	42 栓
			給水量	221,665 m ³				給水量	219,550 m ³
		200mm	戸 数	12 戸			200mm	戸 数	12 戸
			栓 数	12 栓				栓 数	12 栓
			給水量	281,679 m ³				給水量	273,909 m ³
	公衆浴場用		戸 数	78 戸		公衆浴場用		戸 数	78 戸
			栓 数	78 栓				栓 数	78 栓
			給水量	186,027 m ³				給水量	149,919 m ³
	特 殊 用		戸 数	0 戸		特 殊 用		戸 数	0 戸
			栓 数	0 栓				栓 数	0 栓
			給水量	0 m ³				給水量	0 m ³
共用給水装置	共 用		戸 数	0 戸	共用給水装置	共 用		戸 数	0 戸
			栓 数	0 栓				栓 数	0 栓
			給水量	0 m ³				給水量	0 m ³
合 計			戸 数	1,120,168 戸	合 計			戸 数	1,121,423 戸
			栓 数	876,463 栓				栓 数	879,628 栓
			給水量	38,568,826 m ³				給水量	38,090,861 m ³

(注) 戸数及び栓数は延べ数であり、給水量は有収水量（損害賠償水量分を除く。）である。

(4) 料 金

令和 7 年 2 月 1 日 改 定					
種 別	用 途 及 び メーターの口径		基 本 料 金		従 量 料 金 (1 立方メートルにつき)
専 用 給 水 装 置	一 般	13ミリメートル	979円		10立方メートルまでの分 25円30銭 10立方メートルを超え 20立方メートルまでの分 173円80銭
		20ミリメートル	1,408円		20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 204円60銭 30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 247円50銭
		25ミリメートル	2,310円		50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 310円20銭 100立方メートルを超える分 409円20銭
		40ミリメートル	5,995円		20立方メートルまでの分 173円80銭 20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分 204円60銭 30立方メートルを超え 50立方メートルまでの分 247円50銭 50立方メートルを超え 100立方メートルまでの分 310円20銭 100立方メートルを超える分 409円20銭
	50ミリメートル	10,395円			
	75ミリメートル	22,880円			
	100ミリメートル	39,655円			
	150ミリメートル	92,345円			
	200ミリメートル	157,575円			
	置	公 衆 浴 場 用	150立方メートルまで (基本水量)	10,366円40銭	
		特 殊 用	20立方メートルまで (基本水量)	9,330円20銭	20立方メートルを超える分 609円40銭
共用給水装置	共 用 (1 戸 当 た り)		979円		専用給水装置のメーター口径13ミリメートルの従量料金を適用
備 考		消費税及び地方消費税 (10%) を含む総額表示に変更			

(5) 加 入 金

令和元年10月1日改定	
メー ター の 口 径	金 額
13ミリメートル	77,000円
20ミリメートル	143,000円
25ミリメートル	363,000円
40ミリメートル	1,122,000円
50ミリメートル	1,925,000円
75ミリメートル	5,236,000円
100ミリメートル	10,703,000円
150ミリメートル	29,568,000円
200ミリメートル	61,171,000円
250ミリメートル	107,844,000円
300ミリメートル	171,655,000円
350ミリメートル	254,584,000円
備 考	消費税及び地方消費税（10％）を含む総額表示に変更

(6) 上水道工事概況

工事別 内容	創 設 工 事	第 2 期 拡 張 工 事		第 3 期 拡 張 工 事		第 4 期 拡 張 工 事		基 盤 強 化 期	
		第 1 期 拡 張 工 事	第 2 期 拡 張 工 事	河東分拡張工事	河西分拡張工事	第 3 期 拡 張 工 事	第 4 期 拡 張 工 事		
目 的	市民の保健衛生及び防火上から水道建設の急務なるため	給水人口の増加及び隣接町村の編入による使用水量の増加	隣接町村の編入、生活水準の向上及び工業の発展による使用水量の増加	隣接町村の編入、生活水準の向上及び工業地帯化に伴う人口増加に対処するため	地盤沈下により地下水の増害甚しく、又工業地帯化に伴う人口増加に対処するため	人口の急増及び生活水準の向上による使用水量の増加及び給水区域拡張のため	東南海・南海地震に備えた施設の耐震化及び原水水质の浄化に対応する加納浄水場の更新を実施	紀の川の水質変化への対応や南海トラフ地震に備えるため、基幹浄水場である加納浄水場の更新を実施	
計画給水人口	100,000人	150,000人	128,000人	216,000人	50,000人	426,000人	425,000人	347,000人	
給水量 一日当り	12,500㎡	18,750㎡	32,000㎡	97,000㎡	20,000㎡	213,000㎡	213,000㎡	173,000㎡	
一日一回	125ℓ	125ℓ	250ℓ	450ℓ	400ℓ	500ℓ	500ℓ	499ℓ	
工 事 費	2,530,000円	579,000円	28,950,000円	1,250,000,000円	690,000,000円	23,827,353,000円 (大津ダム建設利益及び貸付金を除く。)	285,035,000円	35,177,634,000円	
認可年月日	大正10年9月30日	昭和7年3月31日(前期) 昭和24年9月(後期)	昭和34年2月28日 昭和36年3月1日(第1回変更) 昭和40年11月12日(第3回変更)	昭和36年12月4日(第2回変更) 昭和40年11月12日(第3回変更)	昭和43年3月30日	平成14年3月29日	平成19年3月27日	令和5年11月15日	
工 自 至	大正12年3月20日 大正15年3月31日	昭和9年4月1日 昭和11年11月	昭和17年3月～昭和19年休止 昭和19年3月～昭和29年3月	昭和37年12月21日 昭和44年3月31日	昭和37年12月21日 昭和44年3月31日	平成14年4月1日 平成28年3月31日	平成19年4月1日 平成28年3月31日	----- ----- -----	
水 源	紀の川左岸、伏流水	同 左	同 左	紀の川左岸、表流水	紀の川右岸、表流水	紀の川左岸、表流水(大津ダム)	滝畑川、伏流水	紀の川左岸、表流水(大津ダム)	
工	有本 ・40hp電動機直結 タービンポンプ 3台	有本 ・取水井 ・75hpディーゼル直結 タービンポンプ 1台	有本 ・75hp電動機直結 渦巻ポンプ 1台	松島 ・次砂池(450㎡) ・60kw電動機直結 渦巻ポンプ 4台 (既設工業用水道から受水)	加納 (既設河西工業用水道から受水)	滝畑 ・揚水ポンプ 2台	加納	-----	
	中継ポ ンプ所	-----	太田 ・250hp電動機直結 渦巻ポンプ 1台	神前 ・受水槽(350㎡) ・75kw電動機直結 渦巻ポンプ 2台 ・30kw "	古屋 ・22kw電動機直結 渦巻ポンプ 3台	-----	-----	-----	
事	真砂 ・繰運る過池 (1池1,388.5㎡) ・ろ過速度一昼夜 タービンポンプ 3台	真砂 ・ろ過速度 一昼夜6mに増加 タービンポンプ 1台 大浦 ・30hp電動機直結 タービンポンプ 2台	真砂 ・繰運る過池 (1,388.5㎡) ・75hp電動機直結 タービンポンプ (南送)	出島 ・強制沈澱池 (1池18,700㎡) ・急速攪拌槽 ・急速ろ過池 ・垣素減菌機 ・95kw電動機直結 渦巻ポンプ 5台 ・浄水池(1,300㎡) ・急速ろ過池 ・フロツク形成池 ・37kw電動機直結 渦巻ポンプ 1台 ・65kw "	福島 ・急速攪拌槽 ・急速ろ過池 ・垣素減菌機 ・75kw電動機直結 渦巻ポンプ ・37kw ・45kw ・急速ろ過池 ・急速ろ過池 ・浄水池(3,000㎡) ・汚水池5,320㎡ ・汚水配1,500㎡ (1池750㎡) ・送水ポンプ55kw ・送水ポンプ720kw (内1台予備) ・汚泥池50㎡ ・汚泥ポンプ37kw (内1台予備) ・管理本館地下1階、地上3階給送床面積 2,513.39㎡	加納 ・計画処理量 165,000㎡/日 ・取水施設耐震補強 1式 ・堤内遊外タート整備 1式 ・ろ過池浄化池更新 1式 ・遊品槽更新 1式 ・管理棟更新 1式 ・待合棟更新 1式 ・揚水ポンプ更新 1式 ・送水ポンプ更新 1式 ・場内整備 1式	加納 ・計画処理量 165,000㎡/日 ・取水施設耐震補強 1式 ・堤内遊外タート整備 1式 ・ろ過池浄化池更新 1式 ・遊品槽更新 1式 ・管理棟更新 1式 ・待合棟更新 1式 ・揚水ポンプ更新 1式 ・送水ポンプ更新 1式 ・場内整備 1式	加納 ・計画処理量 165,000㎡/日 ・取水施設耐震補強 1式 ・堤内遊外タート整備 1式 ・ろ過池浄化池更新 1式 ・遊品槽更新 1式 ・管理棟更新 1式 ・待合棟更新 1式 ・揚水ポンプ更新 1式 ・送水ポンプ更新 1式 ・場内整備 1式	
	浄水場	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
内 容	城内 ・配水池 (1池1,861㎡)	城内 ・配水池 (1,861㎡) ・新和歌浦配水池 (122㎡、182㎡)	秋葉山 ・配水池 (1池1,050㎡) ・新和歌浦配水池 (250㎡)	花山 ・配水池(1池5,000㎡) 2池	西脇 ・配水池(800㎡) 1池	秋葉山配水池 (1池10,000㎡) 桂賀崎配水池 (1,100㎡) 1池 貴志配水池(1池7,000㎡) 2池 紀伊配水池(1池2,100㎡) 2池	-----	-----	-----

(7) 水道事業損益計算書

損 失 の 部			利 益 の 部		
科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込	科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込
	千円	千円		千円	千円
1 営 業 費 用	6,344,561	6,395,278	1 営 業 収 益	6,320,014	7,370,550
原水及び浄水費	1,319,154	1,416,730	給 水 収 益	6,217,424	7,264,254
配 水 費	87,423	93,755	受託工事収益	13,292	11,183
給 水 費	171,837	191,371	その他の営業収益	89,298	95,113
管 理 費	691,813	651,077			
受託工事費	13,261	12,082	2 営 業 外 収 益	515,568	555,571
業 務 費	278,550	282,471	他会計補助金	8,443	11,750
総 係 費	432,091	510,697	補 助 金	-	24,855
減価償却費	3,161,854	3,209,307	長期前受金戻入	332,369	331,294
資産減耗費	188,578	27,788	加 入 金	160,820	168,170
			雑 収 益	13,936	19,502
2 営 業 外 費 用	550,143	531,764			
支払利息及び 企業債取扱諸費	540,566	527,939	3 特 別 利 益	26,530	-
雑 支 出	9,577	3,825	その他特別利益	26,530	-
3 特 別 損 失	7,049	5,713			
固定資産売却損	-	5,417			
過年度損益修正損	517	296			
その他特別損失	6,532	-			
当 年 度 純 利 益 (は当年度純損失)	39,641	993,366			
合 計	6,862,112	7,926,121	合 計	6,862,112	7,926,121

2 工業用水道

(1) 給水工場数及び配水状況

ア 河東工業用水道

区 分 \ 年 度		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
給 水 工 場 数		25工場	25工場
給 水 栓 数		33栓	32栓
配 水 量		1,461,780 ^{m³}	1,293,750 ^{m³}
料 金		25,550,536円	22,573,451円
浄 水 場 1 日 配 水 量	最 大	7,540 ^{m³}	6,100 ^{m³}
	平 均	4,005 ^{m³}	3,545 ^{m³}
有 収 水 量		1,489,285 ^{m³}	1,307,050 ^{m³}
無 収 水 量		-	-
有 収 率		101.88%	100.20%

配水量の期間と検針の期間の違いにより、有収率が100%を超えることがある。

イ 河西工業用水道

区 分 \ 年 度		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
給 水 工 場 数		18工場	18工場
給 水 栓 数		19栓	19栓
配 水 量		79,247,034 ^{m³}	75,878,793 ^{m³}
料 金		2,018,400,710円	1,971,708,725円
浄 水 場 1 日 配 水 量	最 大	223,534 ^{m³}	214,832 ^{m³}
	平 均	217,115 ^{m³}	207,887 ^{m³}
有 収 水 量		78,745,261 ^{m³}	74,989,043 ^{m³}
無 収 水 量		501,773 ^{m³}	879,010 ^{m³}
有 収 率		99.37%	98.84%

(2) 使用量別工場数 (河東、河西)

区分 年度	日量 5,000m ³ 未満				日量 5,000m ³ 以上 100,000m ³ 未満				日量 100,000m ³ 以上			
	繊維	化学	皮革	その他	繊維	化学	皮革	その他	繊維	化学	皮革	その他
令和6年度	5	12	3	5	-		-	-	-	-	-	
令和7年度	5	12	3	5	-		-	-	-	-	-	

○ 数字は、河西工業用水道の給水工場数

(3) 料 金

区 分	令和7年12月1日改定		
	基本料金 (1m ³ 当たり)	従量料金 (1m ³ 当たり)	超過料金 (1m ³ 当たり)
任意消費水量制	18.04 円	ただし料金の1月最低額は、 450m ³ に相当する額とする。	
責任消費水量制	13.64 円	4.40 円 ただし、従量料金の1月 最低額は、1日当たり15 m ³ に相当する額とする。	27.50 円
備 考	消費税及び地方消費税 (10%) を含む総額表示に変更		

(4) 加 入 金

令和元年10月1日改定	
メーターの口径	金 額
40ミリメートル	594,000円
50ミリメートル	1,056,000円
75ミリメートル	2,860,000円
100ミリメートル	5,830,000円
150ミリメートル	16,159,000円
200ミリメートル	33,396,000円
250ミリメートル	58,850,000円
備 考	消費税及び地方消費税 (10%) を含む総額表示に変更

(5) 工業用水道拡張工事概況

内容		工事別	創 設 工 事	第 1 期 ・ 第 2 期 拡張工事	第 3 期 拡張工事	第 4 期 拡張工事	工 事
内 容	内 容		河東地区は、従来から繊維製造工業、染色工業、皮革工業等の産業が発展してきた所であるが、これらの工場において使用される水量の大部分は、良質で豊富な地下水からの自家用井戸によって賄われてきたのである。ところが南海地震等による本市海岸線の地盤沈下により、地下水に多量の塩分、鉄分等が含有されることとなり、又、地下水そのものも乏しくなって生産能率が低下し、産業発展を妨げることとなってきたので、工業用水道事業を創設する。	河西地区は、戦時中住友金属工業株式会社が紀の川河口に工場を建設し生産を行ってきたが、設備投資による大規模な設備拡張が進められ、又、又、その周辺地区には大小工場が建設されてきた。しかし、河東地区同様に地盤沈下の影響により地下水の水質が悪化したので施工する。	河西地区における産業発展に対処すべく、1日当り189,000m ³ の増量を行う目的をもって施工する。	西浜・水軒地区工業地帯へ、1日41,000m ³ を給水する目的で施工する。 花王株式会社 22,000m ³ / 日 木材工場その他 19,000m ³ / 日	東南海・南海及び中央構造線断層帯等の地震に備えた施設の耐震化を図る。 また、施設統廃合による経営の合理化を図り安定給水と経営の健全化に寄与することを目的とする。
			河東地区 納定・中之島地区、芦原地区、宮前地区	河西地区 湊・松江地区、野崎地区、楠見地区、砂山地区、雄湊地区	第 1 期拡張と同じ	西浜・水軒地区	河東・河西
給 水 区 域							
配 水 量			1 日 当り30,000 m ³ (創設時40,000 m ³)	155,000 m ³	189,000 m ³	41,000 m ³ 現有施設計415,000 m ³	415,000 m ³
工 事 費			306,754,221円	873,737,000円	1,323,128,000円	424,218,870円	15,950,365,000円
認可年月日			-----	昭和34年9月21日	昭和37年11月16日	昭和45年4月27日 (平成8年9月25日事業統合)	平成14年7月30日 (変更届)
工 期	工 期		自 昭和28年12月14日 至 昭和33年3月31日	自 昭和33年11月28日 至 昭和38年3月31日	自 昭和38年8月13日 至 昭和42年3月31日	自 昭和44年1月13日 至 昭和47年3月31日	自 平成14年6月28日 至 令和5年3月31日
			紀の川左岸表流水 (創設時 鑿井取水)	紀の川右岸表流水	紀の川右岸表流水	紀の川右岸表流水 (一部大滝ダム)	紀の川右岸表流水 (一部大滝ダム)
工 取 水	取 水		揚水ポンプ 30hp電動機直結渦巻きポンプ 2台 25hp電動機直結渦巻きポンプ 1台 取水ポンプ井 1井 取水ポンプ 30hp電動機直結渦巻きポンプ 4台 (創設時) 鑿井第1号 1井 深60m 導水渠 1条 鑿井第2号 1井 深70m 接合井 1井 鑿井第3号 1井 深70m 沈砂池 2池 (全有効容量370m ³)	導水渠 1条 接合井 1井 揚水ポンプ井 4井 (有効容量60m ³ / 1井) " 4井 (有効容量117.5m ³ / 1井) 揚水ポンプ 55kw電動機直結渦巻きポンプ4台 エンジン直結110hp渦巻きポンプ 1台 75kw電動機直結渦巻きポンプ4台	取水門及び導水渠 沈砂池 1池 (有効容量1,620m ³) 取水井 1井 (有効容量513m ³) 取水ポンプ 240kw型斜流動機 3台 直結ポンプ 160kw型斜流動機 1台 直結ポンプ 1台	第 3 期河西工業用水道の送水管口径1,350mmから鳥橋地区で分水する。	計画取水量 447,000m ³ / 日 取水口 2 連 取水渠 2 連 分配井 2 井
			松島 (平成17年3月31日休止。六十谷第2 浄水場へ統合) 沈砂池 1 池 有効容量 104 m ³ 強制沈殿池 2 池 処理水量 17,500 m ³ / 日 貯水池 1 池 有効容量 408 m ³ 汚泥槽 1 池 有効容量 450 m ³ / 日 ポンプ井 1 井 有効容量 88 m ³ 薬品注入装置 2 基 送水ポンプ 4 台 50hp電動機直結渦巻きポンプ 調整池 2 池 有効容量 1,500 m ³ 配水ポンプ 5 台 100hp電動機直結渦巻きポンプ	六十谷第 1 強制沈殿池 処理水量 25,700 m ³ / 日 3 池 処理水量 34,000 m ³ / 日 3 池 薬品注入装置 4 基 調整池 有効容量 3,000 m ³ / 日 1 池 有効容量 4,000 m ³ / 日 1 池 配水ポンプ 110kw電動機直結渦巻きポンプ 5 台 156hpエンジン直結渦巻きポンプ 1 台 200kw電動機直結渦巻き ポンプ 4 台 200kwエンジン直結渦巻き ポンプ 1 台	六十谷第 2 薬品混和槽 有効容量 62.6m ³ 1 槽 強制沈殿池 4 池 処理能力 62,500 m ³ / 日 薬品注入装置 1 式 調整池 有効容量 8,000 m ³ 2 池 配水ポンプ井 有効容量 380 m ³ 配水ポンプ 490kw電動機直結渦巻きポンプ 3 台 320kw電動機直結渦巻きポンプ 1 台	配水池 容 量 3,000 m ³ 1 池 六十谷第 1 施設能力 85,000 m ³ / 日 六十谷第 2 施設能力 330,000 m ³ / 日	
内 容	浄 水 場						
中 継 ポンプ所	中 継 ポンプ所		福島 加圧ポンプ 55kw電動機直結渦巻きポンプ 3 台	-----	-----	鳥橋工水 中継ポンプ75kw電動機直結両吸込型渦巻きポンプ4台	栗工水中継ポンプ所 加圧ポンプ 4 台 鳥橋工水中継ポンプ所 加圧ポンプ 4 台
			口径600mm～100mm 総延長14,900m	口径1,000mm～200mm 総延長15,643.99m	口径1,350mm 総延長5,915m	口径700mm～300mm 総延長6,528m	口径700mm～400mm 総延長3,764m
配 水 管	配 水 管						

(6) 工業用水道事業損益計算書

損 失 の 部			利 益 の 部		
科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込	科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込
	千円	千円		千円	千円
1 営 業 費 用	1,658,773	1,521,675	1 営 業 収 益	2,043,977	1,994,444
原水及び浄水費	887,592	892,863	給 水 収 益	2,043,952	1,994,282
給 水 費	10,890	11,639	その他の営業収益	25	162
管 理 費	54,765	16,833			
業 務 費	10,366	10,793	2 営 業 外 収 益	73,639	75,581
総 係 費	196,930	168,416	受取利息及び 配 当 金	1,840	6,070
減 価 償 却 費	498,012	420,718	他 会 計 補 助 金	2,280	2,336
資 産 減 耗 費	218	275	長期前受金戻入	69,062	66,711
その他営業費用	-	138	雑 収 益	457	464
2 営 業 外 費 用	56,104	56,970			
支払利息及び 企業債取扱諸費	55,905	56,551			
雑 支 出	199	419			
当 年 度 純 利 益	402,739	491,380			
合 計	2,117,616	2,070,025	合 計	2,117,616	2,070,025

3 公 共 下 水 道

			全 区 域	中 央 処 理 区	和歌川処理区	北 部 処 理 区
全 体 計 画	計 画 人 口		241,420人	126,320人	19,760人	95,340人
	計 画 面 積		6,087ha	2,961ha	468ha	2,658ha
	ポ ン プ 場		38か所	26か所	2 か所	10か所
	処 理 場		3 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		日最大処理能力	149,700㎥	72,200㎥	28,400㎥	49,100㎥
事 業 計 画	計 画 人 口		165,040人	99,390人	22,030人	43,620人
	計 画 面 積（汚 水）		3,613ha	2,080ha	468ha	1,065ha
	計 画 面 積（雨 水）		5,009ha	2,603ha	468ha	1,938ha
	ポ ン プ 場		36か所 (28か所)	25か所 (19か所)	2 か所 (2 か所)	9 か所 (7 か所)
	処 理 場		3 か所 (3 か所)	1 か所 (1 か所)	1 か所 (1 か所)	1 か所 (1 か所)
		日最大処理能力	106,700㎥ (102,600㎥)	55,600㎥ (55,600㎥)	29,400㎥ (29,400㎥)	21,700㎥ (17,600㎥)
	事 業 年 度		昭和32年度～令和9年度			
	事 業 費	管 渠	240,100,000千円（213,277,001千円）			
		ポ ン プ 場	72,200,000千円（44,418,282千円）			
		処 理 場	80,700,000千円（83,112,514千円）			
		計	393,000,000千円（340,807,797千円）			
備 考			（ ）は令和7年度末現在での稼働数および決算額を表す。			

(1) 供 用 面 積 (令和7年度末)

2,492.2ha

処 理 区	面 積 (ha)	地 区
中 央	1,583.8	本町・城北・広瀬・雄湊・大新・新南・吹上・砂山・高松・ 雑賀・宮・宮北・中之島・芦原・宮前・三田・名草・今福・ 西和佐の各一部
和 歌 川	383.6	広瀬・吹上・高松・雑賀・芦原・和歌浦・今福の各一部
北 部	524.8	松江・木本・西脇・加太・貴志・野崎の各一部

(2) 融資あっせん制度 (平成15年4月1日施行)

融 資 額	利 率	償 還 方 法
10万円～100万円	年2.7%	60か月以内の元利均等償還

- 利子補給 融資あっせんに伴う利子等を給付する。(平成16年4月1日施行)

(3) 助 成 金 制 度 (平成15年4月1日施行)

- ・対象者...処理区域内において、建物を所有する個人又はその者の同意を得た使用者（個人に限る）で、供用開始から1年以内に改造工事の排水設備等計画確認申請を行い、工事を完了する者
- ・助成額...申請1件につき5万円

(4) 浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度 (平成28年4月1日施行)

- ・対象者...公共下水道に接続することにより不要となる浄化槽を雨水の貯留槽として再利用する者
- ・補助額...改造工事に要した費用に2分の1を乗じて得た額、又は10万円のうちいずれか少ない額

(5) 受 益 者 負 担 金

単位負担金額

1平方メートル当たり 300円

(6) 下水道使用料

(1月当たり、消費税込み)

区 分	基 本 料 金		超過料金（１立方メートルにつき）	
	排除汚水量	金 額	排 除 汚 水 量	金 額
一 般 汚 水	10立方メートルまで	1,247円40銭	10立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	189円20銭
			30立方メートルを超え 100立方メートルまでの分	243円10銭
			100立方メートルを超え 500立方メートルまでの分	297円
			500立方メートルを超える分	344円30銭
公 衆 浴 場 汚 水	排除汚水量 1 立方メートルにつき			11円

水 質 区 分		料 金 (1立方メートルにつき)
汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまでの分	11円
	300ミリグラムを超える分	11円に、300ミリグラムを超える分につき100ミリグラム(100ミリグラム未満の端数は、100ミリグラムとする。)増すごとに8円80銭を加えた額
汚水1リットル中の浮遊物質	200ミリグラムを超え 300ミリグラムまでの分	16円50銭
	300ミリグラムを超える分	16円50銭に、300ミリグラムを超える分につき100ミリグラム(100ミリグラム未満の端数は、100ミリグラムとする。)増すごとに19円80銭を加えた額

(注) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量については、それらのうち数値の大きい方による。

(7) 公共下水道事業損益計算書

損 失 の 部			利 益 の 部		
科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込	科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込
	千円	千円		千円	千円
1 営 業 費 用	9,602,112	9,753,245	1 営 業 収 益	5,868,807	6,192,462
管 渠 費	189,987	195,551	下 水 道 使 用 料	2,744,079	2,747,273
ポ ン プ 場 費	686,185	704,489	雨水処理負担金	3,098,953	3,417,533
処 理 場 費	1,495,860	1,513,722	その他の営業収益	25,775	27,656
普 及 指 導 費	38,164	44,929			
脱色施設管理費	247,646	255,462	2 営 業 外 収 益	5,899,540	5,780,883
業 務 費	106,754	110,393	他 会 計 補 助 金	3,230,556	3,137,544
総 係 費	257,286	386,422	補 助 金	1,300	9,532
減 価 償 却 費	6,530,671	6,512,718	長期前受金戻入	2,662,424	2,628,494
資 産 減 耗 費	49,559	29,559	雑 収 益	5,260	5,313
2 営 業 外 費 用	1,055,324	1,000,257	3 特 別 利 益	159	3,369
支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	980,234	923,251	その他特別利益	159	3,369
雑 支 出	75,090	77,006			
3 特 別 損 失	-	80			
過年度損益修正損	-	80			
当 年 度 純 利 益	1,111,070	1,223,132			
合 計	11,768,506	11,976,714	合 計	11,768,506	11,976,714

4 集落排水事業

(1) 事業の種類

ア 農業集落排水事業

処 理 区 域	和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例（平成12年条例第132号）第4条の規定により告示された区域
処 理 人 口	1,790人
1日最大処理水量	485立方メートル

イ 漁業集落排水事業

処 理 区 域	和歌山市農業及び漁業集落排水処理施設条例第4条の規定により告示された区域
処 理 人 口	5,015人
1日最大処理水量	1,268立方メートル

(2) 料 金

ア 農業集落排水処理施設使用料

区 分	金 額（1か月当たり）
専ら住居に使用する建築物	基本使用料2,508円に世帯人員1人につき550円を加算した額
上記以外の建築物 自治会館	5,016円
上記以外の建築物 公衆便所	5,016円
上記以外の建築物 その他	基本使用料5,016円に換算人員1人につき550円を加算した額

（基本使用料、加算額は消費税を含む。）

イ 漁業集落排水処理施設使用料

区 分	金 額（1か月当たり）
専ら住居に使用する建築物	基本使用料2,508円に世帯人員1人につき550円を加算した額
上記以外の建築物 自治会館	5,016円
上記以外の建築物 公衆便所	5,016円
上記以外の建築物 その他	基本使用料5,016円に換算人員1人につき550円を加算した額

（基本使用料、加算額は消費税を含む。）

(3) 損益計算書

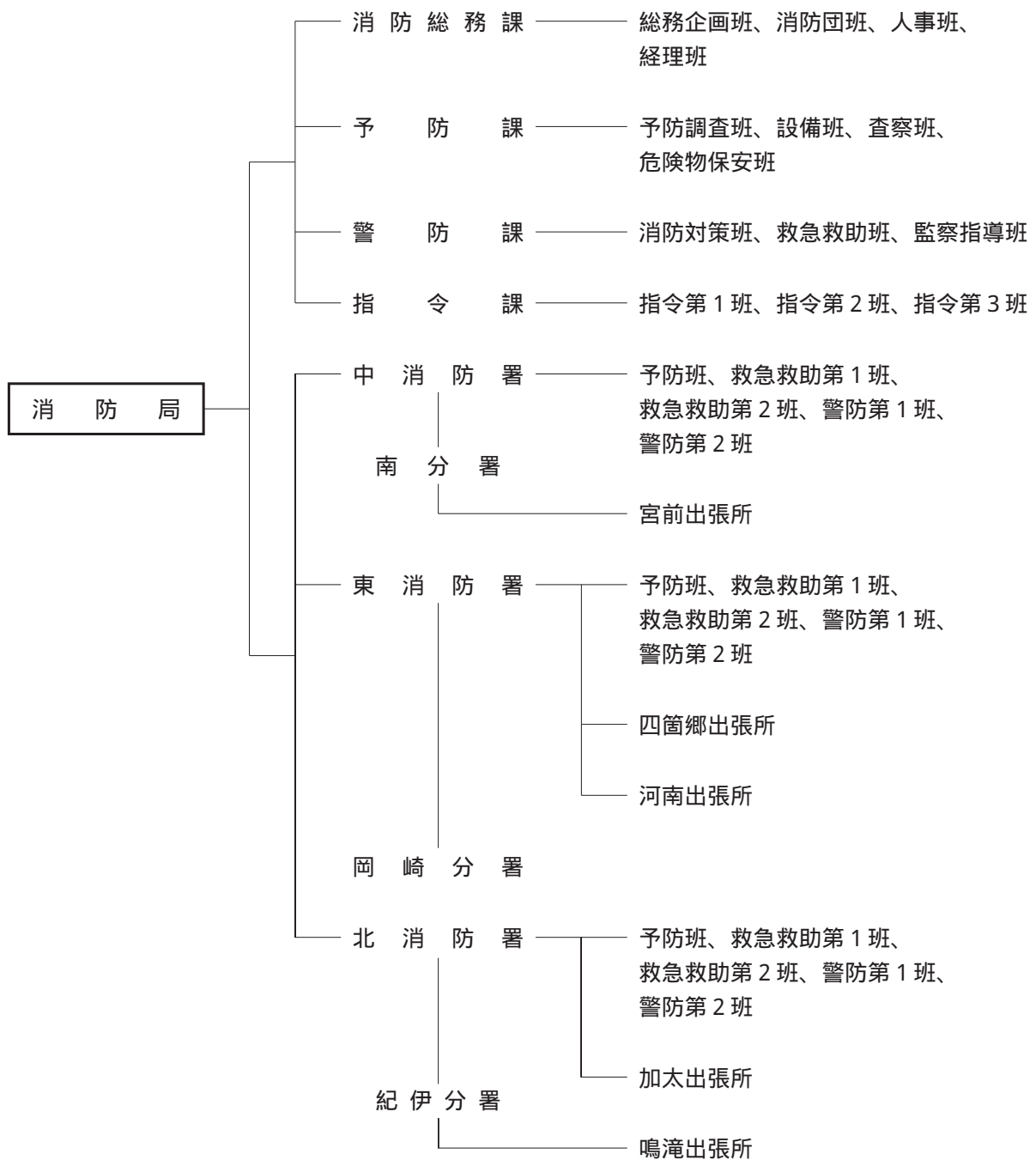
ア 農業集落排水事業損益計算書

損 失 の 部			利 益 の 部		
科 目	令和6年度 決 算	令和7年度 決 算 見 込	科 目	令和6年度 決 算	令和7年度 決 算 見 込
	千円	千円		千円	千円
1 営 業 費 用	108,088	103,745	1 営 業 収 益	15,356	15,206
管 渠 費	8,327	8,223	農業集落排水使用料	15,356	15,206
処 理 場 費	38,984	37,374			
業 務 費	4,890	4,813	2 営 業 外 収 益	121,899	114,460
総 係 費	6,659	7,869	他 会 計 補 助 金	102,614	96,607
減 価 償 却 費	49,228	45,405	長期前受金戻入	19,274	17,843
資 産 減 耗 費	-	61	雑 収 益	11	10
2 営 業 外 費 用	9,558	8,430			
支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	5,999	5,105			
雑 支 出	3,559	3,325			
当 年 度 純 利 益	19,609	17,491			
合 計	137,255	129,666	合 計	137,255	129,666

イ 漁業集落排水事業損益計算書

損 失 の 部			利 益 の 部		
科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込	科 目	令和 6 年度 決 算	令和 7 年度 決 算 見 込
	千円	千円		千円	千円
1 営 業 費 用	120,189	117,560	1 営 業 収 益	27,165	26,449
管 渠 費	7,747	6,032	漁業集落排水使用料	27,165	26,449
処 理 場 費	48,438	46,667			
業 務 費	5,049	4,988	2 営 業 外 収 益	121,738	116,653
総 係 費	6,758	7,879	他 会 計 補 助 金	100,097	95,141
減 価 償 却 費	51,705	51,721	長期前受金戻入	21,638	21,511
資 産 減 耗 費	492	273	雑 収 益	3	1
2 営 業 外 費 用	12,454	11,213	3 特 別 利 益	424	192
支 払 利 息 及 び	9,058	8,186	その他特別利益	424	192
企 業 債 取 扱 諸 費					
雑 支 出	3,396	3,027			
当 年 度 純 利 益	16,684	14,521			
合 計	149,327	143,294	合 計	149,327	143,294

消防局



13 消 防 局

消防局では、誰もが安心して住み続けられる持続可能なまちづくりの実現のため、次の役割を担っています。

- 1 社会情勢の変化に対応し、火災等の災害を未然に防ぐために、「予防体制の充実」を図ること。
- 2 災害時の地域の防災拠点として消防庁舎の整備を行い、地域防災力の中核である消防団への加入を促すことで「災害対応力の充実」を図ること。
- 3 1人でも多くの命を救うため、救命率の向上を図り、「救急救助体制を充実」させること。

- 令和8年度組織の重要事項 -

『予防体制の充実』

- ・住宅の防火安全対策の推進
- ・防火防災意識の高揚と自主防火活動の推進
- ・火災調査体制の充実
- ・事業所の防火安全対策の推進
- ・危険物災害の防止

『災害対応力の充実』

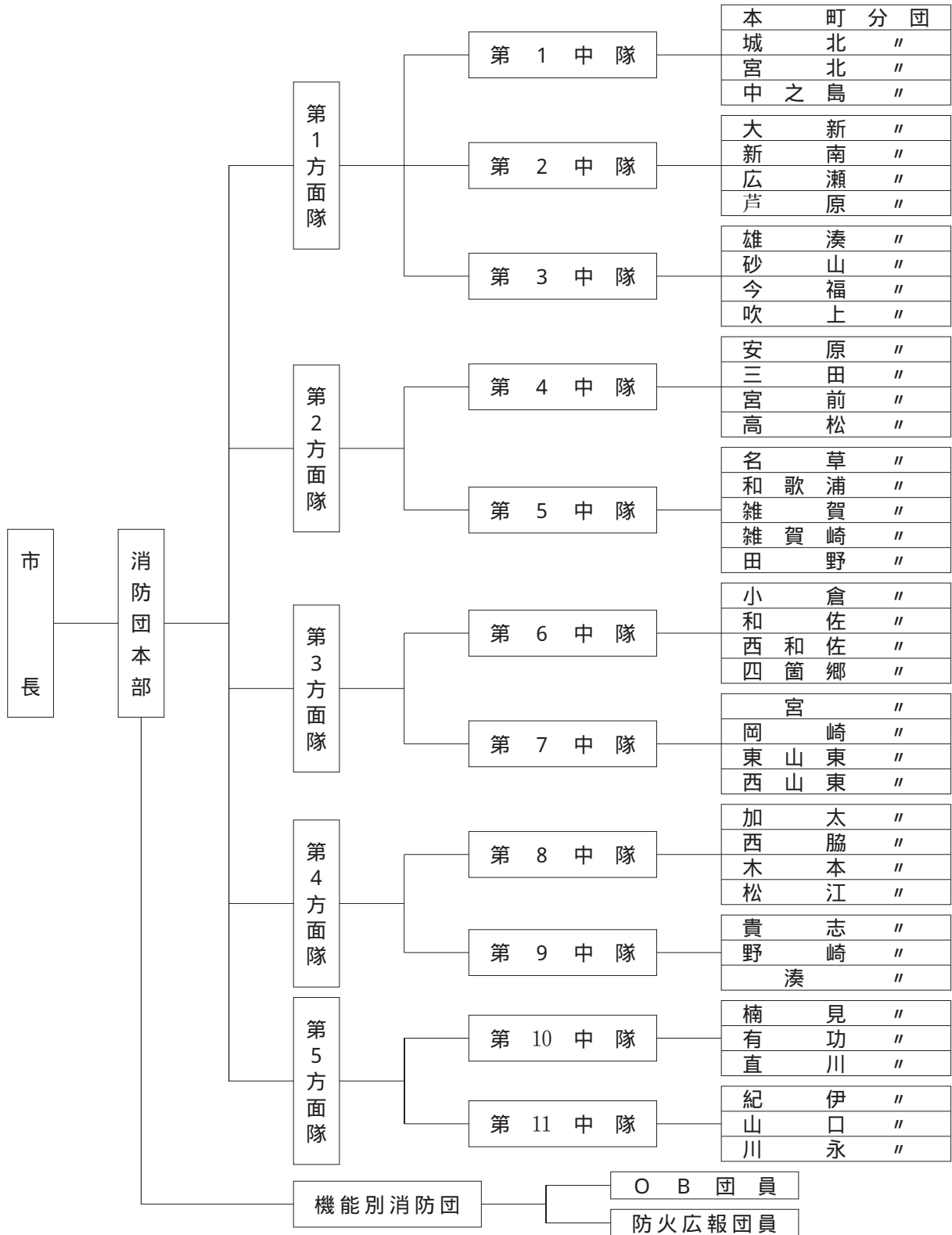
- ・消防活動拠点の整備及び機能維持
- ・常備消防力の強化
- ・地域防災力の充実・強化
- ・消防水利の整備
- ・消防広域応援・受援体制の充実
- ・水防体制の強化

『救急・救助体制の充実』

- ・応急手当の普及
- ・口頭指導体制の充実
- ・救急隊員の観察・応急処置能力の向上
- ・救急活動能力の向上
- ・救助活動能力の向上

和歌山市消防団組織

(令和8年4月1日現在)



1 和歌山市消防局・消防署

(1) 消防庁舎現況

(令和8年4月1日現在)

名 称	所 在 地	構 造	建築年月	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
消防局・中消防署	八番丁 12 番地	鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造地下1階地上6階建て	H16. 12	1,856.00	1,148.82	7,260.57
南 分 署	和歌浦東1丁目1番13号	鉄筋コンクリート造3階建て	H29. 8	866.11	322.96	693.75
宮前出張所	手平6丁目6番18号	鉄筋コンクリート造2階建て	R 8. 1	619.19	328.51	499.04
東 消 防 署	鳴神 1059 番地 6	鉄筋コンクリート造2階建て	S49. 4	2,480.59	481.35	806.52
四 箇 郷 出 張 所	加納 246 番地 3	鉄筋コンクリート造2階建て	S62. 3	330.64	159.04	213.76
河南出張所	吐前 568 番地	鉄筋コンクリート造2階建て	S59. 7	998.80	191.45	245.45
岡 崎 分 署 (消防団センター館)	森小手穂 49 番地 1	鉄筋コンクリート造3階建て	R 3. 5	3,347.78	734.05	1,621.16
北 消 防 署	狐島 645 番地 3	鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建て	H25. 11	4,318.98	1,148.98	1,617.55
加太出張所	加太 1203 番地 4	鉄筋コンクリート造平屋建て	S43. 9	697.95	160.21	160.21
紀 伊 分 署	弘西 1101 番地 2	鉄筋コンクリート造2階建て	S48. 6	1,663.29	349.53	661.41
鳴滝出張所	園部 596 番地 163	鉄筋コンクリート造2階建て	S56. 12	630.09	216.33	268.33

(2) 消防職員配置状況

(令和8年4月1日現在)

局署別 \ 階級別	合 計	消 防 正 監	消 防 監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消 防 士	小 計	事 務 系 職 員	技 術 系 職 員	小 計
合 計	396	1	5	14	114	120	68	32	38	392	4		4
局長・副局長・統括監	3	1	2							3			
消 防 総 務 課	19			1	9	5	1			16	3		3
消 防 総 務 課 付	13				1	2	1		9	13			
予 防 課	18			2	9	5	2			18			
警 防 課	17			3	8	4	1			16	1		1
指 令 課	17			2	8	7				17			
中 消 防 署	123		1	2	30	37	28	15	10	123			
東 消 防 署	89		1	2	24	30	13	10	9	89			
北 消 防 署	97		1	2	25	30	22	7	10	97			

(3) 車両配置状況

(令和8年3月31日現在)

所属別 区 分	合 計	消 防 局	中 消 防 署	南 分 署	宮 前 出 張 所	東 消 防 署	四 箇 郷 出 張 所	河 南 出 張 所	岡 崎 分 署	北 消 防 署	加 太 出 張 所	紀 伊 分 署	鳴 滝 出 張 所
車 両 合 計	80	15	14	6	4	10	2	2	6	11	3	5	2
消 防 ポ ン プ 自 動 車	16		2	1	2	2	1	1	1	2	2	1	1
水槽付き消防ポンプ自動車	4		1	1					1			1	
はしご付き消防ポンプ自動車	1					1							
はしご付き消防自動車	1		1										
屈折はしご付き消防ポンプ自動車	1									1			
化学消防ポンプ自動車	3		1	1		1							
救 助 工 作 車	5		2						2	1			
支 援 車	1		1										
人 員 搬 送 車	1	1											
燃 料 補 給 車	1					1							
高 規 格 救 急 自 動 車	16	1	2	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1
無 線 中 継 車	1	1											
指 令 車	3	3											
指 揮 車	4	1	1			1				1			
広 報 車	11	3	2	1		2				2		1	
資 機 材 搬 送 車	8	2	1	1		1			1	1		1	
乗 用 車	1	1											
防 災 体 験 車	1	1											
防 災 活 動 車	1	1											
小型動力消防ポンプ	17		2	2	1	2	1	1	2	2	1	2	1

(4) 消防用水利状況

(令和8年3月31日現在)

上 水 栓 消 火 栓	工 水 栓 消 火 栓	私 設 栓 消 火 栓	防火水槽	(内耐震)	私 設 防火水槽	公設井戸	プ ー ル
4,890	45	145	1,829	804	601	52	87

(5) 消防庁舎耐震化現況

和歌山市市有建築物耐震化促進計画に基づき、昭和56年以前に建築した庁舎について耐震化の必要の有無を調査し、その結果に基づき、建替え又は改修を施しました。

(令和8年4月1日現在)

区 分	庁 舎 名 称	建築年月	内 容
改 修 済 み	紀 伊 分 署	S 48. 6	平成19年度施工
改 修 済 み	東 消 防 署	S 49. 4	平成20年度施工
改 修 済 み	加 太 出 張 所	S 43. 9	平成22年度施工
改 修 済 み	鳴 滝 出 張 所	S 56. 12	平成22年度施工
建 替 済 み	北 消 防 署	H 25. 11	平成25年度建替完了
建 替 済 み	南 分 署	H 29. 8	平成29年度建替完了

(6) 消防音楽隊活動状況

(令和7年度中)

訓 練 回 数		訓練従事時間	派遣演奏回数	内カラーガード出演	隊 員 数	
演 奏	カラーガード				消防吏員	消防団員
48回	12回	100時間	24回	21回	13人	33人

(7) 委託研修の実施状況

(令和7年度中)

委託研修	科目	延べ人員	期間
和歌山県消防学校	初任教育	9	158日
	救助科	3	28日
	通信指令教育	3	3日
	救急科	12	51日
	火災調査科	3	11日
	無線通信教育	11	2日
	消防操法指導員教育	3	2日
	潜水救助教育	3	14日
	中級幹部科	3	10日
	救急隊長教育	3	2日
消防大学校	幹部科	1	50日
	予防科	1	52日
	上級幹部科	1	17日
	指揮隊長コース	1	13日
	査察業務マネジメントコース	1	7日
救急救命九州研修所	救急救命士養成研修	2	195日
	指導救命士養成研修	1	42日
医大病院・日赤病院・労災病院	救急救命士就業前研修	6	40日
医大病院・日赤病院	救急救命士再教育	68	3日
	気管挿管病院実習	3	17日
自動車安全運転センター安全運転中央研修所	消防・救急緊急自動車運転技能者課程	2	4日

2 和歌山市消防団

(1) 人 員

(令和8年4月1日現在)

区 分	計	団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員
実 員	1,448	1	5	42	81	117	172	1,030
定 員	1,550							

(2) 年 齢 構 成

(令和8年4月1日現在)

合 計	20歳 未満	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70歳 以上
1,448	1	29	34	44	83	141	212	290	252	177	159	26

(3) 異 動 状 況

(令和7年度中)

新 規 採 用	退 職
57	78

(4) 装 備 、 施 設

(令和8年4月1日現在)

消 防 ポンプ 自 動 車	小型動力ポンプ積載車		小 型 動 力 ポ ン プ	機 械 器 具 庫	警 鐘 台
	普 通 車	軽 四 輪 車			
4	19	107	134	137	36

3 予 防 業 務

(1) 火災をなくす市民運動

安全で、快適な生活環境をつくることを目的として「火災をなくす市民運動」を展開し、かけがえのない「生命」や「財産」を脅かす火災の防止に努めるために、一般住宅の防火診断、住宅用火災警報器設置促進、消火器設置奨励補助、小学校児童によるわが家の消防検査、防火防災スクール、危険物安全管理強調月間、高齢者防火推進週間、事業所防火などの事業及び行事を実施しました。

(2) 防火協力団体

・防火委員会

地区防火のリーダーとして、単位自治会で2～3人程度の男女を選んで、地区ぐるみで防火活動を推進しました。

(令和8年4月1日現在)

地 区 数	防火委員選出単位自治会数	防火委員 (男)	防火委員 (女)	計
42	1,141	1,326人	261人	1,587人

・婦人防火クラブ及び幼年消防クラブ

婦人防火クラブは家庭における防火知識の習得、隣近所、地域ぐるみでの防火活動の推進を図りました。

また、次代の担い手となるこどもたちに教育、訓練を通じて防火思想を普及するため幼年消防クラブの育成指導を推進しました。

(令和8年4月1日現在)

	ク ラ ブ 数	人 員
婦 人 防 火 ク ラ ブ	25隊	553人
幼 年 消 防 ク ラ ブ	81隊	9,110人

(3) 防火防災行事

各地区、各事業所及び消防局防災学習センターにおいて、市民、事業所及び自主防災組織に対して地震や地震に伴う津波及び火災発生時を想定し、初期消火体験、避難体験、防火防災講話等を実施して防火防災意識の高揚を図りました。

・防火防災のつどい等

(令和7年度中)

行 事 別	回 数	参 加 人 員
防 火 防 災 の つ ど い	67回	54,691人
事 業 所 防 火 行 事	40回	2,036人
防 火 防 災 等 出 前 講 座	33回	2,335人
合 計	140回	59,062人

・消防局防災学習センター及びV R防災体験車利用者数

(令和7年度中)

種 別	団 体 数	利 用 者 数
防 災 学 習 セ ン タ ー	団 体	294団体
	個 人	5,980人
	合 計	13,554人
V R 防 災 体 験 車	団 体	72団体
	個 人	258人
	出 前 講 座	25団体
	合 計	97団体

(4) 消防同意・危険物・液化石油ガス関係規制事務

・消防同意件数

(令和7年度中)

総 件 数	確 認 申 請	許 可 申 請	計 画 通 知
389	346	33	10

・危険物許可・認可件数

(令和7年度中)

総 件 数	設 置 許 可	変 更 許 可	予 防 規 程 認 可
404	18	241	145

・液化石油ガス関係許可・認定・認可件数

(令和7年度中)

総 件 数	貯蔵施設等許可	保安機関認定(更新含む。)	保安業務規程等認可
2	0	2	0

(5) 予 防 査 察

劇場、映画館、百貨店、旅館、病院、工場などの事業所は、火災が発生したときの被害が大きく、人命危険も予想されるので、火災の未然防止を図ることは最も重要なことです。これらの公衆の出入りする場所や多数の者の勤務する場所、引火性又は発火性物品である危険物を貯蔵し、取り扱う危険物施設に対し、消防法の規定に基づいて予防査察を実施しました。

また、和歌山県の事務処理の特例に関する条例の改正により、平成22年4月1日から液化石油ガスに関する事務の一部が、和歌山県から権限移譲されたため、液化石油ガス関係施設についても予防査察を実施しました。

・劇場、映画館、百貨店等の予防査察

(令和7年度中)

種 別	査 察 件 数
第 1 種 査 察 対 象 物	223件
第 2 種 査 察 対 象 物	85件
第 3 種 査 察 対 象 物	1,273件
第 4 種 査 察 対 象 物	2,498件
第 5 種 査 察 対 象 物	327件

・危険物施設の予防査察

(令和7年度中)

施設区分	合計	製造所	貯蔵所								取扱所					少量危険物貯蔵・取扱所	指定可燃物貯蔵・取扱所
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	小計		
査察数	987	31	86	150	24	44	0	255	21	580	78	0	91	2	171	151	54

・液化石油ガス関係施設の予防査察 (令和7年度中)

区分	合計	販売事業所	保安機関	充填事業者	特定液化石油ガス設備工事事業者	貯蔵施設	特定供給設備	充填設備	(設備工事対象施設) 供給設備
査察数	35	8	7	0	6	6	0	0	8

(6) 防火管理及び防災管理に関する資格講習会開催状況

(令和7年度中)

講習名	開催回数	開催場所	資格取得者
甲種防火管理新規講習	10回	消防局3F多目的ホール	481人
甲種防火管理再講習	2回	消防局3F多目的ホール・オンライン	57人
防災管理新規講習	1回	消防局3F多目的ホール・オンライン	37人
防火・防災管理再講習	1回	消防局3F多目的ホール・オンライン	19人

4 警 防 業 務

(1) 水利保全及び消防活動障害の排除活動実施結果

(令和7年度中)

水 利 保 全 実 施 回 数	物 件 放 置 件 数	処 理 件 数
393	0	108

(2) 消防訓練実施状況

(令和7年中)

種 別	回 数	延 べ 人 員	延 べ 時 間
基 礎 練 成	5,613	22,940	9,079
基 礎 技 術	3,124	13,840	7,159
実 地 訓 練	678	3,081	1,972
合 計	9,415	39,861	18,210

(3) 消防隊活動状況

・火災出動

(令和7年中)

出 動 件 数	出 動 延 べ 台 数	出 動 延 べ 人 員
78	590	2,055

・その他の出動

(令和7年中)

出 動 種 別	出 動 件 数	出 動 延 べ 台 数	出 動 延 べ 人 員
火 災 警 戒	108	421	1,373
誤 報	366	982	3,202
虚 報	2	15	51
救 急 支 援	586	1,687	5,505
へ り 支 援	3	6	23
そ の 他	15	45	136
風 水 害	61	77	292
合 計	1,141	3,233	10,582

(4) 救急隊活動状況

・救急出動件数

(令和7年中)

出 動 件 数	不 搬 送 件 数	搬 送 人 員		
		男	女	計
23,132	2,461	10,356	10,392	20,748

・事故種別出動件数

(令和7年中)

事 故 種 別	火 災	自 然 災 害	水 難	交 通 事 故	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	合 計
出動件数	53	2	20	1,694	184	110	3,695	61	182	15,005	2,126	23,132
搬送人員	11	2	11	1,536	180	110	3,438	50	133	13,801	1,476	20,748

(5) 応急手当普及啓発活動実施状況

(令和7年中)

種 別	回 数	受 講 人 員
普 通 救 命 講 習	86	1,295
上 級 救 命 講 習	3	71
応急手当普及員講習（再講習含む）	4	122
救 急 の つ ど い	119	3,450

(6) 救助隊活動状況

・事故別出動件数

年 別				令 和 7 年 中	
事 故 種 別				出 動 件 数	救 助 人 員
火 災				42	4
火 災 以 外 の 災 害	交 通 事 故			68	35
	水 難 事 故			19	13
	風 水 害 事 故			0	0
	機 械 に よ る 事 故			4	5
	建 物 等 に よ る 事 故			148	116
	ガ ス 及 び 酸 欠 事 故			7	3
	破 裂 事 故			0	0
	そ の 他 の 事 故			141	36
小 計			387	208	
総 計				429	212

(7) 火災発生概況

・火災発生状況

(各1月～12月)

区分		年別	令和7年	令和6年	増減
火災件数			78件(1)	80件(0)	-2件(+1)
損害額			109,421千円	86,704千円	+22,717千円
火災種別	建物		58件(0)	46件(0)	+12件(±0)
	林野		1件(0)	1件(0)	±0件(±0)
	車両	自動車	4件(0)	9件(0)	-5件(±0)
		鉄道	0件(0)	0件(0)	±0件(±0)
	船舶		0件(0)	0件(0)	±0件(±0)
	航空機		0件(0)	0件(0)	±0件(±0)
	その他		15件(1)	24件(0)	-9件(+1)
焼損棟数	合計		70棟	57棟	+13棟
	全焼		8棟	6棟	+2棟
	半焼		1棟	5棟	-4棟
	部分焼		17棟	13棟	+4棟
	ぼや		44棟	33棟	+11棟
建物焼損床面積			763 m ²	2,083 m ²	-1,320 m ²
建物焼損表面積			125 m ²	43 m ²	+82 m ²
林野焼損面積			0 a	1 a	-1 a
人的被害	死者		5人	3人	+2人
	負傷者		13人	11人	+2人
り災世帯数	合計		52世帯	40世帯	+12世帯
	全損		7世帯	7世帯	±0世帯
	半損		2世帯	2世帯	±0世帯
	小損		43世帯	31世帯	+12世帯
り災人員			109人	82人	+27人
1日平均	出火件数		0.21件	0.22件	-0.01件
	損害額		300千円	237千円	+63千円
	建物焼損床面積		2.09 m ²	5.69 m ²	-3.60 m ²
火災1件当たり平均損害額			1,403千円	1,084千円	+319千円
建物火災1件当たり焼損床面積			13 m ²	45 m ²	-32 m ²
出火率(人口1万人当たり)			2.29件	2.32件	-0.03件

() 内は爆発件数

・原因別火災発生状況

(令和7年中)

原因	件数	原因	件数	原因	件数
たばこ	12件	排気管	1件	灯火	1件
こんろ	10件	電気機器	11件	衝突の火花	0件
かまど	0件	電気装置	1件	取灰	0件
風呂かまど	1件	電灯・電話配線	4件	火入れ	0件
炉	1件	内燃機関	0件	放火	7件
焼却炉	0件	配線器具	3件	放火の疑い	1件
ストーブ	1件	火あそび	2件	その他	18件
こたつ	0件	マッチ・ライター	0件	不明・調査中	1件
ポイラー	0件	たき火	3件		
煙突・煙道	0件	溶接機・切断機	0件	計	78件

なお、出火原因「こんろ」10件の内、「天ぷら油」が5件、「グリル」が0件である。

5 消防相互応援協定

不測の大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、併せて民心の安定を図るため、各機関等と広域消防協定を結び、相互の協力体制を確立しました。

(令和8年4月1日現在)

名 称	協 定 市 町 村 等	応 援 内 容
和歌山県下消防広域相互応援協定	和歌山県下30市町村・和歌山県下4消防組合	大規模又は特殊な災害
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県・和歌山県下30市町村・和歌山県下4消防組合	火災・救急・救助
和歌山北部臨海都市広域消防協定	和歌山市・海南市・有田市・御坊市	火災・救急・必要資機材
阪和林野火災消防相互応援協定	[和歌山県] 和歌山市・橋本市・岩出市・紀の川市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合 [大阪府] 河内長野市・大阪南消防組合・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・岬町・泉州南消防組合	林野火災
阪和自動車道、湯浅御坊道路、関西空港自動車道及び京奈和自動車道消防相互応援協定	和歌山市・海南市・堺市・和泉市・岸和田市・貝塚市・有田川町・熊取町・泉佐野市・泉南市・阪南市・岩出市・湯浅町・広川町・日高川町・御坊市・印南町・みなべ町・田辺市	火災・救急・救助
消防活動資機材及び支援物資等相互応援協定	和歌山市・堺市・姫路市・徳島市	消防活動資機材及び支援物資等
和歌山海上保安部と和歌山市との消防業務協定	和歌山海上保安部・和歌山市	火災・警戒
和歌山広域消防指令共同運用に係る消防相互応援協定	和歌山市・那賀消防組合・海南市・紀美野町・有田市	火災・救急・救助 大規模又は特殊な災害

6 指 令 業 務

(1) 概 要

『和歌山広域消防指令センター』は、大規模かつ広域化する災害に、迅速、的確かつ広域的に対応できるよう、平成27年4月1日から和歌山市、岩出市、紀の川市、海南市、紀美野町の4市1町（4消防本部）による消防通信指令の共同運用を開始、令和7年4月1からは、有田市を加えた5市1町（5消防本部）に拡大され、住民からの119番通報を一括受信し対応しています。

これにより、迅速な応援体制の確保、効率的な人員配置、的確な高機能消防指令システムの運用が可能となり、大規模災害、特殊災害及び同時多発災害等に対する備えがより強固なものとなりました。

(2) 消防通信設備の概要

ア 高機能消防指令システム

- ア 消防指令台
- イ 自動出動指定装置
- ウ 地図等検索装置
- エ 位置情報通知システム（統合型）
- オ 出動車両運用管理装置（運用管理・車両端末・経路探索・経路保守）
- カ 災害等自動案内装置

イ 高所カメラシステム

ウ 119番映像通報システム（Live 119）

エ 救急医療情報システム

オ 聴覚障害者緊急通報用ファクシミリ受信装置

カ 聴覚障害者緊急通報用NET119緊急通報システム

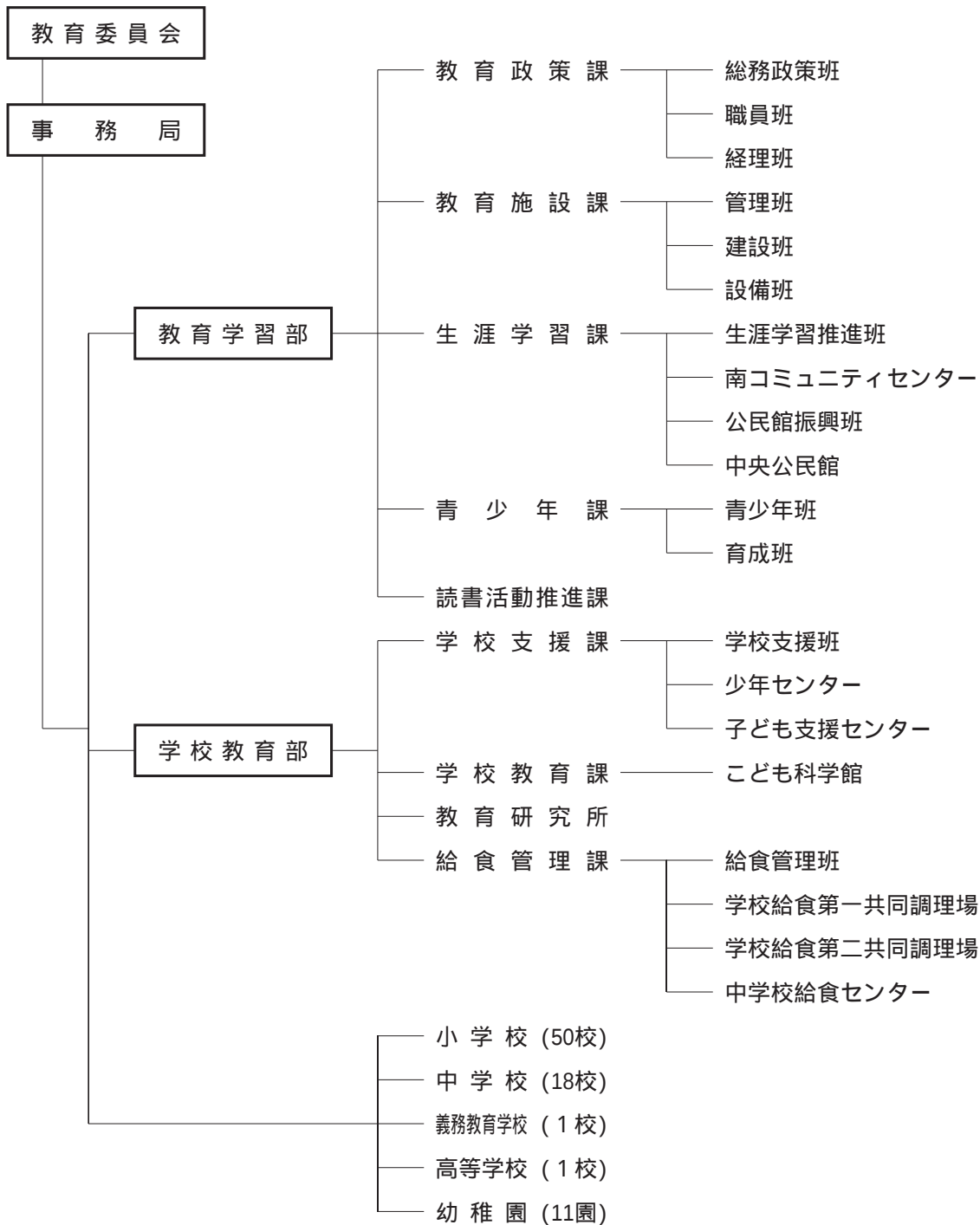
キ WEBGIS地図情報システム

ク 事案共有システム

(3) 通報の着信件数（令和7年度中）

ア 119番通報総着信件数	26,360件
ア N T T 固定電話	3,198件
イ I P 電 話	6,121件
ウ 携 帯 電 話	17,041件
イ 災害通報の覚知別件数	
ア N T T 固定電話（119番回線）	2,170件
イ I P 電 話（119番回線）	6,156件
ウ 携 帯 電 話（119番回線）	15,394件
エ 警 察 電 話	183件
オ 一 般 加 入 電 話	236件
カ 聴覚障害者ファクシミリ	0件
キ N E T 1 1 9	1件
ク そ の 他	131件

教育委員会



14 教育委員会

基本理念

ともに学び ともに支えあい 未来につながる教育

教育の根幹は『人づくり』であり、その『人づくり』の基盤となるものは、学校だけでなく、家庭や地域を含めた社会全体と考えます。そこで、子供だけでなく、子供たちと共に過ごす家庭や地域の方々も一緒に学べる環境をつくり、地域のつながりをより強くします。また、様々な知識や経験を持った方々が結びつき、支えあうことによって、地域における課題解決や地域の発展につなげることのできる社会をつくります。

これらの取組を通して、社会全体で将来の和歌山市を創造できる人を育てる教育をめざし、これを基本理念とします。

めざす人間像

- 自ら考え、判断し、表現する力を持ち、規律ある行動をする人間
変化の激しい現代を生きていくために、基礎的な学力はもちろん、自ら考え、判断し、表現する力を身に付けた上で、社会の一員としての自覚を持って規律ある行動をとることのできる人間の育成をめざします。
- 人権を尊重し、情操豊かにたくましく生きる人間
いじめや暴力などの問題行動をなくすために、生きることの尊さを理解し、自他の生命を大切にすることを育みます。また、様々な人権問題を正しく理解し、互いの立場を理解し、よりよい人間関係を築ける人間の育成をめざします。
- 郷土を愛し、よりよい社会の形成者となる人間
自ら育った地域の歴史や文化のよさを知り、郷土を愛する心を育みます。また、ふるさと和歌山の地域の一員として、主体的に社会に貢献できる人間の育成をめざします。

基本方針

社会を生き抜く子供たちの学力の育成

- ・ 確かな学力を育む教育の推進
- ・ 国内外の多様な分野で活躍できる人材を育む教育の推進

子供たちが毎日をいきいきと過ごせるよう、また、将来の夢や目標を実現するために必要な「確かな学力」を身に付けられるよう、信頼と期待に応える学校づくりに取り組みます。

さらに、日々変化していく情勢、国際化やデジタル化が進む社会に対応できるよう、学力の向上だけでなく、個々の資質・能力を伸ばし、自らが社会の創り手となり、たくましく生き抜く力を育みます。

生涯を通じた豊かな心と健やかな体の育成

- ・豊かな心を育む教育の推進
- ・健やかな体を育む教育の推進
- ・人権を尊重する社会を築くための教育の推進

人権・同和教育や道徳教育を推進し、体験活動を充実させることで、子供たちの豊かな心を育みます。

また、子供たちの体力向上や健康の保持増進を通して、生涯にわたって健康で安全に生活できるような健やかな体の育成に取り組みます。

安全・安心な教育環境の整備

教育や学習方法の多様化に対応した施設、設備の充実を図るとともに、安心・快適に過ごせるように教育環境の整備や充実を図ります。

また、校外においても、安全に過ごせるよう、地域や家庭、関係機関と連携して、子供たちを見守る環境づくりを推進します。

家庭や地域における教育力の向上

子供たちが基本的な生活習慣や自立心を身に付けるように、家庭での教育力の充実を図ります。

また、地域における社会教育の拡充を支援し、学校・家庭・地域の一層の連携を図ることで青少年の健全育成に努めます。

郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進

- ・生涯学習の推進
- ・芸術・文化の振興
- ・文化財の保護・活用
- ・スポーツの振興

地域の拠点となるコミュニティセンターを中心に、生涯学習環境の整備、充実を図るとともに、生涯を通じて文化・スポーツ活動に親しめるよう、環境や機会の充実を図ります。

1 幼稚園・各学校数並びに園児児童生徒数及び教員数

(1) 幼稚園

(令和7年5月1日現在)

公 私 別	区 分	園 数	園 児 数	教員数 (本務者)
市	立	11	288	49
私	立	11	1,460	133
計		22	1,748	182

(2) 小・中・義務教育学校及び高等学校

(令和7年5月1日現在)

公 私 別	区 分	校 数	児童・生徒数	教員数 (本務者)
小 学 校	市 立	50	15,334	1,064
	国 立	1	394	28
	私 立	1	384	28
	計	52	16,112	1,120
中 学 校	市 立	18	6,903	524
	県 立	2	479	25
	国 立	1	400	23
	私 立	4	1,865	108
	計	25	9,647	680
義務教育学校	市 立	1	742	47
高 等 学 校	市 立 (全日制)	1	748	64
	市 立 (定時制)	1	19	16
	県 立 (全日制)	8	7,550	654
	県 立 (定時制)	2		
	県 立 (通信制)	1		
	私 立 (全日制)	4	3,315	209
	私 立 (通信制)	1	82	5
	計	18	11,714	948

* 分校は本校に含む

(3) 特別支援学校

(令和7年5月1日現在)

区 分	幼児・児童・生徒数	教 員 数 (本務者)
国 立 (1校)	57	32
県 立 (5校)	897	594

2 中学校卒業者の進路状況

(令和8年3月卒業生)

進路別			区 分	生 徒 数	比 率 (%)
卒 業 生 総 数				2,319	100.0
進 学 者	高等学校	全 日 制 （ 高 専 ）		2,101	90.5
		定 時 制 （ 通 信 制 ）		188	8.2
	そ の 他			1	0.0
	計			2,290	98.3
専修学校・各種公共職業訓練施設等				4	0.2
就 職 者				5	0.2
その他（家事手伝い・進路未定の者等）				20	0.9

3 市立和歌山高等学校の進路状況

(令和8年3月卒業生)

進路別			区 分	生 徒 数	比 率 (%)
卒 業 者 数				236 (4)	100.0 (100.0)
就 職				38 (2)	16.1 (50.0)
大 学 ・ 短 大 進 学				107 (0)	45.3 (0)
専 門 学 校 進 学				83 (0)	35.2 (0)
そ の 他				8 (2)	3.4 (50.0)

* () 内は定時制

4 小・中・義務教育学校屋内運動場及びプール

(令和8年4月1日現在)

校 種	区 分	校 数	屋内運動場保有校数	プール保有校数
小 学 校		51 (1)	50	50
中 学 校		19 (1)	17	14
義 務 教 育 学 校		1	1	1
計		71 (2)	68	65

* () 内は分校

* 保有校数には共用を含む

5 学校施設新改築状況

(1) 小 学 校

年 度	工 事 量 (㎡)	工 事 費 (千円)	事 業 効 果				国庫支出金 (千円)	校数	校 名
			普通	特教	屋体	その他			
19	990	292,759	-	-	1	-	83,117	1	大 新
22	7,036	1,241,873	17	17	1	22	519,081	1	藤戸台
22～23	945	349,462	-	-	1	-	115,605	1	西 脇
23	852	345,083	-	-	1	-	86,397	1	安 原
23～24	1,563	317,384	8	4	-	-	56,330	1	大 新
24	375	152,156	-	-	-	1	21,689	1	藤戸台
26～27	370	193,917	-	-	-	1	39,558	1	芦 原
26～27	289	158,445	-	-	-	1	28,265	1	大 新
27	777	228,053	6	-	-	-	77,199	1	藤戸台
28	165	45,961	2	-	-	-	17,139	1	山 口
29	375	236,067	-	-	-	1	43,065	1	岡 崎
30	392	212,686	-	-	-	1	47,585	1	紀 伊
2	276	154,488	3	-	-	-	38,858	1	安 原
3～4	541	189,193	4	-	-	-	59,472	1	岡 崎

(2) 中 学 校

年 度	工 事 量 (㎡)	工 事 費 (千円)	事 業 効 果				国庫支出金 (千円)	校数	校 名
			普通	特教	屋体	その他			
14～15	4,310	824,030	10	5	-	16	117,876	1	日 進
20～21	3,941	829,394	13	7	-	28	155,310	1	西 和
23～24	1,664	526,544	-	2	1	-	146,099	1	東 和
25～26	434	159,909	-	2	-	1	45,043	1	貴 志

(3) 義務教育学校

年 度	工 事 量 (㎡)	工 事 費 (千円)	事 業 効 果				国庫支出金 (千円)	校数	校 名
			普通	特教	屋体	その他			
27～29	14,243	4,324,835	26	24	1	30	683,044	1	伏 虎

(4) 幼 稚 園

年 度	工 事 量 (㎡)	工 事 費 (千円)	事 業 効 果			国庫支出金 (千円)	園数	園 名
			保 育	遊 戯	その他			
13	209	55,289	1	1	-	14,654	1	宮 前
15	938	233,205	3	1	4	39,565	1	紀 伊
27	69	20,881	1	-	-	3,358	1	山 口
29	99	25,888	-	1	-	6,266	1	雑賀崎

6 給 食

(1) 実 施 状 況 等

ア 小 学 校 (義務教育学校前期課程含む)

(令和7年4月～令和8年3月)

実 施 校 数	調理員数	栄養士数	調 理 形 態 及 び 1 人 1 食 当 り 費 用
全 市 学 校 5 1 校 (完全給食5日制)	49人 (内) 会計年度 任用職員 7人	35人	43 校 12,521人 学校単独調理方式 給 食 費 (親子方式1校含む) R 7 . 4 - 12 302円 R 8 . 1 - 3 326円 2 共同調理場 3,321人 (8校) センター方式 給 食 費 R 7 . 4 - 12 295円 R 8 . 1 - 3 319円

イ 中 学 校 (義務教育学校後期課程含む)

(令和7年4月～令和8年3月)

実 施 校 数	開 始 時 期	実 施 方 式 等	対象生徒数
全市学校18校中16校	平成24年10月から6校 平成25年10月から6校 平成26年10月から4校	選択制デリバリー方式 1人1食当り給食費 R 7 . 4 - 12 357円 R 8 . 1 - 3 381円	6,848人
全市学校18校中2校	平成29年4月から1校 平成30年4月から1校	学校単独調理方式 1人1食当り給食費 R 7 . 4 - 12 382円 R 8 . 1 - 3 406円	242人

(2) 共同調理場概要

i 和歌山市立学校給食第一共同調理場

所 在 地 和歌山市弘西 1131 番地 1

開設年月日 昭和44年4月16日 (平成13年4月1日移設)

総 面 積 2,099m²

建 築 面 積 867m²

対象小学校 紀伊・直川・川永・山口小学校

対象幼稚園 紀伊・山口幼稚園

対 象 人 数 1,489人

ii 和歌山市立学校給食第二共同調理場

所 在 地 和歌山市桑山 128 番地

開設年月日 昭和48年6月25日

総 面 積 1,858m²

建 築 面 積	661.34m ²
対象小学校	宮前・岡崎・安原・和佐小学校
対象幼稚園	宮前・和佐幼稚園
対 象 人 数	2,204人

iii 和歌山市立中学校給食センター

所 在 地	和歌山市西浜 1660 番地の 401
開設年月日	令和 8 年 4 月 6 日
総 面 積	7,971.17m ²
建 築 面 積	4,163.73m ²
対象中学校	日進・東和・西和・城東・西浜・明和・河北・河西・紀之川・西脇・紀伊・ 高積・東・楠見・有功・貴志中学校
対 象 人 数	7,370人

7 コミュニティセンター

(1) 施設の名称及び所在地

- 東部コミュニティセンター 和歌山市寺内 665 番地
- 河南コミュニティセンター 和歌山市布施屋 41 番地
- 河西コミュニティセンター 和歌山市松江北 2 丁目 20 番 7 号
- 河北コミュニティセンター 和歌山市市小路 192 番地 3
- 中央コミュニティセンター 和歌山市三沢町 1 丁目 2 番地
- 北コミュニティセンター 和歌山市直川 326 番地 7
(和歌山市さんさんセンター紀の川内)
- 南コミュニティセンター 和歌山市紀三井寺 856 番地
- 西コミュニティセンター 和歌山市砂山南 3 丁目 1 番 11 号

(2) 施設利用状況

(令和 8 年 3 月末現在)

(単位 件、人)

	東 部	河 南	河 西	河 北	中 央	北	南	西
多 目 的 ホール	647	638	1,434	611	1,154	2,527	308	1,278
	18,811	12,574	36,196	20,837	46,815	53,309	13,466	22,868
活 動 室	1,663	1,199	1,424	1,719	3,987	3,015	2,466	1,260
	22,148	11,550	18,182	19,222	44,357	33,118	34,160	11,062
和 室	221	209	436	335	794	302	103	178
	1,763	4,048	2,520	4,872	7,050	3,672	546	819
調 理 実 習 室	142	62	145	241	278	377		340
	2,817	1,454	2,268	3,450	3,975	5,814		2,845
会 議 室	283	188		395				292
	1,785	2,684		3,071				2,426
造 形 室		134						
		2,323						
ワークルーム				540		477		326
				9,361		4,373		2,457
音 楽 室			523					
			2,442					

(3) 図書室利用状況及び蔵書数

(令和 8 年 3 月末現在)

(単位 人、冊)

	東 部	河 南	河 西	河 北	中 央	北	南
貸 出 人 数	16,159	8,902		17,589	36,923	34,317	8,613
貸 出 冊 数	69,545	40,773		63,310	146,501	160,988	36,899
蔵 書 数 (一 般)	26,655	22,107		20,162	21,282	26,092	19,773
蔵 書 数 (児童書)	15,945	14,606		15,391	13,429	15,637	12,780

8 公 民 館

(1) 中央公民館

ア 機 構 等

館 長	1
そ の 他 の 職 員	15 (兼務、非常勤を含む)
中央公民館運営審議会委員	10
所 在 地	和歌山市西汀丁29番地

イ 主な事業内容

○ 和歌山市市民大学

初級囲碁、将棋、民謡、コーラス、日本画、園芸、初級社交ダンス、初級俳句、水墨画、初級英会話、フラワー、初級書道 (かな)、初級書道 (漢字)、初級ペン習字、ストレッチ、爽体操、太極拳、初心者ワード、初級登山、ヨガ、マジック、初級写真、初級手話、応用手話、リンパ改善運動、大正琴、初級川柳、初級詩吟

○ 夏休み子どもチャレンジ教室

○ スキルアップ講座

○ 料理教室

(2) 地区公民館

ブロック数	地 区 数	館 長	主 事 等	運営審議会委員
10	42	42	638	341

9 教育文化センター

(1) 施 設 の 概 要

- 昭和46年5月竣工 工費約9,790万円
- 鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階 (会議室・事務室等)
敷地面積544.55㎡ 建物面積365.32㎡ 延面積1,708.5㎡

10 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に小学校の教室等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業。

対 象 児 童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童

内 容

放課後等に小学校の教室等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。

(令和8年3月末現在)

区 分	箇 所 数	児 童 数 (人)	指導員数 (人)
若 竹 学 級	95	3,375	475
社会福祉法人等 (民間保育園)	8	132	21
計	103	3,507	496

11 教 育 研 究 所

(1) 沿 革

昭和24年6月4日	和歌山市役所教育課内に設置
昭和27年11月1日	和歌山市教育委員会の一機関となる
昭和29年9月18日	和歌山市西汀丁1番地に教育委員会事務局とともに移転
昭和33年3月27日	和歌山市立教育研究所条例制定
昭和46年5月8日	和歌山市教育文化センター内に移転、現在に至る
昭和62年4月1日	学校教育課から独立、所長専任制となる
平成5年4月1日	教育研究所分室 (パソコン研修室) 開設
平成7年4月1日	ふれあい教室 (適応指導教室) 開設
平成11年9月1日	和歌山市教育情報ネットワーク (きいねっと) 開設
平成14年4月1日	ふれあい教室及び教育相談事業を子ども支援センターへ移管
平成18年1月31日	教育研究所改装工事終了、情報教育研修室を開設

(2) 施 設 概 要

- 所 在 地 和歌山市西汀丁29番地 (和歌山市教育文化センター3階)
- 名 称 和歌山市立教育研究所
- 建 物 構造 鉄筋コンクリート 床面積365.19㎡

(3) 基 本 方 針

教育研究所は、教育委員会の方針に基づき、教員の資質能力の向上を目指して、必要な研修活

動と研究活動を行い、本市教育の振興に努める。

(4) 事業内容

市の教育課題や教員のライフステージに応じた研修の体系化を図るとともに、調査研究、研修内容を充実させ、特色ある学校づくりを支援するため、次の事業を実施する。

[基本研修]

初任者研修 2年次研修 教師力向上研修 中堅教諭等資質向上研修
新任校（園）長研修 新任教頭研修 新任教務主任研修
新任特別支援学級担当教員研修 臨時的任用教員研修 管理職同和研修 等

[専門研修]

国語教育研修 社会科教育研修 算数・数学教育研修 理科教育研修
道徳教育研修 学級経営研修 幼稚園教育研修 特別支援教育研修
子ども理解のための研修 学び合いの授業づくり研修 等

[授業力向上研修]

若手教員のための授業力向上研修 実践授業研修

[訪問型教育実践講座]

・客員指導主事を活用した研修

[情報教育研修]

情報教育担当者研修 情報教育研修 情報モラル研修
情報セキュリティ研修 C M S によるホームページ作成研修
校務システム研修 プログラミング教育研修 等

[ミドルリーダー育成研修]

採用後5年から10年程度の中堅層の教員で組織する研究所員グループによる喫緊の教育課題をテーマとした研究活動の支援と教育現場の指針となる研究紀要の発信

[教育論文集の刊行]

教育論文・実践録の募集と優秀論文抜粋集の刊行

[教員の長期社会体験研修]

教員の民間企業、社会福祉施設等学校以外の施設における派遣研修の支援

[「きいねっと」の管理・運用]

教育情報ネットワークシステム「きいねっと」を安全かつ有効に利用、保全するための管理・運用

[「G I G Aスクール」の管理・運用]

G I G Aスクール構想に基づく一人一台端末を効果的に活用するための管理・運用

[全国・近畿教育研究所連盟との連携]

他都市の研究所と連携した調査や資料収集

12 少年センター

(1) 沿革

昭和32年8月本町出張所の建物約99㎡を改造し、県公安委員会規則によって、和歌山市少年補導所として発足した。

昭和40年4月1日和歌山市立少年補導センター規則が公布され、市立少年補導センターとなる。
昭和45年吹上5丁目2番19号に新築移転した。

平成6年10月1日から名称を和歌山市立少年センターと改め、岡山丁4番地に移転した。

平成26年7月14日から七番丁16番地に移転した。

(2) 概要

- 所在地 和歌山市七番丁16番地 ワイチ産業ビル3F
- 名称 和歌山市立少年センター
- 建物 ワイチビル 3階 床面積 193.44㎡
- 職員 9人(市 6人、警察 3人)
センター長1、補導主事2、指導員2(会計年度任用職員)、
行政職1(会計年度任用職員)、派遣警察官3(西署、東署、北署)

(3) 相談受理状況(令和7年度) (単位 件)

小学生	中学生	高校生	保護者	計
5	55	0	5	65

(4) 補導件数(令和7年度) (単位 人)

区分	14歳未満	14～15歳	16～17歳	18～19歳	計
不良・ぐ犯	0	0	0	0	0
犯罪・触法	75	33	53	51	212

13 子ども支援センター

平成14年4月1日(2002年) 開設

(1) 概要

- 所在地 和歌山市北桶屋町7番地
- 名称 和歌山市立子ども支援センター
- 建物 構造 鉄骨造 延べ床面積1,575.6平方メートル

(2) 施設

3F 事務室・電話相談室・相談室1～3・和室・会議室・家族療法室

4F プレイルーム・調理実習室・適応指導教室(ふれあい教室)・個別学習室・スタッフルーム・心理療法室・カウンセリングルーム・図書コーナー

(3) 事業内容

教育相談(来所相談・電話相談)

不登校児童生徒の学びが継続できる居場所(ふれあい教室・校内教育支援センター)

日本語支援ボランティアの学校配置

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー活用事業

(4) 開館時間

来所相談 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(予約が必要)

電話相談 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(5) 利用状況 令和7年度教育相談数(令和7年4月～令和8年3月)

来所教育相談(校種別)

(単位 件、回)

校種	就学前	小学校	中学校	高等学校	その他	計
件数	0	122	116	3	2	243
延回数	0	629	413	36	35	1,113

来所教育相談(主訴別)

(単位 件、回)

主訴	不登校	いじめ	友関係	人関係	親関係	子関係	発達相談・障害	学業・進路	子育て不安	虐待	非行	その他	計
件数	209	0	0	0	0	0	24	4	3	0	0	3	243
延回数	907	0	0	0	0	0	64	69	5	0	0	68	1,113

電話相談（校種別）

（単位 回）

校 種	就 学 前	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	そ の 他	計
回 数	43	412	347	8	36	846

電話相談（主訴別）

（単位 回）

主訴	いじめ	不登校	虐 待	発 達 相 談	非 行	学 業	子育て 不 安	家 族 問 題	携帯電話 のトラブル	友達との トラブル	学校への 不満	その他	計
回数	4	557	2	34	10	7	68	8	0	7	12	137	846

14 こども科学館

施設概況

名 称	和歌山市立こども科学館
所 在 地	和歌山市寄合町 19 番地
開 館 日	昭和56年 5 月 5 日
総 工 費	610,559千円 (昭和54年12月22日着工・昭和56年 3 月31日竣工)
構 造	鉄筋コンクリート造
規 模	地上 4 階
敷 地 面 積	749.66m ²
延 床 面 積	2,007.46m ²
施 設 内 容	1 階 たんけん！宇宙ひろば、郷土の自然コーナー 2 階 電気と磁力、力と運動、音、光、わくわくたいけんひろば 3 階 光と音の国 4 階 プラネタリウム、天文、特別展示室

普及活動事業

9歳までに身につけたい科学教室	14回	自然工作教室	6 回	科学相談教室	随時
実験で発見！教室	5 回	自由研究 (科学作品) のススメ	2 回	親子天体観察会	2 回
実験工作教室	3 回	ミニサイエンス	39回	親子生き物博士教室	4 回
プラネタリウム	星空解説と一般番組 4 作投影 (試写会開催) 幼稚園、保育園等向け「七夕番組」 小中学生用「学習投影」を実施				

こども科学館ニュースの発行

常設展示物の保守及び充実

ホームページの公開

発明創作事業

市民発明くふうコンクール

各種教室の開催 子供創作教室 6 教室

ペットボトルロケット工作 & 打上大会

少年少女発明クラブへの補助

維持運営事業

こども科学館の維持管理

利 用 状 況

(令和8年3月末現在)

入 館 者 数			プ ラ ネ タ リ ウ ム 観 覧 者 数		
有 料	無 料	合 計	有 料	無 料	合 計
21,697人	13,960人	35,657人	11,584人	9,551人	21,135人

15 市 民 図 書 館

市 民 図 書 館

- (1) 所 在 地 和歌山市屏風丁 17 番地
- (2) 敷 地 面 積 2,622.98m²
- (3) 建 物 面 積 7,597.16m²
- (4) 構 造 ・ 規 模 鉄骨造 地上 6 階
- (5) 開 館 年 月 日 令和元年 (2019年) 12月19日
- (6) 建 設 事 業 費 3,831,825,000円
- (7) 施 設 の 概 要

階	施 設
1	一般開架室、カフェ、書店、歩行困難者優先駐車場
2	一般開架室 (ティーンズ、レコード・CD、新聞・雑誌、和歌山に関連する図書)、有吉佐和子文庫、多目的ルーム、事務室
3	一般開架室、移民資料室、郷土・行政関係資料、学習室、閉架書庫
4	こどもとしゃかん、プレイスペース、閉架書庫、対面朗読室
R	屋上テラス

- (8) 開 館 時 間 午前9時～午後9時
- (9) 休 館 日 無し (365日開館)
- (10) 資料を借りることができる人 日本国内に住所を有する者
- (11) 貸出資料数・貸出期間 1人につき15資料まで (視聴覚資料は2点まで 貸出は和歌山市民図書館のみ)、14日間

市民図書館西分館

- (1) 所在地 和歌山市松江 775 番地の 1 河西ほほえみセンター内
- (2) 敷地面積 8,751.23m² (河西ほほえみセンター)
- (3) 延床面積 459.52m² (西分館専有面積)
- (4) 構造・規模 鉄骨造 地上 1 階
- (5) 開館年月日 平成29年 (2017年) 5 月 1 日
- (6) 工事費 206,785,000円
- (7) 施設の概要 一般開架室、事務室
- (8) 開館時間 午前10時～午後 8 時
- (9) 休館日 月曜日 (ただし、その日が祝日に当たるときは、その日以降においてその日に最も近い休日でない日)

資料収集状況

市民図書館には移動図書館を含む

(令和 8 年 3 月31日現在)

一般図書	市民図書館	321,104冊	紙 芝 居	市民図書館	2,800冊
	西 分 館	43,429冊		西 分 館	567冊
児童図書	市民図書館	163,992冊	レ コ ー ド	市民図書館	6,542点
	西 分 館	34,416冊	コンパクトディスク	市民図書館	4,826点
郷土資料 (内行政資料)	市民図書館	36,909冊	官 報	市民図書館	1 部
		10,691冊	新 聞	市民図書館	12紙
郷土逐次刊行物	市民図書館	521誌		西 分 館	9 紙
移民資料	市民図書館	11,912冊	定 期 刊 行 物	市民図書館	4 誌
有吉佐和子文庫	市民図書館	4,561冊	雑 誌	市民図書館	111誌
楽 譜 資 料	市民図書館	775冊		西 分 館	48誌
	西 分 館	67冊	マイクロフィルム	市民図書館	4,337巻
点 字 図 書	市民図書館	428冊	マイクロフィッシュ	市民図書館	407点

利 用 状 況

貸 出 状 況	年度	市 民 図 書 館		移 動 図 書 館		西 分 館		計	
		利 用 者 数 (人)	貸出資料数 (資料)	利 用 者 数 (人)	貸出資料数 (資料)	利 用 者 数 (人)	貸出資料数 (資料)	利 用 者 数 (人)	貸出資料数 (資料)
	令和 3	156,901	654,110	13,971	67,415	71,490	395,663	242,362	1,117,188
	令和 4	154,061	637,518	13,722	64,865	71,017	383,690	238,800	1,086,073
	令和 5	149,989	606,574	13,229	63,790	69,437	364,673	232,655	1,035,037
	令和 6	151,150	607,236	13,100	60,408	69,464	347,921	233,714	1,015,565
	令和 7	144,060	574,472	13,390	59,870	67,055	323,587	224,505	957,929

貸 出 状 況 (一日平均)	年度	市 民 図 書 館		移 動 図 書 館		西 分 館	
		利 用 者 数 (人)	貸出資料数 (資料)	利 用 者 数 (人)	貸出資料数 (資料)	利 用 者 数 (人)	貸出資料数 (資料)
	令和 3	430	1,792	48	232	235	1,302
	令和 4	422	1,747	47	220	234	1,262
	令和 5	411	1,662	45	219	228	1,200
	令和 6	414	1,664	45	205	229	1,148
	令和 7	395	1,574	45	202	221	1,064

令和3年度開館日数 市民図書館 365日 移動図書館 291日 西分館 304日

令和4年度開館日数 市民図書館 365日 移動図書館 295日 西分館 304日

令和5年度開館日数 市民図書館 365日 移動図書館 291日 西分館 304日

令和6年度開館日数 市民図書館 365日 移動図書館 294日 西分館 303日

令和7年度開館日数 市民図書館 365日 移動図書館 297日 西分館 304日

団 体 貸 出	年度	市 民 図 書 館		西 分 館		計	
		利用団体数	貸出資料数 (資料)	利用団体数	貸出資料数 (資料)	利用団体数	貸出資料数 (資料)
	令和 3	22	7,015	2	152	24	7,167
	令和 4	18	6,041	3	98	21	6,139
	令和 5	20	5,551	2	80	22	5,631
	令和 6	27	10,814	3	335	30	11,149
	令和 7	28	7,739	2	394	30	8,133

16 和歌山市立青少年国際交流センター

(1) 施設の概要

- 竣工 平成30年12月14日
- 開所 平成30年12月16日
- 建物 R C造、木造、一部鉄骨造 2階建 延床面積 2,720.18㎡
- 種類 管理棟、宿泊棟
- 定員 132人
- 建設費 1,589,188千円
- 総敷地面積 約18.8万㎡

(2) 野外施設

- キャンプ場
- つどいの広場
- 家族の広場
- 加太砲台建物（弾廠・厠）及び砲台跡（加太砲台・田倉崎砲台）

(3) 利 用 状 況

種別		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
宿 泊	小中学生	学校数	0	5	9	5	0	8	5	6	6	5	0	0	49
		人 数	0	286	479	263	0	354	263	324	384	160	0	0	2,513
		団体数	4	4	3	5	8	3	3	5	1	1	1	4	42
		人 数	143	127	50	144	176	62	104	175	38	28	4	83	1,134
	高校生等	団体数	3	0	0	1	3	1	3	0	1	2	1	2	17
		人 数	38	0	0	36	6	2	5	0	26	39	20	6	178
	高校生等以外	団体数	5	11	12	12	9	12	11	11	8	9	1	5	106
		人 数	32	71	59	93	148	142	69	97	61	53	36	34	895
日 帰 り	小中学生	団体数	1	2	1	1	1	2	2	0	2	0	0	1	13
		人 数	3	3	5	1	2	2	2	0	3	0	0	1	22
	高校生等	団体数	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	5
		人 数	3	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	1	11
	高校生等以外	団体数	2	7	11	9	5	11	9	9	7	8	0	2	80
		人 数	8	13	19	79	58	37	25	22	15	26	0	17	319
キャン プ サイト	小中学生	団体数	0	0	1	1	1	1	0	3	0	0	0	0	7
		人 数	0	0	8	26	12	16	0	59	0	0	0	0	121
	高校生等	団体数	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	4
		人 数	0	0	1	4	0	2	0	3	0	0	0	0	10
	高校生等以外	団体数	0	0	1	1	2	1	0	3	0	0	0	0	8
		人 数	0	0	5	12	35	20	0	27	0	0	0	0	99
炊 飯 場	小中学生	団体数	1	1	2	2	1	1	3	0	2	0	1	1	15
		人 数	10	2	49	18	2	1	5	0	3	0	40	56	186
	高校生等	団体数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	4
		人 数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	6	0	2	10
	高校生等以外	団体数	3	2	5	5	2	2	5	1	0	2	1	2	30
		人 数	43	4	24	111	20	17	15	1	0	14	4	24	277

団体数、人数は延人数

監査委員

監査事務局

15 監 査 委 員

1 和歌山市監査委員制度の沿革

昭和22年 監査委員設置及びその事務執行に関する和歌山市条例公布施行（昭和22年条例第12号）

昭和39年 代表監査委員選任

平成6年 常勤監査委員選任

2 監 査 委 員

監査委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。

本市においては、議員のうちから選任される監査委員は2人、識見を有する者のうちから選任される監査委員は2人とし、後者のうち1人は常勤としている。また、代表監査委員は監査委員の合議により定められている。

3 監査委員の職務

監査委員は、地方自治法や地方公営企業法等で、各種の監査や審査、検査を行うことと定められている。主な監査等の種類は、次のとおりである。

- 定期的に行う監査等
定期監査、決算審査、健全化判断比率及び資金不足比率審査、例月出納検査
- 必要があると認められるときに行う監査
行政監査、財政援助団体等監査など
- その他の監査
住民監査請求に基づく監査など

1 令和7年度における監査等の実績

定期監査

監 査 対 象 局	監査対象数	監 査 の 期 間
市 長 公 室	4 か所	令和7年9月8日から令和8年2月9日まで
総 務 局	6 か所	
危 機 管 理 局	2 か所	
市 民 環 境 局	32か所	
議 会 事 務 局	2 か所	
企 業 局	20か所	

財政援助団体監査

監 査 対 象 団 体	監査対象数	監 査 の 期 間
和歌山市地域安全推進員会 (地域安全推進員会交付金)	1 か所	令和7年9月8日から令和8年2月9日まで
和歌山市人権委員会 (連合人権委員会交付金)	1 か所	

決算審査

審 査 対 象	審 査 の 期 間
令和6年度公営企業会計決算	令和7年6月5日から令和7年7月14日まで
令和6年度一般・特別会計決算	令和7年7月3日から令和7年8月4日まで

健全化判断比率及び資金不足比率審査

審 査 対 象	審 査 の 期 間
令和6年度公営企業会計及び一般・特別会計決算	令和7年7月24日から令和7年8月4日まで

例月出納検査

検 査 対 象	実 施 回 数
会計管理者所管の現金出納状況	12回
公営企業管理者所管の現金出納状況	12回

その他の監査

住民監査請求に基づく監査	1 件
--------------	-----

公 表

結果の公表	定 期 監 査	1 件
	財政援助団体監査	1 件
	住民監査請求に基づく監査	1 件
結果報告の公表	包 括 外 部 監 査	1 件
結果に係る措置通知の公表	定 期 監 査	1 件
	包 括 外 部 監 査	1 件

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

16 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、定数4人の委員で組織され、委員の任期は4年となっており、令和5年12月27日に改選されています。

選挙管理委員会事務局は、会議、公印の管守、予算の要求・経理、常時啓発、選挙に係る契約、選挙時啓発、選挙事務従事者への選任及び委嘱、立候補届出、個人演説会等の受付、ポスター掲示場の設置、投票・開票に関するすべての業務、選挙人名簿の調製、期日前投票、不在者投票、投票所入場券発行等選挙全般に関する業務及び裁判員候補者予定者、検察審査員候補者予定者の選定業務を担当しています。

常時啓発（明るい選挙啓発ポスター募集事業、新成人啓発事業、出前講座等）および選挙時啓発（市内主要箇所においての街頭啓発、投票日周知の大型看板の設置、有線放送施設による啓発等）により、市民に対し幅広く選挙に対する意識の高揚と投票を呼びかけ、投票率の向上に努めています。

1 投票区別選挙人名簿登録者数

令和8年6月1日登録者数(単位 人)

投票区	地区名	投票所名	男	女	計
1	本町	和歌山信愛大学1号館事務室前	1,294	1,543	2,837
2	城北	伏虎義務教育学校ランチルーム	1,065	1,144	2,209
3	城北広瀬	和歌山市役所本庁舎1階北側ロビー	987	1,202	2,189
4	広瀬	広瀬小学校屋内運動場	1,585	1,851	3,436
5	芦原広瀬	和歌山市役所芦原連絡所	747	942	1,689
6	新南	新南小学校屋内運動場	1,277	1,397	2,674
7	大新南	城東中学校第2会議室	923	1,011	1,934
8	大新	大新小学校屋内運動場	871	875	1,746
9	雄湊	自治会館おのみなと	1,360	1,589	2,949
10	雄湊	和歌山市役所雄湊連絡所	833	996	1,829
11	砂山	砂山小学校屋内運動場	1,970	2,371	4,341
12	砂山	築港会館	331	356	687
13	砂山	薬種畑東地区公民館	160	211	371
14	今福砂山	西和中学校多目的ホール	1,559	1,775	3,334
15	吹上	吹上小学校屋内運動場	645	847	1,492
16	吹上	吹上小学校屋内運動場	1,468	1,821	3,289
17	高松	高松小学校会議室	1,874	2,192	4,066
18	高松	和歌山県立図書館2階講義研修室	1,093	1,389	2,482
19	雑賀	雑賀小学校屋内運動場	2,438	2,921	5,359
20	雑賀	西浜中学校多目的室	1,390	1,661	3,051
21	雑賀	水軒自治会館	598	660	1,258
22	雑賀	塩屋自治会館	827	997	1,824
23	雑賀	市立松下体育館第1会議室	966	1,083	2,049
24	雑賀崎	雑賀崎漁業協同組合	417	487	904
25	田野	田野自治会館	163	183	346
26	和歌浦	和歌浦小学校屋内運動場	991	1,168	2,159
27	和歌浦	片男波集会所	530	616	1,146
28	和歌浦	スマイルラボ和歌浦	1,425	1,655	3,080
29	名草	和歌山市役所名草支所	1,743	1,965	3,708
30	名草	明和中学校教室	1,040	1,143	2,183
31	名草	紀三井寺団地自治会館	2,004	2,206	4,210
32	三田	三田小学校屋内運動場	1,235	1,381	2,616
33	宮前	宮前小学校屋内運動場	970	1,001	1,971
34	宮前	宮前小学校屋内運動場	2,019	2,318	4,337
35	宮前	東和中学校屋内運動場	2,949	3,268	6,217
36	宮前	日進中学校特別支援学級A	2,155	2,517	4,672
37	宮前	太田青年会場	1,037	1,253	2,290
38	宮前	太田小学校屋内運動場	1,825	2,047	3,872
39	宮前	鳴神団地集会所	704	856	1,560
40	宮前	北出島有家西集会所	1,294	1,436	2,730
41	宮北	宮北小学校屋内運動場	1,888	2,160	4,048
42	宮北	宮北地区集会所	798	1,012	1,810
43	中之島	中之島小学校屋内運動場	1,752	1,964	3,716
44	中之島	中之島小学校屋内運動場	754	849	1,603
45	四箇郷	四箇郷小学校カウンセリングルーム	2,672	3,139	5,811
46	四箇郷	紀之川中学校本館1階創造学級	1,043	1,236	2,279
47	四箇郷	紀之川保育園保育室	1,562	1,702	3,264
48	楠見	楠見小学校屋内運動場	1,514	1,713	3,227
49	楠見	楠見西小学校屋内運動場	1,632	1,865	3,497
50	楠見	栗自治会館	2,084	2,378	4,462
51	野崎	野崎小学校屋内運動場	2,800	3,065	5,865
52	野崎	島橋地区会館	2,028	2,221	4,249
53	野崎	福島小学校会議室	1,557	1,714	3,271
54	湊	湊文化会館	1,169	1,190	2,359
55	松江	松江小学校教室	1,495	1,679	3,174
56	松江	まつえ幼稚園教室	2,041	2,211	4,252
57	貴志	貴志小学校屋内運動場	3,208	3,476	6,684

58	貴 志	貴志南小学校屋内運動場	2,509	2,728	5,237
59	木 本	木本地区会館別館	2,529	2,740	5,269
60	木 本	古屋自治会館	811	928	1,739
61	木 本	木本小学校屋内運動場	2,231	2,507	4,738
62	西 脇	西庄自治会館	2,067	2,316	4,383
63	西 脇	本脇自治会館	669	744	1,413
64	加 太	加太小学校屋内運動場	1,643	1,904	3,547
65	加 太	加太地区会館大川分館	7	13	20
66	岡 崎	和歌山市役所岡崎支所	971	1,109	2,080
67	岡 崎	岡崎保育園遊戯室	2,671	3,141	5,812
68	安 原	安原小学校屋内運動場	2,085	2,268	4,353
69	安 原	吉原公民館	402	427	829
70	安 原	本渡会館	893	1,004	1,897
71	安 原	仁井辺公民館	168	215	383
72	西 山 東	吉礼公民館	637	689	1,326
73	西 山 東	口須佐文化会館	422	499	921
74	西 山 東	境原地区公民館	119	137	256
75	西 山 東	菖蒲ヶ丘団地第一集会所	629	734	1,363
76	東 山 東	和歌山市役所東山東支所	562	645	1,207
77	東 山 東	南畑自治会館	176	226	402
78	東 山 東	平尾自治会館	283	338	621
79	小 倉	上新出自治会館	465	486	951
80	小 倉	小倉小学校ランチルーム	2,072	2,319	4,391
81	小 倉	大垣内会館	680	758	1,438
82	和 佐	和佐小学校屋内運動場	2,180	2,504	4,684
83	西 和 佐	西和佐小学校屋内運動場	2,472	2,637	5,109
84	有 功	有功小学校会議室	2,483	2,759	5,242
85	有 功	有功東小学校屋内運動場	1,754	1,931	3,685
86	有 功	鳴滝小学校屋内運動場	848	919	1,767
87	直 川	直川小学校屋内運動場	1,509	1,690	3,199
88	紀 伊	紀伊小学校屋内運動場	2,406	2,809	5,215
89	紀 伊	上野会館	1,045	1,258	2,303
90	紀 伊	小豆島自治会館	478	489	967
91	川 永	川永小学校生涯学習室	2,200	2,555	4,755
92	山 口	山口小学校ランチルーム	1,058	1,282	2,340
93	山 口	滝畑地区公民館	15	22	37
94	名 草	浜宮小学校屋内運動場	2,289	2,612	4,901
95	三 田	北田尻合同会館	1,487	1,719	3,206
96	西 脇	西脇グリーン団地集会所	1,650	1,887	3,537
97	宮	宮小学校屋内運動場	1,829	2,083	3,912
98	四 箇 郷	四箇郷北小学校屋内運動場	1,498	1,647	3,145
99	木 本	木本小学校屋内運動場	1,217	1,235	2,452
100	有 功	市立和歌山高校東玄関ホール	1,079	1,216	2,295
101	楠 見	楠見東小学校屋内運動場	2,118	2,451	4,569
102	貴 志	藤戸台小学校屋内運動場	2,846	3,004	5,850
合 計	和歌山市		138,921	157,492	296,413

備考 令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に使用した投票所

2 選挙人名簿登録者数の推移

年 別	登録月 3 月			6 月			9 月			12 月		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
令和元年	145,970	165,422	311,392	145,820	165,356	311,176	145,732	165,086	310,818	145,615	165,009	310,624
令和2年	145,343	164,833	310,176	145,188	164,714	309,902	145,015	164,619	309,634	145,019	164,526	309,545
令和3年	144,745	164,321	309,066	144,631	164,257	308,888	144,607	163,946	308,553	144,398	163,696	308,094
令和4年	144,185	163,459	307,644	143,912	163,195	307,107	143,560	162,897	306,457	143,202	162,561	305,763
令和5年	142,838	162,137	304,975	142,572	161,828	304,400	142,231	161,384	303,615	141,880	161,073	302,953
令和6年	141,436	160,660	302,096	141,168	160,442	301,610	140,725	160,038	300,763	140,395	159,696	300,091
令和7年	139,995	159,205	299,200	139,804	158,882	298,686	139,676	158,424	298,100	139,453	158,121	297,574

3 各選挙における開票状況

市議会議員選挙の記録

投票日 区分	(平成) (補欠) 14. 8. 25	15. 4. 27	19. 4. 22	(補欠) 22. 8. 1	23. 4. 24	(補欠) 26. 8. 10	27. 4. 26	31. 4. 21	(令和) (補欠) 4. 8. 21	5. 4. 23
当日有権者数	312,921	311,080	310,297	310,933	308,936	308,280	305,898	307,458	304,463	300,841
投票者数	150,252	166,423	149,927	113,255	132,675	95,003	131,447	125,453	95,983	133,076
棄権者数	162,669	144,657	160,370	197,678	176,261	213,277	174,451	182,005	208,480	167,765
投票率 (%)	48.02	53.50	48.32	36.42	42.95	30.82	42.97	40.80	31.53	44.23
有効投票	121,803	164,115	148,090	105,441	130,533	81,437	129,368	123,270	89,396	129,274
立候補者数	3	50	47	4	45	4	47	45	4	45
定数	2	42	40	2	38	2	38	38	2	38
最高得票数	49,809	6,154	4,825	44,208	6,310	31,884	5,313	5,305	35,135	7,646
当選者最低得票数	43,612	2,291	2,660,581	31,859	2,044	20,587	2,090,443	1,802	32,563	1,952
最低得票数	28,382	1,037,243	171	9,895	245	9,506	130	121	10,644	625

市長選挙の記録

投票日 区分	(平成) 2. 6. 24	6. 6. 19	7. 12. 3	11. 1. 17	14. 8. 25	18. 7. 30	22. 8. 1	26. 8. 10	30. 7. 29	(令和) 4. 8. 21
当日有権者数	294,669	306,016	310,848	313,235	312,921	311,769	310,933	308,280	309,958	304,463
投票者数	171,332	165,708	156,802	180,811	150,715	138,479	113,334	95,085	97,821	96,034
棄権者数	123,337	140,308	154,046	132,424	162,206	173,290	197,599	213,195	212,137	208,429
投票率 (%)	58.14	54.15	50.44	57.72	48.16	44.42	36.45	30.84	31.56	31.54
有効投票	169,194	161,682	154,692	179,162	147,167	136,445	111,887	92,632	96,226	94,432
最高得票数	90,542	84,321	58,545	75,466	93,668	71,112	54,344	44,723	68,081	64,721
立候補者数	4	4	4	5	5	6	3	6	2	2

知事・県議会議員選挙の記録

選挙別	知		事			県議会					議員	
	投票日	(平成)	26. 11. 30	30. 11. 25	(令和)	7. 6. 1	(平成) (補欠)	22. 10. 17	23. 4. 10	27. 4. 12	31. 4. 7	(令和)
区分		22. 11. 28			4. 11. 27							5. 4. 9
当日有権者数		310,547	307,874	309,772	303,773	294,893	310,746	309,081	306,050	307,800	301,144	
投票者数		101,138	90,410	95,464	108,912	105,875	48,517	140,411	133,766	127,523	121,511	
棄権者数		209,409	217,464	214,308	194,861	189,018	262,229	168,670	172,284	180,277	179,633	
投票率 (%)		32.57	29.37	30.82	35.85	35.90	15.61	45.43	43.71	41.43	40.35	
有効投票		99,954	88,589	93,640	107,047	104,175	46,670	138,449	131,758	125,428	119,417	
最高得票数 () は全県		67,121 (259,200)	70,753 (266,093)	72,786	89,663 (246,519)	86,917 (250,454)	24,015	10,464	9,371	8,499	10,053	
立候補者数		3	2	2	3	2	3	17	17	18	18	
定数		1	1	1	1	1	2	15	15	15	15	

衆議院議員総選挙 (小選挙区)・参議院議員通常選挙 (選挙区) の記録

選挙別	衆議院議員総選挙 (小選挙区)					参議院議員通常選挙 (選挙区)						
	投票日	(平成)	(令和)	(補欠)	6. 10. 27	8. 2. 8	(平成)	25. 7. 21	28. 7. 10	(令和)	4. 7. 10	7. 7. 20
区分		29. 10. 22	3. 10. 31	5. 4. 23								
当日有権者数		312,819	307,817	304,221	299,900	296,749	311,084	314,523	310,503	306,428	298,961	
投票者数		147,855	169,801	134,199	153,437	159,838	154,072	158,398	138,901	150,133	166,959	
棄権者数		164,964	138,016	170,022	146,463	136,911	157,012	156,125	171,602	156,295	132,002	
投票率 (%)		47.27	55.16	44.11	51.16	53.86	49.53	50.36	44.73	48.99	55.85	
有効投票		144,000	165,284	130,031	147,942	157,272	145,655	150,594	134,967	140,593	161,448	
最高得票数		72,517	103,676	61,720	54,608	71,613	108,626	99,100	94,792	95,982	47,720	
立候補者数		3	2	4	6	7	3	3	2	5	7	

人事委員会

人事委員会事務局

17 人 事 委 員 会

指定都市以外で人口15万人以上の市は、地方公務員法の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされており、昭和26年以来、公平委員会を設置し、職員の勤務条件に関する措置要求、不利益処分に対する不服申立てについての審査等を行ってきた。

しかし、中核市として、新たなまちづくりを積極的に展開する中で、住民ニーズの増大とあいまって、行政運営はますます複雑化、多様化、専門化する傾向にあり、その担い手であるより優れた職員の確保及び育成、また社会情勢に対応した職員の勤務条件の整備及び運用など専門的な人事行政の確立が重要課題となってきた。このことを踏まえて、平成11年1月、市長から、公平委員会の権限に加え、職員の任用並びに給与、勤務時間その他勤務条件の報告及び勧告などの広範な権限を有する専門的、中立的な第三者機関である人事委員会設置の意向表明がなされた。

そして、同年2月市議会において和歌山市人事委員会設置条例が可決され、同年10月6日、人事委員会設置となった。

人事委員会は、その性質により行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つの権限を有しているが、それぞれの権限のうち主なものは、次のとおりである。

【行政的権限】

人事行政に関する調査、研究等
職員に関する条例の制定、改廃について議会及び長への意見申出
人事行政の運営に関する任命権者への勧告
給与等に関する議会及び市長への報告及び勧告
競争試験又は選考の実施
職員に対する給与の支払の監理
職員の苦情処理
職員団体の登録、登録の効力停止及び取消し
労働基準監督機関としての職権行使

【準立法的権限】

人事委員会規則の制定

【準司法的権限】

勤務条件に関する措置要求の審査
不利益処分についての審査請求に対する裁決

1 委員会開催状況（令和7年4月～令和8年3月）

定例会 21回

2 職員の給与等に関する報告及び勧告

(1) 勧告日 令和7年10月16日

(2) 勧告内容

ア 給与改定等

(ア) 給料表

民間給与との較差を解消するため、給料表を引上げ

(イ) 期末・勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給割合を引上げ

(ウ) 実施時期

令和7年4月1日から実施。ただし、(イ)については条例公布日から実施

3 条例案に対する人事委員会の意見

月 日	議案番号	条 例 案 名	意 見
6月12日	第5号	和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	妥当である。
	第6号	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	妥当である。
12月1日	第7号	和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例	妥当である。
	第10号	学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例	妥当である。
	第20号	和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例	妥当である。
	第21号	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	妥当である。
2月26日	第48号	和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例	妥当である。

4 公平審査事務

(1) 勤務条件に関する措置要求

令和7年度においては、受理事案及び係属事案はない。

(2) 不利益処分に関する審査請求

令和7年度においては、受理事案及び係属事案が1件あった。

5 規則、訓令の制定改廃状況

区 分	規 則	訓 令	計
制 定	0	0	0
一部改正	2	0	2
廃 止	0	0	0
計	2	0	2

6 職員採用試験事務

(1) 採用試験日程

ア 令和7年度第1回職員 職務経験者型（令和7年10月1日採用）

- ・第1次試験 令和7年5月23日から6月5日までの間で受験者が選択
- ・第2次試験 令和7年6月28日、29日
- ・第3次試験 令和7年7月27日
- ・合格者発表 令和7年8月6日

イ 令和7年度第1回職員（令和8年4月1日採用）

- ・第1次試験 令和7年6月15日
- ・第2次試験 令和7年7月13、23、24、25、26日、8月19、20、21日
- ・第3次試験（事務職〔2型〕のみ）
令和7年7月13日、8月22、23日
- ・合格者発表 令和7年9月3日

ウ 令和7年度第2回職員（令和8年4月1日採用）

- ・第1次試験 令和7年9月21日
- ・第2次試験 令和7年10月25日、11月11、12、13、14日
- ・合格者発表 令和7年11月28日

エ 令和7年度第3回職員（令和8年4月1日採用）

- ・第1次試験 令和8年1月7日から19日までの間で受験者が選択
*保健師の専門試験及び学芸員については、
令和8年1月25日に実施
- ・第2次試験 令和8年2月12、13日

・合格者発表

令和 8 年 2 月 25 日

(2) 採用試験実施状況

令和 7 年度第 1 回職員（令和 8 年 4 月 1 日採用）

(単位 人、倍)

試 験 区 分		第 1 次 試 験 受 験 者 数 (A)	最終合格者数 (B)	競 争 倍 率 (A / B)
行 政 職 種	事務職 [民間企業等経験者型]*	70	6	11.7
	事務職 [行政実務経験者型]*	28	2	14.0
	事 務 職 [1 型]	38	10	3.8
	事 務 職 [2 型]	179	38	4.7
	情 報 職	0	0	-
	化 学 職	3	1	3.0
	建 築 職	1	0	-
	土 木 職	15	6	2.5
	電 気 職	4	2	2.0
	機 械 職	1	0	-
消 防 職 種		35	7	5.0
計		374	72	5.2

* 令和 7 年 10 月 1 日採用です。

令和 7 年度第 2 回職員（令和 8 年 4 月 1 日採用）

(単位 人、倍)

試 験 区 分		第 1 次 試 験 受 験 者 数 (A)	最終合格者数 (B)	競 争 倍 率 (A / B)
行 政 職 種	事 務 職	37	2	18.5
資格免許職 種	獣 医 師	0	0	-
	社 会 福 祉 士	6	1	6.0
	保 健 師	8	1	8.0
	薬 剤 師	4	1	4.0
資格免許職 種	保 育 士	11	3	3.7
消 防 職 種		38	5	7.6
障 害 者 を 対 象 と し た 行 政 職 事 務 職		23	1	23.0

試 験 区 分		第 1 次 試 験 受 験 者 数 (A)	最終合格者数 (B)	競 争 倍 率 (A / B)
技 能 労 務 職	環 境 整 備 員	24	2	12.0
計		151	16	9.4

令和 7 年度第 3 回職員 (令和 8 年 4 月 1 日採用)

(単位 人、倍)

試 験 区 分		第 1 次 試 験 受 験 者 数 (A)	最終合格者数 (B)	競 争 倍 率 (A / B)
行 政 職 種	情 報 職	1	1	1.0
	建 築 職	2	1	2.0
	機 械 職	2	1	2.0
資 格 免 許 職 種	獣 医 師	0	0	-
	精 神 保 健 福 祉 相 談 員	2	1	2.0
	保 健 師	2	1	2.0
学 芸 員 [日 本 近 世 史]		5	1	5.0
計		14	6	2.3

農業委員会

農業委員会事務局

18 農 業 委 員 会

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会です。

本市では、農業委員19名、農地利用最適化推進委員13名が連携して次の活動を行っています。

○ 農業委員会が行う主な業務

1 農地法、農業経営基盤強化促進法等に基づく業務

(農業委員会だけの専属的権限に基づく法令業務)

農地の権利移動の審査・許可、農地の転用、和解の仲介、賃借料情報の提供

2 農業委員会等に関する業務

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

3 農業者の公的代表機関として、農地の効率的な利用、農業経営の合理化及び農業者に関する情報提供に関する業務

農地のあっせん、農地相談、農地の利用状況や意向の把握、農業委員会だよりなどの広報紙の発行等

4 地域の農業、農業者に関する事項について、農業者の代表機関としての意見の公表、市に対する意見書の提出等

5 農業者年金業務

農業者年金への加入推進、受給相談及び受給手続業務

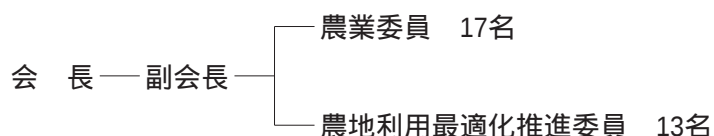
1 委 員 数

(令和8年4月1日現在)

委 員	男 性	女 性	計
農 業 委 員	18名	1名	19名
農地利用最適化推進委員	13名	0名	13名
合 計	31名	1名	32名

2 組 織

(令和8年4月1日現在)



3 許可申請・届出取扱状況

(令和7年4月～令和8年3月)

区 分	3 条 許 可	4 条		5 条	
		県 許 可	届 出	県 許 可	届 出
件 数	90	6	43	51	108
面 積 (㎡)	117,164.15	3,721.1677	21,140.5	62,606.48	98,070.21

4 賃 借 料 情 報

田 (水稻) の部

令和7年12月末日現在 (10a / 年当たり)

地 域 名	平均額 (10a 当たり)	賃貸借件数	使用貸借件数 (参考)	備 考
野 崎	-	-	1	市街化調整区域
直 川	-	-	1	
紀 伊	7,900円	55	95	
川 永	4,900円	5	85	
山 口	5,000円	11	56	
小 倉	5,200円	40	79	
和 佐	4,700円	26	62	
西 和 佐	6,200円	18	39	
三 田	5,000円	2	42	
岡 崎	6,400円	1	13	
西 山 東	5,000円	24	25	
東 山 東	5,000円	10	43	
安 原	7,200円	27	82	
和歌山市平均 (参考)	6,100円	219	623	

畑 の 部

地 域 名	平均額 (10 a 当たり)	賃貸借件数	使用貸借件数 (参考)	備 考
名 草	78,200円	3	0	市街化調整区域

データは、全て農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業による市街化調整区域内の農地に係るものです。

5 農業者年金加入状況

(令和8年3月31日現在)

[単位 人]

内 容	制 度	年 金 種 別	人 数
被 保 険 者	新 制 度		29
受 給 待 期 者			19
受 給 権 者	新 制 度	老 齢 年 金	20
	旧 制 度	経営移譲・老齢年金併給	8
		経 営 移 譲 年 金 の み	16
		老 齢 年 金 の み	30
		特 例 老 齢 年 金	7
		小 計	61
	合 計		81
総 合	合 計		129

6 農用地利用集積計画

(令和7年1月1日～令和7年12月31日の累計)

(上段：令和7年1月～12月の契約実績 下段：累計)

[単位 ha]

契約 年数	使 用 貸 借 権						貸 借 権					
	田		畑		小 計		田		畑		小 計	
	面積	筆	面積	筆	面積	筆	面積	筆	面積	筆	面積	筆
1年	11.9	121	0.5	7	12.3	128	0.9	9	0.1	1	1	10
	14.1	144	0.8	16	14.9	160	1	10	0.1	1	1	11
2年	8.3	84	0.1	3	8.4	87	0.4	5	0	0	0.4	5
	18.2	191	0.2	5	18.5	196	0.4	5	0	0	0.4	5
3年	31	300	0.7	8	31.7	308	5.3	44	0.1	2	5.4	46
	87.7	865	3.6	45	91.3	910	7.7	68	1.4	16	9.1	84
4年	3.7	29	0	0	3.7	29	0.1	1	0	0	0.1	1
	15.1	156	0.4	10	15.5	166	1.7	15	0.3	5	2	20
5年	19.3	175	0.8	11	20.1	186	0.9	7	0	0	0.9	7
	87.3	850	6.6	83	93.9	933	5.5	51	1.1	14	6.6	65
6年	0.6	5	0	0	0.6	5	0	0	0	0	0	0
	2.5	26	0	2	2.5	28	0	0	0	0	0	0
10年	0.8	12	0	0	0.8	12	0.1	1	0	0	0.1	1
	11.6	121	1.5	30	13.1	151	2.4	22	0.6	11	3.1	33
15年	0.3	4	0	0	0.3	4	0	0	0	0	0	0
	1.1	17	0.4	7	1.5	24	0	0	0	0	0	0
20年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1.6	45	0.2	6	1.7	51	0.3	2	0	0	0.3	2
25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.7	11	0	0	0.7	11	0	0	0	0	0	0
30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1.2	14	0	0	1.2	14	0	0	0	0	0	0

新規契約	96.5ha	1,035筆
再契約	158.3ha	1,609筆

合 計	254.8ha	2,644筆
-----	---------	--------

外 郭 団 体

(公財)和歌山市文化スポーツ振興財団

- 1 名 称 公益財団法人 和歌山市文化スポーツ振興財団
- 2 目 的 文化の振興・スポーツの振興を図るとともに、コミュニティの振興に関する事業を行い、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与する。
- 3 所 在 地 和歌山市一番丁3番地
- 4 設 立 年 月 日 昭和46年9月25日 和歌山市駐車場公社設立
昭和55年9月2日 和歌山市都市整備公社に名称変更
平成24年4月1日 和歌山市文化スポーツ振興財団に名称変更（公益財団法人へ移行）
- 5 基 本 財 産 1,000万円（市からの出捐金）
- 6 主 な 事 業
 - (1) 駐車場の管理
 - 和歌山城公園駐車場
 - 和歌山市営駅前広場駐車場（和歌山駅西口広場駐車場・和歌山市駅前広場駐車場）
 - (2) 文化体育施設等の管理運営
 - 東部・河南・河西・河北・中央及び北コミュニティセンター
 - 松下体育館・市民体育館・河南総合体育館
 - 市民温水プール
 - 市民スポーツ広場
 - 和歌山東公園（体育館、市民球場）
 - 和歌山城天守閣
 - 今福霊園
 - (3) 和歌山市からの業務受託
 - 文化財保護
 - (4) 自 主 事 業
 - 文化振興事業
 - スポーツ振興事業
 - コミュニティ振興事業
 - 埋蔵文化財発掘調査事業
 - 和歌山城登城記念御城印販売事業
 - 天守閣での供用時間内におけるイベント事業
 - 和歌山城天守閣夜間活用事業
 - 和歌山城天守閣夜間登城事業
 - 受託チケット販売事業
 - 駐車場管理運営事業
 - 自動販売機管理運営事業

公益振興事業

7 財団の組織（令和8年4月1日現在）

(1) 評議員

評議員 6人

(2) 役員

理事 5人

監事 2人

(3) 職員（他団体交流職員及び出向職員除く）

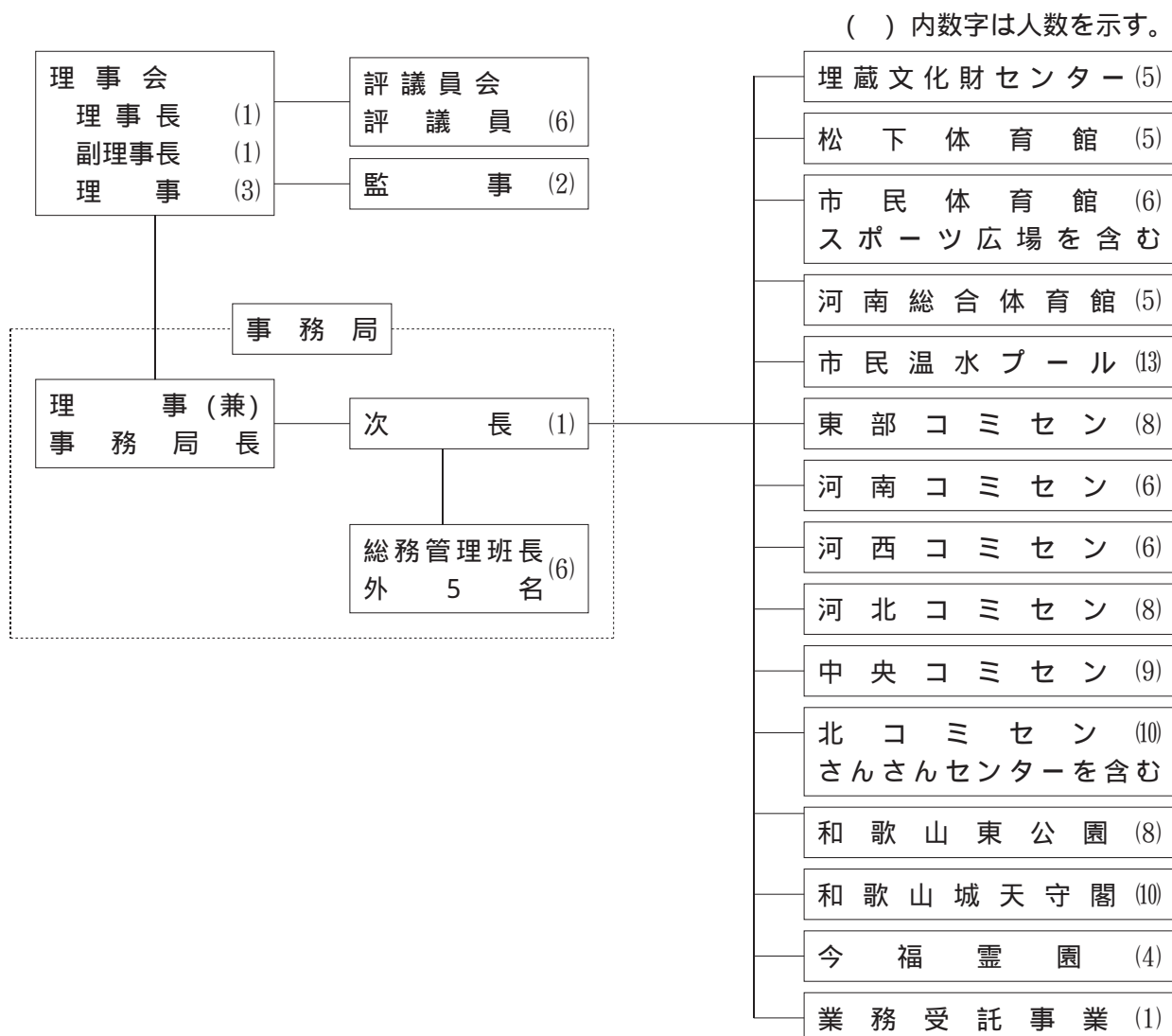
常勤職員 31人

非常勤職員 13人

賃金支弁職員 55人

再雇用職員 13人

(4) 組織図



(公社)和歌山市シルバー人材センター

設置目的 定年退職者等の高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なものの又はその他の軽易な業務に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

所在地 和歌山市新生町2番12号 新南交流館1階

設立 昭和56年2月27日 設立総会 会員276人
 昭和56年3月18日 社団法人設立許可
 昭和56年4月1日 業務開始
 平成25年4月1日 公益社団法人移行

代表者氏名 理事長 星 田 光 浩

請負・委任等事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約金額	170,127千円	169,027千円	169,673千円	172,333千円	177,694千円
配分金	137,132千円	135,940千円	131,661千円	134,270千円	137,538千円
受注件数	2,353件	2,277件	2,113件	2,167件	2,168件
就業延人員	34,749人	33,464人	33,082人	31,185人	31,193人

労働者派遣事業実績

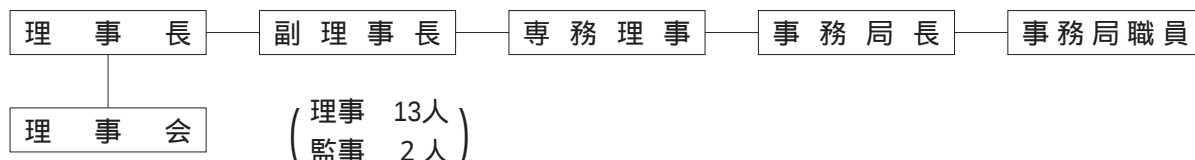
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約金額	17,577千円	41,517千円	40,972千円	39,635千円	55,517千円
受注件数	30件	37件	66件	64件	60件
就業延人員数	3,239人	7,625人	7,254人	6,739人	8,625人

会 員

		3 . 4 . 1	4 . 4 . 1	5 . 4 . 1	6 . 4 . 1	7 . 4 . 1	8 . 4 . 1
会 員 数		716人	673人	726人	773人	820人	846人
男		463人	450人	491人	521人	530人	567人
女		253人	223人	235人	252人	290人	279人
年 齡 別 (歳)	60～64	男 20 女 22 42	男 16 女 20 36	男 18 女 18 36	男 22 女 25 47	男 21 女 37 58	男 15 女 28 43
	65～69	男 96 女 51 147	男 95 女 39 134	男113 女 51 164	男106 女 56 162	男110 女 59 169	男120 女 58 178
	70以上	男347 女180 527	男339 女164 503	男360 女166 526	男393 女171 564	男399 女194 593	男432 女193 625

(公社)和歌山市シルバー人材センター組織図

(令和8年4月現在)



(公財)和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター

1 公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターの概要

- (1) 所在地 和歌山市西汀丁 34 番地 (和歌山市勤労者総合センター内)
- (2) 設立 平成 2 年 10 月 1 日
- (3) 基本財産 6,900 万円
- (4) 法人設立の目的

この法人は中小企業勤労者等のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(5) 法人の実施事業

ア 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に係る事業

- 共済給付金の支給
- 生活資金の融資斡旋及び生活安定・財産形成等
- ふくふく生命共済

イ 中小企業勤労者等の健康の維持推進に係る事業

- 健康温泉・スポーツ施設の割引利用
- 定期健康診断・生活習慣病予防健診等、利用補助金の支給
- ゴルフ場利用補助

ウ 中小企業勤労者等の自己啓発、余暇活動に係る事業

- 当センター主催のレクリエーション行事
- 文化教室・宿泊施設・旅行社・遊園地・ボウリング場割引利用
- 各種催物の割引利用
- 自動車学校利用補助、宿泊利用補助金の支給
- レンタル事業
- 各種チケット類の利用補助

エ その他、当センターの目的を達成するために必要な事業

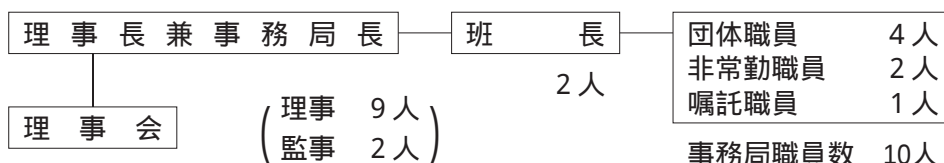
- 無料法律相談・無料税務相談
- 結婚式場・百貨店・各種小売店・レンタカー・レストランの割引利用
- 各種講座の開催
- 会報の発行・ホームページ・LINE の活用・ベネフィットステーション

オ 和歌山市勤労者総合センター管理運営

(6) 入会事業所数及び会員数 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

事業所数 1,217 社 会員数 5,804 人 (家族会員含め 18,817 人)

2 公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンターの機構図



参 考

公有水面埋立状況

(平成5年以降提出分)

埋立公有水水面	埋立面積	埋立目的	埋立出人	意見	議案提出日 議決日	所屬未定地 編入議決日	編入面積	編入先 町名
和歌山市和歌浦南三丁目1679番24から1681番76に至る各地番に接する無番地地先公有水面	㎡ 4,915.51	道路用地	和歌山県	条件を付して同意	5. 9. 10 5. 10. 1	8. 10. 4	㎡ 4,915.34	和歌浦 三丁目
和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番387及び1662番の地先公有水面	㎡ 83,790.47	ふ頭用地	和歌山県	環境保全に十分配慮すること	5. 9. 10 5. 10. 1	12. 3. 2	㎡ 83,790.47	西浜
和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番387及び1662番の地先公有水面	㎡ 5,078.49	ふ頭用地	運輸省 第三港灣 建設局	環境保全に十分配慮すること	5. 9. 10 5. 10. 1	12. 9. 27	㎡ 5,051.76	西浜
和歌山市新和歌浦1481番地、1482番地73、1482番地111、1482番地121、1490番地1、1490番地2、1759番地の地先公有水面	㎡ 2,346.41	漁港施設用地	和歌山県	条件を付して同意	5. 9. 10 5. 10. 1	9. 3. 26	㎡ 2,269.72	新和歌浦
和歌山市西浜字中川向ヒノ坪1660番386、1660番370、1660番346、1660番369、1660番345、1660番368、1660番344、1660番367、1660番343、1660番366、1660番1の地先公有水面	㎡ 372,622.13	木材・木製品製造業用地、保管施設用地、緑地、護岸用地	和歌山県	港湾の機能を充実させるために必要である	6. 6. 24 6. 7. 14	11. 12. 22	㎡ 371,249.19	西浜
和歌山市湊字青岸坪1342番61の地先公有水面	㎡ 50,907.17	ふ頭用地、緑地	和歌山県	環境保全に十分配慮すること	6. 12. 2 6. 12. 19	26. 3. 3	㎡ 50,609.16	湊
和歌山市加太字新出141番の4の地先公有水面	㎡ 3,064.81	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進させるために必要である	7. 12. 1 7. 12. 8	12. 9. 27	㎡ 3,063.13	加太
和歌山市田野字兵庫谷149番11の地先公有水面	㎡ 9,252.81	漁港施設用地 漁村再開発地	和歌山市	漁港の整備を増進させるために必要である	8. 12. 2 8. 12. 19	14. 3. 1	㎡ 9,252.81	田野
和歌山市磯ノ浦字外濱開424番の6、424番の3及び424番の8に接する国有海浜地の地先公有水面	㎡ 5,836.82	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進させるために必要である	9. 9. 16 9. 10. 7	14. 12. 26	㎡ 5,836.82	磯の浦
和歌山市雄賀崎字鷹巣山2011番地の地先公有水面	㎡ 8,135.83	漁港施設用地	和歌山県	漁港の整備を増進させるために必要である	9. 9. 16 9. 10. 7	20. 3. 3	㎡ 8,135.83	雄賀崎
和歌山市湊字青岸坪1337番1及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面並びに同市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地先公有水面	(全 体) ㎡ 1,874.50	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進させるために必要である	17. 12. 1 17. 12. 21			
和歌山市湊字青岸坪1337番1及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面	(1 工区) ㎡ 1,198.99	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進させるために必要である	17. 12. 1 17. 12. 21	19. 12. 17	㎡ 1,194.80	湊
和歌山市久保丁四丁目3番から同市小野町三丁目51番に至る前面護岸の地先公有水面	(2 工区) ㎡ 675.51	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進させるために必要である	17. 12. 1 17. 12. 21	21. 7. 7	㎡ 673.99	久保丁 四丁目
和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面	㎡ 2,918.71	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進させるために必要である	21. 6. 18 21. 7. 7	26. 3. 3	㎡ 2,918.71	湊
和歌山市湊字青岸坪1337番2及び紀ノ川左岸背割堤の地先公有水面	㎡ 3,569.09	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進させるために必要である	23. 9. 9 23. 9. 30	26. 3. 3	㎡ 3,569.09	湊

埋立公有水面	埋立面積	埋立目的	埋立出人	意見	議案提出日 議決日	所属未定地 編入議決 月日	編入面積	編入先 町名
和歌山市湊字青岸坪 1337 番及び 1337 番 1 の地先公有水面	㎡ 160.92	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進 させるために必要 である	R 1 . 12 . 2 R 1 . 12 . 20	R 5 . 12 . 22	㎡ 162.33	湊
和歌山市湊字青岸坪 1337 番 1 及び 1337 番 2 の地先公有水面	㎡ 26.50	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進 させるために必要 である	R 4 . 2 . 17 R 4 . 2 . 24	R 5 . 12 . 22	㎡ 26.59	湊
和歌山市西浜字中川向ノ坪 1660 番 1 の地先公有水面	㎡ 241.90	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進 させるために必要 である	R 1 . 12 . 2 R 1 . 12 . 20	R 7 . 6 . 30	㎡ 257.21	西浜
和歌山市西浜字中川向ノ坪 1660 番 1 及び 1660 番 462 の地先公有水面	㎡ 12.23	ふ頭用地	和歌山県	港湾の整備を増進 させるために必要 である	R 6 . 2 . 22 R 6 . 2 . 29	R 7 . 9 . 26	㎡ 13.06	西浜

和歌山市の年表

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
[明治]		4 月	和歌山市に初の電話架設
22年 4 月	市制施行	10月	皇太子（大正天皇）御来市
5 月	前区長長屋喜彌太初代市長に就任	37年	市立商業学校開設
7 月	西汀丁1の旧区役所を市役所として開 所式を行い、この日をもって市制施行 記念日とする（面積5.5km ² 、人口51,603 人）	38年 4 月	日赤和歌山支部が病院設置
8 月	大洪水（市内の4分の3浸水）	6 月	水力発電所始める
23年	伝染病院開設 県下にコレラ大流行、死者981人	39年	県下にペスト大流行、死者135人
24年	女子高等小学校温習科を市立和歌山高 等女学校とする	12月	電話交換局設置（市内加入者259戸）
25年	県下に赤痢、ほうそう、腸チフス流行	40年	鉄道国有化で紀和鉄道 K K 国鉄和歌山 線となる
26年10月	米穀取引所開設 衛生事務所を警察部へ移す		大新、新北小学校に高等科を併設
27年	私立修徳学校を徳義中学と改称 赤痢流行	41年 3 月	女子技芸学校創設（有田屋町） 市立和歌山裁縫女学校を女子高等小学 校内に設置
28年 3 月	紀陽貯蓄銀行（紀陽銀行の前身） 和歌山銀行創業	4 月	市立和歌山裁縫女学校を女子高等小学 校内に設置
	コレラ流行	42年 1 月	県立図書館、和歌山城内に開設
29年	和歌山尋常中学校を和歌山県第一尋常 中学校と改称	3 月	市内電車開通（西汀丁～和歌浦間）
	和歌山電灯株式会社創設		歩兵61連隊の兵舎、湊に完成
12月	和歌山大隊区、連隊司令部となる	43年	市章が制定される
30年 7 月	和歌山市の一部に電灯つく 重砲兵第三連隊兵舎が加太深山にでき る	5 月	内町、新町、湊に商業補修学校設立
9 月	2代市長に加藤杲就任	44年12月	日赤病院、小松原通りに完成
31年 3 月	市庁舎、七番丁に移転	45年 4 月	初めてガス供給（250戸）
5 月	和歌山市に初めて鉄道開通（紀和鉄道・ 和歌山駅～船戸間）	6 月	市内電車、黒江まで開通
10月	南海電鉄、難波～和歌山北口駅間開通		加太軽便鉄道開通
32年 4 月	第一尋常中学校を和歌山第一中学校と 改称	[大正]	
33年 4 月	明治天皇、軍艦「浅間」にて和歌浦に 行幸	元年	市立裁縫学校を和歌山実科女学校とし て開校
11月	紀和鉄道全線開通	2 年 3 月	京橋～紀三井寺間の乗合自動車営業開 始
34年 3 月	和歌山商業会議所（商工会議所前身） 設立	5 月	市庁舎火災
	城内に和歌山県物産陳列場を新設	3 年 4 月	旧徳義中生徒を和歌山中学校に吸収、 校舎跡に県立工業学校設置（撞木丁）
35年 4 月	和歌山高等小学校坂ノ上町分校を独立 させ、第二男子高等学校とする	4 年	県立海草中学校（太田）開校
36年 3 月	南海電鉄、難波～和歌山市間全通	4 月	和歌山中学校豊原町に新築移転
		6 月	3代市長に遠藤愼司就任
		7 月	市庁舎、一番丁に移転
		5 年	紀北地方にコレラ、チフス流行、死者 267人
			個人経営であった南出島の火葬場を買 収、市営となる
		6 年10月	共同墓地新設
			和歌山伝染病院を城南病院と改称
		7 年	市内3商業補習学校を合併して和歌山 実業補習学校とする
		8 月	米騒動

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
8 年 4 月	救済事業として 4 ヶ所に市営（公設）市場を開設	9 年 2 月	四箇郷・鳴神の 7 ヶ町村を合併
10 月	吹上市場を増設	4 月	市立診療所、九番丁 1 に新築移転
	幼児預り所開設		市立和歌山高等女学校新設
	共同宿泊所、職業紹介所設置		第一期上水道拡張工事に着手
9 年	市営住宅建設に着手	7 月	和歌山市で初の防空演習
	番丁・宇治小学校を新設	9 月	室戸台風襲来（和歌山市の死傷者 59 人、全壊家屋 232 戸）
	公会堂・産業博物館を建設	10 年	第 6 託児所開設
6 月	市営住宅 24 戸建設（市営住宅のはじまり）	7 月	6 代市長に有川定一就任
7 月	市立簡易食堂開設	11 年 1 月	市庁舎建設に着手（12 月完成）
10 年 7 月	鈴丸簡易食堂開設	5 月	北島橋竣工
	砂山小学校新設	6 月	7 代市長に田口易之就任
11 月	湊村の一部を合併	7 月	市立商業学校、東長町 3 丁目に新築移転
11 年	第 3 託児所を開設	12 年 6 月	市立診療所を拡張、市民病院と改称
12 月	摂政宮御来市	13 年	県庁、小松原通り 1 に新築移転
12 年 3 月	上水道布設工事に着手	14 年 2 月	方面授産場開設（市公会堂内に）
7 月	4 代市長に紀俊秀就任	3 月	広南保育園開設
13 年 2 月	国鉄紀勢線開通（和歌山～箕島間）	8 月	市立救護所設置
3 月	第 4 託児所開設		和歌山市皮革研究所開設
14 年	陸軍現役将校が中学校に配属され軍事教練開始	15 年 4 月	紀三井寺、湊、三田、野崎の 4 ヶ町村を合併
	葬儀取扱い事務を開始	5 月	第二期上水道拡張工事計画
6 月	上水道給水開始	9 月	宮北保育園開設
15 年 4 月	阪和電気鉄道 K K 創設		授産場、和歌山公園内の葵館に移転
[昭和]		12 月	阪和電気鉄道、南海電鉄と合併
2 年 4 月	雑賀村を合併	16 年	町内会設置
11 月	宮村を合併	17 年 3 月	第二期上水道拡張工事に着手
	村立宮実科高等女学校を市に移管	4 月	住友金属工場一部竣工、事業開始
3 年	高松小学校新設	7 月	貴志・木本・松江・野崎・楠見の 5 ヶ村を合併
	和歌山実科高等女学校を市立高等女学校と改称	18 年 5 月	市立城東病院を開設
4 年 4 月	普通選挙により市議会議員 40 名選ぶ	8 月	宮前保育園開所
9 月	大橋簡易食堂開設	19 年	第 2 期上水道拡張工事を中止
	新南小学校新設	5 月	阪和線国有となる
5 年 6 月	阪和電気鉄道開通（大阪～和歌山間無停車で 48 分）	20 年 1 月	和歌山市に初空襲
9 月	湊簡易食堂開設	7 月	和歌山空襲（死者 1,101 人、負傷者 5,078 人）
	広南小学校新設	9 月	米進駐軍、松江海岸に上陸開始（6 万人）
6 年 2 月	市立診療所開設		
3 月	和歌山城史跡に指定	21 年 8 月	8 代市長に鈴木康四郎就任
4 月	市立商業学校開設（七番丁高等小学校内）	9 月	民生会館収容所を建設
7 月	5 代市長に渡邊行太郎就任	12 月	町内会廃止
7 年 1 月	公益質舗開設		南海道大地震
8 年 2 月	第 5 託児所開設		緊急住宅 200 戸建設
6 月	和歌浦・雑賀崎・岡町・中之島・宮前・	22 年 4 月	初代公選市長に高垣善一当選
			初代公選知事に小野真次当選

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
5 月	市立新制中学校 9 校を設立	7 月	簡易宿泊所「あけぼの寮」開設
6 月	市内26小学校区に出張所開設	12月	中之島児童プール完成
23年 4 月	天皇陛下御来市	12月	大谷古墳調査開始
	皇太子殿下（明仁親王）御来市		電話自動化なる
	共同浴場設置	33年 4 月	有功、直川、川永、小倉の 4 ヲ村を合併
	市営住宅300戸建設	7 月	加太町を合併
	市営競馬第 1 回開催		全国都市中、復興ぶりが優秀であると建設大臣から表彰される
24年 2 月	厚生住宅「和歌山」を建設		本町児童プール完成
3 月	市立山東学園開設	10月	和歌山城再建工事完成
8 月	市立保健所開設		市駅・西浜・新和歌浦線完成
9 月	上水道第二期拡張工事再開	34年 1 月	山口村を合併
10月	モデル屠場開設	3 月	市庁舎新館竣工
12月	全国戦災都市中教育復興第一位として表彰される	4 月	紀伊村を合併
25年 9 月	四市共催競輪第 1 回開催	7 月	国鉄紀勢線全通
	中央市場建設に着手	35年 8 月	市立和歌山商業高等学校の新校舎完成
	ジェーン台風襲来	36年 1 月	松下幸之助氏、古武彌四郎氏を名誉市民に選ぶ
26年 1 月	中小企業金融相談所開設	3 月	市立保健所新庁舎竣工
5 月	市立和歌山商業高等学校（定時制）開設	7 月	米国加州ベイカースフィールド市と姉妹都市提携
10月	社会福祉事業所発足	9 月	第 2 室戸台風襲来
27年 3 月	岩橋千塚古墳、特別史跡に指定される	12月	市立青年の家竣工
7 月	「7. 2 水害」「7. 10水害」	37年 5 月	天皇皇后両陛下御来市
9 月	市立養老院開設	6 月	虚弱児センター虎伏学園竣工
10月	市立産院設置	8 月	加太に国民休暇村完成
28年	住友金属誘致	38年	岡崎清掃工場完成
5 月	水産研究所発足	2 月	市議会議場竣工
	工業用水道第一期工事始まる	3 月	児童婦人会館完成
7 月	県下に豪雨、水害		人口30万人を突破
	第 1 回和歌山港まつり花火大会		市営鳴神団地完成（551戸）
9 月	公営質舗、新築再開業		義宮御来市
29年 3 月	第二期上水道拡張工事竣工	39年 8 月	消防局新庁舎完成
	市民会館建設に着手	40年 4 月	国民休暇村「みやま荘」開所
6 月	自治体警察制度を廃止	41年 4 月	名誉市民川端龍子氏死去
8 月	母子寮を建設	5 月	高垣善一市長死去
	隣保館を建設	7 月	10代市長宇治田省三就任
30年 1 月	西和佐、岡崎両村を合併	10月	西消防署竣工
2 月	市民会館開館	11月	市民憲章制定
	工業用水道第一期工事完了		南支所業務開始
31年 5 月	紀阿航路開通	42年 2 月	社会福祉会館完成
7 月	今福球技場完成	7 月	第二清掃工場焼却炉完成
9 月	安原、和佐、東山東、西山東、西脇の 5 ヲ町村を合併	43年 3 月	東和歌山民衆駅完成（1 日「和歌山駅」に改称）
10月	乳児院開設		新南第 2 地区区画整理事業完了
11月	中央市場開設		食肉処理場完成
32年 4 月	市立和歌山商業高等学校（全日制）設置		

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
5 月	名誉市民古武彌四郎氏死去		南海市駅ビル竣工
11月	「花の銀行」開設		松下公園開園
44年 2 月	屎尿処理場「紀の川浄苑」竣工 東和歌山第1地区土地区画整理事業に着手	7 月	リッチモンド市において姉妹都市提携調印
3 月	「勤労青少年ホーム」完成 人口36万人を突破 第3団地（菖蒲ヶ丘）建設に着手	8 月	加納浄水場一部通水
4 月	「紀州おどり」（ぶんだら節）発表会	9 月	御手洗池公園竣工 乳児院竣工 母子寮竣工
7 月	開市80周年記念式	10月	総合庁舎建設起工
45年 2 月	市役所初の女性課長発令	12月	東和歌山地下道開通
4 月	少年補導センター落成 岡口門南石垣修理完成	49年	市の木「くすのき」と花「つつじ」の制定
5 月	ベイカースフィールド市長一行来和 健保会館竣工	3 月	中央卸売市場竣工 「テレビ和歌山」開局
6 月	市立和歌山商業高等学校新校舎竣工 旭学園竣工 不老橋改修完工	4 月	東消防署竣工 市和商体育館竣工 加納浄水場竣工
7 月	宇治田市長再選 市議会議員補欠選挙 市立和歌山商業高等学校新築移転 (六十谷 45)	5 月	少年自然の家竣工 紅葉溪「紅松庵」完成
8 月	全国高等学校総合体育大会開催	6 月	せせらぎ公園オープン 市長選挙（宇治田市長三選） 市議補選で初の女性議員誕生
10月	塩屋污水处理場試験運転開始	7 月	市長、中国を訪問
46年 4 月	市公害監視センター開設 市議会議員選挙	9 月	老人手帳交付
8 月	紀伊風土記の丘開園 姉妹都市提携10周年記念式 新和歌浦・中之島・紀三井寺線（国体道路）開通	10月	市民サイクリング道路完成 近畿自動車道和歌山線開通 親善協会一行、姉妹都市訪問
9 月	皇太子・同妃両殿下行啓奉迎 第26回国民体育大会夏季大会開催 市営駐車場竣工	11月	第1回植樹祭
10月	天皇皇后両陛下下行幸奉迎 第26回国民体育大会秋季大会開催 常陸宮・同妃両殿下、秋父宮妃殿下奉迎	12月	夜間急患センター開所 杭ノ瀬・善明寺文化会館竣工
11月	皇太子・同妃両殿下行啓奉迎 パラリンピック開催	50年 3 月	観光遊歩道路（第1期工事）完成
47年 1 月	国際姉妹都市提携10周年記念親善訪問 団渡米	4 月	市議会議員選挙
4 月	本町防災街区竣工	5 月	市史第1巻発売 常陸宮御夫妻来和
7 月	あおい丸転覆	6 月	身障児保育所開設
9 月	城南保育所竣工 紀勢線と和歌山駅地下連絡通路竣工	9 月	長寿祝金制度創設
48年 3 月	リッチモンド市との姉妹都市提携議決	11月	伏虎中学校屋体・校舎完成
5 月	紅葉溪庭園復元	12月	新市庁舎上棟礎式 市民憩の家「ほうらい荘」完成
		51年 3 月	観光遊歩道路（第2期工事）完成
		4 月	新市庁舎完成 重度心身障害者の医療費無料化実施
		5 月	消防用監視テレビ設置 大気汚染監視センター新装
		8 月	歯の急患センター開設
		12月	身障者優先公園完成 郷土史料室開設

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
52年 1 月	住居表示実施（吹上・砂山・今福・高松・雑賀・野崎・湊各地区の一部）		第 1 回「市民文化まつり」開催
4 月	衛生研究所業務開始 電算収納消し込みシステム実施 紀の国万葉めぐりコース設定	7 月	土入橋竣工 片男波海水浴場オープン
5 月	市民農園開設 六十谷第 1・第 2 浄水場に汚泥処理施設完成	8 月	尿尿処理場「青岸工場」竣工 第 1 回母子スポーツ大会開催 秋葉山配水池竣工
6 月	福祉事務所に手話通訳者採用 学校体育施設一般開放	9 月	第 1 回「不用品活用市」開催 都市整備公社発足
8 月	泉俊雄議員死去（市議会葬 9 月 5 日）	11 月	旭学園竣工 水場運動公園オープン
53年 1 月	小・中学校に集団かぜ発生	12 月	旭学園竣工 赤井忠議員死去
3 月	西浜スポーツ広場完成	56年 4 月	第 3 次和歌山市総合計画（基本計画）策定
4 月	塩屋污水处理場通水式 片男波海岸に人工砂浜づくり着手		宮前保育所竣工 シルバー人材センター開設
5 月	市民体育館完成	5 月	こども科学館オープン 八幡台小学校開校
6 月	市長選挙（宇治田市長四選） 市議会議員補欠選挙	6 月	高積中学校竣工 市展30回記念展開催
10 月	紀勢線の電化完成		向団地竣工 秋葉スロープ完成
54年 2 月	市民会館新築定礎式	7 月	芦原共同浴場・福祉館竣工 宮北保育所竣工
3 月	フィールドアスレチックオープン（秋葉山） 市和商にコンピューター導入		移動図書館「くすのき号」巡回開始 市民図書館オープン
4 月	鳴滝小学校開校 市議会議員選挙	8 月	第23回自然公園大会開催される 心身障害者（児）療育・生活相談所開設
6 月	雑賀・新南保育所竣工 なぎさ会館開所 四箇郷北小学校開校 不用品活用銀行「笑顔」オープン 人口40万人を突破	9 月	第 1 回「広域市町村圏伝統芸能競演会」（民芸品展）開催 米飯給食開始
7 月	市民会館竣工 市制施行90周年式典 全国教育長会議 片男波海水浴場一部オープン 岡公園「遊戯コーナー」完成	10 月	紀伊配水池完成 国際障害者年記念福祉大会開催
8 月	大淀ポンプ場一部通水	12 月	西消防署鳴滝出張所竣工
10 月	優秀姉妹都市賞受賞 市制90周年記念絵画展 乳がん無料検診実施 下水道中央終末処理場起工	57年 1 月	紀和団地起工 市営中央駐車場竣工 市民テニスコート竣工
55年 3 月	木村博一議員死去（市議会葬 3 月12日）	2 月	ヘルシンキフィルハーモニー来演
4 月	木ノ本・鳴神文化会館竣工	3 月	道路愛称決定 和歌山城大手門上棟
5 月	第 1 回「つつじ祭」開催 福島小学校、高積中学校開校 本町地下駐車場竣工 「消費者の日」設定	4 月	北消防署発足 夜間防災訓練
6 月	第 1 回青年市政モニター会議	5 月	二の丸庭園開園 大手門竣工 杭ノ瀬児童館竣工 浜宮小学校竣工 宮小学校全面移転校舎増改築竣工

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
58年	楠見中学校竣工	11月	和歌山文化賞表彰式
	芦原スポーツ広場竣工	12月	衆議院議員選挙
	6月 市長選挙（宇治田市長五選）	59年 1月	市民温水プール起工式
	市議会議員補欠選挙		貴志配水池起工式
	8月 杭ノ瀬共同浴場竣工		追廻門修復起工式
	9月 「竹の里・みかんの里」ハイキングコース設定	2月	第1回紀の川駅伝競走大会
	11月 広域市町村風景絵画展	3月	奥一正議員死去
	1月 中国・済南市と友好都市提携調印		本町公園に彫刻設置
	2月 青岸エネルギー工場起工		和歌山市の民話（下）発刊
	西浜ポンプ場起工	4月	有功中学校開校
	第1回こども科学賞表彰		楠見東小学校開校
	第1回スポーツ賞表彰		貴志南小学校開校
	3月 東山東小学校屋内運動場竣工		中央市場10周年記念式典
	河南総合体育館竣工	5月	森林公園開園式
	和歌山市の民話（上）発刊		芦原連絡所竣工式
	4月 楠見西小学校開校		善明寺児童館竣工式
	貴志小学校貴志南分校開校	6月	加太淡嶋花菖蒲園開園式
	一ノ橋復元		岡崎小学校屋内運動場竣工式
	県議会議員選挙		斎場建設起工式
	リッチモンド市姉妹都市10周年祝賀式		水軒橋渡初め式
	平野幸一議員死去		和歌山地域地場産業振興センター竣工式
	市議会議員選挙	7月	東消防署河南出張所開所
	川口茂議員死去		瀬崎圭生議員死去
	小林健源議員死去		市民図書館利用者100万人突破
	5月 芦原児童館竣工		小豆島公園開園式
	6月 大淀ポンプ場竣工	10月	和歌山線電化開通式
	「動く保健所」開設		公共下水道塩屋污水处理場通水式
	参議院議員選挙		近畿市議会議員選抜親善野球大会で和歌山市議会優勝
	新堀ポンプ場一部通水		市民温水プール竣工式
	四箇郷保育所竣工	11月	公共下水道一部供用開始
	観光遊歩道竣工		土居一将議員死去
	7月 岡崎小学校屋内運動場起工		和歌山北港魚つり公園開園式
	城北地区会館竣工		夜間急患センター開設10周年記念式典
	和歌山地域地場産業振興センター起工		発明館竣工式
	8月 自転車駐車場竣工	12月	市民図書館移民資料室開室
	9月 楠見小学校楠見東分校開校		わかやま400年祭総会
	和歌山市友好訪中団済南市を答礼訪問	60年 3月	追廻門修復
	第1回防災フェア		塩屋第2団地竣工式
	第10回市民大運動会	5月	夜間急患センターに耳鼻いんこう科新設
	10月 郷土資料館定礎式		紀和駅団地完成
	発明館竣工	6月	紀伊中学校校舎増改築竣工式
	集団胃ガン検診車購入		明和中学校特別教室棟竣工式
	第20回婦人総合体育大会		西和佐小学校本館竣工式
	県知事選挙		東中学校校舎増改築竣工式
	近畿市議会議員選抜親善野球大会で和歌山市議会優勝		

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
7 月	青岸エネルギー開発工場定礎式	11月	本渡児童館竣工式
9 月	市駅前に原付自転車駐車場オープン	12月	済州市と姉妹都市提携
10月	近畿市議会議員選抜親善野球大会で和歌山市議会優勝	63年 2 月	善明寺福祉会館竣工式
	雑賀・雑賀崎・田野・和歌浦・名草支所開設及び電送システム開通		姉妹城記念事業「大阪城児童画展」(和歌山城にて)
	貴志中学校新築起工式	3 月	和歌山市営紀三井寺競馬場の廃止
	湊南都市下水路ポンプ場起工式	4 月	ベイカースフィールド中学校旗パフォー マンス団来和
11月	市立博物館開設		(財)福祉公社・(財)文化体育振興事業団の 設立
	わかやま400年祭躍虎まつり開催	6 月	野崎ポンプ場一部通水式
	和歌山城大阪城姉妹城提携調印	7 月	栄谷文化会館竣工式
	紀州路マラソン全国大会	8 月	平井福祉館竣工式
	和歌山市斎場完成		「独居老人緊急通報システム」導入
61年 3 月	第 1 回川端龍子賞展開催	9 月	姉妹都市記念祝賀訪問団派遣 (ベ・リ 市を訪問)
4 月	青岸エネルギーセンター竣工	10月	リッチモンド市代表団来和
5 月	鳴神児童館竣工		和歌山市友好訪中団派遣
	岩橋児童館竣工	11月	加太総合交流センター竣工式
	貴志配水池通水式		世界人権宣言40周年「人権啓発市民の 集い」
	津屋川ポンプ場通水式		
	中央保健所南支所開所式	[平成]	
6 月	市長選挙・11代市長旅田卓宗就任	元年 3 月	砂山手平線開通
	市議会議員補欠選挙	4 月	名誉市民松下幸之助氏死去
7 月	11代市長旅田卓宗就任	5 月	関西国際空港島埋立用土砂搬出開始
	衆議院議員・参議院議員選挙		マリーナシティ起工式
	県議会議員補欠選挙	6 月	名誉市民・前市長宇治田省三氏死去
9 月	宇治田省三氏を名誉市民に選ぶ	7 月	市制100周年記念式典
10月	近畿市議会議員選抜親善野球大会で和歌山市議会 4 連覇達成		片男波海水浴場駐車場増設
	市立和歌山商業高等学校全日制創設30 周年記念式典		参議院議員選挙
	弘西文化会館竣工	9 月	南海和歌山市駅前広場駐車場完成
11月	貴志中学校校舎及び屋内運動場竣工	11月	J R 和歌山駅東口広場・駅舎完成
12月	清水町と「まちとむらの交流提携」調 印	2 年 2 月	衆議院議員選挙
62年 1 月	済南市友好書画展	4 月	東部コミュニティセンター (仮称) 起 工
3 月	姉妹城交流児童画展 (大阪城にて)		本渡ポンプ場竣工
4 月	ベイカースフィールド市中学聖歌隊来 和	5 月	雄湊小学校屋内運動場竣工
	県議会議員選挙	6 月	市長選挙旅田市長再選
	リッチモンド市姉妹校訪問団来和	9 月	J R 紀勢線和歌山駅北第一踏切跨線橋 起工
	市議会議員選挙		本町通りキャブ工事完成
6 月	口須佐文化会館竣工式	10月	スポレク祭開催
7 月	第 1 回めだかの学校 (少年自然の家) 開催	11月	第二国土軸構想推進協議会設立総会
10月	J C 全国大会開催		京奈和自動車道の高野口～和歌山市間 (30km) が基本計画区間に決定
	ベイカースフィールド市姉妹都市提携 25周年記念式		山下武議員死去
		3 年 1 月	済南市会計検査統計団来和

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
3 月	辻岡文彦議員死去	5 年 1 月	済南市医療視察団来和
	加太小学校校舎改築工事竣工	2 月	粗大ごみ戸別収集開始
4 月	和歌山東公園市民球場オープン		和歌山市史全10巻完成
	浅井正勝議員死去		スカイタウンつつじが丘起工
	県議会議員選挙	3 月	和歌山駅東口自転車等駐車場完成
	市議会議員選挙	4 月	有功東小学校開校
	リッチモンド市ロンドン中学校来和		「ふれ愛の日」始まる
7 月	四季の郷・和歌山自然観察の森オープン		紀の川大堰工事開始
	城北小学校屋内運動場・プール竣工		ベिकासフィールド市キワニスクラブ来和
8 月	都市計画街路大橋島崎町線・湊神前線開通		リッチモンド市中学校一行来和
	県下市議会議員親善野球大会優勝	5 月	第10次和歌山市友好訪中団派遣
9 月	東部コミュニティセンター竣工		友好都市提携10周年祝賀訪中団派遣
10 月	奥和歌大橋完成	7 月	世界リゾート博プレイベントセレモニー
	和歌山市排出水の色等規制条例制定		堀詰橋プロムナード着工
	リッチモンド市訪問団来和		国道24号線と和歌山バイパス開通
	近畿市議会議員選抜親善野球大会で和歌山市議会優勝	8 月	和歌山市こども議会開催
	和歌山市友好訪中団済南市派遣		第2回吉宗まつり開催
12 月	ふれ愛センター竣工	9 月	阪和自動車道開通
4 年 3 月	中学生姉妹都市訪問団派遣		「子育てひろば」開設
4 月	ベिकासフィールド市代表団来和	10 月	放置自動車・放置船舶撤去条例施行
	京橋プロムナード竣工式		田ノ浦漁港関連道完成
5 月	姉妹都市訪問団派遣		済南市友好訪問団来和
6 月	和歌山駅周辺新都心構想策定	11 月	新中央保健所起工
7 月	紀淡海峡連絡ルート実現期成同盟会設立		第2回1万人大清掃
8 月	勤労者総合センター（仮称）起工式		長野市友好親善訪問
	広島平和バス出発		済南市友好訪日団来和
	「国連障害者の10年」最終年記念和歌山市長杯争奪近畿身体障害者軟式野球大会開催	6 年 3 月	城北公園地下駐車場竣工
	城北公園地下駐車場安全祈願祭	4 月	和歌山市違法駐車等の防止に関する条例施行
	けやき大通り地下駐車場安全祈願祭		結成45周年記念母子寡婦福祉大会開催
	「吉宗まつり」開催		中部コミュニティセンター竣工
10 月	東公園体育館供用開始		有功配水池竣工
	各種証明書交付のファクシミリサービス開始		栄谷会館竣工
	美しい川と海をめざすシンポジウム開催		少年自然の家開所20周年記念事業
	和歌山市友好訪中団派遣		ヨーロッパ海外公式訪問団派遣
11 月	和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例施行	5 月	勤労者総合センター竣工
	第1回1万人大清掃		堀詰橋プロムナード竣工式典
12 月	「国連障害者の10年」最終年記念福祉大会開催		けやき大通り地下駐車場駐輪場竣工式
			市駅小倉線宮北跨線橋開通式
			本町和歌浦線開通式
			第11次和歌山市友好訪中団派遣
			カナダ・アメリカ公式訪問団派遣
		6 月	黒谷配水池竣工式
			六十谷駅前自転車等駐車場竣工式
			市長選挙旅田市長再選
		7 月	浪早ビーチオープン

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
8 月	濟州市訪問団来和 世界リゾート博開幕 世界リゾート博和歌山市館オープン ベिकासフィールド市代表団来和 国際子ども会議開催 濟州市友好訪問団来和 リッチモンド市代表団来和	4 月	濟州市高校国楽団来和 中核市移行宣言式 中核市移行式 中核市移行記念式典
9 月	日本女性会議'94和歌山開催 関西国際空港開港	6 月	東京都において紀淡連絡道路実現キャンペーン開催
10月	濟州市公式訪問団派遣	7 月	和歌山市あいあいセンター竣工式
11月	開場20周年記念「市場まつり」開催	9 月	ベिकासフィールド市長一行来和
7 年 2 月	「八代将軍吉宗展」開幕	10月	天皇・皇后両殿下御来市
3 月	河南コミュニティセンターオープン	11月	第二阪和国道建設促進市民大会開催
4 月	県議会議員選挙 市議会議員選挙 和歌山市行政手続条例制定	10年 1 月	長野オリンピック冬季競技大会聖火リレー
5 月	濟南市経済考察団来和 リッチモンド市姉妹校代表来和	2 月	環境シンポジウム in わかやま'98開催
6 月	四季の郷オープン	4 月	スカイトウンつつじが丘分譲開始
7 月	紀淡海峡大橋促進イベント開催 参議院議員選挙	6 月	萩村杯全日空ジャパンオープン'98国際卓球選手権大会開催
8 月	カナダ・アメリカ姉妹都市訪問団派遣 吉宗まつり開催	7 月	参議院議員選挙 園部第14自治会夏まつりカレー毒物混入事件発生
9 月	駐車場案内システムスタート 和歌山東公園竣工	8 月	京奈和自動車道建設促進東京決起大会
10月	中央保健所オープン 夜間・休日応急診療センターオープン 少年少女発明クラブ10周年式典	10月	世界人権宣言50周年記念キャンペーン開催
11月	和歌山県知事選挙 同対審答申30年記念事業	11月	参議院議員補欠選挙
12月	市長選挙・12代市長尾崎吉弘就任	12月	尾崎吉弘市長退職
8 年 1 月	第12次和歌山市友好訪中団派遣	11年 1 月	市長選挙・13代市長旅田卓宗就任
4 月	市道本町線キャブ工事竣工 史跡和歌山城整備基金設立	3 月	高垣粥議員死去
5 月	泉佐野市において紀淡連絡道路実現期成同盟会総会開催	4 月	西殿香連議員死去 県議会議員選挙 市議会議員選挙
8 月	紀淡海峡大橋促進フォーラム開催	7 月	鳴滝小学校プール施設竣工式
9 月	「和歌浦湾のさかな屋さん」開設	10月	県知事選挙
11月	第13次和歌山市友好訪中団派遣 わかやまし女性フォーラム'96開催 近畿府県和歌山県市合同防災訓練開始	12年 2 月	宮前小学校校舎増改築竣工
9 年 2 月	わかやま企業ウォッチング事業 各証明書の電算発行システムスタート	5 月	河西コミュニティセンター開所 濟南市友好訪問団来和 和歌山市姉妹都市親善訪問団リッチモンド市・ベिकासフィールド市を訪問
3 月	防災行政無線システム完成 中学生姉妹都市訪問団リッチモンド市を訪問 ベिकासフィールド市合唱団来和	6 月	西庄ふれあいの郷開園 衆議院議員選挙 市民サービスコーナー（JR和歌山駅構内）設置
		7 月	直川小学校プール竣工 海都WAKAYAMA21オープニングイベント わかやま楽市楽座オープン
		8 月	和歌山市姉妹都市公式訪問団濟州市を訪問

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
9 月	県知事選挙	3 月	スカイタウンつつじが丘分譲フェア開催
10 月	県議会議員補欠選挙	4 月	障害者支援費制度開始 和歌山北バイパス全線開通 県議会議員選挙 市議会議員選挙
	第1回和歌浦ドラゴンボート選手権開催 和歌浦花いっぱい展開催 第17次和歌山市友好都市訪中団済南市を訪問 わかやまＳＯＨＯヴィレッジオープン	5 月	清子内親王殿下御来県
11 月	ベिकासフィールド市代表団来和	6 月	外国人講師による小学校英語活動実施 ワークショップ発足（市民参加で中心市街地の活性化を）
12 月	なかよしステーション開所（和歌山ステーションビル5階） 紀淡海峡大橋を実現させよう！21世紀へのカウントダウン開催	8 月	紀の川の水源地保護協定 川上村（奈良県吉野郡）と締結 パソコンで市内全域案内ＯＫ「道知る兵衛」 住民基本台帳ネットワークシステム（第2次サービス開始） 和歌山市姉妹都市親善訪問団済州市を訪問
13 年 4 月	河北コミュニティセンターオープン 日進中学校屋内運動場竣工式	10 月	和歌山市長等の倫理に関する条例制定 和歌山市姉妹都市親善訪問団リッチモンド市・ベिकासフィールド市を訪問 和歌浦ベイマラソン with ジャズ 衆議院議員選挙
7 月	全日本スイム駅伝片男波大会 参議院議員選挙	11 月	衆議院議員選挙
8 月	「和歌山駅・あろち周辺地域安全フェスタ」開催	16 年 2 月	南海貴志川線対策協議会設立
9 月	東庁舎完成	4 月	中央コミュニティセンター増築オープン プラスチック製容器包装分別収集開始 第1回和歌山市優良建築物賞 第1回紀州よさこい祭り
10 月	第2回和歌浦ドラゴンボート選手権 第18次和歌山市友好都市訪中団済南市を訪問 有吉佐和子特別展 第1回ＪＡＺＺマラソン in 和歌浦	7 月	第1回紀州よさこい祭り
14 年 1 月	和歌山北バイパス（第二阪和国道）紀の川架橋の名前「紀の国大橋」に決定	8 月	県知事選挙 和歌山市姉妹都市親善訪問団済州市を訪問
4 月	子ども支援センターオープン 中央コミュニティセンターオープン 万葉迎賓館「和歌の浦 石泉閣」オープン 第45回全日本花いっぱい和歌山大会（第5回世界大会）開催 秋篠宮同妃両殿下記念植樹のため御来市	9 月	わかちかサービスセンター開設 第48回結核対策推進優良市町村受賞 全国自治体低公害車普及政策サミット in 和歌山市 西脇山口線（次郎丸～平井）開通 第21次和歌山市友好都市訪中団済南市を訪問
7 月	旅田卓宗市長退職 第19次和歌山市友好都市訪中団済南市を訪問	10 月	'04和歌浦ベイマラソン with ジャズ 和歌山市民の森づくり始まる（奈良県・川上村） 吉野川・紀の川流域協議会設立 済南市友好経済訪問団来和 第2回和歌山市優良建築物賞 南海貴志川線存続支援、県・市・町、
8 月	ＮＰＯ・ボランティアサロン設置 市長選挙・14代市長大橋建一就任 市議会議員補欠選挙	11 月	
10 月	ＪＲ和歌山駅西口広場オープン 和歌山市姉妹都市親善訪問団ロサンゼルス市・ベिकासフィールド市を訪問 第2回ＪＡＺＺマラソン in 和歌浦	17 年 2 月	
15 年 2 月	市長の校区トーク始まる		

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
3 月	3 者協議合意 市和商38年ぶり第77回選抜高校野球大会出場 新消防庁舎業務開始		わかやま電鉄貴志川線にシンボル車両「いちご電車」が登場 第3回紀州よさこい祭り 第2回和歌山城将棋まつり開催
4 月	城フェスタ'05開始 A E D（自動体外式徐細動器）設置 消防局防災学習センター・オープン 南海貴志川線運営事業者に岡山電気軌道(株)選定	10月	'06和歌浦ベイマラソン with ジャズ 和歌山市姉妹都市親善訪問団ベイカースフィールド市を訪問
5 月	第1回和歌山城将棋まつり開催 第63期名人戦第3局開催 窓口業務の一部時間延長 カナダ・リッチモンド市訪問団が来和	11月	紀州徳川藩主別邸「湊御殿」を一般公開 第23次和歌山市友好訪中団が済南市を訪問
6 月	市民防災大学開始 南海貴志川線の新運営事業者として岡山電気軌道(株)が「和歌山電鐵株式会社」を設立 新路線名を「わかやま電鉄貴志川線」と決定	12月	県知事選挙
7 月	戦後60年和歌山市戦没者・戦災死者合同追悼式 第2回紀州よさこい祭り	19年 1 月	わかやま電鉄貴志川線貴志駅に全国で初めてネコの駅長が誕生
8 月	紀州おどり「ぶんだら節」	2 月	和歌山県後期高齢者医療広域連合設立 水道料金センター開設
10月	'05和歌浦ベイマラソン with ジャズ 近畿府県合同防災訓練開催 第22次和歌山市友好訪中団が済南市を訪問	3 月	和歌浦・紀三井寺・和歌山城・友ヶ島の4地域が「美しい日本の歴史的風土100選」に選定される 和歌山城市民茶会開催
12月	直川用地利用計画書まとまる	4 月	城フェスタ'07開始 県議会議員選挙 市議会議員選挙
18年 1 月	まちなか観光案内所開設	6 月	済南市政府代表団来和
2 月	和歌山城が「日本100名城」に選定される	7 月	参議院議員選挙 わかやま電鉄貴志川線に新車両「おもちゃ電車」が登場
3 月	都市計画道路「紀三井寺駅前線」開通	8 月	紀州おどり「ぶんだら節」 第4回紀州よさこい祭り
4 月	和歌山地方税回収機構設立 わかやま電鉄貴志川線運行開始 窓口業務の一部時間延長を本格実施（毎週木曜日） 城フェスタ'06開始 和歌山城御橋廊下竣工	10月	第24次和歌山市友好訪中団が済南市を訪問 '07和歌浦ベイマラソン with ジャズ 済州市姉妹都市提携20周年祝賀訪問団が来和し記念式典開催
5 月	戸籍事務を電算化 片男波海水浴場（特選）と浪早ビーチが「快水浴場百選」に選定される	12月	旧丸正百貨店跡に商業複合施設「フォルテ ワジマ」オープン 第3回和歌山城将棋まつり開催
6 月	住宅用火災警報機等の設置が義務付けられる 済南市友好訪問団来和	20年 1 月	わかやま電鉄貴志川線貴志駅、ネコのたま駅長が「スーパー駅長」に昇格 姉妹都市提携35周年祝賀訪問団がリッチモンド市を訪問
7 月	市長選挙大橋市長再選 県議会議員補欠選挙	4 月	和歌山城天守閣再建50周年記念事業「城フェスタ'08」オープニングイベント
8 月	紀州おどり「ぶんだら節」	5 月	和歌浦地区9カ所が県の文化財（名勝・史跡）に指定される
		6 月	紀州おどり「ぶんだら節（第40回記念）」
		8 月	

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
	第 5 回紀州よさこい祭り 北京五輪レスリング男子フリースタイル60kg級で、和歌山市出身の湯元健一選手が銅メダルを獲得	5 月	ベिकासフィールド市姉妹都市提携50周年祝賀訪問団来和
9 月	湯元健一選手に、県からスポーツ顕賞、市からスポーツ特別栄誉賞が贈られる	7 月	参議院議員選挙
10月	和歌山城天守閣再建50周年記念イベント 済南市友好都市提携25周年祝賀訪問団が来和し記念植樹及び記念式典開催 '08和歌浦ベイマラソン with ジャズ たまスーパー駅長に「和歌山県勲功爵」(ナイトの称号) が贈られる	8 月	市長選挙大橋市長再選 市議会議員補欠選挙 紀州おどり「ぶんだら節 (第42回)」 第 7 回紀州よさこい祭りが同時開催 わかやま電鉄貴志川線のたまミュージアム貴志駅完成 和歌の浦が国の名勝に指定 国指定重要文化財の旧中筋家一般公開
11月	第25次和歌山市友好訪中団が済南市を訪問 城フェスタ'08ファイナルイベント「食祭 WAKAYAMA '08」	10月	第10回和歌浦ベイマラソン with ジャズ 県議会議員補欠選挙
21年 1 月	たまスーパー駅長が、駅長就任 3 周年を記念して和歌山電鐵(株)の役員に就任	11月	県知事選挙 東部・河南・河西・河北・中央サービスセンター開設
3 月	わかやま電鉄貴志川線に「たま電車」が登場	23年 1 月	たまスーパー駅長が「県観光まねき大明神」に任命
4 月	市立和歌山商業高等学校が市立和歌山高等学校に校名変更 平成10年に起きた毒物カレー事件の林真須美被告に対し最高裁は上告棄却の判決、死刑が確定するも再審請求へ	3 月	東日本大震災発生で消防隊員の派遣や物資の提供等支援
5 月	市内で初めて新型インフルエンザ患者発症、市新型インフルエンザ対策本部設置	4 月	18年ぶりに市立の藤戸台小学校が開校 県の推計人口99万6,184人で15年連続減少 県議会議員選挙 市議会議員選挙
6 月	市立こども科学館の入館者100万人突破	5 月	複合施設「さんさんセンター紀の川」開所 石谷保和議員死去
8 月	紀州おどり「ぶんだら節 (第41回)」と第 6 回紀州よさこい祭りが同時開催 衆議院議員選挙	7 月	「節電エコオフィスわかやまし」で温室効果ガス排出量等の削減に着手 本市で第60回全国農業コンクール開催
9 月	和歌山地裁で県内初の裁判員裁判	8 月	市民図書館開館30周年式典 紀州おどり「ぶんだら節 (第43回)」 第 8 回紀州よさこい祭りが同時開催
10月	'09和歌浦ベイマラソン with ジャズ 第26次和歌山市友好訪中団が済南市を訪問	9 月	台風12号県内各地で大きな被害
11月	11日未明に市内で観測史上最大の降水量を記録、床上・床下浸水が相次ぎ、あいあいセンターも冠水により休館	10月	和歌山城観光案内所開設 第11回和歌浦ベイマラソン with ジャズ 第28次和歌山市友好訪中団が済南市・烟台市を訪問
22年 1 月	新型インフルエンザで県内初の死者	11月	「中核市サミット2011 in 和歌山」開催 姉妹都市提携50周年祝賀訪問団がベिकासフィールド市・ロサンゼルス市を訪問
2 月	本市と和歌山大学が地域連携推進協定を締結		
3 月	和歌山北インターチェンジ供用開始		
4 月	市税及び国民健康保険料のコンビニ収納開始	24年 2 月	J R 和歌山駅に観光案内所オープン

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
	たまスーパー駅長の部下のニタマが伊太祈曽駅長としてデビュー		ビス開始
4 月	市政情報のデータ放送開始		市立幼稚園・学校に緊急地震速報受信警報システムを設置
	南海電鉄和歌山大学前駅開業		貴志啓一議員死去
5 月	県内で282年ぶりの金環日食	3 月	市道中平井線の一部供用開始
6 月	南海電鉄加太線が開業100周年	4 月	コンビニエンスストアが市役所 1 階にオープン
	市南部の和田川下流域などで冠水被害		北消防署が開署（西消防署と北消防署が統合）
	インターネット議会中継運用開始	5 月	和歌山市防災マップを配布
7 月	第60回記念港まつり花火大会	6 月	紀の国わかやま国体競技別リハーサル大会（6 / 7 ~ 11 / 30）
	紀の国わかやま国体の開催決定	7 月	市立つつじが丘テニスコートがオープン
8 月	紀州おどり「ぶんだら節（第44回）」第 9 回紀州よさこい祭りが同時開催		第62回港まつり花火大会
	「住民参加型」地域総合防災訓練開催	8 月	大橋建一市長退職
	姉妹都市提携25周年祝賀訪問団が済州市を訪問		市長選挙・15代市長尾花正啓就任
10月	中学 6 校で「選択制デリバリー給食」開始		市議会議員補欠選挙
	第12回和歌浦ベイマラソン with ジャズ		秋葉山公園リニューアルオープン
11月	姉妹都市提携40周年訪問団がリッチモンド市を訪問		紀州おどり「ぶんだら節」史上初の雨天中止
12月	衆議院議員選挙	9 月	わかやま市観光タクシー運行
25年 1 月	J R 和歌山駅・南海和歌山市駅で国体に向けてカウントダウンスタート		和田秀教議員死去
2 月	伊太祈曽駅のニタマ駅長が観光特別大使「アゼリニャ」に任命	10月	第14回和歌浦ベイマラソン with ジャズ
3 月	西庄ふれあいの郷リニューアル		第 1 回県・市政策連携会議の開催
4 月	初めての議員提案政策条例である「和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例」施行	11月	市政報告会がスタート
	カナダ・リッチモンド市から姉妹都市提携40周年記念訪問団が来和		県知事選挙
5 月	防災学習センター入館者数が10万人を突破	12月	衆議院議員選挙
6 月	市役所14階食堂がリニューアル		和歌山市みんなでとりくむ生き生き健康づくり条例議決
	エキストラ募集・ロケ支援サポーター制度開始		和歌山市生き生き健康都市宣言議決
7 月	参議院議員選挙	27年 2 月	南保健センター竣工式
	第61回港まつり花火大会	3 月	和歌山広域消防指令センター開所式
8 月	紀州おどり「ぶんだら節（第45回）」第10回紀州よさこい祭りが同時開催	4 月	和歌山市東京事務所開設
10月	太陽光発電所設置運営事業に関する協定書調印		県議会議員選挙
	第13回和歌浦ベイマラソン with ジャズ		市議会議員選挙
11月	ご当地ナンバープレート交付開始	5 月	元気わかやまプレミアム商品券予約申込開始
26年 2 月	「和歌山市防災情報メール」配信サー		市役所14階食堂リニューアルオープン
		6 月	ふじとトンネル貫通式
			わかやま電鉄貴志川線貴志駅、たま駅長死去
		7 月	第63回港まつり花火大会
			「2015君が創る近畿総体」総合開会式
		8 月	紀州おどり「ぶんだら節（第47回）」第12回紀州よさこい祭りが同時開催

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
	伏虎中学校区小中一貫校建設工事起工式 市政史上初めて会議中の議場に紀の国わかやま国体・大会マスコット「きいちゃん」がゆるキャラとして入場 紀の国わかやま国体・大会に関する決議案決議	8 月	第64回港まつり花火大会 紀州おどり「ぶんだら節（第48回）」 第13回紀州よさこい祭りが同時開催
9 月	第二阪和国道・中平井線開通 わかやま歴史館オープン 天皇皇后両陛下下幸奉迎 紀の国わかやま国体（9 / 26～10 / 6） 秋篠宮・同妃両陛下奉迎	9 月	「日台交流サミット in 和歌山市」開催 映画「真田十勇士」公開 市内各地で撮影 リオ五輪体操男子団体に金メダル獲得の田中佑典選手に和歌山市栄誉賞贈呈
10 月	皇太子殿下下啓奉迎 紀の国わかやま大会（10 / 24～10 / 26） 高円宮妃殿下奉迎 「和歌山市人口ビジョン」「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定	10 月	なんばグランド花月で「吉本和歌山新喜劇2016」公演 14年ぶり大相撲和歌山場所開催 第16回和歌浦ベイマラソン with ジャズ 姉妹都市提携55周年祝賀及び公式訪問団がベイクースフィールド市・リッチモンド市を訪問
11 月	市民テニスコート閉場 台湾友好訪問団が台北市・台南市訪問 第27回都道府県庁所在都市議長会定期総会開催 第15回和歌山ベイマラソン with ジャズ	11 月	和歌山市民憲章制定50周年 映画「ちょき」和歌山先行公開 オール和歌山市ロケ
12 月	新築移転された芦原文化会館竣工	12 月	友ヶ島灯台が「恋する灯台」に選出される（日本ロマンチスト協会）
28 年 1 月	八代将軍吉宗将軍就任300年「P R 活動開始宣言」	29 年 1 月	南方熊楠公生誕150周年 （一社）和歌山市観光協会が日本版DMO候補法人に登録
2 月	加太にメガソーラー「DREAM Solar 和歌山市」開所 和歌山市国土強靱化地域計画策定	2 月	証明書のコンビニ交付開始 市オリジナル出生届開始
3 月	「台湾の夕べ」開催 市立和歌山高校が11年ぶりに第88回選抜高等学校野球大会出場 プラスチック分別収集終了	3 月	京奈和自動車道県内全線開通
4 月	和歌山城のお堀に3年ぶり「遊覧船」復活 熊本地震発生で市役所1階に義援金箱を設置 南海電鉄加太線「めでたい電車」運行開始 わかやま電鉄貴志川線100周年	4 月	第二阪和国道全線開通 伏虎義務教育学校開校 「絶景の宝庫 和歌の浦」日本遺産に認定
5 月	図書館総合展2016フォーラム in 和歌山	5 月	複合施設「河西ほほえみセンター」オープン 台湾で「紀州庵創建100周年記念式典」開催
6 月	わかやま電鉄貴志川線「うめ星電車」運行開始 青岸汚泥再生処理センター通水開始	7 月	旧大村家長屋門、岡公園に移築竣工 在バンクーバー日本国総領事が来和 済州市姉妹都市提携30周年記念訪日団が来和
7 月	参議院議員選挙	8 月	「明日の和歌山市を築くジュニア会議」が本会議場で初開催 和歌山市イクボス宣言 「陸奥宗光伯生誕地」に石碑と看板設置
		9 月	メキシコ中部地震に対し国際消防救助隊員を派遣

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
10月	衆議院議員選挙 中消防署南分署の新庁舎オープン 第34次和歌山市友好訪中団が済南市を訪問	[令和] 元年 5月	県議会議員選挙 市議会議員選挙 天皇陛下の即位 「平成」から「令和」に改元
11月	わかちか広場リニューアルオープン	7月	市議会と台湾・台南市議会との友好交流に関する覚書を締結
30年 1月	和歌山城天守閣再建60周年 市が甲南大学との包括連携協定締結	9月	雑賀崎灯台展望広場オープン
2月	台湾でマグニチュード6.0の地震発生 市議会が義援金を贈る	10月	動物愛護管理センター開所 文化庁の歴史の道百選に「葛城修験の道」が選定
3月	こども科学館展示室リニューアルオープン 市が東京大学生産技術研究所と相互協力・連携に関する協定を結ぶ	11月	第32回全国健康福祉祭和歌山大会（ねんりんピック紀の国わかやま2019）開催 三笠宮彬子女王殿下奉迎
4月	東京医療保健大学和歌山看護学部が、雄湊小学校跡地に開学	2年 1月	こども総合支援センター・本町こども園複合施設オープン 花山水系で漏水発生。大規模断水計画発表も最終的に断水回避
5月	和歌祭が雨で中止（14年ぶり） 秋葉山配水池水系で濁り水が発生 南コミュニティセンター・サービスセンターオープン	3月	四季の郷公園が市初の道の駅に登録
6月	市議会と台湾・高雄市議会との友好交流に関する覚書を締結 市議会BCP（緊急時業務継続計画）を策定	4月	宝塚医療大学和歌山保健医療学部開学 全国に新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」発出
7月	「平成30年7月豪雨」で大きな被害 市長選挙、尾花市長再選	5月	本町こども園・芦原こども園開園 ドライブスルー方式のPCR検査センター設置
8月	第50回記念大会「紀州おどり ぶんだら節」開催	6月	市民図書館&キーノ和歌山オープン 雑賀崎地域交流施設 Gatto blu オープン
9月	台風21号で停電や断水相次ぐ 和歌山市議会として初めて本会議中に防災訓練を実施 市議会の委員会インターネット中継開始	7月	『「葛城修験」 - 里人とともに守り伝える修験道はじまりの地』日本遺産認定 中央卸売市場総合食品センター棟「わかやま。（まる）しえ」オープン 雑賀崎シーパークオープン 四季の郷公園「FOOD HUNTER PARK」オープン
11月	県知事選挙、仁坂知事4選	11月	オンライン和歌山ジャズマラソン by TATTA 開催
12月	加太「少年自然の家」を「青少年国際交流センター」にリニューアル	3年 3月	「太平洋岸自転車道」完成記念モニュメント除幕式
31年 1月	市政130周年 紀州徳川家入国400年 HYDE氏を「和歌山市ふるさと観光大使」に委嘱	4月	複合施設「平井ふれあいセンター」開館 市営北駐車場オープン 県立医科大学薬学部開学
3月	こども科学館プラネタリウムリニューアルオープン 和歌山南スマートインターチェンジ供用開始		
4月	和歌山信愛大学が本町小学校跡地に開学 地域フロンティアセンターリニューアルオープン		

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
	東京2020オリンピック聖火リレー in 和歌山市 新型コロナワクチンの高齢者向け接種開始 和歌山市リハビリテーション専門職大学開学 台湾学校古典芸術作品 & 水彩画作品日本巡回展オープニングセレモニー		松井紀博議員死去 市と台北市との交流促進に関する覚書を締結
5 月	「太平洋岸自転車道」がナショナルサイクルルートに指定	6 月	和歌山市立有吉佐和子記念館開館
6 月	「友ヶ島子午線塔モニュメント」完成記念式の開催	7 月	六十谷水管橋の通水切替完了
7 月	和歌山市消防活動センター（岡崎分署）開庁式 第45回全国高等学校総合文化祭総合開会式	8 月	市長選挙、尾花市長 3 選 市議会議員補欠選挙
	ベイカースフィールド市との姉妹都市提携60周年記念	11月	宇治田清治議員死去 第20回ジャズマラソン開催（3年ぶり） 大橋建一前市長死去
8 月	第45回全国高等学校総合文化祭特別支援学校部門開会式 陸奥宗光先生乃像建立50周年記念講演会	5 年 2 月	県知事選挙、第56代知事岸本周平就任 市駅和佐線全線開通 南港山東線全線開通
	陸奥宗光先生乃像建立50周年記念式典	4 月	県議会議員選挙 市議会議員選挙 衆議院議員補欠選挙
9 月	深山会旧陸軍基地看板除幕式	5 月	新型コロナウイルス 5 類移行 和歌浦花火大会「ありがとう、和歌祭四百年」
	和歌山市民会館閉館記念イベント	7 月	「陸奥宗光と和歌山」不平等条約改正130周年記念イベント龍馬 World in 和歌山
10月	六十谷水管橋破損に伴い紀ノ川以北地域で断水が発生 和歌山城ホール開館	8 月	第71回港まつり花火大会 第55回紀州おどり「ぶんだら節」
	紀の国わかやま文化祭2021開会式	11月	第19回紀州よさこい祭り けやきライトパレード by FeStA LuCe 点灯式
11月	ベイカースフィールド市との交流促進に関する覚書調印式 第53回紀州おどり「ぶんだら節」・第17回おどるんや開催	12月	第21回和歌山ジャズマラソン
	リッチモンド市との交流促進に関する覚書調印式	6 年 1 月	令和 6 年能登半島地震に伴う消防職員等の派遣
	紀州東照宮四百年式年大祭	4 月	尾崎吉弘元市長死去
	レモンの丘オープニングセレモニー	5 月	新六箇井堰切欠工碑披露式典
4 年 3 月	紀の国わかやま文化祭2021閉会式 和歌山ろうさい病院災害医療対応棟竣工記念式典	6 月	第35回全国「みどりの愛護」のつどい 秋篠宮皇嗣同妃両殿下奉迎
	西脇山口線全線整備完了	7 月	「龍馬と宗光 未来への伝言」龍馬 World in 和歌山
	「和歌山のものづくり」オープニング	8 月	第72回港まつり花火大会 第56回紀州おどり「ぶんだら節」
	京橋親水公園開園式	9 月	「和歌の浦あしべ庵」オープン
	和歌山中央卸売市場新水産棟会場記念式典	10月	和歌の聖地・和歌の浦誕生千三百年記念大祭
4 月	四季の郷公園グランドオープン	11月	第22回和歌山ジャズマラソン 台湾・高雄市との交流促進に関する覚書締結
5 月	和歌祭四百年式年大祭		和歌山城～光の回廊～ライトアップ点灯式・ドローンショー 第37期竜王戦第 5 局和歌山対局

年 月	主 要 事 項	年 月	主 要 事 項
12月	つつじが丘総合公園「にぎわい・スポーツ公園ゾーン」オープン		
7年4月	和歌山あけぼの中学校（夜間中学）開校 西コミュニティセンター開館 岸本周平知事死去		
7月	「中之島つどい館」オープン 第73回港まつり花火大会		
8月	第57回紀州おどり「ぶんだら節」 河西橋供用開始		
9月	和歌山市議会公式マスコットキャラクター誕生		
10月	ベーカースフィールド市長来和		
11月	第23回和歌山ジャズマラソン		

市の施設一覧

市役所	和歌山市七番丁 23 番地	(432) 0001	芦 原 連絡所	雄松町 4 丁目 18 番地 2	(422) 1605
支所・連絡所			宮 前	北中島 1 丁目 7 番 1 号	(422) 1671
西和佐 支所	栗栖 72 番地	(471) 3651	湊	湊 3 丁目 8 番 21 号	(455) 0702
岡 崎	森小手穂 1262 番地 1	(471) 1783	野 崎	野崎 194 番地 1	(455) 1293
西 脇	西庄 1016 番地 90	(455) 0030	三 田	坂田 286 番地	(471) 1754
和 佐	井ノ口 255 番地 1	(477) 0001	松 江	松江中 3 丁目 4 番 17 号	(455) 0022
安 原	桑山 38 番地 1	(479) 0001	木 本	木ノ本 127 番地 2	(455) 0035
西山東	吉礼 342 番地 2	(478) 0007	貴 志	向 88 番地 1	(455) 0009
東山東	山東中 51 番地	(478) 0004	楠 見	楠見中 98 番地 7	(455) 1704
有 功	園部 1456 番地 1	(461) 6279			
直 川	直川 1254 番地	(461) 0021	地域フロンティアセンター		(402) 1213
川 永	楠本 283 番地	(461) 1004		本町 2 丁目 1 番地 フォルテワジマ 6 階	
小 倉	新庄 45 番地 2	(477) 0415			
加 太	加太 2692 番地	(459) 0001	サービスセンター		
山 口	里 146 番地 2	(461) 1011	東部サービスセンター	森小手穂 55 番地	(475) 7151
紀 伊	弘西 1034 番地 1	(461) 0031	河南サービスセンター	布施屋 41 番地	(465) 3711
雑 賀	西浜 1 丁目 4 番地 48 号	(446) 2701	河西サービスセンター	松江北 2 丁目 20 番 7 号	(480) 1175
雑賀崎	雑賀崎 1286 番地	(444) 0049	河北サービスセンター	市小路 192 番地 3	(480) 3811
和歌浦	和歌浦西 2 丁目 1 番地 19 号	(444) 0001	中央サービスセンター	三沢町 1 丁目 2 番地	(402) 2680
名 草	紀三井寺 673 番地 1	(444) 1001	北サービスセンター	直川 326 番地 7	(464) 1101
田 野	田野 343 番地	(445) 0356	南サービスセンター	紀三井寺 856 番地	(494) 3200
本 町 連絡所	北桶屋町 7 番地	(422) 3028			
城 北	西鍛冶屋町 7 番地	(431) 2717			
広 瀬	広瀬中ノ丁 1 丁目 16 番地	(422) 2007	ごみ・し尿・下水処理		
雄 湊	伝法橋南ノ丁 16 番地	(422) 9533	収集センター北事務所	出島 79 番地 1	(471) 1503
大 新	新大工町 23 番地	(422) 4534	収集センター西事務所	土入 325 番地	(453) 0253
新 南	木広町 4 丁目 23 番地	(422) 1621	収集センター青岸ストックヤード	湊 1342 番地 8	(435) 5560
吹 上	堀止東 1 丁目 6 番 17 号	(425) 8775	青岸エネルギーセンター	湊 1342 番地 3	(428) 4153
砂 山	砂山南 2 丁目 1 番 4 号	(423) 3832	青岸クリーンセンター	湊 1342 番地 39	(433) 6663
今 福	今福 2 丁目 2 番 88 号	(436) 2782	青岸汚泥再生処理センター	湊 1342 番地	(422) 4732
高 松	東高松 2 丁目 4 番地 46	(422) 2874	和歌川終末処理場	塩屋 5 丁目 3 番 41 号	(444) 2463
宮	太田 2 丁目 1 番 26 号	(471) 0486	中央終末処理場	三葛 510 番地 1	(447) 3331
宮 北	黒田 205 番地 2	(471) 2218	北部終末処理場	本脇 653 番地 2	(454) 3695
四箇郷	有本 186 番地 3	(471) 2210			
中之島	中之島 1495 番地	(422) 4695			

水 道		
企 業 局	七番丁 23 番地	(432) 0001
加納浄水場	松島 408 番地 1	(472) 3346
出島浄水場	出島 97 番地	(471) 2404
六十谷第 1・第 2 浄水場	六十谷 108 番地 2	(461) 0071
和歌山市水道料金センター	七番丁 16 番地 ワイチビル 1F	(435) 1298

文化会館・地区センター		
芦原文化会館	島崎町 6 丁目 13 番地 2	(423) 5031
岩橋文化会館	岩橋 1330 番地 8	(473) 3525
木ノ本文化会館	木ノ本 728 番地 2	(453) 5909
杭の瀬文化会館	杭ノ瀬 76 番地 7	(471) 0433
善明寺文化会館	善明寺 361 番地 3	(452) 6969
鳴神文化会館	鳴神 967 番地 3	(473) 3014
平井文化会館	平井 72 番地 1 (平井ふれあいセンター内)	(451) 2765
本渡文化会館	本渡 393 番地 5	(479) 2890
大垣内文化会館	大垣内 783 番地 5	(477) 1195
弘西文化会館	弘西 858 番地 4	(461) 6669
口須佐文化会館	吉礼 260 番地 1	(478) 2905
栄谷文化会館	栄谷 487 番地	(452) 2620
栄谷南地区センター	栄谷 53 番地 1	(451) 4333

消 防		
消 防 局	八番丁 12 番地	(422) 0119
中 消 防 署	八番丁 12 番地	(432) 0119
南 分 署	和歌浦東 1 丁目 1 番 13 号	(444) 0119
宮 前 出 張 所	手平 6 丁目 6 番 18 号	(424) 0119
東 消 防 署	鳴神 1059 番地 6	(473) 0119
四箇郷出張所	加納 246 番地 3	(474) 0119
河 南 出 張 所	吐前 568 番地	(477) 0119
岡 崎 分 署	森小手穂 49 番地 1	(475) 0119
北 消 防 署	狐島 645 番地 3	(452) 0119
加 太 出 張 所	加太 1203 番地 4	(459) 0523
紀 伊 分 署	弘西 1101 番地 2	(461) 0119
鳴 滝 出 張 所	園部 596 番地 163	(453) 0119

保 健 衛 生		
和歌山市保健所	吹上 5 丁目 2 番 15 号	
	総務企画課	(488) 5107
	生活保健課	(488) 5111
	保健対策課	(488) 5116
	地域保健課	(488) 5120
中保健センター	吹上 5 丁目 2 番 15 号	(488) 5122
西保健センター	松江 775 番地 1 (河西ほほえみセンター内)	(455) 4181
南保健センター	田尻 493 番地 1	(499) 5566
北保健センター	直川 326 番地 7 (さんさんセンター紀の川内)	(464) 5051
衛 生 研 究 所	松江東 3 丁目 2 番 67 号	(453) 0055
夜間・休日応急診療センター	吹上 5 丁目 2 番 15 号	(425) 8181
斎 場	南出島 100 番地 1	(471) 2921
今 福 霊 園	今福 2 丁目 2 番 4 号	(422) 0677
動物愛護管理センター	松江東 3 丁目 2 番 63 号	(488) 2032

ス ポ ー ツ		
松 下 体 育 館	西浜 1037 番地	(444) 8274
市 民 体 育 館	土入 318 番地の 1	(453) 2007
河南総合体育館	和佐中 165 番地の 1	(477) 4009
つつじが丘総合公園	つつじが丘 4 丁目 4 番地外	(488) 5702
市民温水プール	土入 318 番地の 1	(455) 8022
和 歌 山 東 公 園	北出島 133 番地 (体育館、市民球場)	(474) 3331

文 化		
和歌山城ホール	七番丁 25 番地の 1	(432) 1212
市 民 図 書 館	屏風丁 17 番地	(432) 0010
市民図書館西分館	松江 775 番地 1 河西ほほえみセンター内	(455) 3210
市 立 博 物 館	湊本町 3 丁目 2 番地	(423) 0003
有吉佐和子記念館	伝法橋南ノ丁 9 番地	(488) 9880
和歌の浦アート・キューブ	和歌浦南 3 丁目 10 番 1 号	(445) 1188
湊 御 殿	西浜 1161 番地	(444) 4188
旧中筋家住宅	禰宜 148 番地	(465) 3040
旧大村家住宅長屋門	岡山丁 3 番地	---
平井歴史資料室	平井 72 番地の 1 (平井ふれあいセンター内)	(488) 9111
和歌の浦あしべ庵	和歌浦中 3 丁目 4 番 26 号	---

福 祉		
あいあいセンター 小人町 29 番地	(431)	5246
ふれ愛センター 木広町 5 丁目 1 番地 9	(433)	8866
福 祉 交 流 館 小人町 29 番地 (あいあいセンター内)	(431)	5246
山 口 西 福 祉 館 山口西 85 番地	---	
本 渡 福 祉 館 本渡 397 番地 4	(479)	2804
芦 原 福 祉 館 雄松町 3 丁目 50 番地	(436)	5929
杭の瀬福祉館 杭ノ瀬 77 番地 10 (杭の瀬児童・地区福祉センター内)	(474)	0259
善 明 寺 福 祉 館 善明寺 390 番地 3	(455)	5104
平 井 福 祉 館 平井 18 番地 2	(455)	2176
西庄ふれあいの郷 西庄 1107 番地 36	(456)	3533

社 会 教 育		
中 央 公 民 館 西汀丁 29 番地	(435)	1193
男女共生推進センター 小人町 29 番地 (あいあいセンター内)	(436)	8704
東部コミュニティセンター 寺内 665 番地	(475)	0020
河南コミュニティセンター 布施屋 41 番地	(477)	6522
河西コミュニティセンター 松江北 2 丁目 20 番 7 号	(480)	1171
河北コミュニティセンター 市小路 192 番地 3	(480)	3610
中央コミュニティセンター 三沢町 1 丁目 2 番地	(402)	2678
北コミュニティセンター 直川 326 番地 7	(464)	3031
南コミュニティセンター 紀三井寺 856 番地	(494)	3755
西コミュニティセンター 砂山南 3 丁目 1 番 11 号	(494)	4800
青少年国際交流センター 加太 1907 番地 2	(459)	2107

児 童 館		
平 井 児 童 館 平井 72 番地 1 (平井ふれあいセンター内)	(453)	9075
杭の瀬児童館 杭ノ瀬 77 番地 10 (杭の瀬児童・地区福祉センター内)	(471)	9785
芦 原 児 童 館 雄松町 5 丁目 2 番地 1	(436)	1099
善 明 寺 児 童 館 善明寺 390 番地 1	(451)	7989
鳴 神 児 童 館 鳴神 966 番地 1	(473)	6021
岩 橋 児 童 館 岩橋 1329 番地 5	(472)	2995
木ノ本児童館 木ノ本 728 番地 1	(455)	7062
本 渡 児 童 館 本渡 435 番地 1	(479)	0510

子どもたちに		
少年センター 七番丁 16 番地 ワイチ産業ビル 3 F	(425)	2351
こ ども 科 学 館 寄合町 19 番地	(432)	0002
四季の郷公園 明王寺 85 番地	(499)	4370
こども家庭センター 北桶屋町 7 番地	(402)	7830
子ども支援センター	"	"

産 業		
勤労者総合センター 西汀丁 34 番地	(433)	1800
中央卸売市場 西浜 1660 番地 401	(431)	3161
和歌山市のものづくり 美園町 5 丁目 13 番地 2 (わかちか広場内)	---	

観 光 案 内		
観光交流センター 美園町 5 丁目 13 番地 2 (わかちか広場内)	(422)	5831
和歌山城観光案内所 一番丁 3 番地	(435)	1185
和歌山市民図書館内観光案内 屏風丁 17 番地	(432)	0010
和歌の浦あしべ庵(再掲) 和歌浦中 3 丁目 4 番 26 号	---	

駐 車 場		
市営本町地下駐車場 北桶屋町 7 番地	(425)	8583
市営中央駐車場 七番丁 19 番地	(432)	5309
市営北 駐 車 場 九番丁 8 番地	(426)	7456
市営大新地下駐車場 坊主丁 12 番地	(488)	4099
市営城北公園地下駐車場 西鍛冶屋町 7 番地	(433)	8141
市営けやき大通り地下駐車場 美園町 5 丁目 13 番地 2	(436)	8385
市営けやき大通り地下自転車等駐車場	"	"
市営市駅前自転車駐車場 屏風丁 17 番地	(432)	5738
市営市駅前原動機付自転車駐車場 東蔵前丁 39 番地	(431)	2215
市営六十谷駅前自転車等駐車場 六十谷 432 番地 19	(461)	9770
市営和歌山駅東口自転車等駐車場 太田 1 丁目 15 番 1 号	(475)	2549
市営紀三井寺駅前定期駐車場 紀三井寺 713 番地 5	---	
市営中之島定期駐車場 中之島 500 番地 41	---	
市営和歌山市駅前広場駐車場 屏風丁 15 番地の 2	---	
市営和歌山駅西口広場駐車場 美園町 5 丁目 13 番地 2	---	
市営片男波海水浴場駐車場 和歌浦南 3 丁目 1740 番地	(447)	9080

市 政 概 要

令和 8 年度（2026年度）版
令和 8 年（2026年）9 月 1 日発行

発行所 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市議会事務局

T E L 073 - 435 - 1120

F A X 073 - 424 - 9276

印刷所 (株)紀州商合印刷

T E L 073 - 431 - 9209

F A X 073 - 431 - 6424



地球環境保護のために、再生紙と
植物油インキを使用しています。